

名古屋大学大学院法学研究科博士学位請求論文

カンボジアにおける行政紛争処理制度の研究

指導教員：稲葉一将教授

副指導教員：深澤龍一郎教授

副指導教員：市橋克哉教授

学生番号：431604047

氏名：チンケット・メター (CHINKET Metta)

総合法政コース (国際法政)

目次

はじめに	1
第1章 カンボジア法の一般的特徴.....	8
第1節 先行研究や教材類にあらわれた理解.....	8
1. カンボジア法一般に関する先行研究の存在およびその特徴.....	8
2. 先行研究におけるカンボジア法一般の概観.....	9
3. カンボジア法一般における3つの法の影響.....	12
第2節 伝統法の特徴.....	13
1. 伝統法の意義.....	13
2. 憲法.....	14
3. 立法制度.....	17
4. 行政制度.....	21
5. 裁判制度.....	25
第3節 フランス法の影響を受けた法の特徴.....	32
1. フランス法の影響を受けた法の意義.....	32
2. 憲法.....	33
3. 立法制度.....	36
4. 行政制度.....	39
5. 裁判制度.....	41
第4節 社会主義法の影響を受けた法の特徴.....	45
1. 社会主義法の影響を受けた法の意義.....	45
2. 憲法.....	46
3. 立法制度.....	47
4. 行政制度.....	50
5. 裁判制度.....	52
第5節 3つの法が混在しているカンボジア法の現状.....	55
1. 混在している背景.....	55
2. 憲法.....	59
3. 立法制度.....	63
4. 行政制度.....	66

5. 裁判制度	68
6. 混在しているカンボジア法の一般的特徴.....	71
第2章 カンボジアにおける行政紛争処理制度の歴史的展開.....	72
第1節 伝統法における原始的な紛争処理.....	72
1. 先行研究の理解にあらわれた伝統法における行政紛争の処理.....	72
2. 行政法関係が存在しない対個人紛争主義.....	74
3. 紛争処理機関.....	76
4. 紛争処理手続.....	77
第2節 フランス法の影響を受けた行政裁判所制度.....	79
1. 不明確な行政訴訟の概念.....	79
2. 行政裁判所の組織.....	82
3. 行政裁判手続.....	84
4. 行政裁判所に共通する諸特徴.....	84
5. カンボジアにおける教材類が論じる行政裁判所の不明確性.....	85
第3節 社会主義法の影響を受けた行政紛争処理制度の内容.....	86
1. 教材類や先行研究における社会主義法の影響を受けた行政紛争処理制度の内容.....	87
2. 行政裁判所制度の不存在—抗議申立て制度の登場—.....	87
3. 抗議批難法における抗議申立ておよび批難申立て.....	92
4. 抗議申立て等の処理機関と監督組織.....	93
5. 抗議申立て等の審査解決手続.....	95
第3章 カンボジアにおける行政紛争処理制度の現状とその問題点.....	99
第1節 先行研究の概観とその特徴.....	99
1. 申立て制度論による総合的な把握の試み.....	99
2. 申立て制度論の意義とその限界.....	100
第2節 行政裁判所制度の残滓.....	100
1. 行政訴訟.....	101
2. 行政事件.....	104
3. 行政訴訟等からフランス型行政裁判所への展開の困難.....	104
第3節 抗議申立て制度の残滓.....	104
1. 抗議申立て等の概念.....	105

2. 査察機関	108
3. 個別の抗議申立て.....	111
4. 抗議申立て等からの展開の困難.....	112
第4節 原始的な紛争処理の法意識の残滓.....	113
1. 法意識に残る原始的な紛争処理.....	113
2. 抗議申立て制度に紛れた伝統法とその影響.....	118
3. 法制度の展開を妨げる伝統法の意識.....	118
第5節 現行行政紛争処理制度の諸問題.....	120
1. 用語または概念の多義性.....	120
2. 行政紛争を処理する機関の責任の不明確性.....	125
3. 行政紛争を処理する手続の不備.....	127
4. 決定の法的効力の不明確性.....	128
5. 行政紛争処理制度の機能不全.....	129
第4章 カンボジアにおける行政紛争処理制度の整備の方向性.....	133
第1節 裁判所による行政活動審査制度の整備の複数の方向性.....	133
1. 行政裁判所または行政裁判機関の整備とその困難性.....	133
2. 裁判所による行政活動審査制度の整備における複数の可能性.....	135
第2節 現状維持という方向性の問題—法理論および実務による行政紛争処理制度の展開の困難—	136
1. 行政紛争処理制度との齟齬がある行政訴訟法理論.....	136
2. 行政訴訟制度を展開させる力を持っていない実務.....	139
第3節 裁判所によらない行政活動審査制度の整備.....	143
1. 裁判所によらない行政活動審査の憲法問題.....	143
2. 総合的アプローチ—地方行政における市民課制度およびその問題点—	144
3. 個別規范文書に定められた抗議申立ての対象となる（行政）決定.....	147
4. 行政決定を審査する機関.....	148
5. 行政決定審査手続.....	151
6. 行政決定審査制度の整備における留意点—既存の「進んだもの」からの展望—	151
おわりに	153

はじめに

一般に、行政法は、君主制や民主制等の国民と国家との関係の違いに加えて、国家三権における行政権の位置つまり行政権の立法的、司法的統制の違いによっても、一様ではない。統治機構これ自体が国によって異なることに加えて、主権者である国民と国家との関係も、大きく異なるのである。このため、行政法といっても、それは各国における行政権の位置と国民と国家との関係を反映したものとなる。

日本を含む先進資本主義国では、行政法の1つの基本論点は、行政との関係における国民の権利救済に関するものである。これも国によって位置づけや概念が異なる。例えば、日本における行政法の教材類では、例外なく行政救済法の項目が設けられており、この中には行政事件訴訟法とともに行政不服審査法そして苦情処理制度が含まれている¹。

ところで、カンボジアにおいても、一般的抽象的には、権利利益を侵害されたと考える市民²が、行政または裁判所に不服を述べる手続を定めるべき必要性は意識されている。市民が行政活動に不満や不服を有するに至り、このため生まれた紛争を国家が放置せず、これに対応して法制度の整備を含むなんらかの措置を講じるべき必要性これ自体は、カンボジアの王国政府においても理解されている。ただし、日本を含むいわゆる先進資本主義国と比べると、カンボジアでは、行政不服審査制度や行政（事件）訴訟制度のような一般的な法制度はまだ整備されていない。

しかし、行政に対する不満や不服は、行政の適法性や適正性を確保するためのきっかけとなるのであって、市民からの不満や不服を国家機関が適正に処理する法制度の整備は、行政法の生成発展が可能となる起点であるといつてよい。このため、カンボジアにおいては、日本におけるようなものとして行政救済制度が存在していないからといって、それを行政法の諸問題の認識外に置くのではなくて、その反対に、カンボジアにおける市民の不満や不服の処理の現状をそのまま認識対象とするべきであると思われる。このような観点からカンボジアの現状に接近する場合には、行政に対

¹ いくつか限定せざるをえないが、塩野宏『行政法II 行政救済法』（有斐閣、第6版、2019年）4頁以下は、（苦情処理等もこれに含む）行政不服審査法を中心とする行政過程における行政争訟と行政事件訴訟からなる行政争訟法という項目を設けている。芝池義一『行政法読本』（有斐閣、第4版、2016年）280-281頁は、行政救済制度には、国家賠償および損失補償とともに行政訴訟および行政不服審査という4つの柱からなっており、行政統制のための苦情処理も行政不服審査、行政訴訟と同様に行政救済のための制度であると述べる。市橋克哉他『アクチュアル行政法』（法律文化社、第3版、2020年）205頁以下は、苦情処理と行政争訟制度との違いとともに連続性についても示唆している。

² カンボジアでは、日本のように「国民」（ប្រជាពលរដ្ឋ, ជាតិ）を使う例が限定的なものしかなく、その代わりに、行政機関である国家機関との関係について「市民」（ប្រជាពលរដ្ឋ, ពលរដ្ឋ）の語が一番多く使われている。この市民の概念は、社会主義国の特徴であるが、いまでもカンボジアにおいてこの語が用いられていることは、注目されるべきことである。このことは、後述するので、ここでは述べない。日本語では、「市民」や「公民」といった訳語が用いられている。例えば、平野義太郎『現代中国法令集』（日本評論新社、1955年）5-6頁、稲子恒夫『ソビエト法入門』（法律文化社、1965年）21頁、藤田勇他『ソビエト法概論』（有斐閣、1983年）70頁、109頁以下、稲子恒夫監修『ソ連重要法令集—ソ連六法 第1巻—』（プログレス出版所、1984年）271頁を参照。

する不満や不服の処理が、一般法ではないとしても、個別の制度としてカンボジアにおいては存在する。これを行政法現象の1つではないと断言できるのであろうか。むしろ、カンボジアにおいては、個々の制度に注目する場合には、市民と行政との広い意味での紛争が想定されている市民からの申立ての機会を定める多数の制度が、行政法の生成発展を生む土壌になりうる可能性に注目すべきではなかろうか。というのも、それらは、条文数が少なく、またごく短い簡単な語句において定められている簡易なものであるため、これだけに注目されることは従来少なかったとはいえ、実際には、このような法制度の不備が原因となって様々な問題が生まれており、これらが解決されれば、行政法の生成発展を展望しうると思われるからである。

現状では、市民と行政との紛争処理の機能を有すると考えられるような制度も、概して機能不全に陥っている。ここで、機能不全というのは、第1に、紛争処理機関が多様な法形式において定められていることに加えて、実際には存在していない場合すらあること³や、存在している場合であっても、その活動が活発ではないことも含む⁴。第2に、紛争処理機関が活動している場合においても、市民からの申立てに対して、これを放置し、応答が遅延しがちであり、応答があった場合においても市民がこの内容に満足することは少ない⁵。第3に、その結果、市民は他の手段によって行政活動に対する不満や不服を表明しており、紛争処理制度の利用件数が多くない⁶。第4に、紛争処理機関の側でも、紛争処理の一般法がないために統一した制度運用をしておらず、申立ての処理の仕方が区々である⁷。

³ この認識は、Khlok Dara, “Administrative Complaint Mechanisms in Cambodia,” in *The Development of Cambodian Administrative Law*, eds. Kai Hauerstein and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014), 154-155, 158; Hem Sras, “Political Economy of Institutional Reform to Restore Trust in Public Institutions in Cambodia: Design of a Specialized Court to End Land Disputes,” (LL.D. Diss., Nagoya University, 2014), 16-17, 151.

⁴ Khlok Dara, *Ibid.*, 146, 152; Hem Sras, *Ibid.*, 51-52; The NGO Forum on Cambodia, *Access to Land Title in Cambodia: A Study of Systematic Land Registration in Three Cambodian Provinces and the Capital* (The NGO Forum on Cambodia, November 2012), 80-82, 91, **វេទិកានៃអង្គការមិនមែនរដ្ឋាភិបាលស្តីពីកម្ពុជា, ការវិភាគស្ថិតិស្តីពីវិវាទដីធ្លីនៅកម្ពុជាឆ្នាំ២០១២** (វេទិកានៃអង្គការមិនមែនរដ្ឋាភិបាលស្តីពីកម្ពុជា, មិថុនា ២០១២), ២៤ ដល់ ២៥, ២៩ ដល់ ៣១ [カンボジアに関する非政府組織フォーラム『2016年のカンボジアにおける土地紛争に関する統計分析』(カンボジアに関する非政府組織フォーラム, 2016年6月) 24-25頁, 29-31頁]。なお、以下にて、クメール語で書かれた資料は、まずそのまま表記し、その後で筆者が日本語に仮訳したものを記すこととする。

⁵ この評価は、National Committee for Sub-National Democratic Development (NCDD) and Japan International Cooperation Agency (JICA), *Situational Analysis 3: Capital/Provincial and District/Municipal/Khan Administration Management* (NCDD, November 2011), 37; National Committee for Sub-National Democratic Development (NCDD), *Result of the IP3 2011 Local Governance Survey* (NCDD, 5 February, 2012), 20-21, 22; Khlok Dara, *supra* note 3, 146, 158; Hem Sras, *supra* note 3, 167; The NGO Forum on Cambodia, *A study on Land Disputes in Four Provinces of Cambodia: Mapping, Impacts, and Possible Solution* (The NGO Forum on Cambodia, November 2015), 41.

⁶ NCDD, *Ibid.*, 19; The NGO Forum on Cambodia (2012), *supra* note 4, 84.

⁷ 一般的に、行政に関連する申立てや紛争または訴訟を処理していないという認識を述べたのは、Jörg Menzel, “General Principles a Cambodian Context,” in *The Development of Cambodian Administrative Law*, eds. Kai Hauerstein and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014), 84-85. しかし、実際において行政に関連する申立てや紛争または行政訴訟の提起、これらの処理の事実が確認されている。Khlok Dara, *supra* note 3, at 146, **ឥនឃ្យ៊ែន, វិវាទរដ្ឋបាល** (២០១២), ១៤០ ដល់ ១៥០, ១៦២ ដល់ ១៦៣ [エン・ユウン『行政訴訟』(2016年) 140-150頁, 162-163頁] を参照。

以上のような諸問題が解決されないままだとすれば、市民の不満や不服さらには紛争が放置され
たままとなり、市民と行政との関係が一層悪化して、結局、社会の混乱を招きかねない⁸。しかし、
だからこそカンボジアにおいても、論理上、広義の行政紛争の、より客観的で適正な処理が目指さ
れるようになることは不可避であると筆者は予測しており、ここが起点となって、単なる苦情処理
から行政不服審査さらには第三者である機関による紛争の裁断つまり行政裁判所のような裁判制度
の生成展開も展望しうる可能性があると考えている。国家活動の恣意を徐々に抑制し、やがてはこ
れを規範づける法という意味での行政法の研究課題を、その本格的な生成展開の前の段階に注目す
ることで、発見できるのではないかと考えているのである。

以上のような理論的仮説あるいは問題意識を有する本論文に先行して、カンボジアでも、行政活
動によって生まれる不満や不服または紛争に国家が対応する法制度について、いくつかの研究がな
いとはいえない。しかし、それらの研究には、第1に、カンボジアにおけるこの法制度の現状を客
観的に分析するという観点が欠けている。例えば、フランスで学んだ者は、フランス法の概念を用
いながら、これに適合するように現実の一部を述べてしまいがちである。後述するように、国家組
織等の違法行為に対する市民の抗議申立て⁹等の権利を定めるカンボジア王国の憲法¹⁰（以下、「1993
年憲法」という。）39条について、これは、フランスに類似する行政訴訟制度を想定していると論
じているのは興味深い¹¹が、その根拠が必ずしも明らかにされていないのである¹¹。そこで当然、この
説への批判として、この憲法39条は、フランスをモデルとする行政訴訟制度を想定するものではな
いと論じる考え方も登場するが、それではフランス由来ではないとして、これに代わる歴史的起源

⁸ 市民と行政の関係は、すでに緊張した状況にあるという指摘もある（*ក្រុមប្រឹក្សាកំណែទម្រង់ច្បាប់ និងប្រព័ន្ធយុត្តិធម៌, ការសិក្សាបឋមស្តីពីប្រព័ន្ធអំប៊ូស្យាន់ និងការទទួលពាក្យបណ្តឹងនៅកម្ពុជា* (២០០៩), ១៨ [法律司法制度改革評議会『カンボジアにおけるオンブズマン制度および申立ての受理についての一考察』(2009年) 18頁])。

⁹ この「抗議申立て」の日本語訳は、「*បណ្តឹងតវ៉ា*」からの直訳である。日本語訳は、カンボジアにおける抗議申立て制度に
影響を与えたと考えられるベトナム、ソ連、中国の憲法や下位法令の先行研究の訳語を用いるべきだと考えたが、先行研究
間の訳語は必ずしも統一されていないので、原語から直訳することとする。

¹⁰ *រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, ២៤ កញ្ញា ១៩៩៣* [カンボジア王国の憲法 (1993年9月24日)]。この1993年憲
法の出典の最新版として、*អគ្គលេខាធិការដ្ឋានក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, រដ្ឋធម្មនុញ្ញ* (ក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, ២០២១) [憲法院事
務総局『憲法』(憲法院, 2021年)]に加え、この後に行われたこの憲法の第10回改正は、*ច្បាប់ធម្មនុញ្ញស្តីពីវិសោធនកម្ម
មាត្រា១៩ថ្មី(មួយ) មាត្រា៨៩ មាត្រា៩៤ថ្មី មាត្រា១០២ថ្មី មាត្រា១១៩ថ្មី(មួយ) និងមាត្រា១២៥ថ្មី នៃរដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃព្រះរាជា
ណាចក្រកម្ពុជា និងមាត្រា៣ ថ្មី និងមាត្រា៤ ថ្មី នៃច្បាប់ធម្មនុញ្ញបន្ថែមសំដៅធានានូវដំណើរការជាប្រក្រតីនៃស្ថាប័នជាតិ,
លេខនស/រកម/០៨២២/០០៧, ៦ សីហា ២០២២* [カンボジア王国の憲法の新19条(一)、新98条、新102条、新119条(一)
および新125条ならびに国民制度の正常運営を確保するための追加憲法的法律の新3条および新4条の改正に関する憲法的
法律NS/RKM/0822/007号(2022年8月6日)]を参照。日本語の翻訳は、基本的に、傘谷祐之「4 カンボジア王国」鮎京正
訓他編『新版 アジア憲法集』(明石書店、2021年) 178-206頁を参照したが、本論文は、原語を重視しているため、この翻
訳版の内容との若干のずれも見られる。

¹¹ Mum Chanserey, “Le Reglement du Contentieux Administratif au Cambodge,” *Annales de la Faculte de Droit et des Sciences Economiques de Phnom Penh* 1996: 13-28 がその先駆である。

を詳しく述べているのかといえ、必ずしもそうではない¹²。

フランス法の観点から接近するのとは異なり、カンボジアを外部から論じる場合には、英語が用いられている。汚職等の犯罪行為を含む行政措置 (administrative measure) に対する「申立て」(complaint) が、カンボジアの現行制度において多数採用されていると理解しつつ、この現状から出発すると一般的制度を構想する場合においても、「申立ての仕組み」(complaint mechanism) や「申立て制度」(complaint system) といった行政訴訟と異なる法制度が形成されるべきこととなると論じられている¹³。

以上とは異なる観点から、かつての社会主義時代の法制度を視野に入れながら、主に、行政組織の内部と外部との区別にかかわらず「行政上の犯罪」(បទល្មើសផ្ទៃកម្ពុជា) に対する「行政上の処罰」(ទណ្ឌកម្មផ្ទៃកម្ពុជា) のための申立て制度を論じる考え方も存在している¹⁴。

以上のように、いずれの考え方も 1993 年憲法 39 条を論じながら、これを具体化する法制度については構想が異なるのである。この事実からすると、カンボジアにおける行政活動についての市民の不満や不服が実際に存在するのに、法制度が未整備となっている一因には、理論や学説が、法制度を考察の対象とするとはいえ、主観的に意見を述べることが多く、これが形成されてきた経緯やそれぞれの関係等を十分には分析できていないという限界があるように思われる。

先行研究の特徴は、第 2 に、それらの研究が、主に、法律等の個々の条文の不備や実際に生じている諸問題を概括的に指摘するものにとどまることである。行政裁判所が設置されていないので、法的な紛争解決方法が不備のままであるという現状を指摘するものがある¹⁵。このような現状の指摘とは反対に、実際に存在する申立て制度の積極的意義と活用を主張するものは、存在する法制度に注目する点では重要な問題提起をするものと評価できるが、問題点が論じられないままで、現状肯定的になるところに欠点がある¹⁶。申立てを処理する手続、明確な要件を定めつつ、紛争処理権限

¹² នេតត្តម រណប្បត្តិ, *នីតិសាធារណៈខ្មែរ* (២០០០), ៥៣៣ ដល់៥៣៧ [ノロドム・ラナリット『クメール公法』(2000年) 533-537 頁]。

¹³ 主に、Kai Hauerstein, “Aspects of Administrative Law and Its Reform in Cambodia,” in *The Development of Cambodian Administrative Law*, eds. Kai Hauerstein and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014), 41-46; Khlok Dara, supra note 3, at 147-152 に代表されている。ドイツの弁護士 (lawyer) で、2014 年ごろにカンボジアの法律および司法改革の事務総局の顧問をしていた Kai Hauerstein の見解が有力に主張されていたように見受けられる。

¹⁴ សួន ឌីសថ, *កិច្ចសន្យាដ្ឋបាលជាមួយនីតិវិធីដ្ឋបាល (Administrative Contract and Administrative Procedure)* (សាកលវិទ្យាល័យអាស៊ីអឺរ៉ុប, ២០១១), ៤៦៥ ដល់៤០៩, ៤៤៤ ដល់៤៧០ [スオン・オソット『行政契約と行政訴訟・手続 (Administrative Contract and Administrative Procedure)』(アジアヨーロッパ大学, 2011年) 465-509 頁, 544-570 頁]。

¹⁵ ថេង ច័ន្ទសង្ហារ, “ប្រសិទ្ធភាពគុណភាពរដ្ឋបាលខ្មែរ?,” *វិស្សបវត្តិសាកលវិទ្យាល័យភូមិន្ទនីតិសាស្ត្រ និងវិទ្យាសាស្ត្រសេដ្ឋកិច្ច* ២០០២-២០០៣ (២០០៥): ៤៣ ដល់៤៤ [テン・チャンソンワー「カンボジアにおいて行政裁判を強化すべきか?」王立法律経済大学紀要 2002-2003 号 (2005年) 43-44 頁]。

¹⁶ 法律司法制度改革評議会・前掲注 (8) 19 頁。

をどの機関に与えるべきかの議論の必要性を主張するものも、問題点の把握と分析が不足している¹⁷。有能な実務家の必要性を視野に入れつつ、法制度に対する信頼欠如を危惧するもの¹⁸、実際に法制度が機能するためには人的資源が不可欠であるが、この欠落を指摘するもの¹⁹も存在する。これらを要するに、「現状批判」²⁰の段階にある。しかし、問題は、現状を批判することではなくて、現状が生まれている原因をカンボジアに即して分析することであるように思われる。しかし、こうした分析は、他国を参照することで自国を相対化して、客観的に固有の問題点を発見しようとする研究が不足しているカンボジアでは難しい。

以上のような先行研究に対して、本論文は、カンボジアにおける行政活動に対する市民の不満や不服について、存在する諸制度を素材としつつ、これらを便宜的に、「行政紛争処理制度」²¹と総称することとし、その現状の分析に加えて、現状を生み出している原因の歴史的考察も行って、今後において克服されるべき問題点を解明し、これを改善するための法整備の方向性を提示しようとするものである。行政紛争処理制度という素材に即して、現状分析とともに、これを生み出している原因を分析しようとする本論文は、以上で確認した先行研究が示すように、従来のカンボジアには存在しなかった研究であり、この意味で取り組むことには意味があると考えられる。

ところで本論文は、日本をはじめとする先進資本主義国における類似の法制度とカンボジアにおけるそれとの制度比較、という構成にはなっていない。この理由をはじめに述べておきたい。例えば、カンボジアが影響を受けたフランスにおける法制度との比較は、可能であるのかもしれない。しかし、このような比較研究は、フランス法では説明できない法制度や法現象を捨象するものになりかねない。同じことは、社会主義法の影響に関してもいえる。ある国の法理論や法制度のみに基づいてカンボジアを分析すると、先行研究と同様に、カンボジアにおける行政紛争処理制度の一面的な考察ではあっても、全体を明らかにするものとはならないと筆者は考えている。

そこで本論文は、カンボジアに強い影響力を有しないが、近代期に西欧の法制度を導入しようとした日本の法制度や理論の経験をいわば鏡とすることで、カンボジアの現状を客観的に把握しよ

¹⁷ Khlok Dara, *supra* note 3, at 169.

¹⁸ Jörg Menzel (2014), *supra* note 7, at 83-85.

¹⁹ Alex Read, "Solving the Complaints of Citizens at Sub-National Levels," in *The Development of Cambodian Administrative Law*, eds. Kai Hauerstein and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014), 179-180, 182, 183-187.

²⁰ 市場経済移行諸国には、「現状批判」にとどまり、その内面的な原因の分析作業が欠けているという共通点があることを、市橋克哉「行政法整備支援の『メタ理論』と比較行政法への示唆」法律時報82巻12号(2010年)106-107頁が述べている。

²¹ 本論文における「行政紛争処理制度」とは、あくまでも、現に存在する行政活動によって生まれる市民の不満や不服または紛争に対応する多数の制度を、筆者が便宜上このように表現するものであって、「行政紛争処理制度」なる一般的法制度は存在しない。

うとするものである²²。日本においては、法制度が、国家補償に加えて、苦情処理、行政不服審査および行政事件訴訟制度に分けられて、整理されている。このような整理を前提とすれば、カンボジアの現状は、苦情処理の法制度が散在しているということになるのであろう。しかし、カンボジアの現状においては、苦情処理とこれ以外の法制度が未分化であり、一体であることを見落としてはならない。日本の法制度を理解しつつ、カンボジアの現状を分析対象とすることによって、苦情処理制度の中に存在するこれとは異質の法制度の萌芽形態をも見出す可能性がある。例えば、補償的機能を有する苦情処理制度は、苦情処理と国家補償との分化そして発展という可能性を有するものだと、カンボジアの現状を認識することが可能となる。同時に、カンボジアにおいて個々の法制度が未分化であることには、精緻であるのかもしれないが総合性を欠くようにも思われる日本とも異なる、独自の発展可能性も意識されてくる。このような比較が意識されているので、本論文は日本を参照するのであるが、だからこそ日本の苦情処理制度との表面的な比較研究はあえて避けられている。

以下では、本論文の構成を述べておこう。まず、カンボジアにおける行政紛争処理制度の現状を解明する本論文は、カンボジア法一般の概説部分を要するであろう。しかし、カンボジア法これ自体の一般的特徴についても、統一した見解や量的に十分な学術的な研究が存在しない。そこで、本題に入る前に、第1章では、数少ない先行研究および教材類を手掛かりにしながら、主に、カンボジアにおいて一般的に規範文書²³といわれる法令類を分析し、カンボジア法一般が、伝統法の存続、フランス法の影響、社会主義法の影響という3つの特徴を有することを述べるところから、叙述を開始することとしたい。そして、これらが統一性を欠いており、また相互関連性すらはっきりしないまま存在している状態を、述べることにしたい。なぜなら、この特徴が、カンボジア法という統一的な把握を困難にしていると考えられるからである。

次に、第1章の叙述で明らかになったカンボジア法は、3つの法が分裂しながら混在しており、相互関連性を欠くという特徴を、行政紛争処理制度に即して論証するのが、第2章で企図されていることである。このため、行政紛争処理制度の歴史的展開が分析される必要がある。これにより、カンボジアでは、伝統法の原始的な紛争処理、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度、社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度という異質の行政紛争処理制度が歴史上の連続性がなく断絶的

²² 市橋克哉「行政法整備支援とその行政法学への示唆」国際開発研究20巻2号（2011年）40頁を参照。

²³ 本論文における「規範文書」の原語は「លិខិតបទដ្ឋាន」である。カンボジアでは、他に、法規範文書（លិខិតបទដ្ឋានគតិយុត្ត）、法規範（បទដ្ឋានគតិយុត្ត）もあって、近年「法規範文書」という語句を用いる規範文書が多くなっている。しかし、「規範文書」は、後述するように、社会主義時代において法制度が確立し、1993憲法にも使われた用語または概念であるため、本論文は、個別に特筆する場合を除いて、「規範文書」に統一することとする。

に形成され、導入されたことの論証が企図されている。

第3章では、第2章で述べられたそれらの3つの特徴が、行政紛争処理制度の現状にどのようにあらわれているのかを解明する。すなわち、まず、フランス法の影響を受けたために行政裁判所の設置構想がなお有力に主張されていることを確認することができる。社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度は、カンボジアの実務ではほとんど自覚されていないが、法制度上これが占めている割合が比較的が多く、無意識的にはあっても法実務としてもなお強固に存続している。伝統法は、法制度の次元とは異なり、法意識の一種として根強く残っている。その結果、第1に、行政訴訟といっても、フランス法が形式的に参照されるにとどまっており、特別の行政裁判所の設置やその訴訟手続が定められていない。また第2に、市民の憲法上の権利として認められているものの、抗議申立ては、これを具体化する法制度の整備という段階には至っていない。そして第3に、市民の行動には影響力が強いと考えられる伝統法の意識が存在すると考えざるをえない。いずれも、断片的な残滓にすぎず、分裂しながら、相互関連性もなく、次の段階へ展開する十分な力を持つ強固な法制度の形成がないまま、不安定な状態にある。この結果、以下のような諸問題が生まれている。すなわち、断片的で統一されていない用語や概念が多義的なまま存在する。紛争処理機関の責任も不明確である。紛争を処理する手続や決定の法的効力も不明確である。

最後に、第4章において、以上のような行政紛争処理制度の諸問題を解決するために、どのような法制度の整備が必要となるのか、その方向性を論じることとしたい。ここでは、フランスにおける行政裁判所制度に強い影響を受けた特別の行政裁判所のような裁判機関の整備というカンボジアにおいて多数が主張する方向性は、実現が必ずしも容易ではないという筆者の見解を述べる。第2章で経緯を述べるように、カンボジアでは、単線的に権利利益救済を目的とする行政争訟制度が整備されてくるといふ展開とは異なり、様々な断片的な要素が混在している土壌に生成展開する行政紛争処理制度の整備もまた複数の方向性が視野に入れられるべき必要性を述べるものである。これは、裁判所における紛争解決と判例の蓄積という発展の方向性を否定するものではないが、これと同時に、伝統法の意識や社会主義法の影響を受けたと考えられる抗議申立て制度も活用すべきであるという方向性である。これを、市民の権利利益を救済する裁判所とともに、権利利益救済の範疇から外れる市民の不満や不服に対応する法整備を行うべき必要性と述べることもできる。ここにはさらに、個別に存在する多数の行政紛争処理制度の共通点を整理し、そこから一般的な法制度を整備するという一般法の必要性とともに、行政領域の多様性を反映した個別法の重要性というもう1つ別の問題も含まれている。これらの異なる内容を検討することで、行政紛争処理制度の整備に関して、問題提起を行うことが企図されているのである。

第1章 カンボジア法の一般的特徴

はじめに述べたとおり、本論文の論述においては、行政紛争処理制度の分裂している要素が混在している状況の実証が試みられる。この前提として、その状況の一般的な叙述をしようとするのが、本章の位置づけである。なお、カンボジア法一般とここで述べているが、この特徴これ自体も、カンボジアの市民において、十分に意識され、そして解明されているとはいえない。まして、カンボジアを国外から分析する他国の研究者が、これを正確に論じられるかという点、これもなかなか疑い深いであろう。本章は、日本の法概念を参照しながら、この観点からカンボジア法の歴史が、連続性をもたずに分裂あるいは分散している状態を述べようとするものである。

以下では、まず先行研究や教材類にあらわれた理解を整理し、伝統法、フランス法および社会主義法の影響により、カンボジア法に混在している特徴を論じる（第1節）。その次に、主に、規範文書や法制度に即して、伝統法（第2節）、フランス法の影響を受けた法（第3節）および社会主義法の影響を受けた法（第4節）のそれぞれが混在しているカンボジア法の一般的特徴を論じることとしたい。

第1節 先行研究や教材類にあらわれた理解

1. カンボジア法一般に関する先行研究の存在およびその特徴

カンボジア法一般といっても、なにをもって一般と認識するのかは、すでに難問である。そこで以下では、まず先行研究に即して、これを論ずることとしたい。なお、注意を要するのは、ここで「先行研究」という語を用いているが、これは、主に、カンボジアにおいて用いられている教材類を指しているということである。カンボジア法の一般的特徴に関する体系的な議論は行われておらず、学問的に論じられていないのが現状であるが、カンボジアにおける自立した法学研究活動が現時点までにほとんど行われていないこと²⁴が、そのような現状を生んでいると考えられる。この現状においては、カンボジアにおける教材類が「先行研究」とならざるをえない場合が多いのである。

ただし、研究の蓄積が量的に少ないとしても、先行研究あるいは教材類が全て内容面において違っており、混乱しているともいえない。それらには、いくつかの共通点が見出されるのである。

その共通点をあらかじめ述べておくとすれば、先行研究や教材類におけるカンボジア法に混在しているといわれる内容は、カンボジアの伝統法、フランス法の影響を受けた法、社会主義法の影響を受けた法という3つが存在するという理解が共有されている。これらは時間の経過とともに歴史的に形成されたが基本的に断絶しており、そして、この3つの内容が、現在、カンボジアにおいて

²⁴ カンボジアにおける法学教育の実態は、傘谷裕之＝宮田晶子「カンボジア」名古屋大学法政国際教育協力研究センター編『ASEAN 諸国の法学教育調査報告書』（2018年）81-134頁がこれを述べている。

いわば共時的に存在していることこそが、カンボジア法の特徴をなしているといえるだろう。

もちろん、先行研究は、以上の3つの内容に加えて、1990年代以後のオーストラリア等の諸国による法整備支援の影響を「コモン・ロー」の語を用いて表現することもあるし、市場経済化やN G Oの要求（例えば、自然環境保護など。）といった外在的な政治的経済的条件も指摘されている。また、国連カンボジア暫定統治機構（U N T A C）等の国際的な機関や人権といった西欧発の自由主義的な価値も論じられている。これらが絡み合っているのが現状であるが、その中で、本論文は、先行研究に共通するものとして、以上で述べた3つの内容を論証しようとするものである。

2. 先行研究におけるカンボジア法一般の概観

先行研究として第1に紹介しなければならないのは、ベアトリス・バリヴェラの教材である。これは、カンボジアで最も長い法学教育の歴史を有し、法学教育を提供する大学である王立法律経済大学²⁵の教材であって、現在のカンボジア法学に大きな影響を与えているからである。ここにおいて、カンボジア法の法体系については、シビル・ローの法体系に属しているが、特に法制度改革の都度にコモン・ローの法体系の影響をも受けつつ、過去に社会主義法の法体系の影響を受けていたという混乱した状況（ស្ថានភាពរំភ័យ, situation confuse）が指摘されている²⁶。シビル・ローの法体系に属しているのは、フランス植民地主義の影響があったからであり、法典編纂や法の階層制等がその具体的な特徴である。すなわち、ここでのシビル・ローの法体系というのは、主にフランス法の影響を指しているといえる。これに対して、コモン・ローの法体系からの影響は、1990年代から整備され始めた民法典やごく少数の個別規範文書において若干見られるという。社会主義法の法体系の影響については、1980年代に受けていたという過去のみを述べており、その残存や現行法制度への影響の有無についての言及が見当たらない²⁷。

以上の文献を要するに、カンボジア法は、1990年代からコモン・ローの若干の影響を受けてきているという現状に加え、歴史的に、フランス法、社会主義法の影響を受けていたことが原因で、混乱した状況にあるとされる。

第2に、ドイツのUniversity of BonnのJörg Menzel 准教授は、前述したベアトリス・バリヴェラの指摘を参照しつつ、「カンボジア法は、多様な歴史上の概念や最近の多様な介入の寄せ集め

²⁵ សាកលវិទ្យាល័យភូមិន្ទនីតិសាស្ត្រ និងវិទ្យាសាស្ត្រសេដ្ឋកិច្ច (Royal University of Law and Economics, Université Royale de Droit et des Sciences Economiques)。

²⁶ R. David et C. Jauffret-Spinosi, *Les grands systèmes juridiques contemporains*, 10^e éd., (Précis Dalloz, 1992), 60 を引用した Béatrice Balivet et al., *Introduction au Droit Cambodgien* (Phnom Penh : Funan, 2005), 15, បេអាទ្រីស បាលីវេ និងផ្សេងទៀត, *សេចក្តីផ្តើមនៃនីតិកម្មជា (ភ្នំពេញ: ហ្វូណន, ២០០៥), ២៦ ដល់២៧* [ベアトリス・バリヴェ他 『カンボジア法入門』(フーノン、2005年) 26-27 頁]。

²⁷ ベアトリス・同上27-30 頁、30 頁脚注46、37-38 頁、51 頁、62 頁以下。

(patchwork)」であると述べている。19世紀末期および20世紀前半におけるフランスの影響を受けたことをもって、カンボジアをシビル・ロー国家(civil law country)として位置づけているが、同氏は、また1975年から1989年までに異なった形をもって支配的通用力を有していた社会主義的な法の概念(socialist concept of law)にも注意を払うことを忘れていない。さらに注目してよいのは、同氏が、1990年代に影響を及ぼし始めたコモン・ロー諸国からの諸概念(concepts from common law countries)がカンボジアの法制度に大きな影響力(impact)を持っていないのに対して、むしろクメールの慣習(Khmer customs)が影響力を有する要素(influential factor)であると指摘するところである²⁸。

なお、この論者は、その後の2012年には、カンボジア法を、混合したシビル・ロー(mixed civil law system)と位置づけるようになった²⁹。この場合、「混合(mixed)」の意味内容が問われるところであるが、基本的にはフランス法の影響が強いという趣旨である。アジア開発銀行(ADB)またはオーストラリアなどのコモン・ローの諸概念(common law concepts)の影響力が、時間の経過とともに衰退していると把握されている。これよりも、むしろ現行法制度に対する社会主義時代の影響が現在においても重要なものであることが確認されている。この理解に対しては、フランスの支援の下で起草された刑法典および刑事訴訟法典が整備されていることをもって、シビル・ローの下位郡(sub-group)と理解するのは、ややフランス法の影響力を過度に重視していないかの疑問もある。このためか、クメールの慣習の内容については、クメールの文化および伝統という程度の理解にとどまっている。

以上を要するに、社会主義的な法の概念およびクメールの慣習も認識されている点では、カンボジア法の総合的な把握を試みたものだと評価してよいと思われる。同氏は、1993年9月24日に公布された1993年憲法についても、1991年10月23日に調印された「カンボジア紛争の包括的政治的解決に関する協定」(以下、「パリ協定」という。)だけではなくて、クメールの慣習である君主制とフランス法の影響を受けていた1947年君主制憲法と、社会主義法の影響を受けた1989年4月30日に公布された「カンボジア国家の憲法」(រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃរដ្ឋកម្ពុជា) (以下、「1989年憲法」という。)

²⁸ Jörg Menzel, “Cambodia from Civil War to Constitutionalism?,” in *Constitutionalism in Southeast Asia*, vol. 2, eds. Claus Peter Hill and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2008), 67; Jörg Menzel, “Cambodia From Civil War to Constitutionalism?,” in *Cambodian Constitutional Law*, eds. Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2016), 31. なお、シビル・ローとコモン・ローという語が用いられているが、これらはほぼ時代区分であることにも気づかされる。日本におけるような2分法とは異なるので、大きな意味はないといってよいだろう。むしろ、本論文で述べるように、カンボジア法における社会主義法の諸概念やクメールの慣習の内容が、重要性を有することを示唆するものであろう。

²⁹ Jörg Menzel, “Cambodian Law: Some Comparative and International Perspectives,” in *Introduction to Cambodian Law*, eds. Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel (Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2012), 482-483.

の影響も無視していない³⁰。

第3に、Paññasastra University of Cambodiaの学部長であるKong Phallackは、カンボジアの現時点の法制度は「カンボジアの慣習、(フランス植民地化からの影響としての) フランス法に基礎を置いた法制度、およびカンボジアにおける法律司法制度改革に対する外国支援から生じる影響であるコモン・ロー制度の融合体 (amalgamation)」という「混成 (hybrid) の法制度」であると述べている。同氏は、ベトナムの法制度から強い影響を受けた1979年から1991年までに出現したカンボジア法制度における契約法が、2011年当時においても有効なものであると述べているように、カンボジアの現在の法制度における社会主義法の要素にも、前述した論者と同様に注意している³¹。

第4に、伝統法の存在を指摘する点では以上で述べてきた論者と同様であるが、制度と意識との区別という観点を述べたものとして、日本人研究者の見解を紹介しておきたい。名古屋大学名誉教授である鮎京正訓氏は、カンボジアの現状について、歴史的に「古い時代から影響を受けてきた、例えば隣国の法制度、その後の植民地支配を受けた場合の植民地宗主国の法制度、……社会主義的な法制度の導入が試みられ、重要なことは、全体として市場経済化に適合的な法制度が導入された後においても、上記の歴史的なさまざまな法制度が複雑に絡み合っただけで残存し、さらには法意識レベルにおいては、いっそう強く、それらの法制度のもとでの痕跡が顕著である」と述べて、「きわめて古い伝統的な法制度が復活し、さらには、これらの伝統的な法制度が意識的に活用されるという事態」すらあらわれると述べている³²。ここには、歴史性(通時性)と空間性(共時性)との交錯、制度と意識との区別と交錯という、いずれにせよ立体構造が示されている。こうした観点は、筆者が知る限りでは、かつて日本において有力に主張されていた特徴あるものである³³。それが、現在に至るまで継承されているのであろう。

この論者も、1993年憲法について、憲法院制度という現行フランス憲法の影響、環境保護などの規定というNGOの要求の反映、UNTACの影響等を指摘するが、注目されるべきことは、国王が強大な権限を持つ君主制が復活したと見ており、セイハヌ(សីហនុ)³⁴時代の憲法の影響を指摘していることである³⁵。セイハヌ時代の憲法は、同氏によれば、伝統的な法制度(伝統法)および植民地宗主国であったフランスの法制度(フランス法)の影響が強く存在していた憲法である。

³⁰ Jörg Menzel (2008), supra note 28, at 50; Jörg Menzel (2016), supra note 28, at 19, 31.

³¹ Kong Phallack, "Overview of the Cambodian Legal and Judicial System," in *Introduction to Cambodian Law*, eds. Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel (Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2012), 8.

³² 鮎京正訓『法整備支援とは何か』(名古屋大学出版会、2011年)90-91頁。

³³ 長谷川正安『新版憲法学の方法』(日本評論社、1968年)48頁以下を参照。

³⁴ 日本において一般的に「シハヌーク」または「シアヌーク」と呼ばれているが、本論文は、原語の読みにもっと近い「セイハヌ」を使うこととする。

³⁵ 鮎京・前掲注(32)244-246頁。

なお、1993年憲法に関しては、日本の四本健二氏も、パリ協定付属文書5に定められた「複数政
党制に立脚した自由な民主主義」や「人権」という基本原理に抵触しない範囲で、1947年5月6日
に公布された「カンボジア国憲法」(រដ្ឋធម្មនុញ្ញប្រទេសកម្ពុជា)³⁶(以下、「1947年憲法」という。)
の連続性を指摘している³⁷。このような指摘にも、君主制という伝統法とフランス法とのそれぞれの
影響がカンボジア法の基礎を定めている憲法の構成要素であるという仮説を見出すことができる。

最後に、王立法律経済大学の公法教授 (professor of public law) である Yan Vandeluxe も、
1993年憲法を、「伝統的なクメールの慣習、共産主義の実務、民主主義かつ自由主義の伝統等の様々
な伝統の混合に由来する」ものであると指摘している³⁸。ここでは、クメールの慣習とともに社会主
義法の影響だと理解しうる実務の特徴が述べられている。これらとならんで、フランス法の影響は、
民主主義や自由主義「等 (such as)」の価値に吸収されている。

3. カンボジア法一般における3つの法の影響

前述のように、先行研究が、カンボジア法には、伝統法、フランス法および社会主義法の影響が
強いという理解を共有していることは明らかである。ただし、それぞれの比重は、各論者によって
一様ではない。

なお、伝統法といわれるものの内容に関して、若干補足しておきたい。この伝統を仏教やクメール
文化と理解しつつ、カンボジアの社会・政治が専門の木村光豪氏は、1993年憲法の人権規定と伝
統的要素との矛盾を指摘している³⁹。1993年憲法の人権規定の特徴を考察するに当たって、立憲君
主制、仏教の国教化、クメール文化に関する伝統的要素(本論文における伝統法の内容)が、平等
原則、表現の自由および政治参加に関する人権諸規定と矛盾する可能性を危惧するのである⁴⁰。

それに対して、前述した Paññāsāstra University of Cambodia の教授である Taing Ratana 氏

³⁶ この1947年憲法の名称について、「រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា」、「Constitution du Royaume du Cambodge」ま
たは「カンボジア王国憲法」と呼ばれることもあるが、これはあくまでも当時のカンボジアが「王国」であったことまたは
実際において「カンボジア王国」という名称が行政文書等に用いられていたことを前提としたものにすぎず、「カンボジア国
憲法」(រដ្ឋធម្មនុញ្ញប្រទេសកម្ពុជា)であった。1947年憲法の条文には、「王国」(ព្រះរាជាណាចក្រ)と同義の「ព្រះរាជអាណា
ចក្រ」という用語または概念を定める規定があったが、「カンボジア王国」(ព្រះរាជាណាចក្រ/ព្រះរាជអាណាចក្រកម្ពុជា)
という用語または概念を定める規定が見当たらない。当時、1947年憲法の名称として用いられていたのは、前述した「カン
ボジア国憲法」であった。そのため、クメール語を中心とする本論文は、1947年憲法の名称を「カンボジア王国憲法」では
なくて、「カンボジア国憲法」とする。これは、日本語として、よく知られているカンボジアの第2社会主義憲法として1989
年に制定された「カンボジア国憲法」の名称と重なってしまうため、この1989年憲法を別の名称である「カンボジア国家憲
法」(រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃរដ្ឋកម្ពុជា)とする。なお、誤解を避けるために、それぞれ1947年憲法、1989年憲法と呼ぶこととする。

³⁷ 四本健二『カンボジア憲法論』(勁草書房、1999年)55頁、81-90頁、186頁。

³⁸ Yan Vandeluxe, “Historical Development of Administrative Law in Cambodia,” in *The Development of Cambodian Administrative Law*, eds. Kai Hauerstein and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014), 112.

³⁹ 木村光豪「カンボジア王国憲法の人権規定一起草過程に影響を与えた諸要因と規定の特徴」関西大学法学論集63巻6号
(2014年)197-241頁。

⁴⁰ 同上225頁、235-239頁。

は、「Pluralist Constitution in Cambodia」において、複数の言語、民族および宗教の存在を、特に制憲議会の憲法起草常任委員会の人員の異なる経歴に即して述べており、1993年憲法における人権等の諸価値の多元性 (plurality) を論じている⁴¹。この論者は、1993年憲法が、西欧の自由主義的な価値と仏教の道徳的価値との矛盾よりも、併存を強調するものであろう⁴²。カンボジアにおける立憲君主制も、普遍的価値と特殊性とが相互関連 (correlated) したものであるとして認識されており、諸規範間の顕著な抵触 (notable conflicts) は生まれないと主張されている⁴³。

このように、カンボジア法における3つの法の影響があるといっても、それぞれの重点の置き方やそれぞれの関係の理解は一樣ではない。伝統法やその前提としてカンボジアにおける君主制 (国王) の伝統と西欧の諸価値との関係すら、見解が一樣ではない。いずれにしても、前述したのは、主に教材類であって、学説や理論の考え方である。これと憲法等の規范文書や法制度とは別次元であるから、次に、カンボジア法に混在している3つの法、すなわち、伝統法、フランス法および社会主義法の影響があらわれていると考えられる規范文書や法制度を、以下では確認することとした。

第2節 伝統法の特徴

1. 伝統法の意義

ここで、伝統法というのは、時期的には1897年以前に存在した法を指している。というのも、カンボジアは、1863年にフランス保護領になったが、フランス法の影響を受けたのは、「フランス人理事長官 (résident supérieur) が大臣会議制度を通じてカンボジアの行政に介入する」ことを可能にした1897年7月11日付王令54号が公布された後だったと理解されているからである⁴⁴。これ以後、フランス保護領政府が数次にわたって裁判制度を改善した。刑事および民事の法分野に関しては、フランス保護領政府による立法作業が本格的に開始されたのは1910年である⁴⁵。1922年には、カンボジアにおいてはじめて行政組織から裁判機関が切り離され、さらに刑事裁判機関と民事裁判機関とに区別された裁判制度が整備されたのである⁴⁶。

以上のような意味での伝統法が法意識や法制度に存続する理由は、1897年以後導入されたフランス法および社会主義法といういずれも近現代の法制度がカンボジア社会に定着しなかったからで

⁴¹ Taing Ratana, “Pluralist Constitution in Cambodia,” in *Pluralist Constitutions in Southeast Asia*, eds. Jaclyn L Neo and Bui Ngoc Son (Oxford: Hart Publishing, 2019), 167–201.

⁴² Ibid., 180–184.

⁴³ Ibid., 182, 185.

⁴⁴ 傘谷祐之「フランス植民地期カンボジアにおける司法官任用制度」名古屋大学法政論集272号(2017年)165–166頁。

⁴⁵ ペアトリス・前掲注(26)20頁。

⁴⁶ 同上135頁、140頁、傘谷(2017年)・前掲注(44)166頁、183頁。

あると考えられる。フランス保護領政府によって導入された法制度は、いずれも強固なものでもなければ、1970年代までの間も展開しなかった⁴⁷。実際には、法制度改革当初から、これらの法制度と異なる運用がしばしば見られたのである⁴⁸。1947年憲法という成文憲法が確立した以後においても、法制度と一致しない運用があった。セイハヌ国王は、1953年1月に国民議会および上院たる王国評議会(ក្រុមប្រឹក្សាព្រះរាជអាណាចក្រ)を解散した上で、その代わりに、法律案を審議し、意見を述べる権限を有する国民評議会(ក្រុមប្រឹក្សាជាតិ)を一時的に設置した⁴⁹。このような新しい立法機関自体も、その設置行為も、1947年憲法に基づいて行われていたのではなかった。これらのフランス法に強い影響を受けた法制度は、1975年から1979年にかけてのポル・ポト政権の下において、法律の専門家とともに破壊された。これに代わって1979年から1993年にかけて導入された社会主義法は、時期的に平和と内戦が共存する時代であったため、必要最低限の法制度しか整備されなかった⁵⁰。しかし、整備されたものでも、例えば裁判制度は、十分に機能しなかった⁵¹。このような法制度の機能不全は、現在に至ってもなお問題となっている⁵²。

このように、カンボジアでは、いわば構造的に諸外国の影響の下に整備された近代法制度の機能不全にともなって、伝統法に基づく実務運用が復活せざるをえないのである。これを立証する以前に、まず、伝統法の内容を憲法、立法制度、行政制度および裁判制度という基幹制度にわたって整理する必要がある。

2. 憲法

カンボジアにとってのはじめての成文憲法は1947年に制定されたので、伝統法には当然これが存在しなかった。しかしながら、国王が設けた一連の規律から構成される不文の憲法規範が存在したといわれている⁵³。17世紀から19世紀までの古法⁵⁴を検討してみると、統治機構を定める重要な

⁴⁷ Jörg Menzel (2008), *supra* note 28, at 61; Jörg Menzel (2016), *supra* note 28, at 31.

⁴⁸ 例えば、1890年代から1920年代にかけての大臣会議制度の運用については、傘谷祐之「植民地期カンボジアにおける大臣の称号・職名—大臣会議の構成員を規定する王令を中心に—」*Nagoya University Asian Law Bulletin* Vol. 1 (2016) 62頁、62頁・脚注10、66頁、66頁・脚注20を参照。

⁴⁹ ព្រះរាជក្រឹត្យស្តីពីការរំលាយរដ្ឋសភានិងក្រុមប្រឹក្សាព្រះរាជអាណាចក្រ, លេខ១៥៩ស, ១៣ មករា ១៩៥៣ [国民議会および王国評議会の解散に関する勅令15NS号(1953年1月13日)]、ព្រះរាជក្រម លេខ ៧៦៥-ន.ស-, ២៧ មករា ១៩៥៣ [王令765-N.S-号(1953年1月27日)]。

⁵⁰ Jörg Menzel (2008), *supra* note 28, at 62; Jörg Menzel (2016), *supra* note 28, at 14、安田佳子「カンボジアにおける法整備と法の支配」*法学新報* 112巻1・2号(2005年) 852-855頁。

⁵¹ 山田洋一「『法と発展』とカンボジア」*ジュリスコンサルタス* 10号(2001年) 105-106頁。

⁵² Jörg Menzel (2008), *supra* note 28, at 62; Jörg Menzel (2016), *supra* note 28, at 15、安田・前掲注(50) 852-855頁。

⁵³ Yan Vandelluxe, “The Historical Development of Cambodia’s constitutions,” in *Cambodian Constitutional Law*, eds. Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2016), 57.

⁵⁴ 本論文における「古法」の原語は「ច្បាប់បុរាណ」である。この古法という言葉は、フランス保護領時代における法近代化以前の制定法を指す学問上の用語または概念である。

古法として、1693年に作成されたチバップ・クロム・スロック⁵⁵および1828年に作成されたチバップ・クロム・チャウワーイ・スロック⁵⁶があった。裁判制度については、特に、最高法規だといわれるクロム・プレアハ・トマサーズ⁵⁷があった。これらの古法は、形式面において、近代法上の憲法に相当する伝統法上の規範であったといえよう。以下では、これを「伝統的な憲法規範」と称する。

前述した伝統的な憲法規範の顕著な特徴は、国王主権であった。フランス保護領政府による改革以前のカンボジアでは、国王が、近代的に言えば、立法権、執行権および裁判権を包含するあらゆる権力を集中した絶対的主権 (absolute sovereign power) を有していたと一般に理解されており⁵⁸、絶対的君主制 (absolute monarchy) が採用されていた⁵⁹。カンボジアの国王は、その最高の「裁判官」である地位が、扶南 (1世紀-6世紀)、真臘 (6世紀-9世紀)、アンコール (9世紀-14世紀)、ポスト・アンコール (14世紀-1863年) に共通する特徴であった⁶⁰。国王の他の権力または地位についても、同様に、扶南とアンコール時代の国王の権力は等しく強大なものであったといわれている⁶¹。14世紀以後の国王の地位や権力もこれ以前と変わらず、不可侵の神聖な存在であり、宗教の長、立法権者、行政官の長 (ប្រមុខរដ្ឋបាល, chef administrateur)、高官を任命する者、軍の最高指揮

⁵⁵ ច្បាប់ក្រមស្រុក, ១៦៩៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (២០២០), ៣៖ ១៥៥ ដល់ ១៨២) [チバップ・クロム・スロック (1693年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3巻』(2020年) 155-182頁)]。この古法が制定された年については、フランス語訳である Adhémar Leclère, *Les Codes Cambodgiens Tome I* (Paris : Ernest Leroux, 1898), 89 および日本語による紹介である北川香子「ポスト・アンコール期カンボジアの諸タイトルについて」*東南アジア—歴史と文化—*23号 (1994年) 47頁を参照。

⁵⁶ ច្បាប់ក្រមចៅហ្វាយស្រុក, ១៨២៨ (ញ៉កថែម, “ព្រះរាជក្រឹត្យ ក្រមចៅហ្វាយស្រុក,” *សៀវភៅកម្ពុជសុរិយា*, ឆ្នាំទី ១៧ លេខ ១០, ឧកតូប្រី ១៩៤៥៖ ៦០៧ ដល់ ៦១៩, ញ៉កថែម, “ព្រះរាជក្រឹត្យ ក្រមចៅហ្វាយស្រុក (តមក),” *សៀវភៅកម្ពុជសុរិយា*, ឆ្នាំទី ១៧ លេខ ១១, ល្ងាចប្រើ ១៩៤៥៖ ៦៨៣ ដល់ ៦៩២, ញ៉កថែម, “ព្រះរាជក្រឹត្យ ក្រមចៅហ្វាយស្រុក (តមកនឹងចប់),” *សៀវភៅកម្ពុជសុរិយា*, ឆ្នាំទី ១៨ លេខ ២, ហ្វេរីយេ ១៩៤៦៖ ៧៦ ដល់ ៩៤) [チバップ・クロム・チャウワーイ・スロック (1828年) (ニョック・タエム「勅令—クロム・チャウワーイ・スロック」*カンブチェア・ソリヤー*17巻10号 (1945年) 607-619頁、ニョック・タエム「勅令—クロム・チャウワーイ・スロック (続)」*カンブチェア・ソリヤー*17巻11号 (1945年) 683-692頁、ニョック・タエム「勅令—クロム・チャウワーイ・スロック (完)」*カンブチェア・ソリヤー*18巻2号 (1946年) 76-94頁)]。この法典が制定された年については、経済財務省の立法評議会・前掲注 (55) 183頁を参照。

⁵⁷ ហ្វែល ចំរើន, *មរតកយុត្តិធម៌ខ្មែរ*, បោះពុម្ពឡើងវិញ (ដោយអឺរ៉ូប ព្រីនធីង, ២០១៩), ៣៦៦ [ヘアル・チョムラウン『クメール裁判の遺産』(ダイヤモンド・プリンティング、再出版、2019年) 366頁]。

⁵⁸ Hor Peng, “The King of the Kingdom of Cambodia: A Brief Account of the Constitutional Roles of the King,” in *Cambodian Constitutional Law*, eds. Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2016), 107.

⁵⁹ Yan Vandelluxe, *supra* note 53, at 55-56.

⁶⁰ ベアトリス・前掲注 (26) 9頁、10頁、13頁、យិន គីមណ, រៀបរៀង, *ប្រវត្តិសាស្ត្រអំពីស្ថាប័ននយោបាយ-រដ្ឋបាល ប្រទេសកម្ពុជា និងបុព្វហេតុសង្គ្រាម (VI-XX)* (មូលនិធិព្រះត្រៃបិដក, ២០១២), ៣៣ [ユイン・クムヴィアン編『カンボジア国の政治—行政制度の歴史および戦争の原因 (VI -XX) —』(三蔵経基金、2012年) 33頁]。

⁶¹ ត្រីង ងា, *ប្រវត្តិសាស្ត្រខ្មែរ (សំរាប់មធ្យមនិង ឧត្តមសិក្សា)* (ភ្នំពេញ៖ មហាលាភ, ១៩៧៣), ១៖ ៩៩, ១៨៧ ដល់ ១៨៩ [トラング・ンギア『クメール歴史 (中等・高等教育用) 1巻』(モハーリアブ、1973年) 99頁、187-189頁]。なお、扶南を含むプレ・アンコール時代とアンコール時代を区別せずに国王の職務および権力を語る先駆者として、Sachchidanand Sahai, *Les Institutions Politiques et l' Organisation Administrative du Cambodge Ancien (VI-XII^e Siècles)* (Paris : École Française d' Extrême-Orient, 1970), 24-34があげられる (石沢良昭「【書評】S・サハイ『古代カンボジアの政治制度と行政組織—6世紀から13世紀—』*東洋学報* 56巻1号 (1974年) 62-63頁も参照)。

官という地位を有していたと考えられている⁶²。

国王の地位を行政法の観点から見れば、国王が伝統的な憲法規範をはじめとする法規範に拘束されないことが特徴的であろう。前述した古法に限らず、全ての古法を分析してみても、基本的に、国王を直接に規律の対象とし、国王を拘束する規定や文言が存在しなかった。国王は、前王あるいは自分が設けた規律⁶³または正義もしくは慣習に違反して、命令を行い、紛争を裁断することも許された。すなわち、このような行為を行った国王に対して、最高官吏たるアケア・セナー・パデイおよび高位官吏は注意を与えることしかできず、国王がこれに拘束されることはなかった⁶⁴。それに、国王が官吏に対してその管轄と異なる事項を命令した場合においては、当該官吏は、それが前例になかった命令であっても、これに従わなければならなかった⁶⁵。

国王について定める古法として、クンピー・リアチ・ニテサート (កម្ពីររាជនីតិសាស្ត្រ) という經典⁶⁶、王の10正道であるトゥサ・プット・(リアチ・) トア (ទសពិត(រាជ)ធម្ម៌) を定めるプレアハ・リアチ・クレット・ネイ・プレアハ・モハー・クサットラーティリアチ (ព្រះរាជក្រិតនៃព្រះមហាឧបត្រាធិរាជ) ⁶⁷やトゥサ・ムット・トー (ទសមិត្តធម្ម៌) ⁶⁸があったが、全てはもっぱら宗教的または道徳的な規範であった。これらの規範に拘束されたとして、伝統法における絶対君主主義を否定する

⁶² ពៅ សារឿន, រៀបរៀង, *ប្រវត្តិសាស្ត្រខ្មែរ* (សាកលវិទ្យាល័យភូមិន្ទនីតិសាស្ត្រ និងវិទ្យាសាស្ត្រសេដ្ឋកិច្ច, ២០១១), ៦៨ ដល់៧០ [ボヴ・サルーン編『クメールの制度の歴史』(王立法律経済大学, 2011年) 68-70頁]、ユイン・クムヴィアン・前掲注 (60) 33-34頁。

⁶³ 原語では「ព្រះរាជកុំណដួបព្រះអម្បកាយ」である。ここでは「ព្រះរាជកុំណដួប」と「បទព្រះអម្បកាយ」という2種類の規律があったようであるが、現時点ではこれらの内容や相違点がまだ明らかになっていない。

⁶⁴ លក្ខណៈមុន្និយបាល, ១៨៧៥, មាត្រា ១១៧, មាត្រា ១១៨ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ១៖ ១៥០ ដល់១៥១) [リアッカナ・ムンティエー・パール (1875年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボジア-日本友情, 2016年) 150-151頁)]。なお、1891年に出版されたこの法典の表紙に「クロム・ムンティエー・パール」(ក្រុមមុន្និយបាល) と表記されているため、一般的にその名称として知られているが、法典の作成経緯を記した前文を見ると「リアッカナ・ムンティエー・パール」(លក្ខណៈមុន្និយបាល/លក្ខណៈមុន្និយបាល) という名称として作成され、「クロム」(ក្រុម) という用語または概念は使われていなかった。

⁶⁵ លក្ខណៈព្រះអាជ្ញាលួង, ១៨៧៥ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ១៖ ២៤៦) [リアッカナ・プレアハ・アチニャー・ルオン (1875年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボジア-日本友情, 2016年) 246頁)]。

⁶⁶ កម្ពីររាជនីតិសាស្ត្រ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ* (២០២០), ៣៖ ២៣ ដល់ ៣០) [クンピー・リアチ・ニテサート (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3巻』(2020年) 23-30頁)]。

⁶⁷ ព្រះរាជក្រិតនៃព្រះមហាឧបត្រាធិរាជ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ* (២០២០), ៣៖ ៣១ ដល់ ៣៨) [プレアハ・リアチ・クレット・ネイ・プレアハ・モハー・クサットラーティリアチ (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3巻』(2020年) 31-38頁)]。

⁶⁸ ទសមិត្តធម្ម៌ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ* (២០២០), ៣៖ ៨១ ដល់ ៨៤) [トゥサ・ムット・トー (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3巻』(2020年) 81-84頁)]。

見解もある⁶⁹が、宗教または道徳上の原理にとどまるこれらの古法は、国王を拘束する法規範たりえなかつた。古法が国王の主体性を付与したのではなくて⁷⁰、むしろ、国王は超法的存在であったと考えられる。

このような国王の絶対的な権威を支えていたのは、宗教的信仰であった。信仰は一様ではなかつたが、地域において土着の精霊を信仰するもの⁷¹、国王に超自然的な力を与えるシワ神を中心とするヒンドゥー教⁷²、倫理や道徳規範に近い仏教が混在しているカンボジアの信仰の思想に基づいて、国王および地方長官は、即位式等の儀式を行うことによってその統治権を正当化していた⁷³。

このような国王の存在は、以下で概観するように、立法制度、行政制度、裁判制度のあり方にも影響を与えた。

3. 立法制度

まず、古法という法形式これ自体について、統一した語が見られない。このことが立法の多様性を生み出した。すなわち、プレアハ・チバップ (ព្រះឆ្មាប) またはチバップ (ច្បាប់, ច្បាប់, ច្បាប់, ឆ្មាប្ប) が最も多く使われていた⁷⁴。その次に、リアッカナ (ល្អិត្តណៈ, លក្ខណៈ, លក្ខណៈ, លក្ខណៈ, ល្អិត្តណៈ, ល្អណៈ) があつた。その他に、プレアハ・リアチ・コムノット・ボット・プレアハ・アイヤカー (ព្រះរាជកុំណដ្ឋបទព្រះអយ្យការ), ボット・プレアハ・アイヤカー (បទព្រះអយ្យការ), プレアハ・リアチ・パンニヤット (ព្រះរាជបញ្ញាតី, ព្រះរាជប័ញ្ញាតី), (プレアハ・) リアチ・クレット (ព្រះរាជក្រឹត, ព្រះរាជ្យាត្រឹត, ព្រះរាជ្យត្រឹត, រាជក្រឹត) やクレット (ក្រឹត, ក្រឹត្យ) もあつた。これらの用語の意味や相違点については明らかになっていないが、チバップは、他の用語の全てと言い

⁶⁹ ត្រឹង ងា, *ប្រវត្តិសាស្ត្រខ្មែរ (សំរាប់មធ្យមនិង ឧត្តមសិក្សា)* (ភ្នំពេញ: មហាលាភ, ១៩៧៣), ២: ៥២ [トラング・ンギア 『クメール歴史 (中等・高等教育用) 2巻』 (モハーリアブ, 1973年) 52頁]、ポヴ・サルーン・前掲注 (62) 70頁。

⁷⁰ キン・ソック著 (石澤良昭訳) 『カンボジア近世史—カンボジア・シヤム・ベトナム民族関係史 (1775-1860年) —』 (めこん, 2019年) 254頁。

⁷¹ トラング・ンギア・前掲注 (61) 50-52頁。

⁷² David Chandler, *A History of Cambodia*, 3rd ed. (Colorado: Westview Press, 2000), 17-18 (原語の翻訳は ជេវីង ធា ណ្ណល័រ, *ប្រវត្តិសាស្ត្រខ្មែរ*, ចោះពុម្ពលើកទី ២, បកប្រែ ជិន ចន្ទា, ប្រាក់ សុវណ្ណរ៉ា, ម៉ម វណ្ណារី និងសេង សោត (ភ្នំពេញ : JSRC, ២០០៥) [デーヴィッド・チャンドラー著 (チン・チャンナー他訳) 『クメール歴史』 (JSRC, 第2版, 2005年)] を参照)。

⁷³ 石澤良昭『(新) 古代カンボジア史研究』 (風響社, 2013年) 275頁、キン・ソック著 (石澤良昭訳)・前掲注 (70) 254-260頁、303-305頁、“ទំនៀមទម្លាប់ខ្មែរ: ពិធីថ្វាយបង្គំងារ,” *ទស្សនាវដ្តីកម្ពុជសុរិយា*, ឆ្នាំគំរប់ ១១ ខ្សែ១១, ២, ព្រមគ្នា, ១៩៣៩ : ៨៦ ដល់៨៧ [「クメール慣習—合掌して王から職を授与される式典—」 *カンブチエア・ソリヤー* 11 卷 1 号 2 号 3 号合併 (1939年) 86-87頁]、ポヴ・サルーン・前掲注 (62) 68-70頁]、ユイン・クムヴィアン・前掲注 (60) 33-34頁。

⁷⁴ 古法の名称については、*ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, កម្រងច្បាប់ខ្មែរពិបុរណ*, ៤ ភាគ, ២១០៦-២០២០ [経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻, 2巻, 3巻, 4巻』 (2016年-2020年)] を参照。しかし、本論文が論じる古法の名称は、これらの書物の目次および見出しとして記載されている古法の名称ではなくて、これらの古法の内容に書かれている名称、特に、各古法の経緯を記載するそれぞれの古法の冒頭にあらわれる名称をそのまま用いている。

換えられることがあったから、古法を総括的に表現するものであったと考えられる⁷⁵。

伝統法におけるチバップは、紛争処理の法規範であった。紛争があったときに、チバップを規範として、紛争が裁断された⁷⁶。紛争の当事者だけではなくて、国王も、これを行為規範としており、これとは異なる規範に従って紛争を裁断することはなかった⁷⁷。チバップまたはその他の法規範が不明の場合には、紛争が上級の機関に送付された⁷⁸。チバップや他の法規範が存在しない場合には、紛争は放置された⁷⁹。紛争を放置することが適切ではないと判断された場合には、国王が紛争に対する裁断を行って、個別具体的な実例に応じる新しいチバップを制定することもあった⁸⁰。以上の事例が示したように、国王にとってチバップの法規範性は明確なものではなかった。

チバップの他に、紛争解決の前例も法規範性があった。伝統法におけるこの種の前例は、トゥムヌム (ទំនីម) と呼ばれ、チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーンがこれを記載した重要な古法の1つであった。チバップと同様に、トゥムヌムを基準として紛争の裁断が行われ、国王もこのよう

⁷⁵ 例えば、チバップとリアッカナとの言い換えは、ច្បាប់ព្រះធម្មនុញ្ញ, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ១៖ ២៥៩) [チバップ・プレアハ・トアマヌニ (1853年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボジア-日本友情, 2016年) 259頁)] を、チバップとプレアハ・リアチ・コムノット・ボット・プレアハ・アイヤカーとの言い換えは、លក្ខណៈមរណ, ១៨៧៦ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ២៖ ៦៨២) [リアッカナ・モロドク (1876年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2巻』(カンボジア-日本友情, 2016年) 682頁)] を、チバップとボット・プレアハ・アイヤカーとの言い換えは、ច្បាប់ព្រះធម្មសាត្រ, ១៨៥៣, (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ១៖ ៣, ១៩) [チバップ・プレアハ・トマサート (1853年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボジア-日本友情, 2016年) 3頁, 19頁)] を、チバップとプレアハ・リアチ・クレットとの言い換えは、ព្រះរាជាក្រឹត្ត/ច្បាប់ប្រាប់ដារពិសេក្ខ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (២០២០), ៥៖ ១០៦៥, ១០៧០) [プレアハ・リアチ・クレット/チバップ・ブラップダピサエク (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 4巻』(2020年) 1065頁, 1070頁)] を参照。

⁷⁶ ច្បាប់ទំនីមឃ្លីប្រូរ៉ាន, ១៦៩៣, ទំនីម៣៦ (៤៧), ទំនីម៣៨ (៤៩), ទំនីម៣៩ (៥០) (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ២៖ ១០៩៥, ១០៩៦, ១០៩៧) [チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第36 (47)、第38 (49)、第39 (50) の事例 (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2巻』(カンボジア-日本友情, 2016年) 1095頁, 1096頁, 1097頁)]。なお、チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーンにおける事例の番号の表示について、第1から第19を順次に記載した後、第20からはこれを再び10から数え直して27まで記載している。そのため、記載されている2回目の10に当たる第20を「第10 (20)」、以後同様に、記載されている27に当たる第37を「第27 (37)」と表示することとする。また、27は2回数えられ記載されているから、記載されている2回目の27に当たる第38を「第27 (38)」、以後同様に、記載されている39に当たる最後の第50を「第39 (50)」と表示することとする。例えば、第12 (22) の事例の場合は、順次的に第22であって、その日本語訳である飯泉華子=上田広美「カンボジア慣習法 ②」東京外大東南アジア学6巻 (2000年) 166頁は「(22) 第12の判例」、そのフランス語訳であるAdhémar Leclère, *supra* note 55, at 139は「RÉCIT 22」と表示している。

⁷⁷ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第8、第11、第16 (26)、第17 (27) の事例 (経済財務省の立法評議会・同上1063頁, 1064頁, 1077頁, 1078頁)。なお、分かりにくくなることを避けるために、古法の引用については、これがはじめて掲載された出典を引用することとする。

⁷⁸ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第32 (43) の事例 (同上1092頁)。

⁷⁹ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第14 (24) の事例 (同上1072頁, 1074頁, 1075頁)。

⁸⁰ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第15、第19、第13 (23)、第19 (29) の事例 (同上1068頁, 1080頁)。

裁断を尊重していた形跡を確認することができる⁸¹。ここでいう前例は、紛争を裁断する際に、これ以前に行われた類似の紛争に対する審理結果を指すものであって、原語では、トゥムヌムだけではなくて、審理の意味を有する語句であるチュムヌム (ជុំនីម) という用語も使われていた⁸²。

チバップと同じ効力を有する法規範には、前述した(プレアハ・)リアチ・クレットと(プレアハ・)リアチ・サッス ((ព្រះ)រាជសាស្ត្រ) もあった。(プレアハ・)リアチ・クレットと(プレアハ・)リアチ・サッスは、国王が定めたものであったが、学者、王師、占星術師、長老バラモン僧、官吏の長(មុកមន្ត្រី) および軍人の長(សែណាបុត្តិ) と審議を尽くし、これらの同意を得ていた⁸³。また、プレアハ・リアチ・サッスには、リアッカナ・プレアハ・リアチ・コムノット・ボット・プレアハ・アイヤカーおよびプレアハ・リアチ・パンニヤットが含まれていると記載されているので⁸⁴、これらもチバップとならぶ存在であったと考えられる。

当時の立法という場合は、国王が国王謁見(ព្រះរាជសវនាការ、audiences royales)⁸⁵において、法典の作成を命じることが多かった。この命令を受けたのは、オクニャー・ソピア・トゥッパデイ⁸⁶、クロム・ソピア・サーラー(krom sauphea sala) という組織の高位官吏であったオクニャー・ムントレイ・コッタリアチ(oknha montrey kotdarach、ឧកញ៉ា(/ឧកញា)មន្ត្រីកុត្តារ៉ាជ(/រាជ))⁸⁷、印刷を担当したクロム・ローン・プム・リアチ・ムントウット(krôm rông pum réech montit、ពុំមួ/ពោងពុំមួ) という組織の長(chefs、ចៅក្រម)であるプレアハ(オクニャー)・ソントー・ラッチャナー(santhar réechena、ព្រះ(ឧកញា)សន្ទុវ(/សន្ទុវ)វេទូណា)⁸⁸およびチャウ・プニア・パン

⁸¹ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン(1693年)第11、第16(26)、第22(32)、第31(42)の事例(同上1064頁、1077頁、1084頁、1092頁)。

⁸² チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン(1693年)第14の事例(同上1067頁)。

⁸³ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン(1693年)(同上1059-1060頁)。

⁸⁴ チバップ・プレアハ・トマサート(1853年)(経済財務省の立法評議会・前掲注(75)15頁)。

⁸⁵ 原語を含むこの「国王謁見」自体は、伝統法上の用語または概念ではなくて、単に、フランス保護領政府の官吏やフランス語における先行研究などが使っている学問上の用語または概念にすぎない。特に、原語の「ព្រះរាជសវនាការ」はあくまでもフランス語からの訳語である(Béatrice, supra note 26, at 3, 4, 91)。

⁸⁶ ច្បាប់អាណាចក្រ, ១៦៩១ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (២០២០), ៣៖ ២២៥) [チバップ・アーナー・チャク(1691年)(経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法[典]集 3巻』(2020年)225頁)、チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン(1693年)(経済財務省の立法評議会・前掲注(76)1059頁)。

⁸⁷ ច្បាប់លក្ខណៈសាក្សី, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (ពោងពុំមួមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ១៖ ៣៤១ ដល់ ៣៤២ [チバップ・リアッカナ・サークセイ(1853年)(経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法[典]集 1巻』(カンボジア-日本友情, 2016年)341-342頁)]), Fourès, “Royaume du Cambodge :organisation politique,” *Excursions et Reconnaissances* 13, (1882): 12.

⁸⁸ ច្បាប់ទំនួលបន្លឹងកាត់បន្លឹង, ១៨៥៣, ១៨៧៤ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (ពោងពុំមួមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ១៖ ៣៨៨, ៤០៣) [チバップ・トトウオル・ボンダン・カット・ボンダン(1853年、1874年)(経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法[典]集 1巻』(カンボジア-日本友情, 2016年)388頁、403頁)、リアッカナ・ムンティエー・パール(1875年)(経済財務省の立法評議会・前掲注(64)97頁)、リアッカナ・モロドク(1876年)(経済財務省の立法評議会・前掲注(75)682頁)、Étienne Aymonier, *Notice sur le Cambodge* (Paris: Ernest Leroux, 1875), 29-30.

ញ៉ាញ៉ា (banha thuppeyey, ហាញ៉ាញ៉ាជ័យ) ⁸⁹、人口登録簿を作成し、労働賦役を指揮する高位官吏であったオクニャー・ヴォンサー・トゥッパデー (ឲកញ៉ាវង្សាជ័យ, oknha vongsa thippedey (/thippedey))、オクニャー・スレイ・トゥーバエス・リアチア (ឲកញ៉ាស្រីធ្មៃបៃសាញ៉ា, oknha srey thúbés reachea (/serey thubés réechéa)) ⁹⁰、警備隊の組織であったクロム・ティアヒアン・カン・トウンチェイ・クロホム (krôm teahéen kan tongchéy krâhâm) の長であるオクニャー・モハー・セナー・トゥッパデー (oknha mâha sêna, ឲកញ៉ាមហាសែណាជ័យ) およびオクニャー・ヨーティア・ソングリアム・トゥッパデー (oknha jouthéa sângkréem, ឲកញ៉ាយោទ្ធាសង្គ្រាមជ័យ) ⁹¹、王族住居 (ព្រះរាជមណ្ឌីរ) の侍従であったオクニャー・モハー・テープ (ឲកញ៉ាមហាទេព្វ, oknha maha(/mâha) tép)、オクニャー・モハー・ムントレイ (ឲកញ៉ាមហាមុន្រី, oknha maha montrey(/mâha muntrey))、オクニャー・ティリアチ・ヴォンサー (ឲកញ៉ាជីរាជវង្សា, oknha thireach vongsa)、オクニャー・ティリアチ・ムントレイ (ឲកញ៉ាជីរាជមុន្រីយ, oknha thireach montrey(/Thiréech muntrey)) およびオクニャー・ヴォンサー・ピムン (ឲកញ៉ាវង្សារតិមុណ, oknha vongsa phimôn,) ⁹²、仏像の監督を担当したクロム・リアチ・ボンドウトという組織⁹³、僧侶を監視

⁸⁹ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693 年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (76) 1100 頁)、Étienne Aymonier, *Ibid.*, 29-30.

⁹⁰ លក្ខណៈស្នូល, ១៦៩២ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ២៖ ១០១៦, ១០៣០) [リアッカナ・スオステイ (1692 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2 巻』(カンボジア-日本友情, 2016 年) 1016 頁, 1030 頁)], ច្បាប់ត្រឹមស្នូលចែកល, ១៧០២ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (២០២០), ៤៖ ៦៩១) [チバップ・クロム・スオステイ・チャエク・プル (1702 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 4 巻』(2020 年) 691 頁)], Fourès, *supra* note 87, at 178; Étienne Aymonier, *Ibid.*, 26.

⁹¹ លក្ខណៈស្នូលសំដៅ, ១៦៩៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ២៖ ១០៣១, ១០៤៣) [リアッカナ・スオステイ・ボンチュン・プレイ (1693 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2 巻』(カンボジア-日本友情, 2016 年) 1031 頁, 1043 頁)], Étienne Aymonier, *Ibid.*, 30.

⁹² ច្បាប់ព្រះរាជខាត្រា, ១៨៥០ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ២៖ ១០៤៨) [チバップ・プレアハ・リアチ・カン (1850 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2 巻』(カンボジア-日本友情, 2016 年) 1048 頁)], លក្ខណៈត្រឹមទំរង់ស្នូល, ១៨៥២ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ១៖ ៤៩) [リアッカナ・クロム・トゥムルンサック (1852 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1 巻』(カンボジア-日本友情, 2016 年) 49 頁)], ត្រឹមបៀវ, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ២៖ ៩១៤) [クロム・ピア (1853 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2 巻』(カンボジア-日本友情, 2016 年) 914 頁)]. なお、クロム・ピアでは、王族居住のオクニャーとしか記載されておらず、これらのオクニャーの具体的な名前が記されていない。これらの官吏の組織や職務は、前述した古法の他に、Fourès, *supra* note 87, at 176, 195, 199; Étienne Aymonier, *Ibid.*, 26-27 を参照。

⁹³ លក្ខណៈក្បួនសិក, ១៨៧៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ១៖ ៦៣) [リアッカナ・クボット・サク (1873 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1 巻』(カンボジア-日本友情, 2016 年) 63 頁)], លក្ខណៈទំទួលទិញបន្ទាប, ១៨៧៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ* (២០២០), ៤៖ ៧៩៥ ដល់ ៧៩៦) [リアッカナ・

する高位官吏だったと考えられるオクニャー・プーリー・パンニャー・ティリアチ (ឧកញ៉ាភូរីបាញ៉ា ធីរាជ) ⁹⁴、王師であったモハー・リアチ・グルー (មហារាជត្រូវ) およびその組織であったボラオヘット (បរោហិត) ⁹⁵、占星術師であったオクニャー・ハオラー・トゥツパデイ (ឧកញ៉ាហោរាជិញ្ញី) およびオクニャー・ハオラー・トゥツパチャク (ឧកញ៉ាហោរាទិពូចក, oknha tupchahk) ⁹⁶、職名が不明であるがオクニャー・デツチョー・モハー・セナー (ឧកញ៉ាដេចោមហាសៃណា) ⁹⁷が、法典の作成に関わっていた。

以上を要するに、専門の立法組織は存在していなかったため、国王の官吏が国王の命令に従って、便宜的に法典が作成されていたにすぎない。

4. 行政制度

伝統法における行政制度は、中央（宮廷）官吏から構成される中央（宮廷）行政と地方（州）官吏から構成される地方（州）行政があった。

第1に、中央（宮廷）官吏には、チャウヴィア、ヨマリアチ、クロラー・ハオム、ヴェアン、チャクレイ、モハー・ムントレイ、およびモハー・テープという7名の最高位の官吏がいた。これらは、伝統法において、ムク・ムントレイ・チャ・トゥム、すなわち、「最高位たる『全ての官吏の長』」といわれる存在であって、国王に直接奉仕する役割を有していた（以下、総合的に「最高位官吏」という。）⁹⁸。このうち、チャウヴィア、ヨマリアチ、クロラー・ハオム、ヴェアンおよびチャクレ

トトゥアル・ティニュー・バンチャム・トロアブ (1873年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 4巻』(2020年) 795-796頁)。

⁹⁴ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (76) 1104頁)。このオクニャー・プーリー・パンニャー・ティリアチの職名については、これに関する情報がないが、当高位官吏が僧侶に関する法典の作成という国王の命令を受けたこと、ノロドム王治世の母王 (Reine-Mère) の官吏組織の中に僧侶を監視する官吏組織たるクロム・ソングレイ (krom sang rey) の最高位官吏としてオクニャー・プーリー・パンニャー (oknha phury banha) という類似の称号を持つ官吏が存在したこと、そして、大王を意味するアティリアチ (អធិរាជ) に由来するティリアチという語が称号に含まれることからすれば、国王の官吏組織に属し、僧侶を監視する高位官吏であったと推測できる (Fourès, supra note 87, at 176, 199)。

⁹⁵ ក្រុមសង្ឃនិងសត្វណៈវិវាទន្តា, ១៥៩៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, កម្រងច្បាប់ខ្មែរពិបុរណ (២០២០), ៤៖ ៩២៣) [クロム・サックおよびリアッカナ・ヴィヴィアトクニャ (1593年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 4巻』(2020年) 923頁)。

⁹⁶ ច្បាប់ក្រុមស្រុក ៨ ប្រកា, ១៦១២ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, កម្រងច្បាប់ខ្មែរពិបុរណ (២០២០), ៣៖ ២៩៩, ៣១៦) [チバップ・クロム・スロック・8・プロカー (1612年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3巻』(2020年) 299頁、316頁)、ក្រុមប្រជុំចៅក្រម (I), ១៦៩១ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, កម្រងច្បាប់ខ្មែរពិបុរណ (២០២០), ៣៖ ៣១៩) [クロム・プロダウ・チャウクロム (I) (1691年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3巻』(2020年) 319頁)、Étienne Aymonier, supra note 88, at 30。なお、オクニャー・ハオラー・トゥツパデイの職名については、これに関する情報がないが、その称号に「ハオラー」という語が含まれることから、オクニャー・ハオラー・トゥツパチャクと同じ官吏組織に属すると考えられる。

⁹⁷ ច្បាប់ក្រុមចក្រីយ, ១៨៧៦ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, កម្រងច្បាប់ខ្មែរពិបុរណ (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ២៖ ១១១១) [チバップ・クロム・チャクレイ (1876年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2巻』(カンボジア-日本友情, 2016年) 1111頁)。

⁹⁸ チバップ・クロム・スロック (1693年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (55) 163頁)、ច្បាប់ក្រុមចៅហ្វាយស្រុក, ១៨២៨

イは、近代統治機構における大臣会議のような組織を構成すると考えられ、すなわち、チャウヴィアは首相、ヨマリアチは司法大臣、クロラー・ハオムは水軍大臣、ヴェアンは宮内大臣、チャクレイは陸軍大臣のような存在であったと理解されている⁹⁹。チャウヴィアは、チャウヴィア・トルハとも呼ばれていたが、ノロドム治世以後はその代わりに、アケア・モハー・セナーという称号が使われてきた¹⁰⁰。また、この首相を除いた大臣 4 人は、4 本の柱を意味するチャトスドム (ចតុស្តម្ភ, châdo sedâm) と呼ばれた¹⁰¹。

それぞれの最高位官吏が担当した事務の具体的な処理方法については、彼らが 1 人で対応できない問題については、他の全ての最高位官吏全員を招集し、「サラー」という場所で会議を行い、措置を講じた。この会議においても対応できない場合、国王がこれに対する最終的な判断を下した¹⁰²。ここには、カンボジアにおける集権的な行政の原型が示されているようにも思われる。

この最高位官吏の他に、様々な高位官吏がいて、先行研究によると、基本的に近代の大臣会議に当たる組織の構成員である 5 人の最高位官吏に属するクロムやプオックという組織として編成されていたという¹⁰³。しかし、古法を見る限りでは、前述したように、最高位官吏が 7 名存在しており、先行研究においても、個別の最高位官吏ではなくて、チャトスドムに属する高位官吏が存在したという指摘¹⁰⁴もあったように、法則性はそれほど強いものではなかった。

地方 (州) 官吏には、その最高位官吏として、チャウワーイ・スロック (ចៅហ្វាយស្រុក) と呼ばれる州知事が存在した。当時の州知事は、前述した中央 (宮廷) の最高位官吏が会議においてオクニャー、プニアおよびプレアハという称号を持つ者から候補者を選出し、国王に提案し、国王によって任命された¹⁰⁵。伝統法における州知事は、その管轄地域の臣民が服する親のような存在である

(ញ៉កថៃម, “ព្រះរាជក្រឹត្យ ក្រមចៅហ្វាយស្រុក,” *ទស្សនាវដ្តីកម្ពុជសុរិយា*, ឆ្នាំទី ១៧ លេខ ១០, ឧកត្តប្រី ១៩៨៥: ៦១៦ ដល់ ៦១៧) [チバップ・クロム・チャウワーイ・スロック (1828 年) (ニョック・タエム「勅令ークロム・チャウワーイ・スロック」カンブチャ・ソリヤー17 巻10 号 (1945 年) 616-617 頁)。

⁹⁹ トラング・ンギア・前掲注 (69) 60 頁。

¹⁰⁰ キン・ソック著 (石澤良昭訳)・前掲注 (70) 307 頁・脚注 5。

¹⁰¹ Étienne Aymonier, *supra* note 88, at 26; トラング・ンギア・前掲注 (69) 54 頁。

¹⁰² チバップ・クロム・スロック (1693 年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (55) 163-164 頁)、チバップ・クロム・チャウワーイ・スロック (1828 年) (ニョック・タエム・前掲注(98)618 頁)。

¹⁰³ Étienne Aymonier, *supra* note 88, at 27; Fourès, *supra* note 87, at 168, 175-191、高橋宏明「近現代カンボジアにおける中央・地方行政制度の形成過程と政治主体」天川直子編著『カンボジアの復興・開発』(日本貿易振興会アジア経済研究所、2001 年) 70 頁などを参照。

¹⁰⁴ Étienne Aymonier, *Ibid.*, 26。

¹⁰⁵ チバップ・クロム・スロック (1693 年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (55) 165 頁)、ច្បាប់ក្រមចៅហ្វាយស្រុក, ១៨២៨ ញ៉កថៃម, “ព្រះរាជក្រឹត្យ ក្រមចៅហ្វាយស្រុក (តមក),” *ទស្សនាវដ្តីកម្ពុជសុរិយា*, ឆ្នាំទី ១៧ លេខ ១១, ធ្នូរ័មប្រី ១៩៨៥: ៦៨៤ [チバップ・クロム・チャウワーイ・スロック (1828 年) (ニョック・タエム「勅令ークロム・チャウワーイ・スロック (続)」カンブチャ・ソリヤー17 巻11 号 (1945 年 11 月) 684 頁)。

と考えられていた¹⁰⁶。州知事は、臣民の師として、宗教および道徳上の知識を持ち、それに沿う行動ができる者でなければならず、臣民のいわば両親として臣民に命令するので、臣民も道徳的に、命令に従わなければならないと考えられていた¹⁰⁷。

この伝統法における州知事の下に、チュムトゥップ (ជំទុំព្រះ/ជំទុំ/ជំទប់)、ヨクバット (យោក្បាត់)、ソピア (សូភាវ/សូភា)、書記官 (ក្រឡាចាំញីយ/ក្រឡាបញី)、チャウ・ムアン (ចៅរមៀង/ចៅរមៀង)、チャウ・バーン (ចៅបាន)、クロマカー (ក្រំម្ការ/ក្រមការ)、プネアックギア (ភ្នាក់ងារ) という官吏が存在しており、州知事がこれらの官吏を招集した¹⁰⁸。これらの地方 (州) 官吏の職務について、これを直接に定めた古法がなかったため、不明であるが、クロマカーは、チャウワイ・スロックの補佐の役人たちのグループであって、州知事を代理するバラット、その副官であるスノンと助手であるクロラピアスから構成されたといわれている¹⁰⁹。プネアックギアは、中央 (宮廷) の最高位官吏やその下部組織と同じ職務を担当する地方 (州) 官吏だったといわれており¹¹⁰、チャウワイ・スロックによって任命された¹¹¹。チャウ・ムアンは、チャウワイ・スロックに「貢物を納めたり、謁見したりした」¹¹²から、チャウワイ・スロックと直線的な関係があったと考えられる事務を行っていた。チャウ・バーンは、このチャウ・ムアンよりも低い位階を有することが多い地方 (州) 官吏であり、その下には、チャウワイ・スロックおよびチャウ・ムアンの下にも見られるチュムトゥップや書記官という補助する官吏が存在していた¹¹³。

古法における地方 (州) 官吏は、州知事 (すなわち、チャウワイ・スロック)、チャウ・ムアン、チャウ・バーンという 3 つのカテゴリーがあったと指摘する日本人研究者が存在する¹¹⁴。この理解によれば、チャウワイ・スロックの下に、チャウ・ムアンおよびチャウ・バーンという下位行政区域の長が存在したといえよう。アン・ドゥアン王によって州知事に昇格された前のチャウ・

¹⁰⁶ チバップ・クロム・スロック (1693 年) (経済財務省の立法評議会・同上 164 頁)、チバップ・クロム・チャウワイ・スロック (1828 年) (ニョック・タエム・前掲注 (98) 619 頁、ニョック・タエム・同上 683 頁)。

¹⁰⁷ チバップ・クロム・スロック (1693 年) (経済財務省の立法評議会・同上 164-165 頁)、チバップ・クロム・チャウワイ・スロック (1828 年) (ニョック・タエム・同上 683-684 頁)。

¹⁰⁸ チバップ・クロム・スロック (1693 年) (経済財務省の立法評議会・同上 165-167 頁)、チバップ・クロム・チャウワイ・スロック (1828 年) (ニョック・タエム・同上 690-691 頁)。

¹⁰⁹ キン・ソック著 (石澤良昭訳)・前掲注 (70) 325 頁。

¹¹⁰ Étienne Aymonier, *supra* note 88, at 33-35.

¹¹¹ リアッカナ・プレアハ・アチニャー・ルオン (1875 年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (65) 236 頁)。

¹¹² この「貢物を納めたり、謁見したりした」の原語は「រមៀង」である。

¹¹³ ច្បាប់ក្រមចៅហ្វាយស្រុក, ១៨២៨ (ញឹកថែម, “ព្រះរាជក្រឹត្យ ក្រមចៅហ្វាយស្រុក (តមកនឹងចប់),” ទស្សនាវដ្តីកម្ពុជា សុរិយា, ឆ្នាំទី ១៨ លេខ ២, ហ្វែរីយេ ១៩៤៦: ៨៨ ដល់ ៩៤ [チバップ・クロム・チャウワイ・スロック (1828 年) (ニョック・タエム「勅令ークロム・チャウワイ・スロック (完)」カンブチエア・ソリヤー 18 巻 2 号 (1946 年) 88-94 頁、経済財務省の立法評議会・前掲注 (55) 204-207 頁)。

¹¹⁴ 北川・前掲注 (55) 48-49 頁。なお、この指摘は、原語版を検討の対象とする本論文と異なり、フランス語版を参照したものであるから、州知事、チャウ・ムアン、チャウ・バーンがそれぞれ副官 (チュムトゥップ)、判事および秘書 (書記官) という 3 種類の役割の全てを持っていたと理解されている。

ムアンは、州知事に任命される州の下位の領土区分の長であったという Aymonier の指摘も、この推測を裏づけるものとなるだろう¹¹⁵。

チャウ・ムアンおよびチャウ・バーンに類似するメー・スロックという役職も存在した¹¹⁶。このメー・スロックについて、Aymonier は、州知事によって任命される官吏であったと指摘した¹¹⁷のに対して、サーイ・ボーリーは、故郷を意味するスロック (ស្រុក) 内の長老団体たるクロム・チュムヌム (ក្រុមជំនុំ) (後にクロム・プニア (ក្រុមពញា) に改組) から選出された自治的性質に注目している¹¹⁸。Aymonier によると、メー・スロックを補助するために、村落 (hameaux (phôm)、Bhôm(=bhūmi)) の頭 (la tête) または長 (les chefs) である複数のチュムトゥップ (des subordonnés (chumtup) が存在した¹¹⁹。

以上の整理から、伝統法における地方 (州) 官吏は、①チャウワイ・スロック、②チャウ・ムアン、③チャウ・バーンおよび④メー・スロックという 4 つのカテゴリーがあったといえよう。また、チャウワイ・スロックとメー・スロックとの直線的な関係も指摘されている¹²⁰ように、伝統法におけるカンボジアの国土は、チャウワイ・スロックの管轄に属する行政区域とチャウ・ムアン、チャウ・バーンおよびメー・スロックの管轄に属する行政区域とに分けられたと考えられる。

前述した中央 (宮廷) 官吏および地方 (州) 官吏に共通した特徴として、官吏の位階は、ホウー・ポアンまたは単にポアンという単位が用いられ、10 ホウー・ポアンが最も高い位階であった¹²¹。古法によると、この位階に応じて、高い順から、オクニャー (9-10 ホウー・ポアン)、プニア (8 ホウー・ポアン)、チャウ・プニア (7、8 ホウー・ポアン)、プレアハ (6 ホウー・ポアン)、オク・コン (5 ホウー・ポアン)、オク・ムーン (3、4 ホウー・ポアン)、オク・ポアン (2、3 ホウー・ポアン)、オク・ルオン (1、2 ホウー・ポアン)、チャウ・ルオン (1 ホウー・ポアン) という称号が与えられ

¹¹⁵ Étienne Aymonier, supra note 88, at 31.

¹¹⁶ ច្បាប់ត្រលាការ, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, កម្រងច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ (ពោធិ៍ពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ១៖២៩១, ២៩៣) [チバップ・トロラーカー (1853年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボジア-日本友情出版社、2016年) 291頁、293頁)], ច្បាប់លក្ខណៈឧទ្ធរ, ១៨៥៣, មាត្រា ៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, កម្រងច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ (ពោធិ៍ពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ១៖៤៥៩) [チバップ・リアッカナ・ウトー (1853年) 3条 (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボジア-日本友情出版社、2016年) 459頁)]。

¹¹⁷ Étienne Aymonier, supra note 88, at 32-33 ; Étienne Aymonier, *Le Cambodge : Le Royaume Actuel* (Paris : Ernest Leroux, 1900), 72.

¹¹⁸ សាយ ប៊ូរី, *នីតិវិធីបាលទូទៅ*, បោះពុម្ពលើកទី ៣ (ភ្នំពេញ៖ ប្រស្នំសុំស៊ីស, ២០០២), ៤២៥, ៤២៧ ដល់ ៤២៨ [サーイ・ボーリー 『行政法総論』(プロソムロティス、第3版、2002年) 425頁、427-428頁]。

¹¹⁹ Étienne Aymonier, supra note 88, at 32-33 ; Étienne Aymonier, supra note 117, at 72.

¹²⁰ キン・ソック著 (石澤良昭訳)・前掲注 (70) 325頁。

¹²¹ 1 ホウー・ポアンの下に、1 ホウー・バクおよび1 ホウー・セップもあった (チバップ・クロム・スロック (1693年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (55) 160-161頁))。また、1 ホウー・ポアンの下に、プラム・ロイ (pram roi) という位階があったという指摘もある (Étienne Aymonier, supra note 88, at 24 を参照)。

た¹²²。最も高い位階を有するオクニャーは、定期的に国王に贈り物を献上する慣習があった¹²³。

その他に、最も高い称号として、ソムダッチ・チャウ・プニアやソムダッチも、先行研究によると、オクニャーと同様の 10 ホー・ポアン¹²⁴の位階を有した¹²⁵。ソムダッチ・チャウ・プニアは、元来王族 (၂၀းမိ၅) にしか認められなかったが、後に官吏にも認められるようになった¹²⁵。ソムダッチは、ソムダッチ・チャウヴィア・トルハのように、首相に使われた称号でもあった¹²⁶。なお、伝統法における位階および称号は、先行研究および古法により若干異なっているが¹²⁷、本論文の主題から外れるので検討しない。

これらの官吏の多くは、チャウ・ムアン、チャウ・バーンやマー・スロックのように、紛争を処理する役割も有した。以下は、便宜的にこれを原始的な裁判制度として論じる。

5. 裁判制度

ここで裁判制度という語句を用いているのは、本論文が、伝統法における紛争の裁断は、その後も連続性を有してきているのではないかという仮説を立てているからである。伝統法における最も顕著な特徴は、前述したように、紛争を裁断する者と行政の事務を行う者との非分離である。裁判を含む全ての権力が権威を有する国王に集中したことはないが、4 大臣をはじめとする中央 (宮廷) 官吏や州知事をはじめとする地方 (州) 官吏という行政官も紛争を裁断する権限を有した。

まず、チャウ・ムアン、チャウ・バーン、マー・スロックは、全ての紛争処理を行う総称としてのトローカー (၂ြ၉၅၁ကၢ) という紛争裁断者でもあった¹²⁸。これらは、特に、地方 (州) において、財産や妻子に対する侵害に関する臣民の間の申立てを処理する最下級の「裁判官」でもあった¹²⁹。

最下級の「裁判官」には、他に、「地方 (州) のクロマカー、プネアックギア」 (၂ြ်မ္မာၢ်ဇ္ဈာန်ဗျာၣ်ၤ ၤဇတၢ်ၵျဲ) も存在した。伝統法における「控訴」 (ခွဲး) 制度では、このクロマカー、プネアックギ

¹²² チバップ・クロム・スロック (1693 年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (55) 178-181 頁)、チバップ・クロム・チャウワーイ・スロック (1828 年) (ニョック・タエム・前掲注 (113) 91-94 頁)。

¹²³ David Chandler, *supra* note 72, at 109.

¹²⁴ チバップ・クロム・スロック (1693 年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (55) 178 頁)、リアッカナ・クロム・トゥムルンサク (1852 年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (92) 50 頁、52 頁、54 頁、55 頁)、Étienne Aymonier, *supra* note 88, at 24.

¹²⁵ チバップ・クロム・スロック (1693 年) (経済財務省の立法評議会・同上 178 頁)。

¹²⁶ リアッカナ・クロム・トゥムルンサク (1852 年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (92) 50 頁、52 頁、54 頁、55 頁)、キン・ソック著 (石澤良昭訳)・前掲注 (70) 271 頁。

¹²⁷ 先行研究については、北川・前掲注 (55) 44-53 頁、キン・ソック著 (石澤良昭訳)・同上 269 頁を参照。

¹²⁸ チバップ・トローカー (1853 年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (116) 291 頁、293 頁)。

¹²⁹ チバップ・リアッカナ・ウトー (1853 年) 3 条 (経済財務省の立法評議会・前掲注 (116) 459 頁)。

アに対する「裁判のやり直し」(ពិសេសក្តី) を定めていたので¹³⁰、クロマカー、プネアックギアも最下級の「裁判官」であったと考えられるからである。伝統法における「控訴」は、裁判をやり直すことに加えて、下級「裁判官」の処罰を求めるところに特徴があった¹³¹。このクロマカー、プネアックギアは、具体的に、サモハ・モハタイの地方(州)プネアックギアであるプネアックギア・クロム・サモハ・モハタイは、象や森林等に関する紛争を審理し、クロム・ソンカレイのプネアックギア・ソンカレイであるニアイ・ソンカレイは、近親相姦等背徳に関する紛争を審理した¹³²ように、一応、それぞれの管轄が分かれていた。

最下級の上位には、地方(州)において、「クローラーピアス、スノン、バラット」(ក្រុងក្រាស់ស្នួង បាណ្ឌិត) や「バラット、ヨークバット」(បាណ្ឌិតយុត្របុត្រ) という存在があった。その最上位には、「(プレアハ・)アチニャー・ルオン、チャウワイ・スロック」(ព្រះ អាជ្ញាស្នួងចៅហ្វាយស្រុក) が存在した¹³³。

(プレアハ・)アチニャー・ルオンは、チャウワイ・スロックを監視し、補助するために、国王が地方(州)に巡遣した巡察使(missi dominici)であった。しかし、地方(州)に常置されたアチニャー・ルオンが非常に少なく、税金徴収等特別任務のために一時的に巡遣されたアチニャー・ルオンのほうが一般的であった¹³⁴。アチニャー・ルオンは、チャウワイ・スロックとともに裁判事項を審理したと理解されている¹³⁵。

チャウワイ・スロックは、(アチニャー・ルオンとともに)審理場所であるサラー(សាលា)に集合し、裁判事項を審理しなければならなかった¹³⁶。この裁判事項の審理についても、チャウワイ・スロックは、書記官、クロマカー、プネアックギアという他の地方(州)官吏とともに行って¹³⁷いた。

チャウワイ・スロックは、下級「裁判官」が審理できない裁判事項や下級「裁判官」に対する「控訴」のみを審理するのではなくて、個別の事項に関する裁判事項を審理し、処罰をすることも

¹³⁰ チバップ・リアッカナ・ウトー (1853年) 4条 (経済財務省の立法評議会・同上 459頁)。

¹³¹ チバップ・リアッカナ・ウトー (1853年) 前文 (経済財務省の立法評議会・同上 451-452頁)。

¹³² チバップ・プレアハ・トアマヌニ (1853年) (経済財務省の立法評議会・前掲注(75) 278頁、282頁)、リアッカナ・プレアハ・アチニャー・ルオン (1875年) 95条 (経済財務省の立法評議会・前掲注(65) 236頁)、チバップ・クロム・チャウワイ・スロック (1828年) (ニョック・タエム・前掲注(113) 92頁、93頁)。

¹³³ チバップ・リアッカナ・ウトー (1853年) 3条、4条 (経済財務省の立法評議会・前掲注(116) 459頁)。

¹³⁴ Étienne Aymonier, *supra* note 88, at 32; Adhémar Leclère, *Recherches sur le Droit Public des Cambodgiens* (Paris: Augustin Challamel, 1894), 128.

¹³⁵ なお、アチニャー・ルオンによる裁判について、Adhémar Leclère, *Recherches sur la Législation Criminelle et la Procédure des Cambodgiens* (Paris: Augustin Challamel, 1894), 63を参照。

¹³⁶ チバップ・トロラーカー (1853年) (経済財務省の立法評議会・前掲注(116) 291頁、295頁)。

¹³⁷ チバップ・クロム・スロック (1693年) (経済財務省の立法評議会・前掲注(55) 176頁、178頁)、チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第14の事例 (経済財務省の立法評議会・前掲注(76) 1065-1067頁)。

あった¹³⁸。実際においては、1693年の古法におけるポーサット [州] のチャウワーイ・スロックであったオクニャー・スオキアロック (ឧកញ៉ា/ឧកញ៉ា/ឧកញ៉ា ស្នាក់លោក)¹³⁹およびトリアン (ត្រាំង) [州] のチャウワーイ・スロックであったオクニャー・ピサヌロック (ឧកញ៉ា ពីសន្ធុលោក/ឧកញ៉ា ពីសន្ធុលោក)¹⁴⁰は、国王または王族の命令を受けて、自ら紛争を裁断した。このような「事例」(ទំនៀម/ទំនៀម) もあったのである。

チャウワーイ・スロックの上位には、さらに中央(宮廷) 官吏や国王がいた。まず、1693年のチバップ・クロム・スロックでは、チャウワーイ・スロックが紛争を裁断できなかつた場合には、最終的には国王に移送された¹⁴¹。また、1828年のチバップ・クロム・チャウワーイ・スロックでは、同様の場合において、チャウワーイ・スロックと国王との間に、最高位官吏という仲介者が定められていた¹⁴²。さらに、1853年のチバップ・トロラーカーでは、地方(州) のチャウワーイ・スロック等が早期に紛争を裁断することができない場合に、「それぞれの担当職務に従って、中央(宮廷) におけるプレアハ・バート・オーホ・チュムヌム、チャウ・クロム・プレアハ・サラー」¹⁴³に移送され、審理された¹⁴⁴。プレアハ・バート・オーホ・チュムヌムは、大臣を意味するセナー・パデイの古い呼び名であった¹⁴⁵。チャウ・クロム・プレアハ・サラーは、中央(宮廷) の第1審の裁判所の一種であった¹⁴⁶。

これに対して、同年のチバップ・プレアハ・トアマヌニユでは、チャウワーイ・スロックに対する「控訴」を審理する職務を負うのは、チャトスドムであり、そのチャトスドムに対する「控訴」を審理する職務を担当するのは、アケア・モハー・セナーであると定められた¹⁴⁷。同年のチバップ・

¹³⁸ チバップ・クロム・スロック (1693年) (経済財務省の立法評議会・同上173頁、168-170頁、172頁、176頁)、チバップ・クロム・チャウワーイ・スロック (1828年) (ニョック・タエム・前掲注(105) 692頁、ニョック・タエム・前掲注(113) 84頁、76頁、78-80頁)。

¹³⁹ チバップ・トウムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第10の事例(経済財務省の立法評議会・前掲注(76) 1063-1064頁)、チバップ・クロム・スロック (1693年) (経済財務省の立法評議会・同上178頁)。

¹⁴⁰ チバップ・トウムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第14の事例(経済財務省の立法評議会・同上1065-1067頁)、チバップ・クロム・スロック (1693年) (経済財務省の立法評議会・同上178頁)。

¹⁴¹ チバップ・クロム・スロック (1693年) (経済財務省の立法評議会・同上173頁)。

¹⁴² チバップ・クロム・チャウワーイ・スロック (1828年) (ニョック・タエム・前掲注(113) 84頁)。

¹⁴³ 「それぞれの担当職務に従って、中央(宮廷) におけるプレアハ・バート・オーホ・チュムヌム、チャウクロム・プレアハ・サラー」の原語は「ព្រះបាទអស់ជំនុំម ចៅក្រមព្រះសាលាខាងក្នុង/ព្រះបាទអស់ជំនុំ ចៅក្រមព្រះសាលាខាងក្នុង តាម ក្រសួង」である。フランス語版では、「tribunal de la capitale」と訳されているが、この訳語が正しいのか否かを別として「……中央(宮廷) における……プレアハ・サラー」の部分のみを訳しており、原語を十分に反映していないと思われる。州知事およびアチニャー・ルオンが裁判事項を命じることができない紛争には、プレアハ・バート・オーホ・チュムヌムの管轄に属するものと中央(宮廷) におけるチャウクロム・プレアハ・サラーの管轄に属するものとに区別されていたように読み取れる。

¹⁴⁴ チバップ・トロラーカー (1853年) (経済財務省の立法評議会・前掲注(116) 295頁)。

¹⁴⁵ ជួន ណាត, វចនានុក្រមខ្មែរ, បោះពុម្ពលើកទី ៥ (ពុទ្ធសាសនបណ្ឌិត្យ, ១៩៦៧), ១៩០២, ១៦៩១ [チュオン・ナート 『クメール辞典』(仏教研究所、第5版、1967年) 1402頁、1691頁]。

¹⁴⁶ Adhémar Leclère, supra note 135, at 59-63.

¹⁴⁷ チバップ・プレアハ・トアマヌニユ (1853年) (経済財務省の立法評議会・前掲注(75) 278頁、282頁)。

リアッカナ・ウトーでは、チャウワイ・スロックが裁断できなかった事項は、「担当職務に従って、中央（宮廷）のトロラーカー・サラー・ルオン」¹⁴⁸に送付しなければならず、最終的には、アケア・セナー・バデイおよびチャトスドムが、紛争を裁断することになっていた¹⁴⁹。

裁判事項が地方（州）における下級「裁判官」による審理からはじまり、「控訴」などを通じて中央（宮廷）における「裁判官」による審理が行われたのとは異なり、中央（宮廷）においては、大臣をはじめとする高位の官吏が事務を独占した。

その一部をとりあげるとすれば、第1に、国王から位階を与えられた官吏が死亡した場合には、その財産に関する紛争は、18世紀には、王族住居官吏（អាជ្ញាព្រះរាជពោធិ៍）という職名を持つオクニャー・モハー・ムントレイ、オクニャー・モハー・テープ、オクニャー・ムントレイ・アヌチュットという最高位の官吏が審理していた。19世紀には、前2者が最高位の官吏となるクロム・アチニャー・プレアハ・リアチ・ムンティー（ក្រុមអាជ្ញាព្រះរាជមណ្ឌីវ）という組織がこれを審理するようになった¹⁵⁰。

第2に、盗賊（ចោរ）に関する裁判は、18世紀には、軍人の長（ចៅហ្វាយទ្វារហ៊ាន）という職名を持つオクニャー・ヨマリアチおよびオクニャー・ヴォンサー・アケア・リアチ（ឧកញ៉ាវង្សអភិគ្គរាជ）という最高位の官吏が審理したが、19世紀には、クロム・プレアハ・ノコバール（ក្រុំព្រះនីតរាជ）という組織が審理した¹⁵¹。ちなみに、オクニャー・ヨマリアチは、クロム・プレアハ・ノコバールの長であった¹⁵²。オクニャー・ヴォンサー・アケア・リアチは、オクニャー・ヨマリアチと同じ事務を担当する高位の官吏であった¹⁵³。

第3に、女性の呪術や毒薬に関する裁判事項は、18世紀に、コン・プネアックギア（ខុនភ្នាក់ងារ）という職名を持つオクニャー・ヴェアンおよびオクニャー・トアミア・トゥツパデイが審理したが、19世紀に、クロム・ヴェアンおよびクロム・ペーティアがこれを審理した¹⁵⁴。

第4に、船、河川に関する裁判事項は、18世紀には、国王護衛の長（ចៅហ្វាយអង្រែក）という職

¹⁴⁸ 「担当職務に従って、中央（宮廷）のトロラーカー・サラー・ルオン」の原語は「ត្រលាការសាលាលូងខាងក្នុង តាមក្រសួង ច្បាប់ការ」である。

¹⁴⁹ チバップ・リアッカナ・ウトー（1853年）3条、4条（経済財務省の立法評議会・前掲注（116）459頁）。

¹⁵⁰ ច្បាប់យុទសាស្ត្រ, ១៧០៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, កម្រងច្បាប់ខ្មែរព័ត៌មាន (២០២០), ៤៖ ៥៦៦) [チバップ・クン・サラー（1703年）（経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法（典）集 4巻』（2020年）566頁）]、チバップ・プレアハ・トアマヌ（1853年）（経済財務省の立法評議会・前掲注（75）284-285頁）。

¹⁵¹ チバップ・クン・サラー（1703年）（経済財務省の立法評議会・同上 566-567頁）、チバップ・プレアハ・トアマヌ（1853年）（経済財務省の立法評議会・同上 275-276頁）。

¹⁵² チバップ・クロム・プレアハ・ノコバール（1873年）（経済財務省の立法評議会・前掲注（55）215頁）。

¹⁵³ Étienne Aymonier, *supra* note 88, at 27.

¹⁵⁴ チバップ・クン・サラー（1703年）（経済財務省の立法評議会・前掲注（150）567頁）、チバップ・プレアハ・トアマヌ（1853年）（経済財務省の立法評議会・前掲注（75）277頁）。

名を持つオクニャー・クロラーハオムおよびオクニャー・リアチ・デチェアハが審理したが、19世紀になると、クロム・サモハ・クロラーハオムが審理した¹⁵⁵。

第5に、象、森林、野生動物に関する裁判事項は、18世紀には、チャウワーイ (ចៅហ្វាយ) という職名を持つオクニャー・チャクレイおよびオクニャー・リアチ・ニアレハがこれを審理したが、19世紀には、クロム・サモハ・モハータイが審理した¹⁵⁶。

以上とは別に、チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーンでは、紛争裁断に関する大臣でもあるオクニャー・ヨマリアチが身体傷害事件を処理すること¹⁵⁷、ソムラップ・トライ¹⁵⁸に属する紛争裁断の大臣であるオクニャー・アエクリアチが泥棒に関する紛争を裁断すること¹⁵⁹、河川等の関連を担当する大臣であるオクニャー・クロラーハオムが船で起こった暴力に関する紛争だけではなくて、王宮侵害の事件も裁断すること¹⁶⁰が記載されていた。オクニャー・クロラーハオムについては、これ

¹⁵⁵ チバップ・クン・サラー (1703年) (経済財務省の立法評議会・同上567頁)、チバップ・ブレアハ・トアマヌニ (1853年) (経済財務省の立法評議会・同上277頁)。

¹⁵⁶ チバップ・クン・サラー (1703年) (経済財務省の立法評議会・同上567頁)、チバップ・ブレアハ・トアマヌニ (1853年) (経済財務省の立法評議会・同上278頁)。

¹⁵⁷ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第13、第16、および第12 (22) の事例 (1693年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (76) 1065頁、1068-1069頁、1073-1074頁)。本論文における「オクニャー・ヨマリアチ」の原語は「ឧកញ៉ាហោមរាជ」で、フランス語版では「youmréach」と記され、現代語に書き換えると「ឧកញ៉ាហោមរាជ」になると考えられる。フランス語訳はAdhémar Leclère, supra note 55, at 129-130, 133-134, 139-140を参照。日本語版では「オクニャー・ヨムメア・リアチア」と記され、他の日本語文献では同じ原語か否かが不明であるが「オクニャー・ユムメアレアッチ」とも述べられている。日本語訳は飯泉華子=上田広美「カンボジア慣習法 (1)」東京外大東南アジア学5巻 (1999年) 120頁、123頁、飯泉=上田 (2000年)・前掲注 (76) 166-167頁、高橋・前掲注 (103) 69頁。本論文は、「ヨマリアチ」(ហោមរាជ, youmréach) の原語の読み方に一番近いものとして、傘谷・前掲注 (48) 61頁以下に従う。

¹⁵⁸ 19世紀のカンボジアの官吏は、次のように、これが属する国王および王族に応じて4つの集団または種類であるソムラップ (សំរាប់, sâmráp/somrap) に分かれています。各ソムラップに他のソムラップと類似した職務を担当した官吏がいた。第1は、国王に属する官吏集団であるソムラップ・アエク (សំរាប់ឯក, sâmráp êk/somrap ek) で、第2は、原則として退位した元国王 ((ព្រះ)ឧបាយោជ, luong obbaieuréech/obbaieuréach/obbaieuréach) に属する官吏集団であるソムラップ・トー (សំរាប់ទោ, sâmráp/somrap Tou) で、第3は、第1王子 (premier prince du sang) または副王 ((ព្រះ)ឧបរាជ/មហាឧបរាជ, sâmdach ou luong maha obbarach/obbareach/obbaréach) に属する官吏集団であるソムラップ・トライ (សំរាប់ត្រី, sâmráp/somrap trey) で、第4は、第1王女 (premier princesse du sang) または国王の母 (ព្រះមហាក្សត្រយានី/ព្រះវររាជមាតា/ព្រះវររាជអយ្យការី, sâmdach préa téau/prea voreachini/reine-mère) に属する官吏集団であるソムラップ・チャトワー (សំរាប់ចត្វា, sâmráp/somrap chetva) である。Étienne Aymonier, supra note 88, at 23-24; Fourès, supra note 87, at 170; Adhémar Leclère, supra note 134, at 69、ប៉ុល លីម, អំពីការរៀបចំគ្រប់គ្រងរដ្ឋបាលសាធារណៈអំពីសមត្ថកិច្ចរបស់អាជ្ញាធរដែនដី និងនីតិវិធីផ្សះផ្សាសម្រុះសម្រួលដោះស្រាយទំនាស់“ព្រហ្មវិទ្ធកុលាការ”(២០០៦), ៤៤ [ポル・ルム『行政管理制度の整備について、領域官庁の権限および『裁判外』紛争和解、調停、解決の手続について』(2006年) 44頁。]、ボウ・サルーン・前掲注 (62) 76頁。

¹⁵⁹ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第19 (29) の事例 (経済財務省の立法評議会・前掲注 (76) 1080頁)。この事例における「オクニャー・アエクリアチ」の原語は「ឧកញ៉ាឯករាជ」で、フランス語版では「oknha ékréach」と記されている。現代語に書き換えれば「ឧកញ៉ាឯករាជ」となる。フランス語訳はAdhémar Leclère, supra note 55, at 145を参照。日本語版では「オクニャー・アエクラート」と記されている。日本語訳は飯泉=上田 (2000年)・前掲注 (76) 172頁。

¹⁶⁰ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第6、第9の事例 (経済財務省の立法評議会・同上1062頁、1063頁)。古法における「オクニャー・クロラーハオム」の原語は「ឧកញ៉ាក្រហ្វាយហោម」であり、現代語に書き換えれば「ឧកញ៉ា

までの先行研究において、河川等の関連を担当する大臣だと一般的に認識されているが、古法では、前述したように、国王護衛の長も担当したから、王宮侵害事件も裁断したのは矛盾ではなくて、当然である。それに加えて、フランス保護領時代の直前には、5名の大臣が独自に紛争を裁断していたという指摘もある¹⁶¹。

前述した整理において、特に19世紀の古法は、それぞれの事務を担当する組織が紛争を裁断する機関であると定めたが、紛争を裁断する具体的な機関は、その組織の長または大臣であった。例えば、賭博、アヘン、酒類等についての紛争を審理する職務を有するのはクロム・ピアであった¹⁶²が、その組織の長または大臣であると思われる「チャウ・クロスオン・プネアックギア・ピア」(ចៅក្រសួងក្នុងរាជ្យវៀរ)が、審理を担当した¹⁶³。

以上は、大臣をはじめとするそれぞれが担当する事務に属する紛争を裁断する特別の「裁判官」の例であるが、一般的な「裁判官」も存在した。中央(宮廷)における特別の「裁判官」が審理できない裁判事項や中央(宮廷)における特別の「裁判官」に対する「控訴」は全て、チャウクロム・コン・サラールまたはトロラーカー・サラール・ルオンがこれを審理した¹⁶⁴。そして、行政の長に該当するアケア・モハー・セナーが、中央(宮廷)における下級「裁判官」についての「控訴」を審理したトロラーカー・サラール・ルオン、および前述した州知事についての「控訴」を審理したチャトスドムについてのさらなる「控訴」を審理する職務を有した¹⁶⁵。また、同年代の他の古法に定められたアケア・セナー・パデイは、中央(宮廷)における「裁判官」が審理する事件が大規模であった場合に、「チャトスドム、サモハ・ニアヨク」(ចតុៈស្តុំមសំមុហៈន្យក)とともに審理の手助けをしたり¹⁶⁶、トロラーカー・サラール・ルオンの裁断に対する「控訴」をチャトスドム等と一緒に審理したりする職務を有した¹⁶⁷。このアケア・セナー・パデイは、前述のアケア・モハー・セナーに相当する職務を有したので、行政の長に相当する地位を有していたことになる。

最後に、カンボジアの伝統法における最高の「裁判官」は、国王自身であった。国王が建国時代

ក្រសួងរាជ្យវៀរ」となる。フランス語版では単に「krālakôm」や「krālahôm」と記されている。フランス語訳はAdhémard Leclère, Ibid., 127, 128。日本語訳は飯泉=上田(1999年)・前掲注(157)117頁、118頁。

¹⁶¹ 高橋・前掲注(103)70頁。

¹⁶² チバップ・ブレアハ・トアマヌニユ(1853年)(経済財務省の立法評議会・前掲注(75)281頁)。

¹⁶³ クロム・ピア(1853年)2条、3条、6条(経済財務省の立法評議会・前掲注(92)916-917頁、919頁)。

¹⁶⁴ チバップ・クン・サラール(1703年)(経済財務省の立法評議会・前掲注(150)569-570頁)、チバップ・ブレアハ・トアマヌニユ(1853年)(経済財務省の立法評議会・前掲注(75)281-282頁)。

¹⁶⁵ チバップ・ブレアハ・トアマヌニユ(1853年)(経済財務省の立法評議会・同上282頁)、フランス語版はAdhémard Leclère, Les Codes Cambodgiens Tome II (Paris : Ernest Leroux, 1898), 25を参照。)。なお、フランス語版では、チャトスドムを高位官吏(hauts dignitaires)と記している。

¹⁶⁶ チバップ・トロラーカー(1853年)(経済財務省の立法評議会・前掲注(116)295頁)。

¹⁶⁷ チバップ・リアッカナ・ウトー(1853年)4条(経済財務省の立法評議会・前掲注(116)459-460頁)、フランス語版はAdhémard Leclère, supra note 165, at 109を参照。)

からフランスによる法制度改革の前までの伝統法における唯一の最高位「裁判官」であったことはいうまでもない。古法では、国王は、あらゆる場合における紛争を最終的に裁断したので、チャウワーイ・スロック等が紛争を裁断できない場合に、登場することが多かった¹⁶⁸。また、下級の裁断に不服がある場合、これを国王に申し立てて、国王自らこれを裁断した事例もあった¹⁶⁹。チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーンに記載された事例を検討してみると、国王に謁見する際に、自分の紛争または申立てを国王に直接にする場合もあった¹⁷⁰、下級において紛争が放置されたままだったので国王に申し立てられる場合もあった¹⁷¹。これとは反対に、国王が自ら、オーホ・ニアムーンやオーホ・チャウ・クロム等という下級の官吏やその組織に紛争の審理を命じたこともある¹⁷²。結局、義務的な場合は、王族に対して犯した罪の場合¹⁷³、そして王族間の紛争に加えてバラモン等の僧に関する紛争は、国王への申立てが必要であった¹⁷⁴。

1853年に作成されたチバップ・トロラーカーは、前述したチャウ・ムアンなどという「裁判官」および国王が授権した「裁判官」に加えて、以下の4種類の「裁判官」を定めた。一方の当事者の利害関係を有する者が裁断するという「裁判官」(ត្រលាការជាពួកគូរក្តីម្ខាង) (以下、「一方当事者裁判官」という。)、いずれの当事者にも片寄らない「裁判官」(ត្រលាការមានចិត្តស្មោះស្មើទាំងសង្ខាងមិនបានលំអៀងដោយឈឺរខាងណា) (以下、「忠実裁判官」という。))、「裁判官」の代行として任命された「裁判官」(ត្រលាការដែលគ្រូតាំងរងស្នងត្រលាការជាធំម/ត្រលាការដែលរងស្នងត្រលាការជាធំម) (以下、「代行裁判官」という。)) および両当事者が同意した「裁判官」(ត្រលាការដែលគូរក្តី

¹⁶⁸ チバップ・リアッカナ・ウトー (1853年) 2条、3条 (経済財務省の立法評議会・同上458-459頁)、リアッカナ・ムンテュー・バール (1875年) 77条 (経済財務省の立法評議会・前掲注(64)132-133頁)、チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第7、第18(28)の事例 (経済財務省の立法評議会・前掲注(76)1062頁、1078-1079頁)、チバップ・トロラーカー (1853年) (経済財務省の立法評議会・前掲注(116)295頁)、ニョック・タエム・前掲注(113)84頁。ちなみに、アンコール時代における国王への請願書は、原語では「sloka」と「lipi」という2つの用語または概念が用いられ、ポスト・アンコール時代にも、国王に申立てをする行為として、ロン・デーカー (rong deyka) およびサー・トゥック (sâr tuhk) という2つの用語または概念が用いられていたが、これらの関係は不明である (石澤良昭「カンボジア・アンコール時代の法廷と訴訟問題」東洋史研究43巻2号(1984年)344頁、Étienne Aymonier, supra note 88, at 23を参照。))。

¹⁶⁹ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第19、第15(25)の判例 (経済財務省の立法評議会・同上1071-1072頁、1075-1076頁)。

¹⁷⁰ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第20(30)、第21(31)、第2(32)、第23(33)、第24(34)、第26(36)、第33(44)、第34(45)の事例 (経済財務省の立法評議会・同上1080-1081頁、1083-1085頁、1087頁、1092-1094頁)。

¹⁷¹ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第7、第11の事例 (経済財務省の立法評議会・同上1062頁、1064頁)。

¹⁷² チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第5、第20(30)、第21(31)、第2(32)、第2(33)、第24(34)、第26(36)、第33(44)、第34(45)の事例 (経済財務省の立法評議会・同上1062頁、1080-1081頁、1083-1085頁、1087頁、1092-1094頁)。

¹⁷³ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) の前文 (経済財務省の立法評議会・同上1059-1060頁)、日本語訳は飯泉=上田(1999年)・前掲注(157)14頁・注6、15頁、フランス語訳はAdhémar Leclère, supra note 157, at 124を参照。)

¹⁷⁴ チバップ・プレアハ・トアマヌニウ (1853年) (経済財務省の立法評議会・前掲注(75)283-284頁)、フランス語訳はAdhémar Leclère, supra note 165, at 26-27を参照。)

ទាំងពីព្រមចិត្រអនុញ្ញាត្តិ ឲ្យបញ្ជាបប័ញ្ជារង្វង) (以下、「両当事者裁判官」という。)が存在した¹⁷⁵。

一方当事者裁判官、忠実裁判官および両当事者裁判官のような種類が存在したのには、カンボジアにおける裁判観が示されていたように思われる。当事者から中立の第三者による紛争裁断という裁判観のみならず、両当事者が同意する場合は、いわば仲裁人のような一面もあったといえよう。

加えて、代行裁判官の具体的な内容は、明文の規定がなく不明であるが、ここにも、行政権限の代行といった行政事務の処理と紛争の裁断つまり裁判の原型との混合という特徴が発見されてくる。全般的に紛争を裁断する機関が他にも様々に定められた¹⁷⁶が、そのいずれにせよ、裁断に対する不服があれば、上級の官吏が再び審理を行い、また裁断ができない場合には、最終的に国王が裁断を行うという特徴を有する点では共通していた。

このような伝統法における非常に複雑な裁判制度の特徴を大雑把にいうと、裁判官と行政官の非分離はおろか、国王の官吏やその組織とこれ以外の組織との分離も十分ではなかったことがあげられるだろう。フランス保護領政府の官吏であったフランス人の当時の記録も、多種多様な紛争の処理が行われていた事実を記録していた¹⁷⁷。これは、『『人的つながり』による領域支配方法が一般的』であった当時のカンボジアの特徴¹⁷⁸でもある。これによれば、臣民は、国王であれ官吏であれ、その権威に服従する代わりに自己の利益を確保しようとしたのである。このような権威が支配する社会秩序に変化が生まれるには、次に概観するような、フランス保護領政府による諸改革を待たなければならなかった。

第3節 フランス法の影響を受けた法の特徴

1. フランス法の影響を受けた法の意義

ここでフランス法という場合、それは、主に、カンボジアがフランス保護領政府に本格的な影響を受けはじめた 1897 年から 1975 年までの時代区分において整備された法制度を指している¹⁷⁹。その最後の 1970 年から 1975 年にかけてのクメール共和国は、アメリカ政府の介入も受けていたからアメリカ法の影響が全くなかったわけではないが、内戦中の短期間であり、法学としてはこの影響を重要視するべき必要は、乏しい。むしろ、長期に及ぶフランス法の影響をこそ、分析対象とすべ

¹⁷⁵ チバップ・トロラーカー (1853 年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (116) 291-293 頁)。

¹⁷⁶ 例えば、国王護衛による紛争の裁断も見られる (リアッカナ・ムンティエール・パール (1875 年) 75 条 (経済財務省の立法評議会・前掲注 (64) 131-132 頁を参照。))。

¹⁷⁷ 例えば、Adhémar Leclère, *supra* note 135, at 55-69 を参照。

¹⁷⁸ カンボジアにおけるメー・コムランまたはメ・カオムランを通じた「人的つながり」による領域支配方法について、高橋・前掲注 (103) 73 頁、103 頁・注 6、キン・ソック・前掲注 (70) 333-334 頁を参照。

¹⁷⁹ カンボジアがフランス保護領になった 1863 年には、カンボジアの内政はまだフランスの介入を受けていなかったが、1884 年から、内政もフランスの統治下に置かれるようになり、フランス植民地と変わらなかった。

きであろう¹⁸⁰。以下は、順に、憲法、立法制度、行政制度、裁判制度におけるフランス法の影響を論じるものである。

2. 憲法

現行法制度に影響を与えたこの時代区分におけるフランス法として、1947年憲法およびその改正が頻繁に論じられている。はじめて成立した成文憲法である1947年憲法は、1946年10月27日に公布されたフランス1946年憲法をモデルとしたものである¹⁸¹。具体的には、国民の意思の表明である法〔律〕(la loi expression de la volonté nationale) という定義の仕方、国民代表制および命令的委任の禁止の概念、国民議会が優越的な地位を有する2院制の採用、執行権の明白な2頭制(le bicéphalisme formel de l'exécutif)、司法官職高等評議会をはじめとする第2次的機関(organes secondaires)、立法権優位型の議院内閣制(régime parlementaire à prépondérance du législatif) があげられている¹⁸²。

しかし、これは、1947年憲法以前にフランス法の影響がなかったことを意味するものではない。むしろ、フランスによる改革は全て1947年以前に行われていたものである。以下は、カンボジアの伝統法における憲法的な特徴である絶対君主主義に対するフランス法の影響を整理するものである。

フランス保護領政府による改革は、王権の一元化をはかった¹⁸³上で、次のように、国王の主権を維持しながら、フランス保護領政府の介入を強化しようとしたものであった。

その介入は、まず、1897年7月11日「王令」(プレアハ・リアチ・プロカス (ព្រះរាជប្រកាស, ordonnance royale)) により、国王の決定(décisions)と理解されていたプレアハ・リアチ・オンカー (ព្រះរាជធានី) およびプレアハ・ボントゥール・ソラセイハニアド (ព្រះបន្ទូល សរសើរ នាថ្មី) または王令(ordonnances)と理解されていたプレアハ・リアチ・プロカスは、フランス保護領政府の理事長官による執行命令を要することとなった¹⁸⁴。これにより、国王が実質的に政治的権力を剥奪されたといわれる¹⁸⁵。

ただし形式的には、法律上、国王によるこの決定および王令の制定権限は、維持されていた。また、フランス保護領政府の介入が可能となったが、国王の権威がこれによって消滅したわけではなかった。例えば、1915年11月に、300名の農民が減税を内容とする請願(ព្យាគី, petition)を国王

¹⁸⁰ これと類似する考え方として、Yan Vandeluxe, supra note 38, at 111を参照。

¹⁸¹ 榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』(有信堂、1969年)373-374頁、桜井由躬雄=石澤良昭『世界現代史7 東南アジア現代史III』(山川出版社、1977年)296-297頁、四本(1999年)・前掲注(37)84頁。

¹⁸² Claude-Gilles Gour, *Institutions Constitutionnelles et Politiques du Cambodge*, XVII, *Les Systèmes de Droit Contemporains* (Paris : Dalloz, 1965), 51-52.

¹⁸³ 高橋・前掲注(103)74頁。

¹⁸⁴ ព្រះរាជប្រកាស, ទ្រង់ក្រឹត្យ, ១១ ស្ទីរេត ១៨៩៧, ប្រការ២ [王令54号(1897年7月11日)2条]。

¹⁸⁵ 高橋・前掲注(103)76頁。

に提出し、1916年はじめころまでに、数万人が苦情（សារឡើង, grievances）を国王に述べるために、プノンペンに集まったのである¹⁸⁶。その後、1916年1月22日に国王謁見に関する王令11号¹⁸⁷が公布され、伝統的な国王謁見が明文で認められるようになった。

次に、1940年6月1日付の王令（Kram）においても、その行使は、保護領政府の長の同意（accord du chef du protectorat）を得なければならなかったが、国王の主権（pouvoirs de souveraineté）に基づいて国務（affaires）は国王に属するという原則が維持されていた¹⁸⁸。また、国王も、国王大権（prérogatives royales）として、理事長官との合意を要件に、全ての国務に対する破棄の一般権（droit général d'évocation）を保持していた¹⁸⁹。

このように、法律上、フランス保護領政府の長の同意または理事長官との合意という要件があったので、国王の主権は、形式的には維持されていたと考えることもできる。実際に、フランス保護領政府と国王との対立が見られた。ただし、多くの事例においては、フランス保護領時代全体における国王継承者の選出に当たり、フランス保護領政府に協力する候補者が選ばれていた。具体的に、フランス保護領政府による改革以後においても、高位官吏の任命をめぐるノロドム王（在位 1860-1904年）とフランス保護領政府との対立が起きていた¹⁹⁰。そこで、フランス保護領政府は、死去したノロドム王の次の国王として、フランスと協調的姿勢を有していたノロドム王の異母弟であったシソワット王（1904-1927）を選出した¹⁹¹。シソワット王の長男であるシソワット・ムニヴォン王（1927-1941年）の後継者とした¹⁹²後に選出された、ノロドム王の曾孫およびムニヴォン王の孫であるノロドム・セイハヌ王（1941-1955）も、元々フランスへの対立思考を強く持たない者であった¹⁹³。

フランスと協調的姿勢を有していた国王との関係で、フランス保護領政府による近代化は、君主制維持とクメール社会の基本的価値が破壊されないようにして行われた¹⁹⁴。その結果、フランス憲法に強く影響を受けたカンボジアのはじめての成文憲法であった1947年憲法においても、国王主権に基づく君主制が維持されていた。特に、「全ての権力は国王に由来する」こと、「国王は国家の最高の元首」であること、「国王の身体は、神聖不可侵」であること、国王が法律案発議権および憲

¹⁸⁶ この経緯を述べたのは、David Chandler, *supra* note 72, at 154.

¹⁸⁷ ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ ១១, ២២ ហ្សុំងឺរីយេ ១៩១៦ [王令11号 (1916年1月22日)]。この王令は、រាជកិច្ចរាជ្យលេខ ១ (ហ្សុំងឺរីយេ-ម៉ាឃូ ១៩១៦)៖ ៦ ដល់ ៧ [官報1号 (1916年1-3月) 6-7頁] に記載されている。

¹⁸⁸ Kram N° 1, 1^{er} Juin 1940, Article premier.

¹⁸⁹ Kram N° 1, 1^{er} Juin 1940, Article 3, 1^o d' Annexe N° 1.

¹⁹⁰ Milton E. Osborne, *The French Presence in Cochinchina and Cambodia: Rule and Response (1859-1905)* (Cornell University Press, 1969), 231-238, 238-254, 傘谷・前掲注 (48) 62頁・脚注10.

¹⁹¹ Milton E. Osborne, *Ibid.*, 233, 253, トラング・ンギア・前掲注 (69) 183頁.

¹⁹² トラング・ンギア・同上188頁.

¹⁹³ David Chandler, *supra* note 72, at 166.

¹⁹⁴ この指摘は、Milton E. Osborne, *supra* note 190, at 285.

法改正発議権を有すること等は、カンボジアの伝統的な絶対君主制の残存だったと考えられる¹⁹⁵。

しかし、このような君主制の残存が見られることは、フランス憲法の影響を否定する意味を有しない。むしろ、1947年憲法に定められた国王の他の権限および地位のほとんどは、フランス1946年憲法に定められた大統領の権限および地位から倣ったものであった。具体的に、条約の署名およびこの批准¹⁹⁶、外国の大使および特命公使の任命¹⁹⁷、法律の公布および勅書（ព្រះរាជសារ、ព្រះរាជសាសន៍）による法律案再議要求¹⁹⁸、国民議会および王国評議会との連絡¹⁹⁹、国民議会の解散²⁰⁰、首相や大臣を含む大臣会議の任命²⁰¹、軍隊の最高司令官の地位²⁰²、裁判の高等評議会（ក្រុមប្រឹក្សាជាន់ខ្ពស់នៃតុលាការ）の主宰者の地位²⁰³、裁判の高等評議会の提案に基づく裁判官の任命²⁰⁴、恩赦を行う権利²⁰⁵等という国王の権限および地位に関する規定は、フランス1946年憲法における大統領に関する規定と類似している。

フランス法の影響は、前述したような三権の上に立つ国王にとどまらず、立法権（អំណាចនីតិបញ្ញត្តិ）、執行権（អំណាចនីតិប្រតិបត្តិ）および裁判権（អំណាចតុលាការ）にも及んだ。1947年憲法では、権力は全て国王に由来するが、国王は憲法の規定にしたがってその権力を行使しなければならない²⁰⁶。その権力は、立法権、執行権および裁判権という3つに分けられ、それぞれ国民議会、大臣会議および裁判機関（សាលាជំរះក្តី）が行使するのであった²⁰⁷。これは、指摘されているように、機能分離（Division of Function）としての権力分立であった²⁰⁸。権力が人民（ប្រជាពលរដ្ឋ）に由来すると定めた1972年憲法においても、その三権の概念が継承されたが、執行権は大統領がこれを行使し、裁判権は最高裁判所（តុលាការកំពូល）および全ての審級の裁判機関に与えられた²⁰⁹。立法権

¹⁹⁵ រដ្ឋធម្មនុញ្ញប្រទេសកម្ពុជា, ៦ ឧសភា ១៩៤៧, មាត្រា ២១, មាត្រា ២២ វគ្គទី ២, មាត្រា ៣៥, មាត្រា ១១៧ ថ្មី (មាត្រា ៩៩ ចាស់) [カンボジア国憲法(1947年5月6日)21条、22条第2項、35条、新117条(旧99条)]。以下、「1947年憲法」という。また、カンボジアでは、条文番号をあらわすとき、「第～条」ではなく、「～条」のように、条文に「第」をつけていない。しかし、条文の項をあらわすときに「第」をつける。以下では、「22条第2項」のように記す。

¹⁹⁶ 1947年憲法46条、フランス1946年憲法31条第1項。

¹⁹⁷ 1947年憲法新47条、フランス1946年憲法31条第2項。

¹⁹⁸ 1947年憲法36条、フランス1946年憲法36条。

¹⁹⁹ 1947年憲法37条、フランス1946年憲法37条。

²⁰⁰ 1947年憲法73条(旧69条)、フランス1946年憲法51条。

²⁰¹ 1947年憲法39条、97条(旧80条)、フランス1946年憲法45条、46条。

²⁰² 1947年憲法45条、フランス1946年憲法33条。

²⁰³ 1947年憲法114条(旧96条修正)第2項、フランス1946年憲法34条。

²⁰⁴ 1947年憲法43条、フランス1946年憲法84条。

²⁰⁵ 1947年憲法44条、フランス1946年憲法35条。

²⁰⁶ 1947年憲法21条。

²⁰⁷ 同上22条、23条、24条。

²⁰⁸ Hor Peng, “The Separation of Powers and Independence of Judicial Power in Cambodia,” *Cambodian Yearbook of Comparative Legal Studies* vol. 2 (2011): 85.

²⁰⁹ រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃសាធារណៈរដ្ឋខ្មែរ, ១០ ឧសភា ១៩៧២, មាត្រា ៣, មាត្រា ២៣, មាត្រា ៨១ [クメール共和国の憲法(1972年5月10日)3条、23条、81条]。以下、「1972年憲法」という。

は、その概念自体は変わらないが、国家機関が国民議会（សភាជាតិ）および元老院（ព្រឹទ្ធសភា）を含む両議会（សហសភា）が法律を可決すると定められたように、上院たる元老院も立法権を有するようになった²¹⁰。

フランス法の影響は、国王の権限および地位や権力分立にとどまらず、具体的な統治制度、すなわち、立法制度、行政制度および裁判制度にも及んだ。

3. 立法制度

まず、フランス法の立法制度への影響は、フランス保護領政府による法形式の整備からはじまった。1897年に、カンボジアの伝統法における法源たる複数の国王の行為を *décision* と *ordonnance* とに大別した。しかし前述したように、原語では、*décision* に当たる用語として、プレアハ・リアチ・オンカーおよびプレアハ・ボントゥール・ソラセイハニアド、*ordonnance* に当たる用語として、プレアハ・リアチ・プロカスという伝統法における用語がそのまま使われた²¹¹。また、これらの定義に関する規定もなかった。

実際において、1940年までの立法行為には、地方行政機関の立法権を除いて、*les ordonnances royales*、*les arrêtés ministériels* および *les circulaires* という3つの区分があった²¹²。国王の行為の内、*ordonnance*、すなわち、プレアハ・リアチ・プロカスのみが国王による立法行為となった。この法形式は、1940年6月1日付クラム1号が公布されるまで継続していた。クラム1号は、立法行為を明文で規定し、それらの定義を以下のように定めた。

第1に、クラム (Kram) は、政治組織、行政組織、司法組織およびそれらの伝統的な制度に関する立法の性質 (*caractère législatif*) を有する。そしてこれは、一般規則 (*règlementation générale*) でもあった。

第2に、クレット (Kret) は、①宗教権限の行使、王宮、称号および名誉勲章の付与、寛大措置 (*mesures de clémence*) に関する国務、②行政および司法の高位職員の称号および任用に関する国務を行うための決定であった。

第3に、ソムラッチ (Samrach) は、大臣会議が理事長官の同意の下で定めた。

第4に、プロカス (Prakas) は、大臣がその管轄範囲内で理事長官の同意の下で定めた。

第5に、デーカー (Deka) は、チャウワーイ・カエトが理事官の同意の下で定めた。

以上の種類および定義は、1946年4月15日付クラム168-NS号によって変更され、この変更

²¹⁰ 1972年憲法64条。

²¹¹ ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ ១១ ស្តីអំពីការកែប្រែច្បាប់ [王令54号(1897年7月11日)2条]。

²¹² Claude Gour, “Hierarchie des Textes et Respect de la Legalite en Droit Public Cambodgien,” *Annales de la Faculte de Droit et des Sciences Economiques de Phnom Penh* (1996) : 35.

反する 1940 年のクラム 1 号の規定が廃止された²¹³。この 1946 年改革は、主に、カンボジアがフランス保護領ではなくなったため、フランス保護領政府の理事長官および理事官のこれらの行為への関与を排除したものである。これによると、法形式は、クラム、クレット、プロカスおよびデイカーという 4 種類に減らされて、それぞれの定義は次のように定められた。

第 1 に、クラムは、国王によって行われる政治組織、行政組織、司法組織およびそれらの伝統的な制度に関する立法の性質 (caractère législatif) を有する。そして、一般規則 (règlementation générale) という行為 (acte) であった。1940 年のクラム 1 号とほとんど同じ内容であったが、種類として、決定から行為に変更された。

第 2 に、クレットは、クラムに定められた条件に従って国王によって行われる個別的 (individuelle または particulière) 決定であった。

第 3 に、プロカスは、クラムに定められた管轄範囲内において大臣によって行われる命令制定行為 (acte réglementaire) および個別的決定であった。

第 4 に、デイカー (Deikas) は、クラムまたはプロカスに定められた管轄範囲内において知事によって行われる命令制定行為 (acte réglementaire) および個別的決定であった。

1946 年クラムに定められたクレット、プロカスおよびデイカーは、基本的に、クラム、すなわち、これらより上位に位置する法形式に根拠を持たなければならない²¹⁴。また、法形式ではあるが、国王によるクラムおよびクレット以外のものについては、日本で法規命令というところのような命令制定行為に加えて、日本で行政処分というところのような個別的決定の性質を有することも特徴的である。

なお、1950 年 12 月 16 日に公布された王令 629-NS 号の参照法令の部分に書かれた 1946 年のクラム 168-NS 号は、「ព្រះរាជក្រម, ព្រះរាជក្រឹត្យ, ប្រកាសក្រសួងនិងដីកា」の意味に関するプレアハ・リアチ・クラム (ព្រះរាជក្រម) だと記載されていたことを見れば、現行の規范文書の名称と一致している用語が使われていた。そのため、以下は現行の規范文書と同じ訳語、すなわち、クラムは王令、クレット (ព្រះរាជក្រឹត្យ) は勅令、プロカス (ប្រកាស(ក្រសួង)) は省令、デイカー (ដីកា) は条例を使うこととする。

その後、1947 年憲法は、国民議会優越 2 院制を新設した上で、前述した立法行為に加え、憲法と法律 (ច្បាប់, loi) という新しい法形式を導入した。憲法が最高法規であるという明文の規定は

²¹³ Kram no. 168-NS, 15 Avril 1946, Article 1, Article 3 (*Journal Officiel du Cambodge* Deuxième Année no. 16 (Jeudi 18 Avril 1946) : 384-385).

²¹⁴ デイカーの根拠はクラムだけではなく、プロカスも定めていたが、プロカスの根拠規定はクラムにあったので、デイカーは、結局、クラムに根拠を持つといってもよい。

存在しなかったが、法の階層制が存在しており、憲法が最高位に位置することは問題ではなかった²¹⁵。法律 (loi) という用語は、伝統法における「チバップ」という語をそのまま借用したが、フランス法の概念が入れ込まれた。法律つまりチバップとは、「国民の意思の表明」であり、国民を代表する国民議会 (រដ្ឋសភា) だけがこれを制定できるのであった²¹⁶。

他の法形式については1946年のクラム (王令) 168-NS号のまま維持されていたため、憲法形式と1946年形式、特に法律と王令との矛盾した関係が問題となった。問題というのは、例えば、「王令」は憲法に定められた「法律」が登場したことによって沈黙的に廃止されたのか否か。議会に採択され、国王の「王令」によって公布された法律は、「法律」または「王令」のどちらに該当するのか。議会に採択されたが、国王による公布を欠く法律は、法律としての効力を有するのか否か、といった問題である。これらは論点となり、国民議会と王国評議会との対立があった。憲法解釈権限を有した国民議会は、1961年12月4日の会議において、1946年の王令168-NS号の効力を認めた上で、国王または国家元首による公布がない法律は無効であって、全ての公布は王令という形式で行わなければならないと議決し、対立に終止符を打った²¹⁷。

法形式の1つである法律を議決する立法機関について、1947年に導入された国民議会優越2院制がフランス法の影響を受けたことはいままでもない。国民議会は、現役軍人および僧侶を除いた20歳以上の両性の市民による普通直接選挙において選出され、4年の任期を有する議員から構成された²¹⁸。国民議会のみが法律を制定することができた²¹⁹。これに対して、上院に当たる王国評議会は、制限選挙によって選任される構成員から構成され、6年の任期を有した²²⁰。王国評議会は、立法について、国民議会が可決した法案について審査し、これに対する意見を述べることはできなかった²²¹。

1947年憲法を含めた1975年以前の法律が基本的にフランス語で起草された後に、原語に訳されたため、カンボジアにおける法律用語は、フランス法からの借用語が多かった。このフランス法か

²¹⁵ Claude Gour, supra note 212, at 40.

²¹⁶ 1947年憲法17条、65条 (旧64条)。

²¹⁷ សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំនៃរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី៥៧, ៤ ខែធ្នូ ឆ្នាំ១៩៦១, នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំទី៨បំប្រាំបី លេខ២៧ (៤ មេសា ១៩៦២), ២០៦១ ដល់២០៧២ [「国民議会の会議議事録 (1961年12月4日)」官報18巻27号 (1962年) 2061-2072頁]。なお、学問上の「法律」と「クラム」の関係にめぐる論争は、Claude Gour, supra note 212, at 40-41を参照。

²¹⁸ 1947年憲法49条 (旧48条)、51条 (旧50条)。

²¹⁹ 同上65条 (旧64条)。

²²⁰ 同上74条 (旧70条)、75条 (旧71条)、76条 (旧72条)、新77条 (旧73条修正)、新78条 (旧74条修正)、80条 (旧76条)。

²²¹ 同上83条 (旧78条)。

らの借用語は、1949年4月に仏教研究所が刊行する「カンプチェア・ソリヤー」誌で公開された1947年憲法で使われたフランス語から置き換える新造語、翌1949年5月および1962年3月から1963年4月までのカンプチェア・ソリヤーに連載されている新造語において確認することができる²²²。これらの法律用語は、現在においても使われることが多い。特に、1947年憲法において確立した法律用語、例えば、前述した権力分立や統治機構に関する用語の他に、国家(រដ្ឋ, État)、国民(ប្រជាជាតិ, nation)、市民(ពលរដ្ឋ, citoyens)等の用語は、1993年憲法をはじめとする現行の規范文書においても使われている。また、1957年1月3日から4月9日までの代表大臣(រដ្ឋមន្ត្រីប្រតិភូ)であったチア・チン・コック氏が、コンセイユ・デタの設置に関する法律を審議した1957年3月20日の国民議会の会議において、全ての法律は、フランス語で起草された後にクメール語に翻訳されていたと指摘している²²³ように、前述のカンプチェア・ソリヤーに記載されていない法律用語であっても、1975年以前の法律用語であれば、基本的にフランス法の借用語が多いと考えられる。

フランス法の影響は、立法のみならず当然のこととして、法律を執行する行政機関にも及んだ。

4. 行政制度

執行権を行使する機関である大臣会議は、1947年憲法上の統治機構であるが、その起源はカンボジアの最初の1947年憲法ではなくて、フランス保護領政府による中央行政組織改革にあった。フランス保護領政府は、カンボジアにおける植民地統治体制を整備するために、1877年から大臣会議の設置を試みたが、実現できなかつた後に、1897年の王令の公布によって、ようやく法の監視と実行を役割とする大臣会議(ក្រុំប្រឹក្សាមន្ត្រី, conseil des ministres)を設置し、機能させるようにした²²⁴。

この大臣会議は、伝統法における最高位官吏であったオクニャー・アケア・モハー・セナー、オクニャー・ヨマリアチ、オクニャー・ヴェアン、オクニャー・クロラーハオムおよびオクニャー・チャクルイという伝統法における多くの中央(宮廷)の最高位官吏から構成されたが、これらの構成員である大臣(មន្ត្រី, ministre)の行政的役割分担は、1905年王令の公布によってはじめて

²²² 笹川秀夫「20世紀カンボジアにおける言語政策—正書法と新造語をめぐる議論を中心として—」アジア太平洋討究第18号(2012年)151-154頁。

²²³ សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំនៃរដ្ឋសភា ពេលប្រជុំទី ៨០ ពិភាក្សានូវសេចក្តីប្រារងច្បាប់ស្តីអំពីការបង្កើតឱ្យមានក្រុមប្រឹក្សាមន្ត្រីនៅប្រទេសកម្ពុជា, ២០ មីនា ១៩៥៧, នៅក្នុង រាជកិច្ចលេខពិសេសទី៦ (៣១ ឧសភា ១៩៥៨)៖ ១៦៧៥ [「カンボジア国におけるコンセイユ・デタの設置に関する法律案を審議する国民議会第80会議の議事録(1957年3月20日)」官報特別号第6号(1958年5月31日)1675頁]。

²²⁴ 高橋・前掲注(103)73-76頁。

明確に規定された²²⁵。現在のカンボジアにおける中央行政制度の基礎は、この1905年王令によって、1920年代ころには完成していたと理解されている²²⁶。この大臣会議制度は、1912年に2名の大臣の職名および事務を変更した改正、1926年に各省の部局をはじめ設置した全体的改革、1940年に国王、大臣会議、各大臣の管轄に関する規定を設けた全体的改革という一連の改革がフランス保護領政府によって行われた²²⁷。フランス保護領という地位から解放された後、1946年4月15日付王令171-NS号が公布され、大臣会議の議長（président du conseil des ministres）が、大臣の任命を提案する等の責任を定めた²²⁸。この1946年王令は、1947年憲法が公布された後においても、中央行政組織に関する新しい法律が整備されなかったため、効力を失うことはなかった²²⁹。

フランス憲法から倣った1947年憲法に定められた大臣会議制度は、フランス法の影響が強かった。特に、大臣の国民議会に対する連帯責任およびその個別責任²³⁰、大臣会議の信任および不信任案²³¹、国民議会解散の場合における大臣会議の組織の変化²³²、大臣の職務の執行中に起こした重罪および軽罪に対する刑事責任²³³は、フランス1946年憲法の影響を強く受けたものである。

1947年憲法が整備された時点では、大臣会議やその構成員の名称の原語に変化があったので、ここに加筆しておく。大臣会議は、フランス語では、設置された当時から同様に、「conseil des ministres」と表記されているが、原語では、1940年王令の時点までに、「ក្រុងស៊ីយសេនាបតី」というフランス語音表記である「ក្រុងស៊ីយ」とカンボジアの伝統的な高位官吏を示す用語である「សេនាបតី」から構成された用語であったが、遅くとも1947年憲法の時点から現在の「គណៈរដ្ឋមន្ត្រី」となった²³⁴。大臣会議の議長である首相は、フランス語では、1905年王令の時点から「premier ministre」と表記されていた²³⁵が、原語では遅くとも1947年憲法の時点から現在の「នាយករដ្ឋមន្ត្រី」となった²³⁶。大臣は、フランス語では、設置された時点から「ministre」と表記されている²³⁷が、原語ではこれに当たる独立した用語が見当たらず、1926年王令の時点から独立した「សេនាបតី」と表記さ

²²⁵ 同上76頁。

²²⁶ 同上80頁、100頁。

²²⁷ 1912年改正および1926年改革は、傘谷・前掲注(48)64-66頁を参照。1940年改革は、Kram no. 1, 1^{er} Juin 1940 (*Bulletin Administratif du Cambodge* Trente Neuvième Année no. 15 (5 Aout 1940) : 1609-1625)を参照。

²²⁸ Kram no. 171-NS, 15 Avril 1946 (*Journal Officiel du Cambodge* Deuxième Année no. 16 (18 Avril 1946) : 412)。

²²⁹ 例えば、1957年10月5日付王令はこの1946年4月15日付王令を1つの法的根拠とした(Kram no. 229-NS, 5 Octobre 1957 (*Journal Officiel Du Cambodge* Treizième Année no. 41 (10 Octobre 1957) :3511)。

²³⁰ 1947年憲法98条(旧81条)、フランス1946年憲法48条。

²³¹ 1947年憲法101条(旧84条)、102条(旧85条)、フランス1946年憲法49条、50条。

²³² 1947年憲法108条(旧90条)、フランス1946年憲法52条。

²³³ 1947年憲法新110条(旧92条)、フランス1946年憲法56条、57条。

²³⁴ 1947年憲法新96条(旧79条修正)。なお、1947年憲法以前に、大臣会議改革は、1940年にも行われたため、1940年から原語を変更したかもしれないが、その王令の原語版はまだ見つからないため、不明である。

²³⁵ 首相のフランス語の表記について、傘谷・前掲注(48)63頁、65頁を参照。

²³⁶ 1947年憲法39条、97条(旧80条)。

²³⁷ 大臣のフランス語の表記について、傘谷・前掲注(48)61頁、63頁以下を参照。

れるようになった²³⁸後に、1947年憲法の時点から現在の「**រដ្ឋមន្ត្រី**」となった²³⁹。大臣会議の構成員だと憲法に定められたが、その選出に関する規定がない**国务長官 (រដ្ឋលេខាធិការ)** は、1947年に確立した名称であった²⁴⁰。その他に、憲法上の規定はなかったが、副首相 (**ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី**、vice-président du conseil/vice-premier ministre) および**国务大臣 (ទេសរដ្ឋមន្ត្រី**、ministre d' état) は、事実上、大臣会議の構成員として1947年から不確定的に任命されていた²⁴¹。最後に、大臣会議には**国务次官 (អនុរដ្ឋលេខាធិការ)** も置かれていたが、これは憲法に根拠を有する機関ではなくて、1947年憲法が制定された後、1952年にはじめて設置されたものである²⁴²。

1953年のフランスからの独立以後1975年までのこれらの中央行政組織は、「大局的にみれば、フランス保護領時代の制度的踏襲および部分的展開」²⁴³であったといわれ、カンボジア独自の顕著な展開ははっきりしていなかった。

中央行政組織だけではなくて、地方行政組織もフランス法の影響を受けていた。地方では、フランス保護領政府の1921年までの地方行政組織改革を経て、それ以前の2層が、州、郡および村²⁴⁴という3層に地方行政区域が再編されるようになった²⁴⁵。州の長はチャウワーイ・カエトであり、これを補助する機関として、バラット・カエト、バラット・スロックまたはバラット・カンという2名以上の官吏に加え、書記官およびプラントンが存在した。郡の長はチャウワーイ・スロックであり、これを補助する機関として、バラット・スロックという一名または複数の官吏に加え、書記官およびプラントンが存在した²⁴⁶。

5. 裁判制度

裁判制度についても、フランス法の影響が見られる。1947年憲法では、裁判権を定める第10章

²³⁸ ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ ១១២, ៣១ ជេសម ១៩២៦, ប្រការ ១ (រាជកិច្ចការរដ្ឋាភិបាល ១៧ លេខ ២ (១៩២៧)៖ ៦៥ [王令112号 (官報17卷2号 (1927年) 65頁)]。この1926年王令以前、大臣会議 (ក្រុមសិយសេនាបតី) の用語として、大臣の部分に当たる「**សេនាបតី**」があったが、この独立した用例が見当たらない。

²³⁹ 1947年憲法39条、97条 (旧80条)。

²⁴⁰ 同上97条 (旧80条)。

²⁴¹ Raoul M. Jennar, *Les Clés du Cambodge* (Maisonneuve & Larose, 1995), 142-168、សមាគមអ្នកសារពត៌មានខ្មែរ, *រដ្ឋាភិបាលកម្ពុជាពីឆ្នាំ ១៩៤៥ ដល់ឆ្នាំ ១៩៩៣* (សមាគមអ្នកសារពត៌មានខ្មែរ), ៣ ដល់៥៦, <http://www.elibraryofcambodia.org/rot-tha-phi-bal-kompuchea-ebook/> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២៥ មករា ២០២០) [クメール記者協会『1945年から1993年までのカンボジア政府』(クメール記者協会) 3-56頁、<http://www.elibraryofcambodia.org/rot-tha-phi-bal-kompuchea-ebook/> (最終アクセス: 2020年1月25日)] を参照。

²⁴² ច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតមុខត្រសង់អនុរដ្ឋលេខាធិការ, លេខ ១៩៥ -ន.ស, ២៨ ឧសភា ១៩៥៧, មូលបទ, មាត្រា ៨ [国务次官職の設置に関する法律194-N.S号 (1957年5月28日) [根拠規範文書を記載する] 前文、8条]。

²⁴³ 高橋・前掲注 (103) 100頁。

²⁴⁴ 本論文における「村」の原語は「**ឃុំ**」である。これを「行政区」の日本語を使って訳する論者も存在するが、日本の村に近いという理由により、本論文では「村」と訳することとする。

²⁴⁵ 高橋・前掲注 (103) 73-80頁。

²⁴⁶ ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ ១១ ជេសម ១៩២១, ប្រការ៤, ប្រការ៥ [王令 (1921年12月11日) 4条、5条]。

のところに、国王が主宰者となる裁判の高等評議会が設置されたが、司法大臣（副議長）ならびに国民議会および司法官によって選出される構成員という組織²⁴⁷、司法官の任命の提案や司法官の規律、司法官の独立（ឥស្សរភាព）を保障する機能は、フランス 1946 年憲法に定められた司法官職高等評議会に類似するものであった²⁴⁸。

この裁判権を行使する裁判組織については、まず、フランス保護領政府は、1897 年から 1922 年にかけて近代的な裁判制度の整備に取り組み、1922 年には、行政組織から分離した裁判組織を設置した²⁴⁹。この裁判組織は、さらに刑事裁判を行う機関と民事裁判を行う機関とに大別された²⁵⁰。このフランス法の影響を受けた裁判制度は、1975 年まで存続していた²⁵¹。

裁判組織の整備とともに、その管轄に属する主要な法典、すなわち、民法典、民事訴訟法典、刑法典および刑事訴訟法典も整備された。フランス保護領政府は、1901 年から法典編纂を開始し²⁵²、1911 年 11 月 20 日王令 61 号によって、カンボジアの最初の近代的な法典が公布された。同王令は「刑事訴訟法、裁判組織、刑法典および土着民の民事的身分訴訟に関する第 1 法典（ក្រឹមល័ក្ខណៈព័ត៌ភាពក្របខ័ណ្ឌ, របៀបត្រឡាតារ, ល័ក្ខណៈព្រហ្មទណ្ឌនិងក្រឹមលេខ ១ ល័ក្ខណៈវិវាទព័រៀងអេតាស៊ីវិល (សេវជារជាតិ) មនុស្សស្រុកអាយ)」を公布したものであり²⁵³、同王令のフランス語版では「Donner notre approbation aux dispositions du code d' instruction criminelle et d' organisation judiciaire du code pénal, du titre 1^{er} du code civil, relatif à l' état civil indigène」と定めていた²⁵⁴。このフランス語版に基づいて、日本では、同王令が「民法典の第 1 編、刑法典、治罪法・司法組織法典 (Code d' instruction criminelle et d' organisation judiciaire)」という 3 つの法典を公布したといわれている²⁵⁵。なお、カンボジアにおけるフランス語の教材類は、刑法典、刑事訴訟法典および司法組織法典 (un code pénal, un code de procédure pénale et un code d' organisation judiciaire) という 3 つの法典を公布した王令だと述べてい

²⁴⁷ 他に、国王によって選出される構成員もある。

²⁴⁸ フランス 1946 年憲法 83 条、84 条、1947 年憲法 114 条（旧 96 条修正）。なお、リム・リーホン「カンボジアにおける司法の独立とアカウントビリティー日・仏・英との比較を中心に」名古屋大学博士（比較法学）学位論文（2018 年 5 月 31 日）14 頁、<http://hdl.handle.net/2237/00028250> は、1947 年憲法における司法官職高等評議会（本論文が論じる裁判の高等評議会）へのフランス法の影響を述べた。

²⁴⁹ 傘谷・前掲注（44）165-184 頁。

²⁵⁰ ベアトリス・前掲注（26）135 頁、140 頁。

²⁵¹ 同上 137 頁。

²⁵² 傘谷祐之「植民地期カンボジアにおける法典編纂（1）」ICD NEWS81 号（2019 年）33 頁。

²⁵³ この王令によって公布された法典の名称や内容について、同王令を記載する官報にこれらの本文が記載されておらず、当時のクメール語の法律用語に関する研究がまだないため、現時点では不明であるが、法典を意味するクメール語の単語（ក្រឹម）が 2 つあることから、少なくとも、2 つの法典があったと思われる。

²⁵⁴ *Bulletin Administratif du Cambodge* 1911, 662-663.

²⁵⁵ 傘谷祐之「フランス植民地期カンボジアにおける歴代司法大臣の経歴（2）」*Nagoya University Asian Law Bulletin* Vol. 3（2017 年）46 頁。

るが²⁵⁶、これを翻訳したクメール語の教材類では、刑法典と刑事訴訟および裁判組織法典(ក្រមព្រហ្មទណ្ឌ និងក្រមនីតិវិធីព្រហ្មទណ្ឌ និងការរៀបចំតុលាការ) という 2 つの法典を公布した王令だと説明されている²⁵⁷。

その後、刑事法関係について、1924年に、新しい刑法典が制定され、1929年および1934年の改正を経た後に、1956年に刑法典が改めて制定された²⁵⁸。これらの一連の刑法典は、その大部分がフランスの刑法典を基礎にしたものであったと指摘されている²⁵⁹。民事法関係について、1920年に、民事訴訟を定めた新しい民法典が制定された。この1920年民法典は、ほぼ全体的に、1804年のナポレオン法典の影響を受けていた²⁶⁰。そして、1938年に民法典から独立した民事訴訟法典が制定された²⁶¹。これらの法典は、1975年まで適用されていたといわれている²⁶²。

前述のカンボジアにおける裁判組織およびこれに属する諸法典の整備とともに、フランス保護領政府は、1905年に行政訴訟 (contentieux administratif) の概念を導入し²⁶³、1933年に特別の行政裁判所をはじめとして設置した²⁶⁴。1947年憲法下においても、特別の行政裁判所は、いくつかの改革を経て1960年代末まで存続していた²⁶⁵。この行政裁判所の特徴については後述するが、この整備に

²⁵⁶ Béatrice, supra note 26, at 11.

²⁵⁷ ベアトリス・前掲注 (26) 20頁。

²⁵⁸ ច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតឱ្យមានអង្គជំនុំជម្រះវិសាមញ្ញក្នុងតុលាការកម្ពុជា ដើម្បីកាត់សេចក្តីឧក្រិដ្ឋកម្មដែលប្រព្រឹត្តឡើងនៅក្នុងរយៈកាលនៃកម្ពុជាប្រជាធិបតេយ្យ, លេខ នស/រកម/០៨០១/១២, ១០ សីហា ២០០១, មាត្រា ៣ [民主カンボジアの時期に行った重罪を裁断するためのカンボジア裁判所における特別法廷の設置に関する法律NS/RKM/0801/12号 (2001年8月10日) 3条]。この条文は、ច្បាប់ស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា ២ មាត្រា ៣ មាត្រា ៩ មាត្រា ១០ មាត្រា ១៤ មាត្រា ១៧ មាត្រា ១៨ មាត្រា ២០ មាត្រា ២១ មាត្រា ២២ មាត្រា ២៣ មាត្រា ២៤ មាត្រា ២៧ មាត្រា ២៩ មាត្រា ៣១ មាត្រា ៣៣ មាត្រា ៣៤ មាត្រា ៣៥ មាត្រា ៣៦ មាត្រា ៣៧ មាត្រា ៣៩ មាត្រា ៤០ មាត្រា ៤២ មាត្រា ៤៣ មាត្រា ៤៤ មាត្រា ៤៥ មាត្រា ៤៦ និងមាត្រា ៤៧ នៃច្បាប់ស្តីពី ការបង្កើតឱ្យមានអង្គជំនុំជម្រះវិសាមញ្ញក្នុងតុលាការកម្ពុជា ដើម្បីកាត់សេចក្តីឧក្រិដ្ឋកម្មដែលប្រព្រឹត្តឡើងក្នុងរយៈកាលនៃកម្ពុជាប្រជាធិបតេយ្យ, លេខ នស/រកម/១០០៤/០០៦, ២៧ តុលា ២០០៤ [民主カンボジアの時期に行った重罪を裁断するためのカンボジア裁判所における特別法廷の設置に関する法律2条、3条、9条、10条、14条、17条、18条、20条、21条、22条、23条、24条、27条、29条、31条、33条、34条、35条、36条、37条、39条、40条、42条、43条、44条、45条、46条および47条の改正に関する法律NS/RKM/1004/006号 (2004年10月27日)] によって改正された。

²⁵⁹ Phann Vanrath, “The Basics of Substantial Cambodian Criminal Law,” in *Introduction to Cambodian Law*, eds. Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel (Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2012), 200-201.

²⁶⁰ Kork Boren, “Cambodian Private Law: A Snapshot,” in *Introduction to Cambodian Law*, eds. Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel (Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2012), 75.

²⁶¹ ベアトリス・前掲注 (26) 137頁。

²⁶² Kork Boren, supra note 260, at 75; Phann Vanrath, supra note 259, at 200. なお、1920年民法典は、労働関係について、1992年労働法が制定された以前の時期にも効力を有していたという論者もある (Nop Kanharith, *A Comparative Study on Dismissal Rules in Cambodia and Japan: A Focus on the Rule of Justified Dismissal* (Nagoya: Center for Asian Legal Exchange & Graduate School of Law of Nagoya University, 2014), 13)。

²⁶³ Ordonnance Royale no. 33, 3 juillet 1905, Art. 3 (Bulletin administratif du Cambodge (1905): 352).

²⁶⁴ ព្រះរាជប្រកាសលេខ ៤៧ ស្ទួន, ១ អាស៊ីល ១៩៣៣, ប្រការ ១ [王令47 (2) 号 (1933年4月1日) 1条] (以下、「王令47 (2) 号」という)。

²⁶⁵ Yan Vandelluxe, “State Liability and Rights of Citizens to Claim Damages,” in *The Development of Cambodian Administrative Law*, eds. Kai Hauerstein and Jörg Menzel (Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014), 210-212, សាយ ហ្វី, “នីតិវិធីទរដ្ឋបាលៈ សិក្ខាប័នសំរាប់មើលតាមការពន្យល់ដោយបញ្ចាំងLCD,” (សាកលវិទ្យាល័យភូមិន្ទនីតិសាស្ត្រ និងវិទ្យាសាស្ត្រសេដ្ឋកិច្ច, ២០០៥), ៩៨ ដល់ ១០០ [サーイ・ボーリー 「行政訴訟法—LCD 上映による説明に沿って読む

よって、行政系統の司法官 (magistrats de l'ordre administratif) に対比される司法系統の司法官 (magistrats de l'ordre judiciaire) という概念が創造され、特別の行政裁判所と対比される司法系統の裁判機関 (juridiction de l'ordre judiciaire) が設置された。特別の行政裁判所は、司法系統の司法官である裁判所の長と行政裁判機関判事である構成員 2 名から構成された²⁶⁶。そして、司法系統の裁判機関における事件が、特別の行政裁判所の管轄に属すると判明した場合、司法大臣は、職権または当事者の請求により、当該事件を特別の行政裁判所に移送できると定められた²⁶⁷。

次に、この特別の行政裁判所の管轄に属する事項として、刑事訴訟および民事訴訟とは異なる行政訴訟または行政事項 (matière administrative) の概念が用いられた。公法上の法人 (personnes morales cambodgiennes de droit public) や公権力の責任 (responsabilité de la puissance publique) という概念も用いられた。要するに、公法と私法との峻別がカンボジア法にも導入されたのである²⁶⁸。

以上で整理したカンボジア法におけるフランス法の影響は、次のような特徴を有している。

第 1 に、伝統法の重要な要素である国王を存続させたことである。このことと関連するが、第 2 に、フランス法の全体が論理的に矛盾なく導入されたのではなくて、部分的に導入されたことである。例えば、前述したように、1897 年から 1922 年にかけて裁判制度の改革が行われ、1922 年に行政組織から分離した裁判組織が設置されたが、この裁判組織は、フランス本国と異なり、フランス「保護領政府や司法省の直接的な監督下にあり、個々の裁判官の独立」が保障されないものにとどまった²⁶⁹。またフランス大統領の権限および地位の大部分が導入されたといっても、これらは、選挙によって選出され、民主的正統性を有するフランス大統領と相反する国王に与えられたのである。

第 3 に、フランス法の用語自体は多く使われていたが、そのほとんどの定義や内容は不明である。前述の Kampuchea・Sorrier に連載されているフランス法の借用語の新造語は、1949 年 4 月号を除けば、その定義や内容は明らかになっていなかった。形式的にフランス法の影響を受けていた場合においても、その内実は、実務における運用によるが、フランス法の一つとは単純に把握できない可能性があると考えられる。

教材一] (王立法律経済大学、2005 年) 98-100 頁]。

²⁶⁶ Kram no. 399-NS, 9 Janvier 1948, Article 2; Kram no. 229-NS, 5 Octobre 1957, Article 17.

²⁶⁷ Kram no. 229-NS, 5 Octobre 1957, Article 31.

²⁶⁸ カンボジア法における公法と私法の峻別は Yan Vandelluxe, supra note 38, at 109-110 を参照。

²⁶⁹ 傘谷・前掲注 (44) 178 頁、183 頁。

第4節 社会主義法の影響を受けた法の特徴

1. 社会主義法の影響を受けた法の意義

カンボジアにおける社会主義法の影響を受けた法については、国内ではその存在を確認する程度の概略的な指摘にとどまる。しかも、一般的には、その影響が徐々に弱くなってきているとみなされている²⁷⁰。その理論的根拠は必ずしも明らかではないが、カンボジアにおける社会主義法の影響は、一般的に1979年から1993年までという短期間に限定されていたことに加えて、1993年から現在に至って、社会主義の社会体制を放棄した法制度が整備されてきていると理解されているからであろう。

しかし、カンボジアにおける社会主義法の影響を、1979年以後の立法と理解するのは必ずしも正確ではない。むしろ、カンボジアにおける社会主義や社会主義法という場合には、これは多義的であって、1950年代からはじまっていたと理解することもできるかと思われる。まず以下では、その経緯を簡単に確認してみよう。

セイハヌ国王によって1955年に結成された「サンクム・リアハ・ニヨム」（人民社会主義共同体、以下、「サンクム」という。）は、同年9月に行われた総選挙から1970年までに国会の議席を独占していたが、少なくとも「経済・社会・教育などにおいて社会主義的方法」をとる内容であり、カンボジアの伝統である仏教およびカンボジアの村の生活には社会主義的伝統があると主張する「王室中心のクメール社会主義」いわゆる王制社会主義の指針を採用した²⁷¹。サンクム政権下では、様々な法制度の改革が行われた²⁷²が、これらの改革がどのような意味で社会主義法の性質を有するののか否かに関する先行研究は、存在しない。とはいえ、サンクム政権は、貿易の国営化、銀行の国有化、農産物集荷公社および王国協同組合の設置等により、私的経済活動を制限する政策を実施したといわれている²⁷³。これらの特徴に鑑みると、そこに社会主義的な組織や経済活動の特徴が存在していたとはいえよう。

また社会主義の語句を法令名に含む例として、1964年に公布された「社会主義労働法」（ច្បាប់

²⁷⁰ Jörg Menzel, supra note 29, at 482.

²⁷¹ 桜井・前掲注 (181) 317-318頁、笹川秀夫「第8章 カンボジア—内戦の傷痕、復興の明暗—」清水一史他編著『東南アジア現代政治入門』（ミネルヴァ書房、改訂版、2018年）190-191頁。

²⁷² 例えば、憲法に限定してみても、社会主義法によく見られる特色である人民民主主義における人民大衆の積極的参加や罷免権などのようなものが見られる。ច្បាប់ស្តីពីការកែប្រែ នឹងការបន្ថែមអត្ថបទនៃរដ្ឋធម្មនុញ្ញ, លេខ ៦៥ ន.ស., ១៤ មករា ១៩៥៦ [憲法の修正および文書追加に関する法律65N. S. 号 (1956年1月14日)], ច្បាប់ស្តីពីការដាក់បញ្ចូលសមាជិកទៅក្នុងរដ្ឋធម្មនុញ្ញ, លេខ ២៤២ ន.ស., ៨ មករា ១៩៥៨ [国民大会の憲法への編入に関する法律242N-S 号 (1958年1月8日)], ច្បាប់ស្តីពីការកែប្រែមាត្រាខ្លះ នៃរដ្ឋធម្មនុញ្ញប្រទេសកម្ពុជា, លេខ ១៦៦-ប.រ., ១៣ មករា ១៩៦៤ [カンボジア国憲法のいくつかの条文の修正に関する法律166-B.R. 号 (1964年1月13日)] がある。社会主義法における人民民主主義の概括は、平野義太郎『国家の機構と民主的変革』（新日本出版社、1974年）81-85頁を参照。

²⁷³ 桜井・前掲注 (181) 337頁。

សង្គមនិយមការងារ) បានត្រូវបានកំណត់។ ច្បាប់សង្គមនិយមការងារ²⁷⁴ បានត្រូវបានកំណត់។ ច្បាប់សង្គមនិយមការងារ²⁷⁴ បានត្រូវបានកំណត់។ ច្បាប់សង្គមនិយមការងារ²⁷⁴ បានត្រូវបានកំណត់។

以上、1950 年代からサンクム政権下における社会主義法の影響が、程度の強弱はともかく、うかがわれる。フランス法の影響を受けた憲法下において整備されたこの影響は、フランス法の影響と同様に、1975 年から 1979 年にかけて破壊された。これとは異なり、時期的には 1979 年以後に、法制度は、より完全なる社会主義法の特徴を示しながら整備されることとなった。以下は、憲法、立法制度、行政制度および裁判制度に即してその内容を整理するものである。

2. 憲法

1981 年 6 月 27 日に公布された「カンボジア人民共和国の憲法」(រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃសាធារណរដ្ឋប្រជាមានិតកម្ពុជា) (以下、「1981 年憲法」という。) は、ベトナム 1980 年憲法と類似しているといわれる²⁷⁵。カンボジア革命人民評議会 (ក្រុមប្រឹក្សាប្រជាជនបដិវត្តន៍កម្ពុជា) は、1979 年 10 月 24 日に、憲法起草を担当する特別事務担当大臣に、ルオス・サーマイ氏を任命した²⁷⁶。カンボジア革命人民評議会議長の 1979 年 11 月 18 日付規定によると、当該特別事務担当大臣は、ベトナム社会主義共和国の憲法専門代表団と協力しなければならなかった²⁷⁷。1981 年憲法は、ルオス・サーマイ氏が中心となった 20 名からなる委員会によって起草された²⁷⁸。この事実からすれば、1981 年憲法にとって、ベトナム 1980 年憲法がモデルとなったとしても、この関連性は、当然だったと思われる²⁷⁹。このような起草の経緯を有した社会主義憲法は、当然 1947 年憲法と異なっていた。

その顕著な相違点は、フランス法の影響下においても十分に排除できなかった絶対君主制と異なって、人民主権を認めたことである²⁸⁰。1981 年憲法 2 条第 1 項は、「カンボジア人民は自らの国の運命の主人である。全ての権力は人民に属する。」と定め、その第 2 項は「人民は、人民が選出し、

²⁷⁴ ច្បាប់សង្គមនិយមការងារ, លេខ១៦២-ប.វ.វ., ៣ មករា ១៩៦៤ [社会主義労働法 162-B.R. 号 (1964 年 1 月 3 日)]。

²⁷⁵ 鮎京正訓「カンボジア王国—近代立憲主義思想と王制復古が混在—」法学セミナー 476 号 (1994 年) 57 頁。

²⁷⁶ សេចក្តីសំរេចចិត្តរបស់ក្រុមប្រឹក្សាប្រជាជនបដិវត្តន៍កម្ពុជាស្តីពីការតែងតាំង កម្មាភិបាល, លេខ៣៥, ២៤ តុលា ១៩៧៩, ប្រការទី១ [幹部任命に関する決定 35 号 (カンボジア革命人民評議会、1979 年 10 月 24 日) 第 1 条]。

²⁷⁷ សេចក្តីកំណត់របស់ទីស្តីការប្រធានក្រុមប្រឹក្សាប្រជាជនបដិវត្តន៍កម្ពុជា, លេខ៣១, ១៨ វិច្ឆិកា ១៩៧៩ [規定 31 号 (カンボジア革命人民評議会議長官房局、1979 年 11 月 18 日)]。

²⁷⁸ សុខ យ៉ាន និងសុខ ចិន្តា, នីតិវដ្តធម្មនុញ្ញ (២០១៥), ១៥០ [ソック・ヤーン=ソック・チェンダー『憲法』(2015 年) 150 頁]。

²⁷⁹ 1981 年憲法起草過程の詳細については、Vickery Michael, *Kampuchea: Politics, Economics and Society* (London: Frances Pinter, 1986), 90-91, 96-105 を参照。日本語の文献として、四本 (1999 年)・前掲注 (37) 24-25 頁がある。

²⁸⁰ なお、1947 年憲法下の曖昧な国民主権と交わる国王主権は、1981 年憲法においてはじめて廃止されたわけではない。統治制度を君主制から共和制に転換した 1972 年憲法は、「あらゆる権力は臣民に由来する。」とその 3 条で定め、はじめて国王主権を廃止した。

人民に対して責任を負う国民議会および各種の国家権力組織 (អង្គការរដ្ឋអំណាច) を通じて国家権力 (រដ្ឋអំណាច) を行使する。人民は、信用できなくなった代表者を罷免する権利を有する。」と定めた。

社会主義法の特徴は、いわゆる三権分立の概念が見当たらず、前述した 1981 年憲法 2 条からもわかるように、国家権力や国家権力組織への権力の集中というところにあった。これらの定義や意味は不明であるが、形式的には、国民議会および革命人民委員会 (គណៈកម្មាធិការប្រជាជនបដិវត្ត) がこれに該当した²⁸¹。議会に占有される立法権、政府に属する執行権、裁判所に属する裁判権という近代的な三権分立の原則とは異なり、1981 年憲法下のカンボジアは、立法権、執行権および裁判権等の全ての権力は、国民議会に集中するという民主集中制の考え方をとっていた²⁸²。

社会主義憲法の特徴として、党および社会組織の憲法における地位を特筆する必要がある。1981 年憲法 3 条は「カンボジア祖国建設戦線、各種の革命大衆組織は、国の強固な後援であり、人民が革命責務を執行するよう鼓舞する。」と定め、その 4 条は「カンボジア革命人民党は、カンボジア人民共和国の革命事務全体を直接指導する力である。」と定め、これは、その 1 条に定められた「漸進的に社会主義に向かって前進する。」ことを具体化した政治体制であった²⁸³。また、カンボジア祖国建設戦線中央委員会議長、労働組合議長、カンボジア革命青年団議長およびカンボジア女性協会議長が法律案を国民議会に提出する権利を有し、後述するように、基層の戦線および大衆組織の代表が上級の革命人民委員会の構成員を選出する権利を有したように、平等や地方自治への配慮も見られた²⁸⁴。党による統治機構への関与に関する明文の規定はなかったが、実際には国家機関の全てがカンボジア革命人民党の指導へと弁証されるという考え方をとっていた²⁸⁵。

3. 立法制度

1981 年憲法における立法制度の顕著な特徴は、一院制の国民議会の存在であった。普通直接選挙によって選出される人民代表から構成され、5 年の任期を有する国民議会は、国家権力の最高組織、

²⁸¹ រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃសាធារណៈរដ្ឋប្រជាមានិតកម្ពុជា, ២៧ មិថុនា ១៩៨១, មាត្រា ៤៥, មាត្រា ៧១, មាត្រា ៧៤ [カンボジア人民共和国の憲法 (1981 年 6 月 27 日) 45 条、71 条、74 条]。以下、「1981 年憲法」という。

²⁸² “បញ្ហា ទាំងឡាយស្តីពីការងាររបស់រដ្ឋសភានិងក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ,” នៅក្នុងបញ្ជីឯកសារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៃបណ្ណាសារដ្ឋានជាតិ ភាគទី០៣ ប្រអប់លេខ១៤ សំណុំលិខិតលេខ២៦៣, ៣ [「国民議会および国家評議会の事務に関する諸問題」国立文書館の国家評議会資料名簿 3 巻箱 14 号一式文書 276 号 3 頁]。

²⁸³ 四本 (1999 年)・前掲注 (37) 25 頁。

²⁸⁴ 1981 年憲法 53 条、72 条。

²⁸⁵ “បញ្ហា ទាំងឡាយស្តីពីការងាររបស់រដ្ឋសភានិងក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ,” នៅក្នុងបញ្ជីឯកសារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៃបណ្ណាសារដ្ឋានជាតិ ភាគទី០៣ ប្រអប់លេខ១៤ សំណុំលិខិតលេខ២៦៣, ៣ [「国民議会および国家評議会の事務に関する諸問題」国立文書館の国家評議会資料名簿 3 巻箱 14 号一式文書 276 号 3 頁]。

人民の最高代表組織であるとともに、「法律を創造する権利を有する唯一の組織」であった²⁸⁶。国民議会は、憲法および諸法律を可決し、変更すること、憲法および法律の執行を監督すること、国内外の政策を定めること、経済・文化・国家予算を承認すること、後述する国家評議会（ក្រុមប្រឹក្សាជាតិ）の議長、副議長、事務総局および他の構成員、大臣評議会（ក្រុមប្រឹក្សាជាតិ）の議長、副議長、構成員を選任・解任すること、大臣官房または大臣官房に相当する機関を設置・廃止すること、国家評議会および大臣会議の活動を監督すること、租税を課すことなどの 10 項目からなる権限を有した²⁸⁷。国民議会に、全ての権力が集中したのである。

このような憲法上権力の最高組織たる国民議会は、実際において、その構成員が各州において他の任務を負うために短期間の会期でしかなく、国家の事務が実質的に国家評議会などによって担当されることにもなった²⁸⁸。この国家評議会制度も社会主義法のもう 1 つの特徴である。国民議会構成員の中から選任され、国民議会と同じ任期を有する国家評議会は、カンボジア人民共和国を代表する国民議会の常任組織であり、国民議会が可決した法律を公布し、これを執行するとともに、デクレ法（ក្រឹត្យច្បាប់）およびデクレ（ក្រឹត្យ）を制定する職務などを有した²⁸⁹。また、国民議会の閉会中においては、大臣評議会の提案に基づいて、大臣評議会構成員の任命または解任、大臣官房または大臣官房に相当する機関の設置または廃止、租税を決定するという国民議会の権限の重要部分を代行した²⁹⁰。裁判の審理および検察を監督する職務も有した²⁹¹。このように、国民議会閉会中において、全ての権力が実質的に国家評議会に集中していたといえよう。このような国家評議会制度は、ベトナムにおける当時の憲法改正の最新動向を反映したものだだったと指摘されている²⁹²。

このような国家評議会への実質的な権力の集中は、法形式においても確認できる。まず、1981 年憲法下の法形式は、憲法の他に「法律および命令の組織および手続に関するデクレ法」²⁹³（以下、「規范文書法」という。）に定められた。憲法を除いた法形式は、規范文書（លិខិតបទដ្ឋាន）と総称された。この規范文書は、自然人および法人に適用される定めのない期限を有する法規律を定める文書だと定義づけられ、最上級から順に、法律、デクレ法、大臣評議会の政令（អនុក្រឹត្យ）、大臣および大臣評議会に直属する機関の長の省令（ប្រកាស）、および基層革命人民委員会の決定（សេច

²⁸⁶ 1981 年憲法 45 条、46 条、47 条。

²⁸⁷ 同上 48 条。

²⁸⁸ Vickery Michael, supra note 279, at 108.

²⁸⁹ 1981 年憲法 59 条、60 条。

²⁹⁰ 同上 60 条。

²⁹¹ 同上。

²⁹² 四本（1999 年）・前掲注（37）29 頁。

²⁹³ ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីសមត្ថកិច្ច និង នីតិវិធីនៃ ការធ្វើច្បាប់ និងបទបញ្ជា, លេខ០៧ ក្រ.ច, ១៣ កក្កដា ១៩៨២ [法律および命令の組織および手続に関するデクレ法 07Kr. Ch 号（1982 年 7 月 13 日）]（以下、「規范文書法」という。）。

うに、政令を含む下位の規范文書は、作用法による個別的授権を必要としなかった。

第4に、省令は、大臣および大臣評議会に直属する機関の長が、大臣評議会の政令を執行することに加えて、自らの管轄に属する事務を管理することを目的として制定する法形式を指しており、法律およびデクレ法への適合が条件であった³⁰³。大臣が発する省令は、大臣評議会議長の承認および署名が必要であったので、ここに階層構造が確認される³⁰⁴。

第5に、決定は、市、町、州、郡および村級の革命人民委員会が、自らの管轄において各種の活動を管理するために行う法形式を指しており、以上で述べてきたような規范文書に適合しなければならなかった³⁰⁵。この決定は、各級の革命人民委員会の委員長が署名した³⁰⁶。

それぞれの規范文書は、憲法を頂点とする階層構造を形成していたので、下級の規范文書がこれよりも上級の規范文書に違反する規定があった場合には、上級の規范文書が優先して適用されたと定められた³⁰⁷。規范文書間での抵触が生まれない場合には、上級の規范文書に違反しない限り、下級の規范文書は、規範を創造することが許容されており、法律による政令や省令への個別具体的委任の必要性は存在しなかったのである。

さらに、規范文書の変更や取消しは、これを制定した機関だけではなくて、上級の規范文書制定機関によっても行うことができた³⁰⁸。これは、基本的に裁判機関だけが適法性を判断できる1970年以前におけるような行政裁判所を否定した規定だとも考えられる。

4. 行政制度

社会主義法の影響において、行政制度は、まず中央と基層とに分かれていた。中央には、カンボジア人民共和国の政府であり、社会を直接管理し、国民経済の拡張を指導する組織である大臣評議会が置かれた。大臣評議会は、国民議会に対して責任を負い、国民議会に自らの職務に関する報告をし、国民議会の閉会中には国家評議会に対して責任を負い、国家評議会に自らの職務に関する報告をした³⁰⁹。これは、1947年憲法時代とは異なり、大臣評議会の関与による国民議会の解散制度が存在しなかった。なぜなら、前述したように国民議会に権力が集中する考え方が採用されたからであった。

1947年憲法との比較という観点からさらに検討してみると、1981年憲法は、国民議会、国家評

³⁰³ 規范文書法7条。

³⁰⁴ 同上20条第2項。

³⁰⁵ 同上8条。

³⁰⁶ 同上21条。

³⁰⁷ 同上10条。

³⁰⁸ 同上11条。

³⁰⁹ 1981年憲法64条。

議会と同様に大臣評議会の職務を詳細に規定したことが特徴的であろう。1981 年憲法 66 条は、法律案およびデクレ法の案を作成し、国民議会および国家評議会に提出すること、憲法等の規範文書を執行し、国内外の政策を執行すること等からなる大臣評議会の 11 の活動を列挙して定めたのである。これらの職務を執行するための大臣評議会の決定は、大臣評議会の多数の構成員の同意がなければならなかった³¹⁰。

1981 年憲法における大臣評議会の特徴は、その構成員に首相や大臣という名称が使われていなかったことである。すなわち、大臣評議会の会議を主宰するのは、大臣評議会議長（ប្រធានក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រី）であった。その下に、議長を補助し、議長が不在の場合に議長の職務を代行する副議長が置かれた。大臣評議会の他の構成員は、憲法上では構成員と呼ばれ共同で責任を負った³¹¹。これに対して、各省には、大臣、副大臣および大臣補佐が置かれた³¹²。

基層の行政制度については、カンボジア人民共和国の領土が、州および中央国家権力組織に直属する市の 2 種類から構成された。州には郡が置かれ、郡にはさらに村が置かれた。市には町が置かれた。この行政区域の区分は、主に市や州の中心地における人口増加、経済活動などの拡大による事務負担の増大が基準となり、1983 年から基層の国家権力（組織）の改正が検討を開始されるようになり³¹³、1984 年に公布された「カンボジア人民共和国の行政部局領土区分の変更に関する法律」において、州は州役所所在地（ទីរួមខេត្ត）および郡に、中央国家権力に直属する市は区（ខ្ញុំណូ または ខណ្ឌ）および郊外郡（ស្រុកជាយក្រុង）に区分され、州役所所在地および区はさらに町に、郡および郊外郡はさらに村に区分されるようになった³¹⁴が、基本的にこの 3 層からなる行政区域は、フランス保護領時代から確立したものであり、1975 年以前の地理的行政区域と大きく異なるものではないと理解されている³¹⁵。

ただし 3 層からなる行政区域が同じとはいえ、その運営組織は違った。つまり、1981 年憲法は、それぞれの行政区域の全てに、革命人民委員会を設置した³¹⁶。町村革命人民委員会の構成員は、町村の人民による普通直接選挙で選出された。郡革命人民委員会の構成員は、村革命人民委員会の代

³¹⁰ 同上 68 条。

³¹¹ 同上 65 条、67 条。

³¹² ព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីការបង្កើតទីស្តីការដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងត្រួតពិនិត្យ, លេខ៣១ ក្រ.ច, ១៥ មករា ១៩៨៧, មាត្រា ៤ [監督大臣官房局設置に関するデクレ法 31Kr. Ch 号 (1987 年 1 月 15 日) 4 条]。

³¹³ លិខិតរបស់ប្រធានក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រីស្តីពីសំណើបំពេញបន្ថែមអោយមានរដ្ឋអំណាច៣ថ្នាក់នៅទីក្រុងចំណុះមជ្ឈឹមនៅក្នុងមាត្រា៧១នៃរដ្ឋធម្មនុញ្ញ ជូនស.មប្រធានរដ្ឋសភា, លេខ០៥លស, ២៥ មករា ១៩៨៣ [国民議会議長同志宛大臣評議会議長の憲法 71 条における中央に属する市における 3 階層の国家権力（組織）の補充提案文書 05LS 号 (1983 年 1 月 28 日)]。

³¹⁴ ព្រាស់ស្តីពីការកែប្រែការបែងចែកដែនដីអង្គភាពរដ្ឋបាលនៃសាធារណរដ្ឋប្រជាមានិតកម្ពុជា, ១០ កុម្ភៈ ១៩៨៤ [カンボジア人民共和国の行政部局領土区分の変更に関する法律 (1984 年 2 月 10 日)]。この変更は、1989 年憲法にも反映された。

³¹⁵ Vickery Michael, supra note 279, at 106.

³¹⁶ 1981 年憲法 72 条。

表から間接的に選出された。州革命人民委員会の構成員は、郡革命人民委員会の代表によって選出された。市革命人民委員会の構成員は、町革命人民委員会の代表によって選出された。これらのいずれにせよ、革命人民委員会は、議長、副議長および構成員から構成され、州市では5年の任期、郡町村では3年の任期が定められた³¹⁷。このように、法制度だけに関しては、全ての行政区域の運営組織が人民による直接または間接の選挙によって選出されることで、民主的正統性の連鎖が図られた。前述したように1984年に全国の行政区域が3層に統一されたことに加えて、1989年憲法によって革命人民委員会が形式的に単なる「人民委員会」(គណៈកម្មាធិការប្រជាជន)に改名された³¹⁸ものの、この運営組織の原則には変化がなかった。

各級革命人民委員会は、中央国家組織との統一性を有するとともに自治的な権限も認められた。革命人民委員会は、基層の人民および上級の国家組織に対して責任を負い、上級の国家組織の決定および通達を執行するが、全ての分野において基層建設原則を決定し、執行することで、基層における行政事務を管理し、公共安全および社会秩序の維持、経済建設、文化の普及、健康維持、人民の生活向上のために、部や級の組織を指導する責務を負った³¹⁹。これらの職務を遂行するために、革命人民委員会は、決定を行う権限を有した³²⁰。

他の行政組織との関係を検討してみると、革命人民委員会は、これに直属する組織および下級の革命人民委員会の不適法な決定および命令の執行を停止し、変更し、取り消す権限を有したこと、大臣評議会が革命人民委員会の職務を指導し、各級革命人民委員会の不適法な決定および指導の執行を停止し、変更し、取り消す権限を有したことからわかるように、階層的中央集権を支える基層での行政制度でもあった。中央組織との関係について特筆する必要があるのは、最上級の革命人民委員会たる州市革命人民委員会が、内務省よりも上位に位置する大臣評議会に直属していたことである³²¹。

以上のような1981年憲法の構造においては、革命人民委員会の下に裁判組織も位置づけられることになった。

5. 裁判制度

1981年憲法下の裁判制度には、裁判機関および検察庁があった。裁判機関および検察庁は、①人民権力を保護し、民主主義的適法性を保護すること、②公共安全および社会秩序を維持すること、

³¹⁷ 同上73条。

³¹⁸ 1989年憲法71条、72条、73条、74条、75条、76条、77条、78条。

³¹⁹ 同上74条、75条。

³²⁰ 同上76条。

³²¹ Vickery Michael, *supra* note 279, at 118.

③公共財産を保護すること、④市民の権利、自由、生命および合法的利益を保護することという同じ目標を持っていた³²²。裁判組織には人民裁判所および軍事裁判所があった³²³。裁判組織自体は、1981年憲法以前、カンボジア革命人民評議会が1980年5月15日に公布した「全州-市革命人民裁判所設置組織の設定に関するデクレ法」³²⁴によって組織され、1981年憲法は、ただこれに関連する原則を定めただけであった³²⁵。1981年憲法が公布された後に、1982年2月10日に、「裁判所および検察庁組織設置に関する法律」³²⁶が公布された。

人民裁判所の特徴は、主に、次の4点があげられる。第1に、最初は上級裁判機関が存在しない1審終審制度であった。1985年に最高人民裁判所(តុលាការប្រជាជនកំពូល)が設置されたが、その組織および活動に関するデクレ法が制定されたのは1987年後半であり、1988年半ばの報告によると、この時点においてもまだ管轄が曖昧なまま運営されていたという³²⁷。その代わりに、司法省が市および州の人民裁判所の全ての判決を監督し、誤認に基づいて決定された判決の無効を申し立てる権限を有し、国家評議会がこれを決定する権限を有した³²⁸。第2に、この審理において裁判官と同じ権利を有する人民参審員制度があった³²⁹。第3に、1975年以前の裁判制度と異なり、刑事裁判機関と民事裁判機関との組織分離³³⁰もなければ、予審判事制度も整備されなかった。第4に、人民裁判所の裁判官は、基本的に、州市の革命人民委員会によって選出され、当該委員会に対して責任を負わなければならない、これと行政権との分離もなかった³³¹。

³²² 1981年憲法79条。

³²³ 同上80条。

³²⁴ ព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីការកំណត់អង្គការចាត់តាំងតុលាការប្រជាជនបដិវត្តគ្រប់ខេត្ត-ក្រុង, លេខ០១ ក្រ.ច, ១៥ ឧសភា ១៩៨០ [全州-市革命人民裁判所設置組織の設定に関するデクレ法01Kr. Ch号(1980年5月15日)]。

³²⁵ Vickery Michael, *supra* note 279, at 106.

³²⁶ ច្បាប់ស្តីពីការចាត់តាំងអង្គការតុលាការ និង អយ្យការ, លេខ០២ ក្រ, ១០ កុម្ភៈ ១៩៨២ [裁判所および検察庁組織設置に関する法律02Kr号(1982年2月10日)]。

³²⁷ ច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតតុលាការប្រជាជនកំពូល និងមហាអយ្យការអមតុលាការប្រជាជនកំពូល, លេខ២៨ ក្រ, ៣១ កក្កដា ១៩៨៥ [最高人民裁判所および最高人民裁判所付属検察総庁設置に関する法律28Kr号(1985年7月31日)]、ព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីការចាត់តាំង និងសកម្មភាពរបស់តុលាការប្រជាជនកំពូល និងមហាអយ្យការអមតុលាការប្រជាជនកំពូល, លេខ៣៤ ក្រ.ច, ២៦ សីហា ១៩៨៧ [最高人民裁判所および最高人民裁判所付属検察総庁の設置および活動に関するデクレ法34Kr. Ch号(1987年8月26日)]、តុលាការប្រជាជនកំពូល, របាយការណ៍ស្តីពីសកម្មភាពការងារតុលាការប្រជាជនកំពូលជូនសម័យប្រជុំរដ្ឋសភាលើកទី១៥ នីតិកាលទី១, លេខ៤៦/៨៨ រ.ប.ក, ១៦ មិថុនា ១៩៨៨ [第1立法任期国民議会第15回会期に提出する最高人民裁判所の事務活動に関する報告書46/88R. B. K号(最高人民裁判所、1988年6月16日)]。

³²⁸ ច្បាប់ស្តីពីការចាត់តាំងអង្គការតុលាការ និង អយ្យការ, លេខ០២ ក្រ, ១០ កុម្ភៈ ១៩៨២, មាត្រា១៨ [裁判所および検察庁組織設置に関する法律02Kr号(1982年2月10日)18条]。

³²⁹ 1981年憲法82条。

³³⁰ なお、人民最高裁判所には、民事部、刑事部および軍事部があった(ព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីការចាត់តាំង និងសកម្មភាពរបស់តុលាការប្រជាជនកំពូល និងមហាអយ្យការអមតុលាការប្រជាជនកំពូល, លេខ៣៤ ក្រ.ច, ២៦ សីហា ១៩៨៧, មាត្រា៤ [最高人民裁判所および最高人民裁判所付属検察総庁の設置および活動に関するデクレ法34Kr. Ch号(1987年8月26日)4条])。

³³¹ ច្បាប់ស្តីពីការចាត់តាំងអង្គការតុលាការ និង អយ្យការ, លេខ០២ ក្រ, ១០ កុម្ភៈ ១៩៨២, មាត្រា១៣, មាត្រា២២ [裁判所および検察庁組織設置に関する法律02Kr号(1982年2月10日)13条、22条]。

1981 年憲法下の裁判制度の特徴については、さらに刑事訴訟の重視および民事和解中心主義を特筆する必要がある。まず、1980 年に設置された革命人民裁判所は、反革命罪および他の罪を有する者の罪を審理し、裁断する責務しか負わなかった³³²。革命人民裁判所の設置とともに、「反革命罪および他の罪の処罰に関するデクレ法」³³³も同じ日に公布され、司法省は、1982 年から刑事訴訟に関する複数の通達などを発出していた。この刑事訴訟の裁判制度 (system of trial) について、ポル・ポト政権が崩壊した後に、ベトナムで確立した社会主義型裁判制度が導入された。すなわち、ベトナム-クメールモデルの裁判制度が整備され、このモデルの裁判は、①警察から検察官への被疑者の自白を中心とする事件書類の引渡し (送検)、②当該事件の書類に基づく検察官による捜査の継続、③司法省または州知事の意見を求めた上での意見合致の評決の決定、④公判 (public performance of “the trial”)、⑤司法省による評決の便宜的変更、⑥上訴審理制度の不存在という特徴があったといわれている³³⁴。

これに対して、民事訴訟事項を管轄する人民裁判所は、前述した 1982 年人民裁判所法によってはじめて法律上認められ³³⁵、民事手続に関する司法省の通達なども、1984 年から発出された³³⁶という出遅れに加えて、民事訴訟を裁断する根拠となる規範文書、すなわち、民法やその特別規範文書は 1988 年後半まで整備されなかった³³⁷。そのため、1986 年に、民事事項において、裁判所による十分な審理ができておらず、事件が解決されないままになったと報告された³³⁸。

³³² ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីការកំណត់អង្គការចាត់តាំងតុលាការប្រជាជនបដិវត្តគ្រប់ខេត្ត-ក្រុង, លេខ០១ ក្រ.ច, ១៥ ឧសភា ១៩៨០, ប្រការ១ [全州-市革命人民裁判所設置組織の設定に関するデクレ法 01Kr. Ch 号 (1980 年 5 月 15 日) 1 条]。

³³³ ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីការផ្ដន្ទាទោសក្នុងបដិវត្តន៍និងបណ្ដាទោសប្រព្រឹត្តបទល្មើសផ្សេងៗទៀត, លេខ០២ ក្រ.ច, ១៥ ឧសភា ១៩៨០ [反革命罪および他の罪の処罰に関するデクレ法 02Kr. Ch 号 (1980 年 5 月 15 日)]。

³³⁴ Basil Fernando, *Problems Facing the Cambodian Legal System* (Hong Kong: Asian Human Rights Commission, 1998), 59-61.

³³⁵ ច្បាប់ស្តីពីការចាត់តាំងអង្គការតុលាការ និង អយ្យការ, លេខ០២ ក្រ, ១០ កុម្ភៈ: ១៩៨២, មាត្រា២ [裁判所および検察庁組織設置に関する法律 02Kr 号 (1982 年 2 月 10 日) 2 条]。

³³⁶ គឺជា, សេចក្ដីណែនាំរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌អំពីវិធានបច្ចេកទេសបង្កសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណី, លេខ៥៥ រ.ប.០.៨៤, ២៨ សីហា ១៩៨៤ [民事一件書類作成技術ルールに関する指導 45RV. 60. 84 号 (司法省, 1984 年 8 月 28 日)] と សភាចរសេចក្ដីណែនាំរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌អំពីនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណី, លេខ០៤ សច ៨៤, ៨ កញ្ញា ១៩៨៤ [民事訴訟手続に関する指導通達 04SRCh84 号 (司法省, 1984 年 9 月 8 日)] であった。

³³⁷ 1988 年後半から、ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីកិច្ចសន្យា និងការទទួលខុសត្រូវក្រៅកិច្ចសន្យា, លេខ៣៨ ក្រ.ច, ២៨ តុលា ១៩៨៨ [契約および契約外責任に関するデクレ法 38Kr. Ch 号 (1988 年 10 月 28 日)]、ច្បាប់ស្តីពីអាពាហ៍ពិពាហ៍ និង គ្រួសារ, លេខ៥៦ ក្រ., ២៦ កក្កដា ១៩៨៨ [婚姻および家族に関する法律 56Kr. 号 (1988 年 7 月 26 日)] が公布された。

³³⁸ ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ, របាយការណ៍ស្តីពីសកម្មភាពការងារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋជូនរដ្ឋសភាសម័យប្រជុំលើកទី១០ នីតិកាលទី១, ២ កុម្ភៈ: ១៩៨៦, ទំព័រ៣ [国家評議会「第 1 立法任期第 10 回会期の国民議会に提出する国家評議会の業務活動に関する報告書」(1986 年 2 月 2 日) 3 頁]、ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ, របាយការណ៍ស្តីពីសកម្មភាពការងារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋជូនរដ្ឋសភាសម័យប្រជុំលើកទី១១ នីតិកាលទី១, ១៨ កក្កដា ១៩៨៦, ទំព័រ៣ [国家評議会「第 1 立法任期第 11 回会期の国民議会に提出する国家評議会の業務活動に関する報告書」(1986 年 7 月 18 日) 3 頁]。

以上を要するに、社会主義時代の裁判制度は、安全および公共秩序の維持のために刑事訴訟を重視しており、民事訴訟については十分に対応できなかった。

しかし、このような刑事訴訟重視の法制度は、民事訴訟を放置していたとも断言できない。なぜなら、民事紛争の解決は、人民裁判所による裁判手続よりも、これに代わって基層の行政を中心とする和解によって行われていたからである。まず、人民裁判所法は、町村級において、民事事項における当事者間の和解管轄を革命人民委員会に与え、郡級において、郡の革命人民委員会が指名する裁判事務担当構成員に村の革命人民委員会が送付してきた民事事項における当事者間の和解をする義務を課した³³⁹。町級および郡級における和解が成立しなかった場合、書類は、市または州人民裁判所に送付された³⁴⁰。人民裁判所による訴訟手続においても、和解前置であって裁判においても裁判所は審理の前まで和解を試みる権限を有した³⁴¹。

以上、第2節から第4節にかけて行った分析によって、最初に形成された伝統法、その後断絶的に形成されたフランス法の影響を受けた法および社会主義法の影響を受けた法の内容を、主に憲法および統治機構と関連させて明らかにした。以下の第5節は、このような特徴を有するカンボジア法の現状を論じようとするものである。

第5節 3つの法が混在しているカンボジア法の現状

結論を先に述べるとすれば、前述したような一貫した歴史性を持たないカンボジア法の現状は、伝統法、フランス法の影響を受けた法、社会主義法の影響を受けた法の断片的な内容の残滓が混在しているながら、なんらかの強固な法制度への展開を遂げる力を十分に持たずに分裂している。まず、この背景を検討してみよう。

1. 混在している背景

混在しているカンボジア法の背景には、1993年憲法を含む現代の時代区分における法整備が、主にフランス法の影響を受けた政治勢力および社会主義法の影響を受けた政治勢力という2つの勢力の連立で行われたことがあった。すなわち、1993年憲法を制定するための制憲議会の選挙において、①セイハヌが結成したフンシンペック党が得票45%（120議席の中の58議席）で第1党、②社会主義政権を支配していた革命人民党から改名された人民党が得票38%（51議席）で第2党となり、その選挙から1993年憲法が公布されたまでの間に、この2大政党の構成員によって構成される暫定

³³⁹ ច្បាប់ស្តីពីការចាត់តាំងអង្គការតុលាការ និង អយ្យការ, លេខ០២ ក្រ, ១០ កុម្ភៈ ១៩៨២, មាត្រា១៤, មាត្រា១៥ [裁判所および検察庁組織設置に関する法律02Kr号(1982年2月10日)14条、15条]。

³⁴⁰ 同上16条。

³⁴¹ សារពេលសេចក្តីណែនាំរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌អំពីនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណី, លេខ០៤ សរច ៨៤, ៨ កញ្ញា ១៩៨៤ [民事訴訟手続に関する指導通達04SRCh84号(司法省、1984年9月8日)]。

政府が発足した³⁴²。この2大政党の政治勢力の影響は、古来の専制的伝統 (tradition autocratique ancestrale) の影響を意味したと評されている³⁴³。1993年憲法が公布された後においても、その直後にフンシンペック党首のノロドム・ラナルットを第1首相、フン・サエンを第2首相とする連立政権が成立したこと³⁴⁴から、前述した影響は1993年憲法下の初期的法制度整備にも及んだと推測できる。なお、フンシンペック党の影響は、フランス保護領時代以前の古来の伝統というよりも、1970年以前のサンクム政権下のカンボジアへの回帰を目指したものだといわれた³⁴⁵ように、フランス法の影響を受けたが、社会主義的要素も紛れており、伝統法が排除されなかった1950年代から1970年までの時代の影響を意味するのである。

前述した諸影響のあり方を検討してみると、第1に、カンボジアでは、近代的な法整備を行うに際しては、1975年以前のフランス法の影響を受けた法制度しかないという事情があるため、フランス法の影響が容易に想起される。例えば、カンボジアの労働法は、その代表である。カンボジアではじめての労働法は、1972年に公布された労働法典であったが、これは、フランス人弁護士で、1960年代のカンボジアの労働法に関する重要な学説を提供していた Marcel Clairon 氏によって起草された³⁴⁶。その後1992年に公布された労働法典は、1972年労働法典と同様であった³⁴⁷。そして、現行法の1997年労働法は、1992年の労働法を基礎にしたものである³⁴⁸。

また、前述したフランス保護領時代のカンボジアにおける法典編纂へのフランス法の影響は、社会主義法の整備や導入によって断絶された後に、1993年に制定された刑事訴訟法をきっかけに復活したという³⁴⁹。そして、現在の2007年の刑事訴訟法典および2009年の刑法典は、いずれもフランス政府が法整備を支援した³⁵⁰。これらは、フランス法の影響を実証するものだろう³⁵¹。

最後に、民事法関係についても、現在の2006年の民事訴訟法典および2007年の民法典は、フランスではなくて、日本政府が法整備を支援したが、カンボジアの社会事情や実務または慣習を重視する法整備の特色を有したため、日本の民事訴訟法および民法と違う点も存在している³⁵²。例えば、

³⁴² អរិយធម៌ កម្ពុជា និងអ្នកដទៃ, *នីតិវិធីធម្មនុញ្ញកម្ពុជា*(ភ្នំពេញ: ហ្វូណាន, ២០០៥), ៩ [エジエン・コヌコ他『カンボジア憲法』(フーノン、2005年)9頁]、笹川(2018年)・前掲注(271)198頁、200頁。

³⁴³ Étienne Cornut et al., *Droit Constitutionnel Cambodgien* (Phnom Penh: Funan, 2005), 8.

³⁴⁴ 笹川(2018年)・前掲注(271)200頁。この連立政権は、フンシンペックが2006年から分裂し、衰退していったが、形式的連立を含めて2018年まで継続した(山田裕史「開発下のカンボジアにおける人民党支配—国家と社会に浸透する党(特集 カンボジアのドル化—政治・経済の実相)—」アジア研究65巻1号(2019年)83-84頁)。

³⁴⁵ 笹川(2018年)・同上200頁。

³⁴⁶ Nop Kanharith, *supra* note 262, 11-12.

³⁴⁷ *Ibid.*, 13.

³⁴⁸ *Ibid.*, 14.

³⁴⁹ 山田・前掲注(51)105-106頁、110頁。

³⁵⁰ Phann Vanrath, *supra* note 259, at 210; Jörg Menzel, *supra* note 29, at 482.

³⁵¹ なお、これらの現行刑事法と前述した1975年以前のこれとの関係を検討する研究がまだ存在しない。

³⁵² 法案の段階ではあるが、カンボジアの民事訴訟法典および民法典と日本のこれらの相違点を概観するものとして、安田・

民法典における土地に関する規定はその代表例であり、特に、日本と異なって、建物を独立した権利の対象ではなくて、原則として土地の構成部分であると定める規定は、1957年のカンボジア旧民法典や1804年のフランス民法典を参照したものである³⁵³。

第2に、現行のカンボジアにおける社会主義法の影響という場合は、主に、「カンボジア人民党」(គណបក្សប្រជាជនកម្ពុជា) (以下、「人民党」という。)による支配のことを指す。すなわち、人民党は、異なる形を持って1975年から今日まで45年間カンボジアの政治を支配してきた。人民党は、1951年にインドシナ共産党から分離し、結成した「クメール革命人民党」(បក្សប្រជាជនបដិវត្តខ្មែរ, Khmer People's Revolutionary Party) に由来し³⁵⁴、1960年に「カンボジア勤労者党」(បក្សពលករកម្ពុជា, Workers' Party of Kampuchea)³⁵⁵、1966年に「カンボジア共産党」(បក្សកុម្មុយនីសកម្ពុជា, Communist Party of Kampuchea)³⁵⁶、1979年に「カンボジア革命人民党」(បក្សប្រជាជនបដិវត្តកម្ពុជា, Kampuchean Peoples' Revolutionary Party)³⁵⁷という党の名称の変更を経た最後に、1991年に現在の人民党に改称された³⁵⁸。1975年4月17日に、毛沢東主義の影響が強いポル・ポトらの指導の下でのカンボジア共産党軍がクメール共和国を崩壊させ、1976年1月5日に新憲法が公布されたことにより、カンボジアにおける最初の社会主義国であった「民主カンボジア」(កម្ពុជាប្រជាធិបតេយ្យ)が公式に誕生した³⁵⁹。

しかし、この時代には、私有財産の廃止、人々の強制的集団化、強制労働が行われていたため、古い法制度や法曹が廃止され、新たな社会主義法制度もまだ整備されなかったことから、カンボジア法における社会主義法の内容は、1979年から確立したカンボジア革命人民党政権の下に整備されたものの影響であるといつてよいだろう。「カンボジア人民共和国」(សាធារណរដ្ឋប្រជាមានិតកម្ពុជា)

前掲注(50) 869頁、870-871頁を参照。ここに指摘されている相違点をもたらすカンボジア民事法の特徴は、内容の修正がなく可決された民事訴訟法典および民法典もこれを受け継いでいる。

³⁵³ ក្រសួងយុត្តិធម៌, សេចក្តីកំណត់ចំពោះមាត្រានីមួយៗនៃក្រមរដ្ឋប្បវេណី ភាគទី ១-ទី ៣ (ភ្នំពេញ៖ ២០០៩), ៣៥, ៩៩ [司法省『カンボジア民法典逐条解説 1巻: 1編~3編』(2009年) 35頁、99頁] を参照。

³⁵⁴ Thion, Serge, “Chronology of Khmer Communism,” in *Revolution and Its Aftermath in Kampuchea: Eight Essays*, eds. David P. Chandler and Ben Kiernan (Connecticut: Yale University Southeast Asia Studies, 1983), 292, Vickery Michael, *supra* note 279, at 60, ហ៊ិន សែន, ១៣ ទសវត្សរ៍នៃដំណើរកម្ពុជា (កាសែតប្រជាជន, ១៩៩១), ៦២ [フン・サエン『カンボジア歩みの130年間』(人民新聞、1991年) 62頁]、鮎京正訓=四本健二「現代カンボジアの法と人権について」名古屋大学法政論集157号(1994年) 181頁。この最初の党名については、「カンボジア革命人民党」(បក្សប្រជាជនបដិវត្តកម្ពុជា) と呼ばれることもあるが、まだ不明な点が残されている。

³⁵⁵ Thion, Serge, *Ibid.*, 295, 鮎京=四本・同上186頁、វ៉ាន់ឌី កាអុន, ប្រវត្តិសាស្ត្រនៃប្រទេសកម្ពុជា៖ ពីសម័យអាណានិគមបារាំងមកដល់បច្ចុប្បន្ន, បោះពុម្ពលើកទី ២ (២០១០?), ២៖ ៩៤ ជំលំ ៩៥ [ヴァンディー・カーオン『カンボジア国の歴史—フランス植民地時代から現在まで—2巻』(第2版、2010年?) 94-95頁]。

³⁵⁶ Thion, Serge, *Ibid.*, 296, 鮎京=四本・同上188頁、ヴァンディー・カーオン・同上104頁。

³⁵⁷ Thion, Serge, *Ibid.*, 315, ヴァンディー・カーオン・同上197頁。

³⁵⁸ 山田裕史「パリ和平協定後のカンボジアにおける「民主化」の再検討—人民党支配の継続性を中心に—」岸川毅=中野晃一編『グローバルな規範/ローカルな政治—民主主義のゆくえ—』(上智大学出版、2008年) 138頁。

³⁵⁹ 笹川(2018年)・前掲注(271) 195-196頁。

が成立した1979年から現在にかけて、現在の人民党がカンボジアを統治してきた。UNTACの統治下に行われた1993年5月23日の総選挙において得票38%を得た第2党となったときにおいても、人民党は、暫定政府および制憲議会における第1党であったフンシンペック党と同等の権力分有に成功し、1993年憲法制定に強い影響を及ぼすことができた³⁶⁰。また、1993年憲法下の1998年までの新政権においても、「2人首相制」、大臣会議官房大臣、国防大臣、内務大臣のポストにおける「共同大臣制」の採用に加え、大臣会議の他の構成員、国民議会の議長、副議長、委員会の委員長のポストにおける両党の同等の権力分有、人民党に有利な州知事および市長ポストの配分が行われた結果、人民党の支配体制が維持されてきた³⁶¹。その後1997年の「7月政変」から、人民党への権力集中が進み、1998年総選挙から人民党の優位が確立し、2000年代末に人民党による一党支配体制が確立した³⁶²。

前述した人民党支配下のカンボジアは、1975年から1989年までの間、マルクス・レーニン主義に基づく社会主義を標榜していた。1989年から、マルクス・レーニン主義に基づく社会主義の明示的な標榜は憲法や人民党の政治要綱から削除されたが、現在の人民党は、民主集中制を党の組織原則としており、党の指導部の構成においてマルクス・レーニン主義を掲げて一党独裁体制を敷いた1980年代と強い連続性を有している³⁶³。

これだけではなくて、マルクス・レーニン主義または社会主義についての教育が徹底的に行われてきた。1980年代初頭に、クメールの代表がベトナムに訪問した回数の多さに注目して、ハノイとプノンペンとの緊密な関係を指摘する論者がある³⁶⁴。社会主義時代では、国内外において、マルクス・レーニン主義の学説に基づく共産主義国の統治についての哲学的および政治的な考え方を指導者に教えるための政治教育コース（វគ្គសិក្សាសយោធាយ）が設けられ、各省局の幹部、特に地位が高い幹部は、当時のソ連およびベトナムにおいてマルクス・レーニンの共産主義の学説を学習するために派遣されており、このような教育を受けた者は、その後重要な役割を担当することになった³⁶⁵。ポル・ポト政権が崩壊してから、特に、1980年代および1990年代を中心に、当時のソ連その後のロシアは、カンボジアの技術、政治、軍事および法律分野の人材養成をしており、カンボジアへの講師の派遣に加えて、多数のカンボジア人留学生を受け入れていた³⁶⁶。

³⁶⁰ 四本（1999年）・前掲注（37）75-77頁、山田（2008年）・前掲注（358）143-144頁。

³⁶¹ 山田（2008年）・同上144-147頁。

³⁶² 山田（2008年）・同上147-149頁、山田（2019年）・前掲注（344）80-84頁。

³⁶³ 山田（2019年）・同上85-89頁。

³⁶⁴ Joseph R. Pouvatchy, “Cambodian-Vietnamese Relations,” *Asian Survey* 26, no. 4 (1986): 449-50, accessed January 22, 2020, https://www.jstor.org/stable/2644157?seq=1#metadata_info_tab_contents.

³⁶⁵ ヴァンディー・カーオン・前掲注（355）203-205頁。

³⁶⁶ Embassy of the Russian Federation in the Kingdom of Cambodia, “Cultural Cooperation,” accessed January 22,

現在に至っても、このような人材養成が継続しているようである。例えば、2015年から2019年にかけて、ベトナムは、5000人を超える王立クメール軍の将校（នាយទាហាន）を養成した³⁶⁷。このようなベトナムによる人材養成は、警察分野³⁶⁸、情報分野³⁶⁹、査察分野³⁷⁰等あらゆる分野において定期的に行われている。また、1980年代と同様に、今日においてもなお社会主義的教育を受けた者が政府の要職に就任する慣行が継続しているようである³⁷¹。

以上の整理を前提に、憲法、立法制度、行政制度、裁判制度の順に、以下では具体的な法制度に即して、3つの法の分裂状態を論じてみよう。

2. 憲法

伝統法、フランス法の影響を受けた法および社会主義法の影響を受けた法の内容を容易に確認できるのは、1993年憲法である。

1993年憲法における伝統法の内容を示す例として、君主制と国教の存在が論じられている。

第1に、1993年憲法1条第1項が「カンボジアは、国王が、憲法に従って、かつ複数政党制の自由民主主義に従って、その職務を行う王国である。」と定めるように、カンボジアは、君主制を採用している。これは、国王が憲法に従ってその職務を行うことに加えて、1993年憲法7条第1項が

2020, <https://embrusscambodia.mid.ru/web/cambodia-en/cultural-cooperation>、ញឹម សុផល, “រុស្ស៊ីជាប្រទេសមហាអំណាចជួយបណ្តុះបណ្តាលធនធានមនុស្សខ្មែរច្រើនជាងគេ,” *វិទ្យុពារាំងអន្តរជាតិ (RFI)*, ២៥ វិច្ឆិកា ២០១៥, <http://www.rfi.fr/km/cambodia/dmitry-Medvedev-russia-25-11-2015> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២២ មករា ២០២០) [ニユム・ソパル「ロシアがクメールの人材育成を最も多く養成する大国」フランス国際ラジオ (RFI) (2015年11月25日)、<http://www.rfi.fr/km/cambodia/dmitry-Medvedev-russia-25-11-2015> (最終アクセス: 2020年1月22日)]。

³⁶⁷ នាយកដ្ឋានព័ត៌មាន, “ឯកឧត្តម មាស សំអុល ជួបស្តង់ការកម្មាភិបាល និងស្តង់ការការពារសន្តិសុខវៀតណាម,” *ក្រសួងការពារជាតិ*, ១៨ កញ្ញា ២០១៩, <https://mod.gov.kh/posts/1252> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២២ មករា ២០២០) [情報局「ミアス・ソムオル閣下がベトナムの幹部当局および安全保護当局と面会する」国防省 (2019年9月18日)、<https://mod.gov.kh/posts/1252> (最終アクセス: 2020年1月22日)]、ថ្មីៗ, “៥ ឆ្នាំទំពកម្ពុជាជាង៥ពាន់នាក់ ទទួលបានការបណ្តុះបណ្តាលនៅវៀតណាម,” *ថ្មីៗ*, ១៩ កញ្ញា ២០១៩, <https://thmeythmey.com/?page=detail&id=83005> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២២ មករា ២០២០) [トメイ・トメイ「5年間、5千人を超えたカンボジア軍がベトナムで養成を受けた」トメイ・トメイ (2019年9月19日)、<https://thmeythmey.com/?page=detail&id=83005> (最終アクセス: 2020年1月22日)]。

³⁶⁸ ថ្មីៗ, “ស្តង់ការភ្នំពេញ បង្កើតក្រុមអន្តរគមន៍ពិសេស ដោយសុំវៀតណាមជួយបណ្តុះបណ្តាល,” *ថ្មីៗ*, ២២ ឧសភា ២០១៩, <https://thmeythmey.com/?page=detail&id=78424> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២២ មករា ២០២០) [トメイ・トメイ「プノンペン警察本部長が特別介入団を設置し、ベトナムにこの養成を要請する」トメイ・トメイ (2019年5月22日)、<https://thmeythmey.com/?page=detail&id=78424> (最終アクセス: 2020年1月22日)]。

³⁶⁹ ស វិជ័យ, “ទីភ្នាក់ងារសារព័ត៌មានវៀតណាមសន្យាជួយបណ្តុះបណ្តាលមន្ត្រីបច្ចេកទេសដល់មន្ត្រីទីភ្នាក់ងារសារព័ត៌មានកម្ពុជា,” *ក្រសួងព័ត៌មាន*, ១១ ធ្នូ ២០១៩, <https://www.information.gov.kh/detail/370268> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២២ មករា ២០២០) [サ・ヴィチエイ「ベトナム情報機構は、カンボジア情報機構の官吏の養成を約束する」情報省 (2019年12月11日)、<https://www.information.gov.kh/detail/370268> (最終アクセス: 2020年1月22日)]。

³⁷⁰ សៅ សុខអេង, “វៀតណាមនឹងបញ្ជូនគ្រូបណ្តុះបណ្តាលផ្នែកអធិការកិច្ចនៅកម្ពុជា,” *ថ្មីៗ*, ១៦ តុលា ២០១៩, <https://thmeythmey.com/?page=detail&id=83995> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២២ មករា ២០២០) [サウ・ソクエン「ベトナムがカンボジアにおける査察部門養成のために講師を派遣する」トメイ・トメイ (2019年10月16日)、<https://thmeythmey.com/?page=detail&id=83995> (最終アクセス: 2020年1月22日)]。

³⁷¹ 違う観点からの分析となるが、同一の事実を述べる山田 (2019年)・前掲注 (344) 89-90 頁を参照。

「カンボジア国王は、君臨するが、権力を持たない」と定めているため、伝統法における絶対君主制ではなくて、一応、立憲君主制である。

しかし、後述するフランス憲法の影響によるが、国王は1947年憲法に類似する権限および地位を有しており執行権、立法権および裁判権のみならず軍事活動、外務活動等あらゆる国家作用に関与している。国王の活動に関する1993年憲法の規定に曖昧なところが多く、ときに矛盾しあう場合もあるから、状況次第では、国王が強大な支配力を行使しうる可能性は、皆無とはいえない³⁷²。要するに、伝統法のような国王による支配の余地は完全に排除されていない。

第2に、国教について、1993年憲法43条第3項が、「仏教は、国教である」と定めている。その解釈として、憲法院は、その決定107/003/2009CCC.Ch号(2009年12月23日)において、仏教に関するあらゆる規范文書、国家活動および市民の活動が憲法43条第3項の趣旨に合致するものとし、「国家は、国教として相応しい発展および繁栄をさせるために、仏教分野を援助し、支持し、引き上げてきた」のであると判示した³⁷³。

これを実現するために、まず、祭典および宗教省(ក្រសួងធម្មការនិងសាសនា)が1996年に設置されており、特に国教である仏教を中心とするカンボジアに所在し活動する全ての宗教に対する指導と監督、宗教分野に関する紛争処理をその任務とする³⁷⁴。また、「国教に対する侵害」すなわち、仏教に関する物品の窃盗や毀損、宗教者に対する暴力や侮辱を犯罪とするための法制度が整備された³⁷⁵。また、宗教者間の対立を解決するための長老僧会等の紛争処理組織が設置された³⁷⁶。

³⁷² Macalister Brown and Joseph J. Zasloff, *Cambodia: Confounds the Peacemakers 1979-1998* (Cornell University, 1998), 201, 鮎京・前傾注(275) 57頁, 鮎京・前掲注(32) 244-245頁。これに対して、四本(1999年)・前掲注(37) 88頁は、法律によって国王の権限は制限されていることに注目している。

³⁷³ សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, លេខ ១០៧/០០៣/២០០៩ កបធ.ច, ២៧ ធ្នូ ២០០៩ [憲法院の決定107/003/2009CCC.Ch号(2009年12月27日)]。

³⁷⁴ ច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតក្រសួងធម្មការនិងសាសនា, លេខនស/រកម/០១៩៦/១៩, ២៤មករា១៩៩៦ [祭典および宗教省の設置に関する法律NS/RKM/0196/19号(1996年1月24日)], អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំនិងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងធម្មការនិងសាសនា, លេខ១៣/អនក្រ/បក, ១៩ កុម្ភៈ ១៩៩៨ [祭典および宗教省の組織および運営に関する政令13/ANK/BK号(1998年2月19日)], អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំនិងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងធម្មការនិងសាសនា, លេខ១៥៤/អនក្រ/បក, ១១ កក្កដា ២០១១ [祭典および宗教省の組織および運営に関する政令154/ANK/BK号(2011年7月11日)] (以下、「宗教省政令」という)。

³⁷⁵ ក្រមព្រហ្មទណ្ឌ, លេខនស/រកម/១១០៩/០២២, ៣០វិច្ឆិកា២០០៩, មាត្រា៥០៨, មាត្រា៥០៩, មាត្រា៥១០, មាត្រា៥១១, មាត្រា៥១២, មាត្រា៥១៣, មាត្រា៥១៤, មាត្រា៥១៥, មាត្រា ៥១៦ [刑法典NS/RKM/1109/022号(2009年11月30日) 508条, 509条, 510条, 511条, 512条, 513条, 514条, 515条, 516条]。

³⁷⁶ អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតថេរសភានៃព្រះពុទ្ធសាសនានៅព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខ៥៧៦អនក្រ/បក, ២៤ សីហា ២០០៦ [カンボジア王国における仏教の長老僧会の設置に関する政令576ANK/BK号(2006年8月24日)], អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតថេរសភាភាពជានី ខេត្ត ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌនៃព្រះពុទ្ធសាសនាថេរវាទនៅព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខ៣៤អនក្រ/បក, ៦ កុម្ភៈ ២០០៩ [カンボジア王国における仏教の州・首都、市郡区長老僧会の設置に関する政令34ANK/BK号(2009年2月6日)], 宗教省政令5条, អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតថេរសភានៃព្រះពុទ្ធសាសនានៃគណៈធម្មយុត្តិកនិកាយនៃព្រះរាជាណាចក្រ

しかし、このような伝統法の存続が見られることは、フランス憲法の影響を否定することにはならない。むしろ、1993年憲法における君主制の規定および議院内閣制 (the parliamentary system) は、全体として、1947年憲法への復帰であったとすら指摘されている³⁷⁷。この1993年憲法への1947年憲法の影響は、前述において明らかになったフランス1946年憲法の影響を意味しているのである。

本論文の対象からやや外れることになるが、フランス法の影響が強いことを強調しようとするれば、1947年憲法には存在しなかったが、フランス1946年憲法および1958年10月5日に公布されたフランス1958年憲法における大統領に関する権限および地位と類似する国王に関する1993年憲法の規定も見られる。具体的に、国防高等評議会 (ឧត្តមក្រុមប្រឹក្សាការពារជាតិ、conseils supérieurs de la défense nationale) を主宰する国王の地位は、前述したフランスの両憲法と同じである³⁷⁸。また、王国の独立、主権および領土の一体性の保障³⁷⁹、公権力の確実な運営を保障する裁定権³⁸⁰、憲法院の構成員 (3分の1) の任命権³⁸¹、裁判権の独立の保障³⁸²、公布する前の法律および公布した後の法律の合憲性審査の請求権³⁸³は、実権を有し、三権の上に立つと言われるフランス1958年憲法における共和国大統領が有する国家の一体性の保障³⁸⁴、裁判権の独立の保障³⁸⁵、条約および法律の合憲性審査付託権³⁸⁶等と類似していると考えられる³⁸⁷。そのため1993年憲法における国王は、権力を持たないという制限規定を除けば、フランス1958年憲法における大統領に似ている (compared to) と評価されている³⁸⁸。1947年憲法に存在しなかった憲法院制度も、基本的にフランス1958年憲法の影響を受けた制度であると指摘されている³⁸⁹。

កម្ពុជា, លេខ២៨០អនក្រ/បក, ៣១ តុលា ២០១៤ [カンボジア王国におけるトアマユット派の仏教長老僧会の設置に関する政令280ANK/BK号 (2014年10月31日)]。

³⁷⁷ Macalister Brown and Joseph J. Zasloff, *supra* note 372, at 200、四本 (1999年)・前掲注 (37) 3頁、木村・前掲注 (39) 235頁。

³⁷⁸ フランス1946年憲法33条、フランス1958年憲法15条、1993年憲法新24条。

³⁷⁹ 1993年憲法9条。

³⁸⁰ 同上8条第2項。

³⁸¹ 同上新137条 (旧118条) 第1項。

³⁸² 同上新132条 (旧113条)。

³⁸³ 同上新140条第1項、新141条第1項。

³⁸⁴ フランス1958年憲法5条。

³⁸⁵ 同上64条第1項。

³⁸⁶ 同上54条、56条、61条。

³⁸⁷ フランスの第5共和制における大統領の地位や権限についての解説は、辻村みよ子=糠塚康江『フランス憲法入門』(三省堂、2012年) 117-120頁、滝沢正『フランス法』(三省堂、第5版、2018年) 125-130頁。

³⁸⁸ Jean-Luc Gregorczyk, “The Influence of French Legal Concepts on The Cambodian Constitution of 1993,” in *Cambodian Constitutional Law*, eds. Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2016), 605.

³⁸⁹ 鮎京・前掲注 (32) 245頁。

以上、権限を持たないと定められた 1993 年憲法における国王が、立法権、執行権および裁判権という三権、軍事、憲法適合性等国家権力のあらゆる作用にこのように関与しうるところには、フランス法における大統領制度の強い影響を発見することができよう。

国家権力といえば、1993 年憲法は、複数政党制自由民主主義とともに、市民が保護する義務を負う国民権原則（គោលការណ៍អធិបតេយ្យជាតិ）を 50 条に定めた上で、1947 年憲法と同様に、権力を立法権、執行権および裁判権に分割し、立法権は国民議会（រដ្ឋសភា）および元老院がこれを持つと定め、裁判権は最高裁判所ならびに全ての審級の裁判機関に与えている³⁹⁰。執行権を行使する機関に関する 1993 年憲法の明文の規定はないが、大臣会議の組織法律という法律レベルで、王国政府が 1993 年憲法に定められた執行組織であると定められている³⁹¹。このような三権分立は、フランス法において 18 世紀末に完成した権力分立原則に由来するものと思われる³⁹²。

以上で 1993 年憲法の政治体制や主権などの主要な部分に対する伝統法およびフランス法の影響がいくつか確認されたが、ここに加えて以下のように、社会主義法の影響も確認できる。

社会主義法の内容について、一般論では、カンボジアの 1993 年憲法は、「共産主義の実務」³⁹³や、1989 年憲法の影響³⁹⁴が指摘されている。1989 年憲法は、1981 年憲法を修正したものである。1989 年憲法の 1993 年憲法への具体的な影響については、1993 年憲法の人権規定が、1989 年憲法を下敷きにしたと指摘されている³⁹⁵。

1993 年憲法と 1981 年憲法および 1989 年憲法との単純な条文比較をしてみると、第 1 に、1993 年憲法 51 条第 2 項は、「クメール市民は、自身の国の運命の主人である」、その第 3 項が「権力は、市民に属する。市民は、自身の権力を、国民議会、元老院、王国政府および裁判所を通じて行使する」と定める。これは、「人民」（ប្រជាជន）を「市民」（ប្រជាពលរដ្ឋ）へと変更したと考えれば、1981 年憲法および 1989 年憲法 2 条とさほど変わらないことになる。

第 2 に、国家財産について、1993 年憲法 58 条第 1 項に定められた「土地、地下、山、海、海底、海底深部、海岸、空、島、大小の河川、湖沼、森林、天然資源、経済・文化施設、国防基地および国有であると定めるその他の建造物等は、国有財産とする」という規定は、1981 年憲法および 1989

³⁹⁰ 1993 年憲法新 90 条 (2) 第 1 項、新 99 条第 1 項。

³⁹¹ ច្បាប់ស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃគណៈរដ្ឋមន្ត្រី, លេខ នស/រកម/០៦១៨/០១២, ២៨ មិថុនា ២០១៨, មាត្រា ១ [大臣会議の組織および運営に関する法律 NS/RKM/0618/012 号 (2018 年 6 月 28 日) 1 条] (以下、「大臣会議法」という。)

³⁹² フランスにおける権力分立原則の完成については、辻村・前掲注 (387) 17 頁を参照。

³⁹³ Yan Vandelluxe, *supra* note 38, at 112.

³⁹⁴ Jörg Menzel (2008), *supra* note 28, at 50; Jörg Menzel (2016), *supra* note 28, at 19.

³⁹⁵ Marks P. Stephen, “The New Cambodian Constitution: From Civil War to a Fragile Democracy,” *Columbia Human Rights Law Review* vol. 26, no. 1 (1994): 75-85; Macalister Brown and Joseph J. Zasloff, *supra* note 372, at 200, 木村・前掲注 (39) 200-204 頁を参照。

年憲法14条に定められた「土地、森林、海、河川、湖沼、天然資源、経済・文化施設、国防基地および国有であるその他の建造物は、国有財産とする」という文言よりも詳細化しているが、基本的には同様の定め方である。市場経済を採用した1993年憲法が、従来と同様の規定を置いていることが、注目される。ここには1975年以後の経済体制との連続性があるように思われるからである³⁹⁶。

第3に、一見すると伝統法のように見えるが、社会主義法の影響を受けたものと解される規定として、1993年憲法47条があげられる。同条は、「子」が「クメールの風俗習慣」に従い、「老年の父母」を養う「義務を負う」と定める。この義務は、仏教およびクメールの風俗習慣に由来すると論じる者がある³⁹⁷が、憲法の文言上では、1981年憲法8条によってはじめて登場した規定である。その後1989年憲法8条に引き継がれて、現行憲法まで連続したものである。社会主義諸国の憲法を検討してみても、1981年憲法以前に公布されたソ連1977年憲法66条やベトナム1980年憲法64条にも類似した規定が存在していた。

3. 立法制度

立法権を詳細に見ていくと、1993年憲法では、国民議会のみがこれを行行使することができることと定めた1947年憲法と異なり、元老院がここに加わる。国民議会は、直接選挙によって選出されるのに対して、元老院は、制限選挙によって選出される議員が多く、その2名の議員が国民議会によって選出される³⁹⁸。この元老院は、国民議会が可決した法律案を検討し、これに対する意見を述べる権限しか持っておらず、国民議会との対立が生じた場合には国民議会が最終的な可決権を有する³⁹⁹。元老院は、立法機能において諮問的な役割にとどまっているのである⁴⁰⁰。このような国民議会が優位性を有する2院制の特徴は、フランス1946年憲法の影響を受けたものである⁴⁰¹。

国民議会制度に対するフランス法の影響を具体的に検討してみるならば、国民議会の国民代表機能があげられる。1993年憲法77条第1項は「国民議会における人民代表は、自らの選挙区における人民代表のみならず、クメール国民全体の代表である」と定め、その第2項は「諸命令的委任は無効とする」と定めている。これは、1993年憲法49条に定められた国民主権の定義に関連するものであって、1947年憲法54条(旧53条)と類似している⁴⁰²。

³⁹⁶ この点について、エージェン・コヌユ・前掲注(342)87頁を参照。

³⁹⁷ Siphana Sok and Denora Sarin, *Legal System of Cambodia* (Phnom Penh: Cambodian Legal Resources Development Center (CLRDC), 1998), 31.

³⁹⁸ 1993年憲法新76条第2項、新99条第3項、新100条。

³⁹⁹ 1947年憲法83条(旧78条)、1993年憲法新113条。

⁴⁰⁰ Yan Vandelluxe, "The Senate of the Kingdom of Cambodia," in *Cambodian Constitutional Law*, eds. Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2016), 150.

⁴⁰¹ フランス1946年憲法における国民議会が優位性を有する2院制については、辻村・前掲注(387)87頁を参照。

⁴⁰² エージェン・コヌユ・前掲注(342)119頁を参照。

議会制度についても、社会主義法の影響が全くないわけではない。実際、1993年憲法における国民議会の権限に関する規定の文言は、ほぼ1989年憲法48条と同じである。特に、国家計画可決権限は明らかに1989年憲法にしかない規定である。これに基づいて、国家計画は、例えば、2019-2023年国家開発戦略計画が2019年7月25日付の「2019-2023年国家開発戦略計画承認可決に関する法律NS/RKM/0719/011号」によって公布されたように、法律という法形式を採用している。

法形式について、憲法では、憲法、法律、王令および勅令しか定められていない。王令は、国民議会が可決し、元老院が検討を尽くした後の憲法および法律を公布する形式である⁴⁰³。勅令は、国王が大臣会議の提案に基づいてこれに署名する⁴⁰⁴。具体的には、大臣会議の提案に基づく高位官吏の任命、異動または解任に関する勅令がある⁴⁰⁵。しかし、国民議会が信任した大臣会議を任命する勅令⁴⁰⁶、選挙管理国家委員会の委員を任命する勅令⁴⁰⁷、司法官職高等評議会の提案に基づく裁判官の任命、異動、罷免に関する勅令⁴⁰⁸については、大臣会議の提案に基づくのか否かに関する明文の規定がない。このような勅令には、大臣会議の提案を必要としないと解されている⁴⁰⁹。任命等を内容とする勅令は、個別的勅令（ព្រះរាជក្រឹត្យមានលក្ខណៈជាឯកត្តភូត）と呼ばれており、一般命令的勅令（ព្រះរាជក្រឹត្យមានលក្ខណៈជាបទបញ្ជាទូទៅ）とは区別されている⁴¹⁰。

憲法に定められていない法形式として、大臣会議法は、首相が署名する王国政府の政令等の諸命令を定めている⁴¹¹。政令等の命令も、一般命令的政令および個別的政令という2つの性質を有する⁴¹²。また地方行政機関の規范文書である条例（ជីកា）も、一般命令的条例（ជីកាដែលមានលក្ខណៈជាបទបញ្ជាទូទៅ）と個別的条例（ជីកាដែលមានលក្ខណៈជាឯកត្តភូត）に区別され、これらは2014年の政令に根拠を有する⁴¹³。

⁴⁰³ 1993年憲法新28条第1項。

⁴⁰⁴ 同上新28条第1項。

⁴⁰⁵ 同上21条第1項。

⁴⁰⁶ 同上新119条（旧100条）第1項。

⁴⁰⁷ 同上新151条（二）第3項。この条文の後に「（二）」をつける条文の書き方は、日本における「～条の2」と異なるため、カンボジアにおける記載の仕方をそのまま用いることとする。

⁴⁰⁸ 1993年憲法21条第2項。

⁴⁰⁹ サーイ・ポーリー・前掲注（118）100-101頁。

⁴¹⁰ ទំនៀមទម្លាប់រាជរដ្ឋាភិបាល, សៀវភៅណែនាំស្តីពីនីតិវិធី និងវិធាននៃការតាក់តែងសេចក្តីព្រាងច្បាប់ និងលិខិតបទដ្ឋានគតិយុត្តផ្សេងៗទៀត(២០១៣), ៣១ [大臣会議官房局『大臣会議提出法律案その他法規範文書の作成に関する手続および規律に関する指導書』(2013年) 31頁]。この指導書は、សាវចរណែនាំរបស់រាជរដ្ឋាភិបាលស្តីពីការអនុវត្តគោលការណ៍ណែនាំអំពីនីតិវិធីនិងវិធាននៃការតាក់តែងសេចក្តីព្រាងច្បាប់និងលិខិតបទដ្ឋានគតិយុត្តផ្សេងៗទៀត, លេខ ០៣. សរ, ២៩ ឧសភា ២០១៣ [大臣会議提出法律案その他法規範文書の作成に関する手続および規律に関する指導原則の執行に関する指導通達 03.SR号（王国政府、2013年5月29日）] の付録文書である。

⁴¹¹ 大臣会議法18条、47条。

⁴¹² 同上24条、46条第2項。

⁴¹³ អនុក្រឹត្យស្តីពីនីតិវិធីសម្រាប់ការរៀបចំ ការកែប្រែ និងការលុបចោលដីការរបស់ក្រុមប្រឹក្សារាជធានី ក្រុមប្រឹក្សាខេត្ត ក្រុមប្រឹក្សាក្រុង ក្រុមប្រឹក្សាស្រុក និងក្រុមប្រឹក្សាខណ្ឌ, លេខ ២៨៦.អនក្រ.បក, ១៨ វិច្ឆិកា ២០១៤, មាត្រា ៤, មាត្រា ២៨, មាត្រា

さて、以上の法形式の多くは、前述したフランス法の影響および社会主義法の影響を受けた時代に形成された法形式と同じものである。特に、一般性と個別性という両方の性質を有するものは、フランス法の影響を実証している。しかし、社会主義法の影響として、政令があげられる。政令は、1940年に「決定」という名称で法定されたが、1946年に廃止され、1975年までにこれを再び法定した規范文書がなかったのに対して、社会主義法の影響を受けた時代において、前述したように現在と同じ名称である政令が規范文書の一つに組み込まれたのである。また、大臣が制定する省令、決定、通達および指導は、王国政府の規范文書に対立することができないと定められ⁴¹⁴、憲法、法律、勅令、政令および効力を有する規范文書の規定に反する規定を設けた条例は、その効力を有しないと定められている⁴¹⁵。このように上級機関と下級機関がそれぞれ定める命令について、階層構造における上位の規范文書に反することができないが、例え上位の規范文書に根拠がなくてもそれに対する対立がない限り効力を有することにも、社会主義法の影響があるといえる。

また、社会主義時代に公布された諸法令には存続するものがある。例えば、1988年に公布された「契約および契約外責任に関するデクレ法」⁴¹⁶および1989年に公布された「婚姻および家族に関する法律」⁴¹⁷は、2007年に公布された「民法典」⁴¹⁸を適用するために、2011年に公布された「民法〔典〕の適用に関する法律」の規定によって原則としてその効力を失ったが、この例外として個別の条文には、効力が維持されたままのものもある⁴¹⁹。また、失効したはずの規范文書を明文の規定により廃止する慣行がほとんどないカンボジア立法の特徴により、社会主義時代に公布された規范文書が効力を失ったのか否かについて不明である場合も少なくない⁴²⁰。

以上で立法制度に関連するフランス法および社会主義法の影響を論じたが、これは立法制度に対する伝統法の存続を否定することには必ずしもならない。国王は、慣習に基づいて行政組織の設置

៣៩ [首都評議会、州評議会、市評議会、郡評議会および区評議会の条例の整備、修正および取消しのための手続に関する政令 286. ANK. BK 号 (2014年11月18日) 4条、28条、39条]。

⁴¹⁴ 大臣会議法 18条、47条。

⁴¹⁵ 同上 6条。

⁴¹⁶ ព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីកិច្ចសន្យា និងការទទួលខុសត្រូវក្រៅកិច្ចសន្យា, លេខ ៣៨ ក្រ.ច, ២៨ តុលា ១៩៨៨ [契約および契約外責任に関するデクレ法 38 Kr. Ch 号 (1988年10月28日)]。

⁴¹⁷ ច្បាប់ស្តីពីអាពាហ៍ពិពាហ៍ និងគ្រួសារ, លេខ ៥៦ ក្រ., ២៦ កក្កដា ១៩៨៩ [婚姻および家族に関する法律 56Kr. 号 (1989年7月26日)]。

⁴¹⁸ ក្រមរដ្ឋប្បវេណី, លេខ នស/រកម/១២០៧/០៣០, ៨ ធ្នូ ២០០៧ [民法典 NS/RKM/1207/030 号 (2007年12月8日)]。

⁴¹⁹ ច្បាប់ស្តីពីការអនុវត្តក្រមរដ្ឋប្បវេណី, លេខ នស/រកម/០៥១១/០០៧, ៣១ ឧសភា ២០១១, មាត្រា ៧៨, មាត្រា ៧៩ [民法〔典〕の適用に関する法律 NS/RKM/0511/007 号 (2011年5月31日) 78条、79条]。

⁴²⁰ なお、今日のカンボジアでは、政治的な理由により、1979年以後の規范文書のみを用いて、(原則として) サンクムの時代の法律を用いないため、法律の不足の問題が生じていると批判されてもいる。サーイ・ボーリー・前掲注 (118) 350-351 頁を参照。

に関する勅令を発することができる」と解されている⁴²¹。これは、超法的な絶対君主制が残存したものの表現だと捉えることもできよう。

4. 行政制度

中央行政機関である大臣会議およびその構成員の名称は、1975 年代以前の規範文書に起源を有するものである。大臣会議は、首相によって指導され、他の構成員は、副首相、國務大臣および大臣である。大臣会議の形式だけではなくて、国王による首相の指名、首相による大臣会議の構成員に関する提案および国民議会の信任を得た後の国王による任命という大臣会議の構成のされ方も、当時のそれと類似している⁴²²。これは、1993 年憲法が、1947 年憲法と同様に、フランス 1946 年憲法に類似する国民議会在が優越的地位を有する議院内閣制を採用しているからである⁴²³。大臣会議の任命は、国民議会の信任を得た後でなければならない⁴²⁴。王国政府の構成員は、王国政府の政治全般について、国民議会对して連帯して責任を負う⁴²⁵。これに応じて、国民議会在は、不信任動議(ព្រឹត្តិបញ្ជាក់) の可決により、王国政府を総辞職させることができる⁴²⁶。国民議会在の解散は、王国政府が一定の期間内に 2 回にわたり総辞職させられた場合に限り、首相がこれを提案することができるが、国民議会在議長の同意を得た後のみに解散が可能である⁴²⁷。国民議会在は、王国政府の構成員が、重罪(បទឧក្រិដ្ឋ) または軽罪(បទមជ្ឈិម) を犯した場合および重大な非違行為を行なった場合には、その構成員を訴追する権限を有する⁴²⁸。

地方行政について、現在の行政区域が首都州、市郡区および町村という 3 層に区分されている特徴は、フランス保護領時代にさかのぼる。ポル・ポト政権下ではこれは一度廃止されたが、1979 年以後に復活して、現在まで存続している⁴²⁹。フランスから継承した中央集権型の国地方組織が維持されてきていると指摘されているように⁴³⁰、行政制度に対するフランス法の影響には大きなものが

⁴²¹ カンボジアにおける慣習(ប្រពៃណី) に従って、国王は、憲法および法規範(ច្បាប់បទដ្ឋាន) に基づくことなく、勅令を制定することができる。なお、この種の勅令は、主に、国王の下部組織の編成に関するものであって、具体的には、国王官房の構成員、国王軍事評議会の構成員および国王個人最高顧問を任命する勅令等のことである(サーイ・ポーリー・前掲注(118) 102-108 頁)。

⁴²² 1947 年憲法 39 条、90 条(旧 80 条)、1993 年憲法新 19 条(二)、新 119 条(二)。

⁴²³ Hor Peng, “The Reform of Parliament in Cambodia: Towards Effective Working Parliament in Term of Strong Representation” (doctoral thesis, Nagoya University, n.d. (2004 or 2005)), 10.

⁴²⁴ 1947 年憲法 97 条第 2 項、1993 年憲法新 119 条(二) 第 1 項。

⁴²⁵ 1947 年憲法 98 条(旧 81 条)、1993 年憲法新 121 条(旧 102 条)。

⁴²⁶ 1947 年憲法 102 条(旧 85 条)、1993 年憲法新 98 条(一)。

⁴²⁷ 1947 年憲法 73 条(旧 69 条)、1993 年憲法 78 条。

⁴²⁸ 1947 年憲法新 110 条(旧 92 条)、1993 年憲法新 126 条(旧 107 条)。

⁴²⁹ 高橋・前掲注(103) 85 頁、89 頁、96-97 頁、100 頁、岡島克樹「カンボジアの地方行政システム—その変遷と現況—」大谷女子大学紀要 39 号(2005 年) 90-91 頁。

⁴³⁰ Theng Chan-Sangvar, “Cambodian Administrative Law: The Inception under Globalization and Transition” (paper presented at International Symposium on Transformation of Administrative Law under Global and Transition: In Search of the Theory for Comparative Administrative Law-Models and Common Principles, Faculty of Humanities, Law & Economics of Mie University, Graduate School of Law of Nagoya University and Center for Asian Legal

ある。

しかし行政制度における社会主義法の影響は、消えたわけではない。一例として、町村の評議会が当該町村の市民による直接選挙で選出される⁴³¹が、市郡区評議会は町村評議会の構成員が選挙人となる間接選挙で選出される⁴³²。この仕組みは、社会主義時代の革命人民委員会の選出方法と類似している⁴³³。

社会主義法と同様に、行政制度に対する伝統法の影響も残っている。首相および大臣会議による国王への謁見がその一例である⁴³⁴。首都州首長を含む高位官吏の任命が大臣会議または首相の提案に基づいて国王によって行われるのも、その一例である⁴³⁵。もっとも、これらの特徴は、1947年憲法における国王やフランス1946年憲法における大統領の規定にも見られるので、伝統法だけでは説明できないということも付言しなければならない。

むしろ、行政制度に対する伝統法の影響として特筆する必要があるのは、国王による称号付与であろう。伝統法上の首相だといわれるアケア・モハー・セナーに類似するソムダッチ・アケア・モハー・セナー・パデイ・デッチョーという称号をフン・サエン首相⁴³⁶に、陸軍を担当する大臣だといわれるチャクレイに類似するソムダッチ・アケア・モハー・プニア・チャクレイという称号を国民議会のヘン・ソムレン議長⁴³⁷に、水軍を担当する大臣だといわれるクロラー・ハオムに類似するソムダッチ・クロラー・ハオムという称号をソー・ケン副首相兼内務大臣⁴³⁸に付与した⁴³⁹。また、国

Exchange of Nagoya University, January 30–31, 2011), 28.

⁴³¹ ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងរដ្ឋបាលឃុំសង្កាត់, លេខនស/រកម/០៣០១/០៥, ១៩ មីនា ២០០១, មាត្រា១០ [町村行政管理に関する法律NS/RKM/0301/05号(2001年3月19日)10条](以下、「町村行政管理法」という。)

⁴³² ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងរដ្ឋបាលរាជធានី ខេត្ត ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ, លេខនស/រកម/០៥០៨/០១៧, ២៤ ឧសភា ២០០៨, មាត្រា១៤ [首都州市郡区行政管理に関する法律NS/RKM/0508/017号(2008年5月24日)14条](以下、「首都州市郡区行政管理法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីការបោះឆ្នោតជ្រើសរើសក្រុមប្រឹក្សារាជធានី ក្រុមប្រឹក្សាខេត្ត ក្រុមប្រឹក្សាក្រុង ក្រុមប្រឹក្សាស្រុកក្រុមប្រឹក្សាខណ្ឌ, លេខនស/រកម/០៥០៨/០១៨, ២៤ ឧសភា ២០០៨, មាត្រា២៧ [首都評議会州評議会市評議会郡評議会区評議会選出選挙に関する法律NS/RKM/0508/018号(2008年5月24日)27条]。

⁴³³ カンボジアにおける地方行政の最近の研究として、Sun Chhun Hieng, “Legal Problems of Local Administration System in Cambodia: Seeking for a Local Autonomy System by Decentralization Reform,” (LL.D Diss., Nagoya University, 2021) を参照。

⁴³⁴ 1993年憲法20条。

⁴³⁵ 同上123条、大臣会議法23条。

⁴³⁶ ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/១០០៧/៥០៦, ១២ តុលា ២០០៧ [勅令NS/RKT/1007/506号(2007年10月12日)]。

⁴³⁷ ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/១០០៧/៥០៤, ១២ តុលា ២០០៧ [勅令NS/RKT/1007/504号(2007年10月12日)]。

⁴³⁸ ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/០៦១៥/៦៣៤, ១៤ មិថុនា ២០១៥ [勅令NS/RKT/0615/634号(2015年6月14日)]。

⁴³⁹ これらの伝統法上の称号を定めた古法として、チバップ・クロム・スロク(1693年)(経済財務省の立法評議会・前掲注(55)155-182頁)、チバップ・クロム・チャウヴァーイ・スロク(1828年)(ニョック・タエム・前掲注(98)616頁)、チバップ・プレアハ・トアマヌニ(1853年)(経済財務省の立法評議会・前掲注(75)282頁)、チバップ・リアッカナ・ウトー(1853年)4条(経済財務省の立法評議会・前掲注(116)459頁)があげられる。これらの称号に当たる職名は、Étienne Aymonier, supra note 88, at 25-26; Adhémar Leclère, supra note 134, at 71, 79-80、キン・ソック著(石澤良昭訳)・前掲注(70)307頁、傘谷・前掲注(48)61頁以下、トラング・ンギア・前掲注(69)54頁、60頁を参照。

王は、高価な貢ぎ物を献上した者に対して、オクニャーという称号を付与した⁴⁴⁰ように、現在においても篤志家などにその称号を付与している⁴⁴¹。このような国王による称号の付与は、全て慣習に基づく勅令によるものである。例えば、カンボジア王立研究所の称号について一般法制度として2018年に勅令が公布され⁴⁴²、一応法制度のようなものが確立したよう見えるが、1993年憲法のいかなる規定やいかなる法律にもその根拠が定められていないため、これも慣習に基づく勅令にすぎないだろう⁴⁴³。

5. 裁判制度

裁判制度へのフランス法の影響という場合には、まず、司法官職高等評議会の存在があげられる。1993年憲法においても、名称が若干変更されたが、国王が主宰者となる司法官職高等評議会が設置され、司法系統の司法官 (ចៅក្រមផ្នែកយុត្តាធិការ) の任命、異動または罷免 (ដក) ⁴⁴⁴を提案し、非違行為をした司法官の懲戒を決定し、裁判権の独立 (ឯករាជ្យ) を保障する事務を補助するための組織である⁴⁴⁵。この司法官職高等評議会の構成員について、1993年憲法はこれを定めていないが、その組織法律において、司法大臣、国民議会によって選出される構成員ならびに司法官を構成する各級の裁判官および検察官によって選出される構成員と定められている⁴⁴⁶。

1993年以後は、予算等の実務的問題もあって単純ではないが、英米法系の法制度の導入よりも、むしろフランス法の影響に接ぎ木して法整備支援が行われるという傾向がある。刑事訴訟における予審判事の存在、各州における始審裁判所 (សាលាដំបូង)、控訴裁判所 (សាលាឧទ្ធរណ៍) の設置が、その一例である⁴⁴⁷。特に、予審判事制度は、フランス保護領時代の遺物だと指摘されている⁴⁴⁸。

⁴⁴⁰ David Chandler, supra note 72, at 108-109.

⁴⁴¹ អនុក្រឹត្យស្តីពីការកែសម្រួលចំណុចទី១ មាត្រា២ នៃអនុក្រឹត្យលេខ ១៥ អនក្រចុះថ្ងៃទី០៥ ខែមេសា ឆ្នាំ១៩៩៤, លេខ ៤៣ អនក្រ. បក, ២០ មីនា ២០២០, មាត្រាមួយ [1994年4月5日付政令15ANK号2条第1号の修正に関する政令43ANK.BK号(2020年3月20日)一条]。

⁴⁴² ព្រះរាជក្រឹត្យស្តីពីក្របខណ្ឌគោរមងារនៃរាជបណ្ឌិត្យសភាកម្ពុជា, លេខនស/រកត/០១១៨/០៩៧, ២៩ មករា ២០១៨ [カンボジア王立研究所の称号枠組みに関する勅令NS/RKM/0118/097号(2018年1月29日)]。

⁴⁴³ サイ・ポーリー・前掲注(118)105頁、ហៀង សាង, *នីតិវិធីបាលទូទៅ*, បោះពុម្ពលើកទី ៣ (២០១៥), ៥២, ៥៣ [ヒアン・サーン『行政法総論』(第3版, 2015年)52頁, 53頁]。

⁴⁴⁴ なお、1993年憲法新133条(旧114条)は、司法官は、その職を罷免する(ដកពីមុខងារ) ことができないと定めている。

⁴⁴⁵ 1993年憲法21条、新133条(旧114条)。

⁴⁴⁶ ច្បាប់ស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃឧត្តមក្រុមប្រឹក្សានៃអង្គចៅក្រម, លេខ នស/រកម/០៧១៤/០១៧, ១៦ កក្កដា ២០១៤, មាត្រា ៤ [司法官職高等評議会の組織および運営に関する法律NS/RKM/0714/017号(2014年7月16日)4条]。

⁴⁴⁷ ព្រះរាជប្រកាសលេខ ១១៨, ១៤ សីហា ១៩២២, ប្រការ ២១, ប្រការ ៣១, ប្រការ ៣២, ប្រការ ៣៣, ប្រការ ៣៤ [王令118号(1922年9月14日)21条, 31条, 32条, 33条, 34条]、ច្បាប់ស្តីពីការរៀបចំអង្គការតុលាការ, លេខ នស/រកម/០៧១៤/០១៥, ១៦ កក្កដា ២០១៤, មាត្រា ៣, មាត្រា ១២, មាត្រា ៤៣, មាត្រា ៤៤, មាត្រា ៤៥, មាត្រា ៤៦, មាត្រា ៤៧ [裁判所組織に関する法律NS/RKM/0714/015号(2014年7月16日)3条, 12条, 43条, 44条, 45条, 46条, 47条] (以下、「新裁判所法」という)。

⁴⁴⁸ ベアトリス・前掲注(26)140頁。

この傾向は変わらず、2014年には、始審裁判所に民事裁判所や刑事裁判所という専門裁判所、控訴裁判所および最高裁判所に民事部や刑事部という専門部が設置されるようになった⁴⁴⁹。

もともと、1993年憲法の下では、128条第3項により行政事件（រឿងក្តីរដ្ឋបាល）が裁判権に属するとはいえ、特別の行政裁判所や行政訴訟制度が整備されていない。フランス保護領時代に形成されたはずの公法と私法の峻別は、見られないのである。しかし、学説には、行政事件の概念が存在することをもって、憲法が公法と私法を峻別していると解する論者もある⁴⁵⁰。実際に、公の施設を管理する法人（直訳すれば、行政的公施設法人、គ្រឹះស្ថានសាធារណៈរដ្ឋបាល）の他、地方組織である首都州および市郡区が、公法上の法人（នីតិបុគ្គលនៃនីតិសាធារណៈ、personne morale du droit public、public legal entity）に区分されている⁴⁵¹。公法上の法人に属する公的所有権（កម្មសិទ្ធិសាធារណៈ）の概念も存在している⁴⁵²。なによりも、フランス型行政裁判所制度を前提とする司法系統の司法官という用語が前述したとおりに残存していることも、フランス法の影響を実証するものとなるだろう。

以上のようにフランス法の影響を受けていると解される裁判制度であるが、社会主義法の影響を強く受けているとも指摘されている⁴⁵³。これによれば、1990年代初頭に、最高国民評議会（NSC）が1992年9月10日に決定した「過渡期におけるカンボジアに適用される裁判制度ならびに刑法および刑事訴訟に関する規定」⁴⁵⁴、カンボジアの国家評議会が1993年3月8日に制定した「刑事訴訟に関する法律」⁴⁵⁵があったにもかかわらず、ベトナム-クメールモデルの社会主義法が実際には存続していたとされる⁴⁵⁶。

⁴⁴⁹ 新裁判所法14条、37条、57条。

⁴⁵⁰ Theng Chan-Sangvar, “Administration: The Constitution as a Guiding Framework for Administrative Law,” in *Cambodian Constitutional Law*, eds. Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel (Konrad-Adenauer-Stiftung, 2016), 255.

⁴⁵¹ 首都州市郡区行政管理法9条、ព្រះរាជក្រឹត្យស្តីពីលក្ខន្តិកៈគតិបុគ្គលនៃគ្រឹះស្ថានសាធារណៈរដ្ឋបាល, លេខ នស/រកត/០៨១៥/៨៧២, ៨ សីហា ២០១៥, មាត្រា ៤ [行政的公施設法人の地位に関する勅令NS/RKT/0815/872号（2015年8月8日）4条]。

⁴⁵² ច្បាប់ភូមិបាល, លេខ នស/រកម/០៨០១/១៤, ៣០ សីហា ២០០១, មាត្រា ១៣, មាត្រា ១៤, មាត្រា ១៥ [土地法NS/RKM/0801/14号（2001年8月30日）13条、14条、15条]（以下、「土地法」という。）。

⁴⁵³ Basil Fernando, *supra* note 334, at vi.

⁴⁵⁴ Provisions Relating to The Judiciary and Criminal Law and Procedure Applicable in Cambodia During The Transitional Period, 10 September 1992, បទបញ្ញត្តិស្តីពីប្រព័ន្ធតុលាការ ច្បាប់ព្រហ្មទណ្ឌ និងនីតិវិធីព្រហ្មទណ្ឌសំរាប់អនុវត្តនៅប្រទេសកម្ពុជាក្នុងសម័យអន្តរកាល, ១០ កញ្ញា ១៩៩២ [過渡期におけるカンボジアに適用される裁判制度ならびに刑法および刑事訴訟に関する規定（1992年9月10日）]。この規定は、ហ៊ីង ធីបូទ្វី, *កម្រងឯកសារច្បាប់-សារាចររបស់តុលាការ-ក្រសួងយុត្តិធម៌៖ ១៩៨០-២០០៧* (២០០៨), ២៩៨ ដល់៣១៦ [ヒーン・ティールット『司法機関-司法省の制定法-通達の資料集-1980-2007年-』（2008年）298-316頁]を参照。

⁴⁵⁵ ច្បាប់ស្តីពីនីតិវិធីព្រហ្មទណ្ឌ, លេខ ២១ .ត្រ., ៨ មីនា ១៩៩៣ [刑事訴訟に関する法律21. Kr. 号（1993年3月8日）]。この法律は、ヒーン・ティールット・同上343-374頁を参照。

⁴⁵⁶ Basil Fernando, *supra* note 334, at 62-66.

この論者は、法制度がまだ十分に整備されていなかった 1990 年代という時期において裁判制度を中心に観察を述べたので、刑法典等の諸法典が制定された 2012 年時点では、社会主義法の影響が徐々に衰退していくと指摘していた⁴⁵⁷。しかし、法制度が整備されたといっても、「実務との乖離の大きさ」⁴⁵⁸や、社会主義法の教育を受けた官吏が退職するまでにはなお一世代を必要とするという意味での「大きな問題」⁴⁵⁹があるとも指摘されている。実際、2011 年および 2019 年に行われたカンボジアにおける判決調査報告⁴⁶⁰によると、子どもの扶養料の具体的な金額を確定しておらず、強制執行をすることができないことや、法定されていない用語または概念の使用⁴⁶¹、利息、遅延損害金および慰謝料の概念についての正しい理解がないこと⁴⁶²といった問題が相変わらず指摘されている。概して、現在でも裁判官においては民事実体法および手続法の理解が不十分であるといわれる⁴⁶³。従前の手続がそのまま行われ続けていること⁴⁶⁴や当事者が申立てていない事項を裁判所が裁断しているといった指摘もある⁴⁶⁵。法制度が変わっても、官吏がマルクス・レーニン主義の教育を受けた世代であるから、行政や裁判所等の実務が容易には変わらないと、その原因を推測することも可能であろう。

最後に、裁判制度に対する伝統法の影響を示す例として、多くの論者が例示するのは裁判外紛争解決である。例えば、村落長 (village chief) が中心的な役割を果たす調停または和解 (conciliation or reconciliation) は、クメールの慣習に起源を有すると主張されている⁴⁶⁶。特に家族に関する紛争は、地域において尊敬を集める有力者 (local leaders) によって調停の対象とされているという指摘も、同趣旨であろう⁴⁶⁷。国王謁見についても、これを裁判外紛争解決方法 (របៀបដោះស្រាយវិវាទក្រៅតុលាការ, les modes extra-judiciaires de résolution des conflits) に含めつつ、これもクメールの伝統に由来すると論じる者⁴⁶⁸、調停に関しても、これは「伝統的には僧侶」や「国

⁴⁵⁷ Jörg Menzel (2012), *Supra note 29*, at 482.

⁴⁵⁸ 松尾弘「『カンボジア王国の司法アクセスの状況に関する調査研究』報告書」(2013 年 3 月 8 日) 21-23 頁、<http://www.moj.go.jp/content/000109914.pdf> (最終アクセス: 2020 年 1 月 12 日)。

⁴⁵⁹ Jörg Menzel (2008), *supra note 28*, at, 63-64; Jörg Menzel (2016), *supra note 28*, at 33-34.

⁴⁶⁰ 神木篤「カンボジアにおける判決調査報告書」(2011 年 3 月 8 日)、<http://www.moj.go.jp/content/000073282.pdf> (最終アクセス: 2019 年 2 月 13 日)、篠田陽一郎「カンボジアにおける判決等調査報告書 (2019 年) (1)」ICD NEWS79 号 (2019 年) 60-69 頁。

⁴⁶¹ 神木・同上 5 頁、7 頁、篠田・同上 65 頁。

⁴⁶² 神木・同上 9 頁、篠田・同上 68 頁。

⁴⁶³ 神木・同上 8 頁、篠田・同上 69 頁。

⁴⁶⁴ 神木・同上 7 頁。

⁴⁶⁵ 篠田・前掲注 (460) 65-66 頁。

⁴⁶⁶ Siphana Sok and Denora Sarin, *supra note 397*, at 31.

⁴⁶⁷ Steven Auster Miller, “Cambodian Alternative Dispute Resolution,” in *Introduction to Cambodian Law*, eds. Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel (Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2012), 187.

⁴⁶⁸ Béatrice, *supra note 26*, 91-92、ベアトリス・前掲注 (26) 146-147 頁。

王」が行っていた伝統に根ざすと述べて、やはり伝統法の影響を指摘する者がある⁴⁶⁹。

確かに、裁判外紛争処理は、フランス保護領の時代や社会主義だった時代にも見られた。一例として、1922年9月14日に公布された王令118号14条は、治安裁判所(សាលាសុខ)が設置されていない村において、村長が民法上の紛争を和解する管轄を有すると定めていた⁴⁷⁰。このような伝統と1990年代末においてある村長が、自己の役割を民法上の紛争処理だとする趣旨の発言を行ったこと⁴⁷¹とは、おそらく無関係ではあるまい。

6. 混在しているカンボジア法の一般的特徴

以上の整理から、カンボジア法は、伝統法、フランス法の影響を受けた法、社会主義法の影響を受けた法が混在している。そのいわば比重は一樣ではない。例えば、国民議会等の統治機構は、基本的にフランス法の影響を強く受けているが、市民と行政との関係が権利義務関係として把握されていないことには、伝統法の存続に社会主義法の影響が加わっていると解される。このようにカンボジア法といっても、具体的にどのような素材を論じるのかによって、3つの法の影響の強弱やそれぞれの関係の有無が異なる。統治機構といっても、三権のどれを素材とするのかだけでも異なってくるのである。そして、このことが一般的にカンボジア法を把握することを難しくしている。

そこで、本論文が考察対象とする行政紛争処理制度に関しても、本章が検討したような3つの法の影響の有無や強弱、また3つの法それぞれの関係を分析してみるという課題がある。このことを踏まえながら、次章において、カンボジアにおける行政紛争処理制度の歴史的展開を検討することとしよう。

⁴⁶⁹ Kong Phallack, *supra* note 31, at 13.

⁴⁷⁰ ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ ១១៨, ១៤ សេចក្តី ១៩២២ [王令118号(1922年9月14日)]。

⁴⁷¹ William A. Collins, *Dynamics of Dispute Resolution and Administration of Justice for Cambodian Villagers* (n.p.: USAID, n.d.), 16-17.

第2章 カンボジアにおける行政紛争処理制度の歴史的展開

第1章において明らかになった伝統法、フランス法および社会主義法の影響を受けたそれぞれの法が分裂したまま断片的な残滓となって混在しているカンボジア法の特徴は、行政紛争処理制度においても存在する。本章は、これらの内容を歴史区分に沿って分析し、その特徴を明らかにする。

第1節 伝統法における原始的な紛争処理

先行研究に基づいて、伝統法における行政紛争処理制度または慣行を捉えようとしても、そこに体系的な議論や統一した見解がない。以下は、このような先行研究の特徴を指摘してから、基本的に第1次資料を手掛かりに、行政法関係が存在しない対個人紛争主義、国王を頂点とする管轄官吏組織の長を中心とする紛争処理機関、処罰を中心とする権利利益救済とは別の紛争処理機関の職権による措置および公私と正規非正規の未分という特徴を有する伝統法における原始的な紛争処理の特徴を明らかにする。

1. 先行研究の理解にあらわれた伝統法における行政紛争の処理

まず、伝統法における行政紛争の処理について、最近の先行研究や教材類では、若干でありながらすでに指摘されている。しかし、次のように、体系的な議論や統一した内容がない。

第1に、ベアトリス・バリヴェらは、クメールの伝統に由来する3つの裁判外解決方法の1つである国王謁見には、「個別紛争または共同紛争、国王奉仕（行政）（រាជការ, administration）に関連する紛争または裁判の判決に関連する紛争」が含まれると指摘する⁴⁷²。ドゥアク・ピダオもこれと同様の指摘を行っている⁴⁷³。

第2に、Kai Hauersteinは、申立て制度を構成する多くの申立ての仕組みの1つとして、慣習法に基づいて紛争を解決する伝統的な方法となる国王、村落長または寺院の長による申立ての処理があることに注目する⁴⁷⁴。

第3に、第2の見解の後になって出版されたカンボジア人の手による行政訴訟（វិវាទរដ្ឋបាល, contentieux administrative, administrative litigation）の書物では、行政訴訟におけるカンボジアの伝統を異なる位置づけで述べている。まず、エン・ユウンは、2016年に発行された『行政訴訟』と題する書物において、市民が、行政事項（រឿងរដ្ឋបាល）や刑事事項（រឿងព្រហ្មទណ្ឌ）等を問わずあらゆる紛争が生じたときに、村落長または[町村の]行政警察支部長（នាយប៉ុស្តិ៍នគរបាល）等の最も身近な基層の行政に対して、調停（សម្រុះសម្រួល）等の紛争解決を申し出る慣行を見落と

⁴⁷² ベアトリス・前掲注 (26) 147 頁。

⁴⁷³ ខៀក ពិដោរ, *ទ្រឹស្តីរដ្ឋបាលសាធារណៈ* (ភ្នំពេញ: ដួង លីវ, ២០១០), ២៣២ [ドゥアク・ピダオ『行政の理論』(ドゥオン・チウ, 2010年) 232 頁]。

⁴⁷⁴ Kai Hauerstein, *supra* note 13, at 45-46.

すべきではないと主張し、基層における紛争解決（ការដោះស្រាយវិវាទនៅមូលដ្ឋាន）を論じている⁴⁷⁵。

これに対して、ヒアン・サーンは、2017年に発行された書物である『行政訴訟法』において、行政裁判機関（យុត្តាធិការរដ្ឋបាល）の整備として、通常裁判機関（យុត្តាធិការធម្មតា）が1993年憲法39条に定められている抗議申立てを解決する管轄を有することを論じた上で、裁判外紛争解決の仕組みの1つとして、基層における紛争解決を指摘している⁴⁷⁶。地方官庁による紛争解決（ការដោះស្រាយវិវាទដោយអាជ្ញាធរថ្នាក់ក្រោមជាតិ）の1つである村落級の紛争調停（ការសម្រុះសម្រួលវិវាទថ្នាក់ភូមិ）において、カンボジアの市民は、特に家庭内の紛争が生じたときに、長老または寺院による調整（សម្របសម្រួល）を申し出る慣行があるという⁴⁷⁷。

以上の分析から、カンボジアの行政紛争処理制度にあらわれた伝統法の内容を整理しようとしても、論者によって主張内容が異なっている。すなわち、論者は一方では、国王謁見に注目する⁴⁷⁸。他方で、地方レベル（local level）において発展してきた慣習規律（customary rules）における村落長を中心とする調停または和解による紛争解決に注目する論者がある⁴⁷⁹。これらのいずれにせよ、アンコール時代の行政の裁判（យុត្តិធម៌របស់រដ្ឋបាល）は重罰を課すものであったため、小さな紛争については、調整を申し出る慣行があったと指摘する論者もある⁴⁸⁰。つまり、国王謁見と地方レベルでの調停等による紛争解決とは、相互に矛盾するものではなくて、むしろ紛争の規模の大小によって、どちらの紛争解決によるのかが異なっていたにすぎない。その要点は、慣習（បរវណ្ណ៍、coutume）が法源となること、裁判外紛争解決方法（របៀបដោះស្រាយវិវាទក្រៅប្រព័ន្ធតុលាការ、les modes extra-judiciaires de résolution des conflits）として調停や和解（ការផ្សះផ្សា、conciliation）が行われること、である⁴⁸¹。なお、調停等の用語も、それほど厳密なものではないので、一般には裁判外紛争解決方法であると捉えておけば足りる⁴⁸²。

⁴⁷⁵ エン・ユウン・前掲注 (7) 203-204 頁。

⁴⁷⁶ ហៀង សាង, *នីតិវិធីរដ្ឋបាល* (រោងពុម្ពក្រសួងព័ត៌មាន, ២០១៧), ៤៩ ដល់ ១០៥ [ヒアン・サーン 『行政訴訟法』 (情報省出版社, 2017年) 49-105 頁]。

⁴⁷⁷ 同上 130-131 頁。

⁴⁷⁸ ベアトリス・前掲注 (26) 9-10 頁、13-15 頁、17 頁、19 頁、135 頁。

⁴⁷⁹ Siphana Sok and Denora Sarin, *supra* note 397, at 17, 31.

⁴⁸⁰ គង់ ភីរុន, *នីតិវិធីរដ្ឋបាល៖ អំពីរចនាសម្ព័ន្ធ* (គ្រឹះស្ថានបោះពុម្ពផ្សាយទេវតា, ១៩៩៧), ១៩ ដល់ ២០ [コン・ピールン 『行政法—構造について—』 (テヴァダー出版社, 1997年) 19-20 頁]。

⁴⁸¹ Béatrice, *supra* note 26, at 54, 91-92、ベアトリス・前掲注 (26) 89 頁、146-147 頁。

⁴⁸² カンボジアでは、裁判外紛争解決を論じる際に、調整（សម្របសម្រួល）、調停（សម្រុះសម្រួល）、和解（ផ្សះផ្សា）、仲裁（មជ្ឈត្តការ）という用語が使われているが、法制度が十分に整備されていないため、これらの概念やその相互関係は不明である。

2. 行政法関係が存在しない対個人紛争主義

伝統法では、市民と行政との紛争解決は、行政というよりも官吏個人の責任を追及するもの、つまり官吏個人の処罰を特徴とするものであった。これは、市民と行政との紛争が市民対個人の紛争に置き換えられることを意味する。ここで「対個人紛争主義」と述べているのは、このような意味である。つまり、国家（国王）と市民（臣民）との（法律）関係という観念自体が存在せず、市民と加害者である官吏個人との関係で、紛争が把握されてきたのである。この原因は、国王の存在に求められる。というのも国王は、社会の最高位に位置づけられ、臣民を保護し、救済する神聖な存在であったから、臣民に対する義務や臣民に対する侵害が存在しえないからである。また、社会と国家の区別も観念化されていなかった⁴⁸³ため、市民と国家という法律関係の発想は生まれようがなかった。

対個人紛争主義の起源を探っていくと、これも伝統法に由来する。1690年代や1820年代の古法においては、チャウワーイ・スロックが国王のために徴用した場合、チャウワーイ・スロックおよび実際に徴用した者が他人の財産を略奪したようなときに限って、これらの者を7日間の拘留および罰金に処すると定められていた⁴⁸⁴。国王ではなくて、個々の官吏個人が処罰されたのである。

個人の責任または処罰を追及する対個人紛争主義の背景には、アンコール時代から存在する人間の本能に根ざした応報刑の思考⁴⁸⁵があったと考えられる。前述した1690年代や1820年代の古法に、加害行為者は加害行為と同じ罰を受けなければならないという規定があった⁴⁸⁶。より以前にさかのぼれば、「個人⁴⁸⁷間の関係を規律する諸規範」を法の概念とした古代インド法の影響⁴⁸⁸も否定できない。国王と臣民との紛争が存在しない、または国王が責任を追及されないという日本でいうところの「国家無答責」のような理論が、カンボジアにも存在したようでもあり、興味深い。国王が非違行為を行った場合には、Adhémard Leclère が1894年に出版した書物によると、3名の高位官吏からなる秘密の裁判所が審理を行い、有責性があると認められるときには、密かに国王にその旨を告げたにすぎなかったと指摘している⁴⁸⁹。この国王の責任は、「もう1つの別の文書」(un autre texte)

⁴⁸³ Claude-Gilles Gour, *supra* note 182, at 23.

⁴⁸⁴ ニョック・タエム・前掲注 (113) 77頁。

⁴⁸⁵ 石澤・前掲注 (73) 580頁、595頁。

⁴⁸⁶ チバップ・クロム・スロック (1693年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (55) 155-182頁)、チバップ・クロム・チャウワーイ・スロック (1828年) (ニョック・タエム・前掲注 (113) 80頁、経済財務省の立法評議会・前掲注 (55) 204-207頁)。

⁴⁸⁷ ここにおける「個人」の原語は「បុគ្គល」であり、法人を含む「人」を意味する場合もあるが、ここでは「particuliers」というフランス語から訳されているものである (フランス語版は、Béatrice, *supra* note 26, at 4を参照。)

⁴⁸⁸ ベアトリス・前掲注 (26) 11頁。

⁴⁸⁹ Adhémard Leclère, *supra* note 134, at 39. 原語の文献として、この Adhémard Leclère を引用した Jean Imbert, “Histoire des Institutions Khmères,” *Annales de la Faculté de Droit de Phnom-Penh* vol. 2 (1961): 56をさらに引用したものだと考えられるが、ユイン・クムヴィアン・前掲注 (60) 34頁を参照。

という古法によって定められたという記録があるものの、その古法がどのようなものかについての記録がない⁴⁹⁰。筆者は、前述した具体的な組織や仕組みとは若干異なるものではあるが、ノロドム王の治世 1875 年に作成された「リアッカナ・ムンティエー・パール」には、国王が徴税等について命令する場合において、この命令が慣習等に違反した場合は、命令を受けた官吏から国王にこの旨を告げるという共通点を有する規定を発見したことを記しておく⁴⁹¹。

以上のような非違行為を行った個人の責任が問われるという意味での対個人紛争主義は、歴史的には、少なくとも発見されるものである。例えば、扶南時代における国王は地方行政を監督するために中央の官吏を派遣していたが、この派遣された官吏の職務は、派遣先である地方の統治者の非違行為を処罰するというものであった⁴⁹²。19 世紀の古法にも、臣民が農業や漁業を継続できなくなった場合には、原因行為を行った官吏を処罰した例が記されている⁴⁹³。アンコール時代には、土地に関する補償が命じられた事例⁴⁹⁴、国王が州知事を罰金刑に処した事例⁴⁹⁵があった。また、ポスト・アンコール時代でも、ある臣民の田畑⁴⁹⁶を下級官吏であるオク・ルオン⁴⁹⁷が収用した⁴⁹⁸事例⁴⁹⁹、臣民の土地および生命を侵害したオク・ルオンに慰謝料を支払わせた事例⁵⁰⁰、没収された財産の一部を

⁴⁹⁰ Adhémar Leclère, *supra* note 134, at 39. 特にその脚注 1 を参照。

⁴⁹¹ リアッカナ・ムンティエー・パール (1875 年) 117 条、118 条 (経済財務省の立法評議会・前掲注 (64) 150-151 頁)、フランス語版は Adhémar Leclère, *supra* note 157, at 208 を参照。これらの条文の解説は、ハエル・チョムラウン・前掲注 (57) 397-398 頁を参照。

⁴⁹² ベアトリス・前掲注 (26) 9-10 頁。

⁴⁹³ チバップ・トウオル・ボンダン・カット・ボンダン (1853 年、1874 年) 24 条 (経済財務省の立法評議会・前掲注 (88) 401 頁)。

⁴⁹⁴ M. C. Ricklefs, “Land and the Law in the Epigraphy of Tenth-Century Cambodia,” *The Journal of Asian Studies* 26, no. 3 (1967): 417.

⁴⁹⁵ 石澤・前掲注 (168) 351-352 頁。

⁴⁹⁶ 原語は「រីស្ទើរ」であり、フランス語版では「rizière」と訳されている。日本語版では「畑」と訳されているが、これは原語の「ចម្ការ」に当たる訳語である。

⁴⁹⁷ 古法における「オク・ルオン」の原語は「អក្ស័យ」であり、現代語に書き換えれば「ឧក្ស័យ」となる。フランス語版では「akluong」と翻字され、プル (国家の奴隷) の長と説明されている。詳論をしないが、北川・前掲注 (55) 45-46 頁、49-51 頁、ニョック・タエムニョック・タエム・前掲注 (113) 91-93 頁、チュオン・ナート・前掲注 (145) 1779 頁、日本語訳は坂本恭章『カンボジア語辞典 (下)』(東京外国語大学アジア・アフリカ原語文化研究所、2001 年) 995 頁を参照。

⁴⁹⁸ なお、この事例における収用は実際に行われず、申立人たる臣民が収用したと侮辱したにすぎないが、例えば、実際に収用が行われた場合においても同様の紛争処理の取り扱いとなるだろう。ここでの侮辱の原語は「បំពៅ」であり、フランス語版では「insulta」と訳されている。この原語の意味が不明であるが、クメール語辞典では「ពៅពាក្យ」または「ពៅសម្តី」があって、おそらく直訳すると「捨てぜりふを吐く」を意味する。原語について、チュオン・ナート・前掲注 (145) 592 頁、日本語訳は坂本恭章『カンボジア語辞典 (中)』(東京外国語大学アジア・アフリカ原語文化研究所、2001 年) 286 頁を参照。

⁴⁹⁹ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693 年) 第 11 の事例 (経済財務省の立法評議会・前掲注 (76) 1064 頁)、日本語訳は飯泉=上田 (1999 年)・前掲注 (157) 119 頁、フランス語訳は Adhémar Leclère, *supra* note 157, at 129 を参照。

⁵⁰⁰ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693 年) 第 11 (21) の事例 (経済財務省の立法評議会・同上 1072-1073 頁)、日本語訳は飯泉=上田 (2000 年)・前掲注 (76) 166 頁、フランス語訳は Adhémar Leclère, *Ibid.*, 138-139 を参照。

横領したプレアハ⁵⁰¹の財産を没収した事例⁵⁰²、賠償額のつり上げを行った官吏らに増額分の金額を支払わせた事例⁵⁰³、臣民の子を負傷させたオク・ムーン⁵⁰⁴を罰金刑に処した事例⁵⁰⁵、オク・ルオンに奴隷を買う代金を支払わせた事例⁵⁰⁶、プレアハに奴隷を買うように命じた事例⁵⁰⁷のように、この種の事例は少なくなかった。

3. 紛争処理機関

伝統法において、対個人紛争を処理する特別の紛争処理機関がないわけではなかった。

第1に、官吏と官吏の紛争、臣民と官吏の侮辱軽蔑紛争、官吏の国王命令に反する行為、事実上違反する位階を上げること下げることに関する紛争を処理する職務を担当するクロム・アチニャー・プレアハ・リアチ・ムンティエーという組織があった⁵⁰⁸。第2に、位階の上下関係の紛争として前述した紛争と類似しているが、書面上の違反に関する紛争については、クロム・サモハ・プレアハ・モハータイという組織が処理した⁵⁰⁹。第3に、国王の財産に関して非違行為を行った者に対しては、王倉庫を管理するクロム・プレアハ・クレアンがこれを処罰する職務を負った⁵¹⁰。最後に、地方(州)では、プネアックギア・アチニャー・プレアハ・リアチ・ムンティエー、プネアックギア・プレアハ・クレアンが紛争を処理した⁵¹¹。官吏が自分の担当する職務以外の職務を行なった場合、すなわち職権濫用の場合には、プネアックギア・プレアハ・トアマヌニュがこれを処罰した⁵¹²。

実例を見ると、前述した下級官吏による臣民の田畑の収用に関する紛争は、農業を管轄するオクニャー・プルテープがこれを審理し、紛争を裁断した⁵¹³。国王に申立てが行われたが、国王がその

⁵⁰¹ なお、「プレアハ」の原語は「[ព្រះ]」である。

⁵⁰² チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第12 (22) の事例 (経済財務省の立法評議会・前掲注 (76) 1073-1074頁)、日本語訳は飯泉=上田 (2000年)・前掲注 (159) 166-167頁、フランス語訳はAdhémar Leclère, *supra* note 157, at 139-140を参照。

⁵⁰³ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第15 (25) の事例 (経済財務省の立法評議会・同上 1075-1076頁)、日本語訳は飯泉=上田 (2000年)・同上 168-169頁、フランス語訳はAdhémar Leclère, *Ibid.*, 141-142を参照。

⁵⁰⁴ 本論文における「オク・ムーン」の原語は「អក្ខ័រ័ន័」、「អ័ក្ខ័រ័ន័」、「អ័ក្ខ័រ័ន័」であり、現代語に書き換えれば「ឧកហ្ម័ន័」となる。他の文献におけるローマ字として「uk hmIn」、「akmoen」と翻字されている。前述した「オク・ルオン」より位が高い官吏の称号であった。

⁵⁰⁵ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第23 (33) の事例 (経済財務省の立法評議会・前掲注 (76) 1084-1085頁)、日本語訳は飯泉華子=上田広美「カンボジア慣習法 (3)」東京外大東南アジア学7巻 (2002年) 250-251頁、フランス語訳はAdhémar Leclère, *supra* note 157, at 150を参照。

⁵⁰⁶ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第24 (34) の事例 (経済財務省の立法評議会・同上 1085-1086頁)、日本語訳は飯泉=上田 (2002年)・同上 251-252頁、フランス語訳はAdhémar Leclère, *Ibid.*, 151を参照。

⁵⁰⁷ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第27 (38) の事例 (経済財務省の立法評議会・同上 1089-1090頁)、日本語訳は飯泉=上田 (2002年)・同上 254-255頁、フランス語訳はAdhémar Leclère, *Ibid.*, 154-155を参照。

⁵⁰⁸ チバップ・プレアハ・トアマヌニュ (1853年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (75) 285頁)。

⁵⁰⁹ チバップ・プレアハ・トアマヌニュ (1853年) (経済財務省の立法評議会・同上 285頁)。

⁵¹⁰ チバップ・プレアハ・トアマヌニュ (1853年) (経済財務省の立法評議会・同上 285-286頁)。

⁵¹¹ 同上。

⁵¹² クロム・ピア (1853年) 3条、48条 (経済財務省の立法評議会・前掲注 (92) 917頁、943-944頁)。

⁵¹³ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第11の事例 (経済財務省の立法評議会・前掲注 (76) 1064頁)、日本語訳は飯泉=上田 (1999年)・前掲注 (157) 119頁、フランス語訳はAdhémar Leclère, *supra* note 157, at 129を参

官吏の長であるチャウワイにこれを審理させた事例もあった⁵¹⁴。管轄や組織の別は、紛争処理機関となる官吏または組織の長の担当する事務および被申立人たる官吏の所属が基準となつたとも見られるが、管理の事務分担の内容が具体性を欠いたことによる役割の重複などもあった⁵¹⁵ため、あまり明確ではなかつたといえよう。

4. 紛争処理手続

このような対個人紛争の処理手続の特徴は、告訴、答弁、審理、裁断という手順で行われていた⁵¹⁶。告訴は、国王が自ら審理するのか、それとも下級紛争処理機関に審理を命じるかのどちらかであった⁵¹⁷。しかし、国王ではなくて、下級紛争処理機関に直接告訴して、当該紛争処理機関が紛争処理を行う場合もあった⁵¹⁸。また、告訴がなくても、国王が職権で事件をとりあげて処理を開始する場合もあった⁵¹⁹。なお、ここで告訴と述べているが、19世紀の古法において用いられていた原語は、現在においても用いられている申立て（**ប្តឹង**、**បន្តឹង**）であった。

告訴の後、紛争処理機関は、被告人を喚問し、被告人に答弁を求めた。審理は、告訴と答弁の内容が合わない場合には最終的に神の権威を基準として裁断された⁵²⁰。この時代は、神の権威と法とがほぼ同義であったのである。

紛争の裁断は、多くの場合、処罰が中心であった。当時の「罰金」（**ក្រយាព័ន្យ**/**ក្រយាព័ន្យ**/**ក្រយាព័ន្យ**/**ក្រយាព័ន្យ**）または「罰金を科す」（**ព័ន្យ**/**ព័ន្យ**）という概念は広く、慰謝料や補償または賠償金もこれに含まれていた。王族に対する罪を行なった場合に科された「罰金」は、王族に支払われた⁵²¹。このように、国王の金庫に全額を支払われない「罰金」が存在した⁵²²。実際に、「罰金」

照。

⁵¹⁴ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン（1693年）第24（34）の事例（経済財務省の立法評議会・同上1085-1086頁）、日本語訳は飯泉＝上田（2002年）・前掲注（505）251-252頁、フランス語訳はAdhémar Leclère, Ibid., 151を参照。

⁵¹⁵ 高橋・前掲注（103）69-70頁。

⁵¹⁶ 石澤・前掲注（168）345頁。

⁵¹⁷ 石澤・同上344頁、リアッカナ・ムンティエー・パール（1875年）76条、77条、78条（経済財務省の立法評議会・前掲注（64）132-133頁）、フランス語版はAdhémar Leclère, supra note 157, at 197-198を参照。

⁵¹⁸ 石澤・同上349-350頁、チバップ・リアッカナ・ウトー（1853年）3条、4条（経済財務省の立法評議会・前掲注（116）459-460頁）、ニョック・タエム・前掲注（113）84頁、フランス語版はAdhémar Leclère, supra note 165, at 108-109を参照。

⁵¹⁹ 例えば、チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン（1693年）第5、第6、第8、第13、第14、第12（22）、第15（25）、第27（37）、第36（47）の事例等（経済財務省の立法評議会・前掲注（76）1061-1063頁、1065-1067頁、1073-1076頁、1087-1089頁、1095頁）、日本語訳は飯泉＝上田（1999年）・前掲注（157）116-118-122頁、飯泉＝上田（2000年）・前掲注（76）166-169頁、飯泉＝上田（2002年）・前掲注（505）253-354頁、260頁、フランス語訳は、Adhémar Leclère, supra note 157, at 126-132, 139-140, 153-154, 159-160を参照。

⁵²⁰ **ច្បាប់ឥន្ទ្រាស័រ, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ (រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦), ១៖ ៣៩ ដល់ ៤១)** [チバップ・エント・ピアス（1853年）（経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法（典）集 1巻』（カンボジア-日本友情、2016年）39-41頁）]。

⁵²¹ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン（1693年）（経済財務省の立法評議会・前掲注（76）1059-1060頁）、日本語訳は飯泉＝上田（1999年）・前掲注（157）115頁、フランス語訳はAdhémar Leclère, supra note 157, at 124を参照。

⁵²² チバップ・トロラーカー（1853年）25条（経済財務省の立法評議会・前掲注（116）308頁）、フランス語版はAdhémar

を被害者に支払った事例⁵²³もあったが、「罰金」の3分の1を国王（の金庫）に納めた事例⁵²⁴もあった。農作物の被害を受けた申立人に対して「罰金」が支払われた事例もあった⁵²⁵。賠償金を「罰金」としていた事例⁵²⁶があったように、「罰金」は、実際においても広い意味で用いられていた概念であった。

さらに、官吏に対する「罰金」には職位の降格も含まれた例もあった⁵²⁷ように、「有責判決を下す」(condamner) または原語では「売る」(លុក់/លុក់ (ルオク/Lok)) という用語が使われていた⁵²⁸ことからわかるように、処罰の性質においても刑法のみならず行政処罰そして民事の公平な負担も部分的に含まれた。

最後に、裁判外紛争解決にも言及しておかねばならない。1853年に作成されたチバップ・トロラーカーという古法56条は、「裁判官」が、事件審理中でまだ裁断に達していない場合には、両当事者が和解文書(សំបុត្រសុត្តិចិត្រជានឹងគ្នា)を作成できると定めていた⁵²⁹。この当事者間の和解は、前述した仲裁人のような複数の性質があった紛争処理機関によって促される可能性を否定できない⁵³⁰。また、地方(州)の下位行政区域の長たるチャウ・ムアン、チャウ・バーンおよびメー・スロックもその裁断に拘束力がなかったため、当事者間の和解を促す役割にとどまったと思われる。しかし、前述したように、これらの紛争処理機関は、いずれも広義の裁判官に含まれ、その処理手続も他の裁判官と同様に「裁断」、「命令」によって行われたこと⁵³¹から見れば、伝統法においては、裁判による紛争解決と裁判外紛争解決との区別も必ずしも明らかではなかったようである。

Leclère, supra note 165, at 55-56 を参照。

⁵²³ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第5の事例(経済財務省の立法評議会・前掲注(76) 1061-1062頁)、日本語訳は飯泉=上田(1999年)・前掲注(157) 116-117頁、フランス語訳は Adhémard Leclère, supra note 157, at 126-127 を参照。

⁵²⁴ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第28(39)の事例(経済財務省の立法評議会・同上1090頁)、日本語訳は飯泉=上田(2002年)・前掲注(505) 255頁、フランス語訳は Adhémard Leclère, Ibid., 155 を参照。

⁵²⁵ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第29(40)、第33(44)、第35(46)の事例(経済財務省の立法評議会・同上1090-1091頁、1092-1093頁、1094-1095頁)、日本語訳は飯泉=上田(2002年)・同上255-256頁、258頁、259-260頁、フランス語訳は Adhémard Leclère, Ibid., 155-156, 157-158, 159 を参照。

⁵²⁶ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第15(25)の事例(経済財務省の立法評議会・同上1075-1076頁)、日本語訳は飯泉=上田(2000年)・前掲注(76) 168-169頁、フランス語訳は Adhémard Leclère, Ibid., 141-142 を参照。

⁵²⁷ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第27(38)の事例(経済財務省の立法評議会・同上1089-1090頁)、日本語訳は飯泉=上田(2002年)・前掲注(505) 254-255頁、フランス語訳は Adhémard Leclère, Ibid., 154-155 を参照。

⁵²⁸ チバップ・トゥムヌム・ピー・ボラーン (1693年) 第35(46)の事例(経済財務省の立法評議会・同上1094-1095頁)、日本語訳は飯泉=上田(2002年)・同上259-260頁、フランス語訳は Adhémard Leclère, Ibid., 159 を参照。先行研究として、Étienne Aymonier, supra note 88, at 35 も参照。

⁵²⁹ チバップ・トロラーカー (1853年)(経済財務省の立法評議会・前掲注(116) 291頁、293頁)、チバップ・リアッカナ・ウトー (1853年) 3条(経済財務省の立法評議会・前掲注(116) 459頁)。

⁵³⁰ チバップ・トロラーカー (1853年)(経済財務省の立法評議会・同上291-293頁)。

⁵³¹ チバップ・トロラーカー (1853年)(経済財務省の立法評議会・同上291頁、293頁)、チバップ・リアッカナ・ウトー (1853年) 3条(経済財務省の立法評議会・前掲注(116) 459頁)。

第2節 フランス法の影響を受けた行政裁判所制度

1897年以後のフランス法の影響を受けたカンボジア法という場合には、概ね行政裁判所の組織に注目して論じる先行研究が多い。しかも先行研究は、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度の機能不全を論じている⁵³²。例えば、Yan Vandeluxeは、行政裁判所制度に対する不信感、行政への市民の服従、裁判外紛争解決が好まれる傾向といった諸問題を指摘している⁵³³。それでは、その諸問題を、具体的に検討することとしよう。

1. 不明確な行政訴訟の概念

行政訴訟の概念は、1905年7月3日に公布された大臣会議の組織に関する王令 (ordonnance royale) 33号によってはじめてカンボジアに導入された。大臣会議 (conseil des ministres) の議長を担当するオクニャー・アケアー・モハー・セナー⁵³⁴の職務として、行政訴訟 (contentieux administratif) の概念が導入されたのである⁵³⁵。もっとも、行政訴訟という概念が、その組織や手続に即して具体的に定められていたわけではないので、概念だけが存在していたといっても過言とは必ずしも断言できない⁵³⁶。

その約20年後、1926年12月31日に公布された王令112号は、その1条により、5人の大臣から構成される大臣会議に行政訴訟を審理する権限を付与した⁵³⁷。この王令112号における行政訴訟は、原語では「クメール国王奉仕における公的争い」と直訳できる「ទាស់ទែងជាសាធារណៈក្នុងរាជការខ្មែរ」という概念となって登場した。こうしてフランス語と原語とをならべてみると、この距離には興味深いものがある。その後、1933年4月1日に公布された王令47(2)号においては、フランス語は変わらないが、原語では王令112号と若干異なり、「クメール行政事務についての争い合い」を意味する「ទាស់ទែងគ្នាពីកិច្ចការខាងរដ្ឋបាលខ្មែរ」という概念に変更された⁵³⁸。これよりも注目されるべきことは、王令47(2)号によって、行政訴訟は、「刑罰に処されるべき事案ではない紛争事案」(រឿងអធិករណ៍ និងរឿងទាស់ទែងដែលកើតឡើងមិនមែនជា រឿងដែរត្រូវមានទោសអាជ្ញា)

⁵³² 反対に、テン・チャンソンワー・前掲注(15)41-50頁は、フランス保護領時代に導入された行政裁判所制度を肯定的に評価している。

⁵³³ Yan Vandeluxe, supra note 265, at 212.

⁵³⁴ この王令に定められたオクニャー・アケアー・モハー・セナーについては、傘谷・前掲注(48)63-64頁を参照。

⁵³⁵ Ordonnance Royale no. 33, 3 juillet 1905, Art. 3 (Bulletin administratif du Cambodge (1905): 352).

⁵³⁶ この王令は、1912年に一部改正された。その改正のフランス語版とクメール語版両方を入手したが、行政訴訟の部分の改正がなかった。ព្រះរាជប្រកាសលេខ ២៨, ២០ ហ្វេវ្រីយ័រ ១៩១២ (រាជកិច្ចការរដ្ឋបាលទំរង់ ២ លេខ ១ (១៩១២): ១៩ ដល់ ២១) [王令28号(1912年2月20日)(官報2巻1号(1912)19-21頁)], Ordonnance Royale no. 28, 20 février 1912 (Bulletin administratif du Cambodge (1912): 139-140)。なお、この王令の解説について、傘谷・前掲注(48)64-65頁を参照。

⁵³⁷ ព្រះរាជប្រកាសលេខ ១១២, ៣១ ដេសម្ភ ១៩២៦, ប្រការ ១ (រាជកិច្ចការរដ្ឋបាលទំរង់ ១៧ លេខ ២ (១៩២៧): ៦៥) [王令112号(官報17巻2号(1927年)65頁)], Ordonnance Royale no. 112, 31 décembre 1928, Art. 1 (Bulletin administrative du Cambodge (1927): 728)。なお、この王令の解説について、傘谷・同上65-66頁を参照。

⁵³⁸ 王令47(2)号1条。

と述べて、刑事訴訟と区別されたことである。そして、行政裁判所の管轄事項として、「単にクメール行政国王奉仕が行う事務およびクメール行政国王奉仕が決定した事項が原因で生じた事案である」というある種の一般概括主義が採用された上で、具体的に、「クメール公務員の地位⁵³⁹、クメール国王奉仕官吏組織への金銭返済を命じるアレテ⁵⁴⁰、選挙事務⁵⁴¹、クメール国王奉仕が行った事務に起因するクメール臣民への損害事項⁵⁴²等」が例示されていたことも注目される⁵⁴³。

最も注目されるのは、「争訟的申立て」(ប្តឹងតវ៉ា, recours) という概念である。なぜなら、この原語は、現在の抗議申立てと同じものだからである。この内容は、直接の利益または間接の利益を有するクメール人の全ての者が、不服がある決定を知らせる通知を受けた日または損害事実があった日から 30 日以内に争訟的申立てをしなければならないと定められていた⁵⁴⁴。決定に対する不服と損害賠償請求についての争訟的申立てであり、申立人もこの争訟的申立てに直接の利益を有するか間接の利益を有するかは問われなかった。原語は同じであるが、社会主義法から継受した現行法制度における抗議申立てと異なるため、行政裁判所を論じるときは「争訟的申立て」とする。

その後、1948 年 1 月 9 日付王令 399-NS 号は、王令 47 (2) を廃止し、行政裁判所制度の改革を行った⁵⁴⁵。条文数が旧王令では 33 だったのが、104 か条にまで増えて、第 1 編 (行政裁判所の組織) や第 2 編 (行政裁判所における訴訟手続) のように、章立ても明確になった。この王令 399-NS 号において、行政裁判所が第 1 審となる行政訴訟は、contentieux administratif cambodgien というフランス語の概念が継続して用いられた⁵⁴⁶。なお、この王令はその後に改正されることとなるが、1953 年 10 月 26 日付王令 825-NS 号でも「juridiction d' appel en matière de contentieux administratif」

⁵³⁹ 本論文における「カンボジアの公務員の地位」の原語は「លក្ខន្តិកម្មន្ត្រីរាជការខ្មែរ」である。「statut des fonctionnaires」というフランス語からの翻訳であろう。

⁵⁴⁰ 本論文における「カンボジアの行政集団への金銭返済を命じるアレテ」の原語は「ប្រកាសអាវតេទាំងពួងដែលជំរុំឲ្យសងប្រាក់ទៅក្រុមរាជការខ្មែរ」であり、現代語に書き換えれば「ប្រកាសអាវតេទាំងពួងដែលតម្រូវឲ្យសងប្រាក់ទៅក្រុមរាជការខ្មែរ」となる。「arrêtés mettant en demeure d' acquitter les sommes dues aux personnes morales cambodgiennes de droit public」というフランス語から訳されたものであろう。

⁵⁴¹ 本論文における「選挙事務」の原語は「កិច្ចការដែរធ្វើអំពីបោះឆ្នោតរើស」であり、現代語に書き換えれば「កិច្ចការដែលធ្វើអំពីបោះឆ្នោតរើស」となる。「opérations électorales」というフランス語から訳されたものであろう。

⁵⁴² 本論文における「カンボジアの行政府が行った行為に起因したカンボジア臣民への損害事項」の原語は「សេចក្តីខូចខាតដល់អាណាប្រជានុរាស្ត្រខ្មែរបណ្តាលមកអំពីកិច្ចការដែលរាជការរដ្ឋបាលខ្មែរបានធ្វើមកនោះ」であり、現代語に書き換えれば「សេចក្តីខូចខាតដល់អាណាប្រជានុរាស្ត្រខ្មែរបណ្តាលមកអំពីកិច្ចការដែលរាជការរដ្ឋបាលខ្មែរបានធ្វើមកនោះ」となる。「dommages causés à Nos sujets par l' action administrative cambodgienne」というフランス語から訳されたものであろう。

⁵⁴³ 王令 47 (2) 号 9 条。

⁵⁴⁴ 同上 10 条、13 条。

⁵⁴⁵ Kram no. 399-NS, 9 Janvier 1948, Article 1.

⁵⁴⁶ Ibid., Article 2.

という同様の概念が用いられた⁵⁴⁷。後述する1960年の摂政評議会令においても「qui relèvent du contentieux administratif」の概念が維持された⁵⁴⁸。このように、行政訴訟という概念は、1960年代に至って定着していたといえよう。

さて、この行政訴訟の定義について、王令399-NS号も王令47(2)号と同様にこれを直接に定めず、行政裁判所の管轄を、刑罰に処される全ての犯罪(toute infraction pénale)以外で、官吏個人の過失(faute personnelle de l'agent)を争点とせず、行政事項についての執行的決定(décisions exécutoires prises en matière administrative)に関する紛争を裁判すると定めた。官吏の個人過失が行政裁判所の管轄から除外されたので、法制度上、伝統法における対個人紛争主義は、明文で完全に排除されたことになる。

例示されていたのは、公務員の紛争、法人への金銭の返済に関する行政決定、行政活動によって生まれた損害に関する裁判であった⁵⁴⁹。また、フランス行政裁判の手法と同様に、決定前置主義⁵⁵⁰が採用された。そして、従来の刑事訴訟との区別に加え、行政裁判所と民事裁判機関との権限を区別するための手続に関する規定も設けられた⁵⁵¹。この1948年の時点で、法制度上、刑事訴訟および民事訴訟から分離された行政訴訟が確立したといえよう。

最後に、1957年10月5日付王令229-NS号は、王令399-NS号および王令825-NS号を廃止し、新しい行政裁判所制度を設けた⁵⁵²。同王令を執行するために、行政訴訟手続を定める1960年6月1日クレット(摂政評議会令)218-CDR号が制定された⁵⁵³。王令229-NS号によると、行政訴訟を審理する第1審裁判所はこれまでと同様に特別の行政裁判所であった。そこでは行政訴訟の概念が、「特別の行政裁判所は、行政事項における普通法の裁判官である」と定められたように、行政事項(matière administrative)と互換的に用いられた。また、行政官庁の執行的決定に対する取消訴訟(recours en annulation formé contre les décisions exécutoires des diverses autorités administratives)と公権力の責任に関する訴訟(actions mettant en cause la responsabilité

⁵⁴⁷ ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ ៨២៥-នស, ២៦ តុលា ១៩៥៣, មាត្រា១ [王令825-NS号(1953年10月26日)1条]。

⁵⁴⁸ Kret No 218-CDR, 1^{er} Juin 1960, Article 59, ក្រឹត្យលេខ ២១៨-ក-ប-វ-ន, ១ មិថុនា ១៩៦០, មាត្រា៥៩ [クレット(摂政評議会令)218-CDR号(1960年6月1日)59条]。

⁵⁴⁹ Kram no. 399-NS, 9 Janvier 1948, Article 13-15.

⁵⁵⁰ フランス行政裁判所の手続における決定前置主義は、日本語訳によるものではあるが、J. リヴェロ著(兼子仁・磯部力・小早川光郎編訳)『フランス行政法』(東京大学出版会、1982年)235-237頁を参照。

⁵⁵¹ ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ ៨២៥-នស, ២៦ តុលា ១៩៥៣, មាត្រា១ [王令825-NS号(1953年10月26日)1条]。

⁵⁵² Kram no. 229-NS, 5 Octobre 1957, Article 44. しかし、この王令の原語版もまだ見つからず、フランス語版しか入手できていない。

⁵⁵³ この摂政評議会令の存在は、Ang Bun Thai et Bernard Prunieres, "l'Organisation des Juridictions Administratives au Cambodge," *Revue Juridique et Politique, Indépendance et Coopération* 23 (4) (1969): 953, 957から発見された。

de la puissance publique) とが区別されるようになった。

このように、フランス法の影響を受けて導入された行政訴訟制度は、時間の経過によって概念が具体化していたといえる。例えば、王令 47 (2) 号における行政活動は「actes du gouvernement cambodgien」と「décision prises par l' autorité administrative cambodgienne」であったのに対して、王令 399-NS 号では「décisions exécutoire...des autorités cambodgiennes」であった。一方では行政の行為や決定から行政の執行的決定へと具体化し、他方でこれとは別に公権力の責任に関する訴訟制度が設けられるに至ったのである。

2. 行政裁判所の組織

行政訴訟を審理する行政裁判組織については、まず、1933 年王令 47 (2) 号が、第 1 審として審理を行う「クロム・ヴィヴィアト」(ក្រុំវិវាទ) (以下、「下級行政裁判所」という。)を設置し、大臣会議が、下級行政裁判所の裁断に対する不服を最終的に裁断するものとした⁵⁵⁴。下級行政裁判所は、裁判所長(បាណហ្វាង, président) 1 名と審理官(ក្រុំជំនុំ, membres) 2 名と秘書(ស្មៀន, secrétaire) 1 名から構成された。裁判所長は、プノンペン市の司法裁判機関に属する裁判官の中から選出され、フランス保護領の理事長官の提案に基づいた王令によって任命された。審理官は、高級行政官の中から選出され、裁判所長と同一方法により任命された。秘書は、大臣会議の秘書部局で働く官吏であり、内務大臣と司法大臣のアレテによって任命された⁵⁵⁵。このような司法裁判機関の関与が認められた行政裁判所の組織は、フランスの海外領土における行政裁判所に共通した特徴であったといわれる⁵⁵⁶。

その後、1948 年の改革において、下級行政裁判所の組織も変更された。行政裁判所は、1933 年と同様に裁判所長および審理官 2 名から構成されたが、全ての構成員が等しく裁判官という地位を有した⁵⁵⁷。検察官 (ministère public) として機能する国王委員 (commissaire du roi) が新設された⁵⁵⁸。行政裁判所の構成員である裁判官および国王委員は、いずれも 3 年間という任期が新設された。秘書も、同じく任期制度が採用された⁵⁵⁹。むしろ、同年の改革において最も重要な点は、王国評議会に「訴訟事項再審部会」⁵⁶⁰という「特別部会」⁵⁶¹を設置したところにある。この特別部会に、

⁵⁵⁴ 王令 47 (2) 号 1 条。

⁵⁵⁵ 同上 2 条、3 条、4 条、5 条、8 条。

⁵⁵⁶ J. リヴェロ・前掲注 (550) 205-206 頁を参照。

⁵⁵⁷ Kram no. 399-NS, 9 Janvier 1948, Article 3.

⁵⁵⁸ Ibid., Article 4.

⁵⁵⁹ Ibid., Article 6.

⁵⁶⁰ 「訴訟事項再審部」のフランス語は、「section de révision en matière contentieuse」であった。

⁵⁶¹ 「特別部会」のフランス語は「section spéciale」であり、これを改正した 1953 年王令では「ផ្នែកពិសេស」という原語が用いられた。

下級行政裁判所の判決に対して、これを審理する権限を与えたことである⁵⁶²。この構成員は、国王が任命する者が2名、国民議会から選出される者が2名、地方、各職業および公務員の代表が各2名であった。国民議会の関与が強くなったところに特徴を有したのである⁵⁶³。

しかし、1953年10月26日王令825-NS号は、王国評議会に置かれた特別部会の代わりに、「行政訴訟の控訴裁判所」(សាលាក្រុមវិវាទប្រែកម្មទូទៅ, juridiction d'appel du contentieux administratif)を設置した。この構成員は、それまで国民議会等によって選出されていた者に代わって、司法省、内務省および経済省が作成した名簿から選ばれた構成員8名(正式4名、次席者4名)から構成され、4年の任期があった⁵⁶⁴。この改正の背景には、1952年6月にセイハヌが3年間の「国政の全権を掌握すると宣言」した政治介入によって、1953年1月13日に国民議会とともに王国評議会を解散した事実があった⁵⁶⁵。王国評議会がなくなったために、新たな法制度の整備が必要となったのである⁵⁶⁶。

以上のような経緯があったので、政治状態が変化した後には、行政訴訟の控訴裁判所が、1957年10月5日王令229-NS号によって廃止された。その代わりに、コンセイユ・デタ(ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ, conseil d'etat)が設置され、そこに下級行政裁判所の決定に対する控訴(បណ្តឹងឧទ្ធរណ៍, voie d'appel)を審理する訴訟部会(ផ្នែកវិវាទ, section du contentieux)が設けられた。コンセイユ・デタは、国王が大臣会議の提案に基づいて任命する院長1名と、一般職の評定官(ទីប្រឹក្សារដ្ឋដែលនៅក្នុងមុខងារធម្មតា, conseillers d'etat en service ordinaire)、特別職の評定官(conseillers d'etat en service extraordinaire)、傍聴官(អ្នកស្តាប់, auditeurs)から構成された⁵⁶⁷。ここに置かれた訴訟部会は、部会長1名と、複数の評定官および傍聴官の合計5名で構成された⁵⁶⁸。ただし、コンセイユ・デタは、財政および職員不足が原因で、実在しなかった⁵⁶⁹。

⁵⁶² Kram no. 399-NS, 9 Janvier 1948, Article 54-55 ; Yan Vandeluxe, supra note 265, at 235、サーイ・ポーリー (2005年)・前掲注(265)98頁、テン・チャンソンワー・前掲注(15)42頁、ヒアン・サーン・前掲注(476)52頁。

⁵⁶³ これを英国型に類似したものと評価するものとして、サーイ・ポーリー (2005年)・前掲注(265)98頁。

⁵⁶⁴ ព្រះរាជក្រមលេខ ៨២៥-នស, ២៦ តុលា ១៩៥៣, មាត្រា ១, មាត្រា ២ [王令825-NS号(1953年10月26日)1条、2条]。

⁵⁶⁵ セイハヌの政治介入について、笹川(2018年)・前掲注(271)189-190頁を参照。王国評議会の解散は、ព្រះរាជក្រឹត្យស្តីពីការរំលាយរដ្ឋសភានិងក្រុមប្រឹក្សាព្រះរាជអាណាចក្រ, លេខ១៥នស, ១៣ មករា ១៩៥៣ [国民議会および王国評議会の解散に関する勅令15NS号(1953年1月13日)を参照]。

⁵⁶⁶ 当時のカンボジア政府は、王国評議会がない間にその代わりに仮の紛争処理機関を設置するのではなくて、新たな紛争処理機関を設置するとして(សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំនៅក្រុមប្រឹក្សាជាតិពេលប្រជុំទី៥២, ២៤ មិថុនា ១៩៥៣, នៅក្នុងរាជកិច្ចសន្យាចំនួន១០ លេខ២ ត្រីមាសទី១ ឆ្នាំ១៩៥៤, ១៣០ ដល់១៣៧ [「1953年6月24日の国民評議会の会議の議事録」官報10巻2号(1954年)130-137頁])。

⁵⁶⁷ Kram no. 229-NS, 5 Octobre 1957, Article 1, Article 2, Article 3, Article 5, Article 6.

⁵⁶⁸ Ibid., Article 28, ក្រឹត្យលេខ២១៨-ក-ប-វ-ន, ១ មិថុនា ១៩៦០, ប្រការ ២ [クレット(摂政評議会令)218-CDR号(1960年6月1日)2条]。

⁵⁶⁹ Ang Bun Thai et Bernard Prunieres, supra note 553, at 955.

3. 行政裁判手続

まず、王令 47 (2) 号は、フランスの行政裁判所の一般的な特質でもある対審的、職権主義的⁵⁷⁰ および書面主義的⁵⁷¹ な手続の混合物であった。しかし、フランス行政裁判所制度と違って、決定前置主義や執行不停止原則に関する明文の規定は、存在しなかった。

次に、1948 年の王令 399-NS 号は、王令 47 (2) 号には定められていなかった欠席判決に対する異議申立て (opposition)、第三者異議申立て (tierce-opposition) に関する制度を加えた⁵⁷²。他方で、決定前置主義や執行不停止原則も定められた⁵⁷³ ように、部分的には市民の権利利益救済に反すると思われるような制度も新設された。

なお、1957 年の王令 229-NS 号および 1960 年の、コンセイユ・デタの訴訟部会における手続を定める摂政評議会令には、これと見比べて見るべきものはない。むしろ、訴訟部会を含むコンセイユ・デタ自体が実在していなかったため、これは紙に書かれた言葉にすぎなかったのである。

4. 行政裁判所に共通する諸特徴

以上で論じてきた行政裁判所およびその訴訟手続に共通して存在していたと考えられる特徴は、以下のとおりである。

第 1 に、フランス法における行政裁判所制度に強く影響を受けたことは否定できない特徴である。この場合の影響というのは、行政と裁判の分離を指す。伝統法とは異なって、行政活動を行う官吏やその上級官吏、大臣や国王から分離した組織として、行政裁判所が設置された。原告からの申立てに対する関係省庁の弁明書 (mémoire en défense)、これに対する原告の補充申立て (សេចក្តីពន្យល់, mémoire ampliatif) あるいはこれらに関連する反論書 (សេចក្តីឆ្លើយតប, mémoire en réponse/réplique) などの提出手続を定めることによる、行政訴訟手続における対審構造⁵⁷⁴も、ここであげられる特徴である。これらは、フランス法における行政訴訟の一般的特質でもある⁵⁷⁵。

第 2 に、行政裁判所の特別手続においては、部分的であったとしても、前置手続が当初から存在していたことである。1948 年の改革当時、選挙および税務に関する特別の訴訟手続が定められていた⁵⁷⁶。他には、1951 年 6 月 20 日に公布された王令に定められた広告大臣の映画等に関する認可拒

⁵⁷⁰ 王令 47 (2) 号 15 条、16 条、17 条、18 条、19 条。

⁵⁷¹ 同上 22 条。

⁵⁷² Kram no. 399-NS, 9 Janvier 1948, Article 34-39, article 48-53.

⁵⁷³ Ibid., Article 20, article 35.

⁵⁷⁴ 王令 47 (2) 号 15 条、16 条、17 条、18 条、Kram no. 399-NS, 9 Janvier 1948, Article 21, Article 22, Article 23, Article 26.

⁵⁷⁵ フランス法における行政裁判所制度の一般的特質については、J. リヴェロ・前掲注 (550) 201-202 頁、234 頁を参照。

⁵⁷⁶ Kram no. 399-NS, 9 Janvier 1948, Article 65-104; ក្រឹត្យលេខ២១៨-ក-ប-វ-ន-, ១ មិថុនា ១៩៦០, ប្រកាស៤៣ ដល់ ប្រកាស៦៥ [クレット (摂政評議会令) 218-CDR 号 (1960 年 6 月 1 日) 43 条-65 条]。

否に対する請求または控訴（**ប្តឹងឧទ្ធរណ៍**）⁵⁷⁷、および1956年4月23日に公布された王令に定められた漁業水域の設定等に関する請求⁵⁷⁸において、前置手続があった。

第3に、下級行政裁判所やその控訴審における争訟的申立ては、全て同一の訴訟手続によって処理され、抗告訴訟と損害賠償請求訴訟、すなわち、フランス法的にいうと、越権訴訟と全面審判訴訟との区別等という訴訟類型による手続の区別は基本的に存在しなかった。訴訟費用に関する規定においてようやく棄却の語句が定められたにとどまった⁵⁷⁹。認容および一部認容の判決も訴訟費用との関係で定められていたのである⁵⁸⁰。取消判決をはじめとする判決の種類に関する明文の規定がなかったことになる。

第4に、訴訟類型の区別がなかったこととかわかって、1957年の改革において、行政裁判所の管轄に属する対象として、取消訴訟と公権力の責任に関する訴訟という2つの訴訟類型が設けられたが、具体的な訴訟手続は整備されていなかった。例えば、公権力の責任について、国家賠償または損失補償を受けるための要件に関する規定がなかったのである。賠償や補償の事例が実際にどのようなものであったのかは不明であって、行政裁判所が平均して1年に30件程度の事件を受理したなどという統計に関する指摘があるにとどまる⁵⁸¹。

5. カンボジアにおける教材類が論じる行政裁判所の不明確性

そもそも、カンボジアの教材類は、原語版の規範文書ではなくて、フランス語版のみを参照して、当時のカンボジアにおける行政裁判所を論じる傾向がある。例えば、1933年の王令についても、おそらくフランス語版の「ordonnance royale」から訳した「**ព្រះរាជបញ្ជា**」として論じることが多い⁵⁸²が、官報に記載された王令の名称は「**ព្រះរាជប្រកាស**」であった。また、その公布した年月日についても、1933年4月5日となっているが、官報に記載された年月日は1933年4月1日であった。それに、1953年に設立された行政訴訟の控訴裁判所も、カンボジアの教材類では、王令と異なる「**សាលាឧទ្ធរណ៍ (នៃ) វិវាទរដ្ឋបាល**」や「**សាលាឧទ្ធរណ៍រដ្ឋបាល**」と称されており、おそらくフラ

⁵⁷⁷ **ព្រះរាជក្រមលេខ៦៦០ន.ស., ២០ មិថុនា ១៩៥១, មាត្រា១០** [王令660N.S.号(1951年6月20日)10条]。なお、ここでの控訴は、あくまでも「**ប្តឹងឧទ្ធរណ៍**」という原語からの直訳であり、裁判所による訴訟手続上の控訴と同じ意味を持っているか否かは不明である。

⁵⁷⁸ **ព្រះរាជក្រមលេខ៨៧ន.ស., ២៣ មេសា ១៩៥៦, មាត្រា១១, មាត្រា២២** [王令87N.S.号(1956年4月23日)11条、22条]。

⁵⁷⁹ ここにおける「棄却」の原語は「**លើកចោលជាអសារបង់**」であった。これは、「débouté」および「rejeté」というフランス語から訳されたものであろう。

⁵⁸⁰ 王令47(2)号33条。

⁵⁸¹ Jean-Marie Crouzatier, “Les aléas de la justice administrative au Cambodge” in *Les Juridictions et la Protection des Libertés* (Toulouse: Presses de l’ Univ. des Sciences Sociales, 1995), 142 ; Yan Vandeluxe, supra note 265, at 212.

⁵⁸² サイ・ポーリー (2005年)・前掲注(265)97頁。

ンス語からの訳によるものと思われる⁵⁸³。

原典に当たっていなかったからであると推察されるが、教材類は、1933年の王令47(2)号と1948年の王令399-NS号とを比較する場合において、行政裁判所の管轄が国家補償の審理へと拡大したと論じる者⁵⁸⁴や、行政裁判所は1948年に行政決定の適法性を審理できるようになったと指摘する者もある⁵⁸⁵。フランス語版によることなく、同一の原典を素材にしての学説の分析や議論の蓄積が望まれる状況にある。こうした現状においては、カンボジアが経験した行政裁判所の把握も、不明確なものとならざるをえない。

行政裁判所の組織についても、コンセイユ・デタが設置された1957年以後も、コンセイユ・デタの段階に達する前に、控訴裁判所が下級行政裁判所の判決に対する控訴を審理する第2審として存続したと述べる論者もある⁵⁸⁶。しかし、前述したように、1957年の王令229-NS号によると、下級行政裁判所の判決に対する控訴を処理したのは、コンセイユ・デタの訴訟部会であった。控訴裁判所は、あくまでもコンセイユ・デタが設置されなかったから事実上存続していたにすぎない。このように、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度の把握は必ずしも正確であるとはいえない。むしろ教材類において把握されている行政裁判所制度は不明確ではないか、という問題を指摘することができる。カンボジアにおける議論の発展を促すためにも、本格的な歴史的考察が期待される。

第3節 社会主義法の影響を受けた行政紛争処理制度の内容

カンボジアにおける社会主義法の影響を受けた法は、前述したように、これ以前の諸法制度が崩壊した後に整備された。これは、クメール・ルージュ時代(1975-1979年)であったから、フランス保護領時代の法制度を消極的に否定するだけではなくて、むしろ積極的に法ニヒリズムの考え方に立脚するものであった⁵⁸⁷。行政法を含む法制度全体が破壊されたといわれることもある⁵⁸⁸。しかし、クメール・ルージュ政権が1979年に崩壊した後では、1981年にカンボジア人民共和国憲法が公布されたことによって、カンボジアは、新たな社会主義時代に入り、社会主義のイデオロギーの非常に強い影響を受けた法制度が整備された事実も否定できない⁵⁸⁹。それでは、本論文の素材である行政紛争処理制度の状態はどのようなものであったのであろうか。

⁵⁸³ サイ・ポーリー(2005年)・前掲注(265)97-100頁、ヒアン・サーン・前掲注(476)51-53頁、Yan Vandeluxe, *supra* note 38, at 110; Yan Vandeluxe, *supra* note 265, at 211.

⁵⁸⁴ サイ・ポーリー・同上97-98頁、ヒアン・サーン・同上51-52頁。

⁵⁸⁵ Yan Vandeluxe, *supra* note 38, at 110; Yan Vandeluxe, *supra* note 265, at 211.

⁵⁸⁶ サイ・ポーリー(2005年)・前掲注(265)100頁。

⁵⁸⁷ 鮎京・前掲注(275)57頁、ベアトリス・前掲注(26)23頁。

⁵⁸⁸ Yan Vandeluxe, *supra* note 38, at 111.

⁵⁸⁹ ベアトリス・前掲注(26)23-24頁。

1. 教材類や先行研究における社会主義法の影響を受けた行政紛争処理制度の内容

教材類や先行研究では、社会主義法の影響を受けた行政紛争処理制度の内容を直接的に論じるものがない。第1に、Yan Vandeluxe は、社会主義の下では、適法性原則が認められず、行政法の存在を論じがたく、行政活動に対する司法審査もなかったと指摘しており、社会主義法の影響を受けた行政紛争処理制度を論じていない⁵⁹⁰。第2に、Kai Hauerstein は、後述する1982年に制定された抗議批難法の存在を認めながら、国家と社会との対立を否定する社会主義法において、行政法が理論的に存在しえなかったという理解を示した⁵⁹¹。第3に、スオン・オソットは、以上の見解とは逆に、社会主義時代の法制度の特質を論じないままに、行政紛争処理制度を表面的に整理した⁵⁹²。第4に、サーイ・ポーリーは、後述する1993年憲法39条、1988年10月28日付契約および契約外責任に関するデクレ法38Kr.Ch号を根拠にしながら、社会主義的な特質を有する行政責任の概念に言及している⁵⁹³。

以上のような議論は、一般論にとどまるので、社会主義法の影響を含むカンボジアにおける行政紛争処理制度全体を把握することはできない。そこで、以下では、法制度に即して考察を試みてみたい。

2. 行政裁判所制度の不存在—抗議申立て制度の登場—

1979年から整備された社会主義法の影響を受けた行政紛争処理制度には、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度のようなものが存在しなかった。これは、行政に対する裁判機関による審査を原則として認めず、行政に対する審査を行政特に検察機関が行うという社会主義法の顕著な特徴であった⁵⁹⁴。この特徴は、次のように、明らかにベトナムをはじめとする社会主義諸国の法に影響を受けたものであって、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度とは異なった。

第1に、行政裁判所制度の中核概念は市民と行政との対立の性質が強い行政訴訟であったのに対して、社会主義法における行政紛争処理制度の中核概念は、提案 (សេចក្តីស្នើ, មតិស្នើ, សំណើ)、抗議申立て (បណ្តឹងតវ៉ា) および批難申立て (បណ្តឹងបរិហារ) であった。抗議申立ておよび批難申立ての一般法であり、1982年8月28日に公布された「市民の抗議申立ておよび批難申立ての審査

⁵⁹⁰ Yan Vandeluxe, supra note 38, at 111.

⁵⁹¹ Kai Hauerstein, supra note 13, at 25.

⁵⁹² スオン・オソット・前掲注 (14) 465-509頁、544-570頁。

⁵⁹³ サーイ・ポーリー・前掲注 (118) 348頁以下。

⁵⁹⁴ ソ連時代における行政に対する司法審査については、関哲夫『地方行政と争訟』(勁草書房、1982年)189頁以下、市橋克哉「ソ連邦における行政にたいする司法審査(1) —1977年ソ連憲法と行政裁判—」名古屋大学法政論集96号(1983年)308-309頁を、中国における行政に対する司法審査については、張勇「中国の行政争訟制度(1) —その歴史と現状—」名古屋大学法政論集140号(1992年)129頁を、ベトナムにおける行政に対する司法審査については、Pham Hong Quang, “Administrative Division Court in Vietnam: Model, Jurisdiction and Lessons From Foreign Experiences,” (CALE Discussion Paper No. 4, Nagoya University Center for Asian Legal Exchange, May, 2010), 2, 6, 10, 21を参照。

ならびに解決に関する法律」(以下、「抗議批難法」という。)⁵⁹⁵の制定について、大臣評議会は、1984年1月31日に発出された市民の抗議申立ておよび批難申立ての審査ならびに解決に関する法律の執行に関する指導通達(សារព្រឹត្តិបត្រ) 03SRNN 号⁵⁹⁶(以下、「抗議批難法執行通達」という。)において、当該法律の制定の目標は、1981年憲法2条、30条、32条および37条に従って、市民による管理への参加と国家組織等の活動の監督への参加を可能にすることであったとした。つまり、この市民の抗議申立ておよび批難申立ては、市民と行政との対立よりも、市民の行政への参加の一形態である人民監督を可能にするための行為であった。

第2に、これらの諸概念の具体的な内容を検討していくと、当然でありながらフランス法の影響を受けた行政訴訟やその提訴行為であった争訟的申立てと異なっている。まず、提案について、1981年憲法32条第2項は「市民は全て、国家組織および大衆組織に対して、国家の政治問題、人民の生活に関する提案をすることができる。提案は全て、国家組織および大衆組織により、慎重に審査されなければならない。」と定めたように、その対象は国家の政治問題、人民の生活という非常に広い抽象的なものであった。抗議批難法では、その2条が「カンボジア人民共和国の市民は、国家、共同体の利益または市民の合法的利益を侵害する国家組織、社会組織、人民武装隊部署またはそれらの個人によって行われる政策または法に違反した行為について、いかなる国家組織に対しても、抗議申立て、批難申立ておよび提案をする権利を有する。」と定めた。抗議批難法が1981年憲法32条を具体化したものと捉えれば、抗議批難法における提案は狭義の提案であり、憲法における提案は抗議申立ておよび批難申立ても含まれる広義の提案だと理解してよいだろう。

カンボジアの社会主義憲法上の権利として認められたこの提案は、カンボジアに先だって、1977年10月7日に採択されたソビエト社会主義共和国連邦憲法(以下、「ソ連1977年憲法」という。)においてはじめて個人の権利として追加された⁵⁹⁷。この49条第1項は「ソ連の全ての市民は、国家機関および社会団体に対して、その活動の改善を提案し、その仕事の欠陥を批判する権利をもつ。」と定め、その第2項は「公務員は、定められた期間に市民の提案および申請を審理し、それに対する回答を行い、必要な措置をとる義務をおう。」と定めた⁵⁹⁸。このソ連における提案(предложение)は、申請および請願とともに、1968年4月12日付の「市民の提案、

⁵⁹⁵ ច្បាប់ស្តីពីការពិនិត្យ និងដោះស្រាយបណ្តឹងតវ៉ា និងបណ្តឹងបរិហាររបស់ពលរដ្ឋ, លេខ១១ ក្រ, ២៨ សីហា ១៩៨២ [市民の抗議申立ておよび批難申立ての審査ならびに解決に関する法律 11Kr 号 (1982年8月28日)]。

⁵⁹⁶ សារព្រឹត្តិបត្ររបស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រីអំពីការអនុវត្តច្បាប់ស្តីពីការពិនិត្យ និងដោះស្រាយបណ្តឹងតវ៉ា និងបណ្តឹងបរិហាររបស់ពលរដ្ឋ, លេខ០៣សវណន, ៣១ មករា ១៩៨៤ [市民の抗議申立ておよび批難申立ての審査ならびに解決に関する法律の執行に関する指導通達 03SRNN 号 (大臣評議会, 1984年1月31日)]。

⁵⁹⁷ ノーボスチ通信社編(稲子恒夫訳)『ソ連憲法・資料集』(アリエス書房, 1978年) 14頁。

⁵⁹⁸ 同上 126-127頁。

申請および請願の審査の手續について」のソ連邦最高会議幹部会令（以下、「提案等審査幹部会令」という。）に定められ、その定義がないが、政治、経済、文化生活等の諸問題に関するものであり、国家機関または行政機関の活動の改善にとどまらず、勤労者の国家管理または行政への参加および国家機関に対する監督の強化、社会主義的適法性の強化等の一形式でもあった⁵⁹⁹。カンボジアにおける提案も、ソ連のそれと内容において、類似したものであったといえよう⁶⁰⁰。

ところで、抗議申立ておよび批難申立ては、1989年憲法39条第2項においてはじめて憲法上の権利として規定されたが、社会主義諸国を見ると、1989年憲法が公布された以前に、ソ連、中国、ベトナムの規范文書においてこれに類似した規定がすでに存在していた。ソ連1977年憲法49条は、前述したように提案権とともに、批判権を定め、58条第1項前段は「ソ連市民は公務員、国家機関および社会的機関の行為を訴願する権利をもつ。」と定めた⁶⁰¹。1980年12月18日に採択されたベトナム社会主義共和国憲法（以下、「ベトナム1980年憲法」という。）73条第1項は「公民は、国家機関、社会組織、人民武装単位、または、それらに属する個人の、法律違反について、国家のいかなる機関に対しても不服申立ておよび告発を行う権利をもつ。」と定めた⁶⁰²。また、1982年12月4日に採択された中華人民共和国憲法（以下、「中国1982年憲法」という。）41条第1項は「中華人民共和国公民は、いかなる国家機関、または国家公務員に対してであれ、批判と提案をおこなう権利をもつ。いかなる国家機関、または国家公務員に対してであれ、違法行為、職務怠慢について、関係ある国家機関に上申、告訴、告発する権利をもつ。」と定めた⁶⁰³。

これらの憲法の条文内容を見る限りでは、社会主義諸国の憲法が国家組織などの行為に対する各種の申立てを定めていたが、1989年憲法における批難申立ておよび抗議申立ては、ベトナム1980年憲法における不服申立ておよび告発に最も近いと思われる。なお、ベトナム1980年憲法73条は、これに定められた公民の権利および義務全体とともに、ソ連1977年憲法の影響を受けて、これ以前の1959年12月18日に採択されたベトナム民主共和国憲法（以下、「ベトナム1959年憲法」という。）29条と比べて、一層詳細に規定したといわれている⁶⁰⁴。また、このベトナム1959年憲法29条第1項は「ベトナム民主共和国の公民は、いかなる国家機関、服務員を問わず法律を犯した場合上訴

⁵⁹⁹ 社会主義法研究会編『（社会主義法研究年報 No. 5）社会主義における法と民主主義』（法律文化社、1979年）36-37頁、関・前掲注（594）180頁。

⁶⁰⁰ 中国においても、1982年に提案権を憲法上の権利として認めたが、カンボジアの1981年憲法が公布された後であった。なお、中国では、1950年代に「信訪」制度が存在していた。浅井敦『現代中国法の理論』（東京大学出版会、1973年）221頁を参照。

⁶⁰¹ ノーボスチ通信社編・前掲注（597）128頁。

⁶⁰² 鮎京正訓＝高世仁「ベトナム社会主義共和国憲法（2・完）」法律時報53巻7号（1981年）57-58頁。

⁶⁰³ 竹内美『中国を知るテキスト1—中華人民共和国憲法集—』（蒼蒼社、1991年）121-122頁。

⁶⁰⁴ 鮎京正訓「ベトナム現代憲法史（2・完）」法律時報55巻7号（1983年）91頁。

(不服申立て) し、告発する権利をもつ」と定めた⁶⁰⁵。ベトナム1959年憲法は、それが「担った課題と、社会主義への総路線にかかわる問題での相違」を除き、その29条を含む公民の基本的権利・義務の規定をはじめとして、1954年9月20日に採択された中華人民共和国憲法(以下、「中国1954年憲法」という。)に類似する条項が多く、この中国憲法の影響を受けたといわれている⁶⁰⁶。

なお、ベトナム1959年憲法が採択された約20年後、1978年3月5日に採択された中華人民共和国憲法(以下、「中国1978年憲法」という。)55条が「公民は、法律に違反しまたは職責を尽さないかなる国家機関および企業・事業単位の勤務員に対しても、各級の国家機関に告発する権利を有する。公民は権利利益を侵害されたとき、各級の国家機関に告訴する権利を有する。」と定めた⁶⁰⁷。

この種の規定について、カンボジアを含むこれらの諸国間での憲法の相互の影響を論じてみるという課題があるように思われるが、本論文の主題から外れる。そこで以下では、カンボジアにおける抗議申立ておよび批難申立てとの類似性を有すると思われる法制度のみを確認しておく。

ソ連においては、1918年7月10日に採択されたロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法(基本法)(以下、「ソ連1918年憲法」という。)50条3号は、「これらの措置の効力、その実施の延滞、またはそれによって適法な権利の行使が阻害されたことについての訴願を希望する共和国市民の要求があったとき、その措置についての簡単な記録書をつくることを、全ての公務員、ソビエト施設の義務とする。」と定めたように、最初は訴願に関する憲法規定しかなかった⁶⁰⁸。1919年から設置された国家監察人民委員部とその地方機関には、「公務員の違法、不当な行為についての市民の訴願を審理するため」の局が設けられた⁶⁰⁹。1923年までの報告書には、「訴願または届出」の記載がある⁶¹⁰。また1932年6月の「革命的適法性について」の決定には「公務員による革命的適法性の侵害の事実についてなされた届出」と「訴願の点検」の語句が記載された⁶¹¹。1932年8月には、「コルホーズの公共財産に対する不法領得についての届出が増加している」⁶¹²という記載もあった。いずれにせよ、行政の適法性を確保するための訴願制度の重要性を確認することができよう。

⁶⁰⁵ 坂本徳松「資料 〔解説〕ベトナム民主共和国憲法について(附 ベトナム民主共和国憲法全文)」愛知大学国際問題研究所紀要31号(1961年)55頁。

⁶⁰⁶ 鮎京・前掲注(604)91頁。

⁶⁰⁷ 浅井淳「中国の新憲法」ジュリスト663号(1978年)101頁。

⁶⁰⁸ ノーボスチ通信社編・前掲注(597)62-63頁。なお、この憲法の条文は、第6回全ロシア・ソビエト大会において決定された「法律の正確な順守についての」決定(「革命的適法性についての」決定)に由来すると述べたのは、稲子恒夫「ソビエト法における適法性(法の支配)の原則の歴史」名古屋大学法政論集24号(1963年)3-4頁。

⁶⁰⁹ 稲子・同上5頁。

⁶¹⁰ 稲子・同上11頁、11頁・注5、19頁。

⁶¹¹ 稲子・同上26-27頁。

⁶¹² 稲子・同上29頁。

中国においても、1949年9月29日に採択された中国人民政治協商会議共同綱領19条第1項は「県・市以上の各級人民政府内に人民監察機関をもうけて」、「法をやぶり職務をおこたる機関と人員を摘発する。」と定め、その第2項は「人民および人民団体は、いずれの国家機関およびいずれの公務員の法をやぶり職務を怠った行為をも、人民監察機関または人民司法機関に告発する権利をもつ。」と定めた⁶¹³。1950年10月24日に承認された政務院人民監察委員会試行組織条例2条では、人民監察委員会の具体的な任務として、「人民および人民団体の控告を受けつけるとともに処理する」と、告発ではなくて、控告の語句が用いられた⁶¹⁴。その後、中国1954年憲法97条は、「告発」⁶¹⁵を定め、1955年11月、政府院（現在の國務院）により制定された「監察部組織簡則」2条第3項は、「控告」と「不服申立て」を定めた⁶¹⁶。この不服申立ては、中国語では「申訴」と呼ばれるものであって⁶¹⁷、これもカンボジアにおける抗議申立てに類似したものといえそうである。

以上の整理は、ごく簡単な概観にとどまっているが、批難申立ておよび抗議申立てを定めたカンボジアにおける1989年憲法39条は、ベトナム1980年憲法73条の影響を受けた。このベトナム憲法規定は、中国1954年憲法に影響を受けたベトナム1959年憲法を原型としたものである。その過程で、ソ連1977年憲法の影響もあったことが推察される。その影響が推察されるものの一例として、1984年1月31日に、カンボジアにおける大臣評議会が、抗議批難法執行通達とともに発出した「人民の要請解決に関する通達02 S. R号」に言及しておきたい。これは、国家組織における不正行為の予防と行政の改善を目的として、市民の「要請」（សំណូមពរ）の受理とこれの処理を全国に示した通達であった⁶¹⁸。この要請は、提案権とともに、ソ連1977年憲法に定められた申請または審査申出（заявление）に類似したものである。ソ連における申請は、市民の権利または利益を実現するために国家機関または社会的組織に対してなされる申立てであり、具体的には、住居条件の改善をはじめとする国家機関等に対する要請を内容とするものであった⁶¹⁹。ここに中国の例を加えるのであれば、1951年6月7日に、政務院が市民からの「不服申立等をうけつけるための専従的機構」を設置すべきことを命令したという経緯⁶²⁰や、1955年に「控告」の受理機構が存在したという経緯⁶²¹を確認することもできよう。

⁶¹³ 平野・前掲注(2) 35頁。

⁶¹⁴ 同上120頁。

⁶¹⁵ 同上31頁。

⁶¹⁶ 張勇『中国行政法の生成と展開—日本法との比較の視点から見る—』（信山社、1996年）91頁。

⁶¹⁷ 浅井・前掲注(600) 221頁・注12、231-232頁。

⁶¹⁸ សារាចររបស់ក្រុមប្រឹក្សាដ្ឋមន្ត្រីស្តីពីការដោះស្រាយសំណូមពររបស់ប្រជាជន, លេខ ០២ ស.រ, ៣១ មករា ១៩៨៤ [人民の要請解決に関する通達02 S. R号（大臣評議会、1984年1月31日）]。

⁶¹⁹ 関・前掲注(594) 176頁、小森田秋夫『現代ロシア法』（東京大学出版会、2003年）41頁・脚注66。

⁶²⁰ 浅井・前掲注(600) 221頁。

⁶²¹ 浅井・同上221頁・注14、232頁。

3. 抗議批難法における抗議申立ておよび批難申立て

カンボジアにおける抗議申立ておよび批難申立ての権利は、憲法の権利として定められる以前において、抗議批難法に根拠が定められていたものである。1980 年以後に、一部の幹部に官僚主義や権限の濫用が発見されるようになったことから、市民の信頼を確保することがその目標であった⁶²²。事実上、市民が国家組織に対して申立てを行うことは行われていたが、国家組織の側での体制を明確にしなければならないという改善案が国家評議会に提出されたのである⁶²³。そして国家評議会は、抗議批難法を議会の第 1 期第 3 回会議に提出したのであった⁶²⁴。

これに先立って、ベトナムでは 1981 年 11 月 27 日付で「公民の各不服申立て (khiếu nại) および告訴告発 (tố cáo) の審査および解決の規定に関する法令」⁶²⁵がすでに存在していた。カンボジアでも、ベトナムと同様に申立ての 2 分類を中心とする抗議批難制度となった。また、抗議批難法ではないが、1982 年 2 月 10 日に公布された「カンボジア人民共和国の国民議会および国家評議会の組織に関する法律」⁶²⁶58 条は、人民からの抗議申立て、要請または提案に対して、国民議会の議員の調査等の義務を定めていたので、ここでは 2 分類というよりもむしろ 3 分類であって、そうであれば、これはソ連法における 3 分類に近いものであるという把握もできることになる。

カンボジアにおける抗議申立ては、「市民の身体、名誉、権利自由、財産に侵害を与える法の違反を行った国家の組織または国家の職員に対する不服」であって、「市民の申立ての一種」であるが、誤解がないように確認しておく、他国、例えば中国 1978 年憲法 55 条と中国 1982 年憲法 41 条に

⁶²² គណៈកម្មាធិការបក្សក្រសួងមន្ទីរជុំវិញមជ្ឈមណ្ឌលនៃបក្សកុម្មុយនិស្តកម្ពុជា, សេចក្តីរាយការណ៍សង្ខេបអំពីសកម្មភាពក្រសួងមន្ទីរ ជុំវិញមជ្ឈមណ្ឌលឆ្នាំ១៩៨០, ៣០ មករា ១៩៨១, ទំព័រ ៥ (មាននៅក្នុងបញ្ជីឯកសារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៃបណ្តាសារដ្ឋានជាតិភាគទី០២ ប្រអប់លេខ៨ សំណុំលិខិតលេខ១៦៤ [カンボジア共産党の中央周辺省庁党委員会「1980 年度における中央周辺省庁の活動に関する省略報告」(1981 年 1 月 30 日) 5 頁(国立文書館の国家評議会資料名簿 2 巻箱 8 号一式文書 164 号所蔵)], “សេចក្តីព្រាងសរុបរបាយការណ៍កម្ពុជាឆ្នាំ១៩៨១៖ សំដៅតំបន់ផុត,” បញ្ជីឯកសារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៃបណ្តាសារដ្ឋានជាតិភាគទី០៣ ប្រអប់លេខ១១ សំណុំលិខិតលេខ២២៧, ទំព័រ៨ [1981 年度におけるカンボジア状況の概要の草案] 国立文書館の国家評議会資料名簿 3 巻箱 11 号一式文書 227 号 8 頁。この国立文書館の国家評議会資料名簿は、国立文書館においてカンボジアの社会主義時代の公的文书を収集し、記録しているものである。

⁶²³ ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ, កំណត់ហេតុប្រជុំក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ, ២០ មីនា ១៩៨២, ទំព័រ៤ [国家評議会「国家評議会会議議事録」(1982 年 3 月 20 日) 4 頁]。

⁶²⁴ ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ, របាយការណ៍ស្តីពីការងាររបស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋជូនរដ្ឋសភា, ១៥ សីហា ១៩៨២ [国家評議会「議会に提出する国家評議会の事務に関する報告書」(1982 年 8 月 15 日) 3 頁]。

⁶²⁵ 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 「ベトナム不服申立ておよび告訴告発に関する法律 (旧法) [luà` t khié` u nai, tó` cáo] 」, <http://www.moj.go.jp/content/000111000.pdf> (最終アクセス: 2017 年 6 月 6 日)。

⁶²⁶ ច្បាប់ស្តីពីការរៀបចំរដ្ឋសភា និងក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៃសាធារណរដ្ឋប្រជាមានិតកម្ពុជា, លេខ ០៤ ក្រ, ១០ កុម្ភៈ ១៩៨២ [カンボジア人民共和国の国民議会および国家評議会の組織に関する法律 04 Kr 号 (1982 年 2 月 10 日)]。

定められた「上申」⁶²⁷、「訴願」⁶²⁸、「申立」⁶²⁹と訳される申訴に類似するものである。この申訴は、「公民、法人およびその他の組織が、その権利利益が侵害された事項について、関係ある国家機関に対して理由を陳述し、新たな処理を求める行為である」と指摘されている⁶³⁰。

また、ソ連 1977 年憲法 58 条に定められた訴願 (ж а л о б а) もここで確認することができるものである。これは「不服申立て」と訳されることもあるが⁶³¹、定義がなく、実務上および学説上形成されたといわれている⁶³²。ソ連 1918 年憲法 50 条 3 号は、「これらの措置の効力、その実施の延滞、またはそれによって適法な権利の行使が阻害されたことについての訴願」⁶³³と定めており、訴願とは「『機関 (о р г а н) または権限ある公務員 (д о л ж н о с т н о е л и ц о) が、申立人の権利または利益を侵害したむねの、具体的事実の指摘』を内容とする申立てである」という学説との類似を指摘するものもある⁶³⁴。

カンボジアに戻るが、抗議申立てとは区別される批難申立てとは、「詐欺・横領・背任」等の「自己の権限の濫用、自己の利益としての収入を得ることを目的とした国家財産の利用」等の国家財産に侵害を与える国家組織または国家の職員を「批難する市民の申立ての一種」であった。これも、1920 年代以後のソ連において、労農検査部が「公務員の違法・不当な行為に対する個々の労働者・市民の訴願・申請を審理」する機関であったとの指摘⁶³⁵との類似性が想起されてくるものである。申立ての期間の制限がないことや、行政罰および刑事罰等との責任追及との連続性、上級行政機関が裁断機関となること、監察機関が関与すること等の共通点がある⁶³⁶。

4. 抗議申立て等の処理機関と監督組織

抗議批難法 8 条および 9 条は、それぞれ抗議申立ておよび批難申立ての管轄を定めた。基本的に、個人を対象とした抗議申立てについて、その個人が属する組織の長がこれを審査し、解決する責務を負った。これに対して、個人を対象とした批難申立ての場合には、その個人が属する組織の

⁶²⁷ 竹内・前掲注 (603) 121-122 頁、張勇・前掲注 (616) 93 頁、王家福=加藤雅信編『現代中国法入門』(勁草書房、1997 年) 38 頁。

⁶²⁸ 杉田憲治『中国憲法と若干の法制に関する研究—党政分離、村民委員会、行政訴訟公について—』(広島修道大学総合研究所、1992 年) 74 頁。

⁶²⁹ 宮坂宏編訳『増補現代中国法令集』(専修大学出版局、1995 年) 50 頁。

⁶³⁰ (温晋鋒『行政法学概論』(南京大学出版社、1977 年) 177 頁を引用した) 許順福「中国における行政復議制度の考察」名古屋大学博士(法学)学位論文(2015 年 4 月 30 日) 35 頁・章末の注 35、36 頁、58 頁、<http://hdl.handle.net/2237/22855> (最終アクセス: 2020 年 7 月 3 日)。

⁶³¹ 稲子恒夫監修『ソ連重要法令集—ソ連六法 第 1 巻—』(プロGRESS 出版所、1984 年) 40 頁。

⁶³² 関・前掲注 (594) 176 頁。

⁶³³ ノーボスチ通信社編・前掲注 (597) 62-63 頁。

⁶³⁴ 関・前掲注 (594) 176 頁。

⁶³⁵ 藤田勇「ロシア革命と基本的人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権』(東京大学出版会、1968 年) 322 頁を引用した宮地芳範「草創期ソビエト憲法学における『国民主権』論批判と人民コントロール (3・完)」法學論叢 113 巻 6 号 (1983 年) 96 頁。

⁶³⁶ ソ連の法制度については関・前掲注 (594) 177-185 頁を、中国の法制度については浅井・前掲注 (600) 221 頁。

上級組織の長がこれを審査し、解決する責務を負った。いずれにせよ、管轄組織が審査し、解決した後には申立人がこれに同意しない場合には、当該管轄組織を直接指導する上級組織に、さらに抗議申立てまたは批難申立てをすることができた。

また、抗議批難法においては、行政事項（រឿងរដ្ឋបាល）についてのみ、抗議申立ておよび批難申立てが審査されたので、行政事項ではない場合は、検察庁および裁判所に送付しなければならなかった⁶³⁷。このことは、行政事項の解決は、上級行政機関の排他的管轄に属したという意味も有していた。すなわち、司法省は、1984年の民事訴訟手続に関する指導通達において、裁判所に申立てられた事項が行政事項の性質を有する場合には、行政組織に送付しなければならないとしたのである⁶³⁸。

抗議批難法の特色は、通常の上級行政機関の他に、監督組織が存在していたことである。1980年代のカンボジアにおける監督組織は、監督機関（ស្ថាប័នត្រួតពិនិត្យ）または監督組織（អង្គការត្រួតពិនិត្យ）と称され、市民の抗議申立ておよび批難申立ての審査ならびに解決がその責務の1つであった⁶³⁹。中央には監督省（ក្រសួងត្រួតពិនិត្យ）、各省または各大臣官房（ទីស្តីការរដ្ឋមន្ត្រី）、州および市、郡・州役所所在地・区・郊外郡には監督委員会（គណៈកម្មាធិការត្រួតពិនិត្យ）、町村、工場、営業・生産企業、病院、学校などという基層（មូលដ្ឋាន）には人民の監督委員会（គណៈកម្មាធិការត្រួតពិនិត្យរបស់ប្រជាជន）が設置されていた⁶⁴⁰。

監督省は、1981年10月7日付国家評議会決定15号によって国家事務監督省として設置され、1987年1月15日付デクレ法によって監督省へと改名された。その職務については、1981年の国家評議会決定では、党、政府の諸原則、政策、決定および国家の法（律）の執行を監督することであったが、1987年のデクレ法の下では、国家の原則、政策、計画の執行を監督することに改正された

⁶³⁷ 抗議批難法15条。

⁶³⁸ សារាចរសេចក្តីណែនាំរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌អំពីនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណី, លេខ០៤ សរច ៨៤, ៨ កញ្ញា ១៩៨៤ [民事訴訟手続に関する指導通達04SRCh84号(司法省, 1984年9月8日)]。

⁶³⁹ “បញ្ហាជាមូលដ្ឋានទាំងឡាយអំពីការងារត្រួតពិនិត្យ,” បញ្ជីឯកសារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៃបណ្ណាសារដ្ឋានជាតិ ភាគទី០៣ ប្រអប់លេខ១៤ សំណុំលិខិតលេខ២៧៦, ទំព័រ៨៨៧-១២ [「監督事務に関するあらゆる基本的な問題」 国立文書館の国家評議会資料名簿3 巻箱14号一式文書276号8-12頁]。

⁶⁴⁰ 同上10頁、ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតទីស្តីការរដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងត្រួតពិនិត្យ, លេខ៣១ក្រច, ១៥ មករា ១៩៨៧ [監督大臣の官房局の設置に関するデクレ法31KrCh号(1987年1月15日)]、អនុក្រឹត្យស្តីពីការចាត់តាំងបណ្តាញត្រួតពិនិត្យតាមក្រសួងខេត្ត ក្រុងជុំវិញមជ្ឈិម, លេខ៧៣អនក្រ, ១៣ កញ្ញា ១៩៨៣, មាត្រា ១, មាត្រា ២ [中央周辺の省ならびに州および市における監督ネットワークの組織に関する政令73ANK号(1983年9月13日)1条、2条]、អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មាធិការត្រួតពិនិត្យ គ្រប់ថ្នាក់, លេខ ១៥ អនក្រ, ៣០ ឧសភា ១៩៨៧, មាត្រា១, មាត្រា ២ [全級監督委員会の設置に関する政令15ANK号(1987年5月30日)1条、2条]、អនុក្រឹត្យស្តីពីការចាត់តាំងគណៈកម្មាធិការត្រួតពិនិត្យរបស់ប្រជាជននៅមូលដ្ឋាន, លេខ១៦ អនក្រ, ៣០ ឧសភា ១៩៨៧, មាត្រា ១, មាត្រា ២ [基層における人民の監督委員会の組織に関する政令16ANK号(1987年5月30日)1条、2条]。

⁶⁴¹。監督委員会は、1983年に、各省、州・市に設置されたが、1987年に、各大臣官房局（省）および州・市だけではなくて、省級に相当する他の機関、郡・州役所所在地・区・郊外郡に設置され、その範囲が拡大した⁶⁴²。人民の監督委員会は、1987年に設置された基層の監督組織であった。工場、営業・生産企業、病院、学校などの人民の監督委員会の組織は、労働者および職員代表による選出に基づいて、部署長がこれを審査し、決定した⁶⁴³。

5. 抗議申立て等の審査解決手続

以上の処理機関と関連するのが審査解決手続である。申立人が抗議申立ておよび批難申立てを行い、この審査および解決に対する不服がある場合には、さらに抗議申立ておよび批難申立てを上級の行政機関にすることができることは、前述した⁶⁴⁴。これは、裁判所における司法審査とは異なるということも意味している。

そのために、行政裁判所制度と違って、原則として、手続における対審構造が認められなかった。特に、批難申立てについては、申立ての対象となった組織または個人にその批難申立ての存在自体を漏らす行為が禁止された。抗議申立てについても、申立人に悪影響をもたらす可能性があると考えられる場合に、申立ての対象となった組織または個人に送付してはならないと定められた⁶⁴⁵。

結局、申立ての審査および解決は、申立てを受理した管轄組織および監督組織がそれぞれの責務を遂行することによって行われた。そのための諸活動の法形式も抗議批難法を執行する通達類で定められた。すなわち、申立ての受理⁶⁴⁶、他の関連組織への移送⁶⁴⁷、監督決定措置⁶⁴⁸、証拠または証人

⁶⁴¹ លក្ខន្តិកៈស្តីពីការចាត់តាំង និងសកម្មភាពរបស់ក្រសួងត្រួតពិនិត្យកិច្ចការរដ្ឋ (អនុក្រឹត្យលេខ០២អនក្រ, ១៩ មីនា ១៩៨២), មាត្រា១, មាត្រា២, មាត្រា៨ [国家事務監督省の設置および活動に関する規程 (政令02ANK号 (1982年3月19日)) 1条, 2条, 8条], ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតទីស្តីការដ្ឋាននៃក្រសួងត្រួតពិនិត្យ, លេខ៣១ក្រច, ១៥ មករា ១៩៨៧, មាត្រា ១, មាត្រា២ [監督大臣の官房局の設置に関するデクレ法31KrCh号 (1987年1月15日) 1条, 2条]。

⁶⁴² អនុក្រឹត្យស្តីពីការចាត់តាំងបណ្តាញត្រួតពិនិត្យតាមក្រសួងខេត្ត ក្រុងជុំវិញមជ្ឈឹម, លេខ៧៣អនក្រ, ១៣ កញ្ញា ១៩៨៣, មាត្រា ១, មាត្រា ២ [中央周辺の省ならびに州および市における監督ネットワークの組織に関する政令73ANK号 (1983年9月13日) 1条, 2条], អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មាធិការត្រួតពិនិត្យគ្រប់ថ្នាក់, លេខ ១៥ អនក្រ, ៣០ ឧសភា ១៩៨៧, មាត្រា១, មាត្រា ២ [全級監督委員会の設置に関する政令15 ANK号 (1987年5月30日) 1条, 2条]。

⁶⁴³ អនុក្រឹត្យស្តីពីការចាត់តាំងគណៈកម្មាធិការត្រួតពិនិត្យរបស់ប្រជាជននៅមូលដ្ឋាន, លេខ១៦ អនក្រ, ៣០ ឧសភា ១៩៨៧, មាត្រា២, មាត្រា៤ [基層における人民の監督委員会の組織に関する政令16 ANK号 (1987年5月30日) 2条, 4条]。

⁶⁴⁴ 抗議批難法2条, 10条。

⁶⁴⁵ 同上7条。

⁶⁴⁶ 同上6条。

⁶⁴⁷ 同上6条第4項。

⁶⁴⁸ ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតទីស្តីការដ្ឋាននៃក្រសួងត្រួតពិនិត្យ, លេខ៣១ក្រច, ១៥ មករា ១៩៨៧, មាត្រា៣ [監督大臣の官房局の設置に関するデクレ法31KrCh号 (1987年1月15日) 3条], អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មាធិការត្រួតពិនិត្យគ្រប់ថ្នាក់, លេខ ១៥ អនក្រ, ៣០ ឧសភា ១៩៨៧, មាត្រា ៣ [全級監督委員会の設置に関する政令15 ANK号 (1987年5月30日) 3条], 抗議批難法執行通達。

の調査⁶⁴⁹等がそうであった。紛争処理機関の権限には、必要な資料の提供を申し入れる権利（សិទ្ធិស្នើ）⁶⁵⁰および監督組織による執行停止⁶⁵¹が定められた。

最後に、紛争処理機関がその責務を適切に遂行するように確保する手段が気になるところである。これについては、降級（បញ្ចុះថ្នាក់）および免職（ឱ្យលាលប់ធ្វើការដោយបង្ខំ）等の行政監督と懲戒罰⁶⁵²によって、抗議申立て等の処理の実効性が確保される仕組みであった。同様に、紛争処理機関が行った決定を無視した場合もありうると思われる。抗議批難法では、批難申立ての対象となった国家組織等が、紛争処理機関の決定に従って、その違反行為を改善するための措置を執行する責務を負うと定められた⁶⁵³。監督省および監督組織の組織規范文書では、監督の後に懲戒を行うことで、この責務が履行されるという想定が記されていた⁶⁵⁴。

6. 特別の抗議申立て制度

以上で述べた一般法である抗議批難法とは別に、個別法において定められていた特別の抗議申立て制度が存在したことも言及しなければならない。例えば、輸入商品税に関するデクレ法⁶⁵⁵（以下、「輸入税デクレ法」という。）、特許税に関するデクレ法⁶⁵⁶（以下、「特許税デクレ法」という。）、事業税に関するデクレ法⁶⁵⁷（以下、「事業税デクレ法」という。）、国内商品税に関するデクレ法⁶⁵⁸（以下、「商品税デクレ法」という。）、輸出および輸入植物商品の植物衛生監督に関する政令⁶⁵⁹（以下、

⁶⁴⁹ 抗議批難法執行通達。

⁶⁵⁰ 抗議批難法 11 条。

⁶⁵¹ ព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីការបង្កើតទីស្តីការដើម្បីត្រួតពិនិត្យ, លេខ៣១ក្រ.ច, ១៥ មករា ១៩៨៧, មាត្រា៣ [監督大臣の官房局の設置に関するデクレ法 31KrCh 号 (1987 年 1 月 15 日) 3 条]、អនុព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មាធិការត្រួតពិនិត្យគ្រប់ថ្នាក់, លេខ ១៥ អនក្រ, ៣០ ឧសភា ១៩៨៧, មាត្រា ៣ [全級監督委員会の設置に関する政令 15 ANK 号 (1987 年 5 月 30 日) 3 条]。

⁶⁵² 抗議批難法 22 条。

⁶⁵³ 同上 3 条第 2 項、21 条。

⁶⁵⁴ ព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីការបង្កើតទីស្តីការដើម្បីត្រួតពិនិត្យ, លេខ៣១ក្រ.ច, ១៥ មករា ១៩៨៧, មាត្រា៣ [監督大臣の官房局の設置に関するデクレ法 31KrCh 号 (1987 年 1 月 15 日) 3 条]、អនុព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មាធិការត្រួតពិនិត្យគ្រប់ថ្នាក់, លេខ ១៥ អនក្រ, ៣០ ឧសភា ១៩៨៧, មាត្រា ៣ [全級監督委員会の設置に関する政令 15 ANK 号 (1987 年 5 月 30 日) 3 条]。

⁶⁵⁵ ព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីពន្ធលើទំនិញនាំចូល, លេខ១៥ ក្រ.ច, ២៧ វិច្ឆិកា ១៩៨២ [輸入商品税に関するデクレ法 15Kr. Ch 号 (1982 年 11 月 27 日)]。

⁶⁵⁶ ព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីពន្ធប៉ាតង់, លេខ២២ ក្រ.ច, ១៤ មិថុនា ១៩៨៥ [特許税に関するデクレ法 22Kr. Ch 号 (1985 年 6 月 14 日)]。

⁶⁵⁷ ព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីពន្ធអាជីវកម្ម, លេខ២៣ ក្រ.ច, ១៤ មិថុនា ១៩៨៥ [事業税に関するデクレ法 23Kr. Ch 号 (1985 年 6 月 14 日)]。

⁶⁵⁸ ព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីពន្ធលើទំនិញក្នុងប្រទេស, លេខ២៤ ក្រ.ច, ១៤ មិថុនា ១៩៨៥ [国内商品税に関するデクレ法 24Kr. Ch 号 (1985 年 6 月 14 日)]。

⁶⁵⁹ អនុព្រឹត្តិប្បទានស្តីពីការត្រួតពិនិត្យភូតគាមអនាម័យលើផលិតផលរុក្ខជាតិនាំចេញ និងនាំចូល, លេខ៩៨ អនក្រ, ៨ តុលា ១៩៨៣ [輸出および輸入植物商品の植物衛生監督に関する政令 98ANK 号 (1983 年 10 月 8 日)]。

「植物衛生監督政令」という。)、道路交通に関する政令⁶⁶⁰ (以下、「交通政令」という。)、水産資源分野の管理に関するデクレ法⁶⁶¹ (以下、「水産資源デクレ法」という。)、河川路航行に関する政令⁶⁶² (以下、「河川航行政令」という。)) が、それである。

これらに共通していたのは、抗議申立ての最終的な紛争処理機関が、抗議批難法とは異なり、大臣評議会ではなくて、各省または州・市の機関であったということである⁶⁶³。例えば、商品税デクレ法 14 条は、「課税額、罰金額および商品の留置にかかわる抗議申立て」に関して、「税務事務所の決定に対する抗議申立ては、郡・州役所所在地・区・郊外郡の税務組織がこれを審査し、決定する。」などと定めていた。申立人が「再び不服を申し立てたとき」に限って、「最終的に審査し、決定」するため、書類が「財務省に送付」された。

また、交通政令 40 条も、「罰金にかかわる抗議申立て」に関して、「交通警察係員(ភ្នាក់ងារនគរបាលចរាចរ) の罰金にかかわる決定に対する抗議申立ては、州・市の交通警察部局がこれを決定する。」などと定めていた。

以上のように、個別法における抗議申立ての対象は、不利益な内容を有する行政決定のみに限定されていた。具体的には、税務機関による課税⁶⁶⁴、植物衛生監督にかかわる罰金または商品使用目的の転換にかかわる決定⁶⁶⁵、警察機関による罰金⁶⁶⁶、水産資源にかかわる罰金⁶⁶⁷、運転免許の押収⁶⁶⁸といった決定は、いずれも市民にとっては不利益な内容を有する具体的な行為である。これに対して、植物衛生監督政令における監督の対象となった商品の積み下ろし⁶⁶⁹、特許税デクレ法における商品の仮留置等の決定⁶⁷⁰は、それぞれの規范文書において、抗議申立ての対象行為とされていなかった。

個別法に定められた特別の抗議申立て制度は、前述したような、ソ連における訴願をはじめとする概括主義を採用した行政による自己監督制度というよりも、むしろ、ソ連や中国における限定的

⁶⁶⁰ អនុក្រឹត្យស្តីពីចរាចរផ្លូវគោក, លេខ០៩ អនក្រ, ២១ មិថុនា ១៩៨៤ [道路交通に関する政令 09ANK 号(1984年6月21日)]。
⁶⁶¹ ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងវិស័យធនធាន, លេខ៣៣ ក្រ.ច, ៩ មីនា ១៩៨៧ [水産資源分野の管理に関するデクレ法 33Kr. Ch 号 (1987年3月9日)]。
⁶⁶² អនុក្រឹត្យស្តីពីនាវាចរផ្លូវទន្លេ, លេខ០៦ អនក្រ, ១៨ មីនា ១៩៨៦ [河川路航行に関する政令 06ANK 号(1986年3月18日)]。
⁶⁶³ 輸入税デクレ法 11 条、特許税デクレ法 19 条、事業税デクレ法 27 条、商品税デクレ法 14 条、植物衛生監督政令 22 条、交通政令 40 条、水産資源デクレ法 33 条、河川航行政令 54 条。
⁶⁶⁴ 輸入税デクレ法 10 条、11 条、特許税デクレ法 18 条、19 条、事業税デクレ法 26 条、27 条、商品税デクレ法 13 条、14 条。
⁶⁶⁵ 植物衛生監督政令 21 条、22 条。
⁶⁶⁶ 交通政令 39 条、40 条。
⁶⁶⁷ 水産資源デクレ法 32 条、33 条。
⁶⁶⁸ 河川航行政令 53 条、54 条。
⁶⁶⁹ 植物衛生監督政令 20 条。
⁶⁷⁰ 特許税デクレ法 18 条。

な司法審査に近接するものであるように考えられる⁶⁷¹。というのも、特別の抗議申立ての対象となった行政活動は、その多くが罰金であって、これは、ソ連等の社会主義国における司法審査制度の対象となった行政活動と類似するからである。しかし、一口に社会主義や社会主義法といっても、その内容は一様ではないし、当時のカンボジアは、行政活動に対する司法審査という構成が理論的にも現実的にも難しかったために、これを認めることができず、行政機関による審査という抗議申立て制度が形成されざるをえなかったのであろう。

さて、本章は、伝統法の原始的な紛争処理、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度、社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度というそれぞれの法制度の特徴を確認した。それでは、現在のカンボジアにおいて、行政紛争処理制度の現状に、3つの法がどのような形態をまといつつあらわれて、またどのような強度で影響を及ぼしているのかの考察を行わなければならない。このような考察が、本章の叙述を踏まえつつ次章において試みられる。

⁶⁷¹ ソ連時代における行政に対する司法審査について、関・前掲注(594)189以下、市橋・前掲注(594)308-309頁を参照。1982年までの中国における行政に対する司法審査について、張勇・前掲注(616)90頁を参照。

第3章 カンボジアにおける行政紛争処理制度の現状とその問題点

本章は、第1章およびこれを行政紛争処理制度に即して述べた第2章を前提として、3つの法が分裂したままで、それらの断片的な残滓が相互関連性もなく混在しているカンボジアにおける行政紛争処理制度の現状とその問題点を解明しようとするものである。本章は、これまでの先行研究や教材類を概観した上で（第1節）、法制度の規定において比較的容易に確認できるフランス法の影響を受けた行政裁判所の残滓（第2節）、社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度の残滓（第3節）および法制度の規定においてほとんど確認できていないが、法意識としてなお強固なものとして存続する伝統法の原始的な紛争処理の残滓（第4節）を分析するとともに、それぞれがいずれも次の段階へと展開する十分な力を持たないというカンボジアにおける行政紛争処理制度の現状を考察する。そして最後に、その現状が生み出している問題点を検討する（第5節）。

第1節 先行研究の概観とその特徴

1. 申立て制度論による総合的な把握の試み

ドイツのシンクタンクの一つである Konrad-Adenauer-Stiftung は、カンボジアにおける法の支配の一部だと考えられる包括的な行政法制度（comprehensive administrative law system）がまだ整備されていない問題を背景に、法律および司法制度の改革の1つの課題である一般行政法（general administrative law）の立法に関する議論を促進する試みとして、2014年に Kai Hauerstein and Jörg Menzel, eds., *The Development of Cambodian Administrative Law* (Phnom Penh : Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014) を出版した。同書で注目されるのは、消極的な行政決定、汚職等の行政犯罪行為、違法な命令、または不十分な行政公的管理/行政サービス提供等という消極的な行政措置（negative administrative measure）に対する個人の救済である申立て（complaint）を構想し、この申立てを処理する異なる申立ての仕組み（complaint mechanism）の包括的な制度（complaint system）の必要性を述べた Kai Hauerstein の見解がある⁶⁷²。

これは、個別法（public sector laws）や組織法（organic laws）等に多数定められた「申立ての仕組みの過剰」という問題点を指摘するものでもある⁶⁷³。申立ての次の段階における法的および制度的枠組み（legal and institutional framework）が欠けているため、カンボジアにおける既存の個々の仕組みが、市民の保護に効果的ではないこと、機能するような申立ての仕組みの整備が重要であると論じているのである。

⁶⁷² Kai Hauerstein, *supra* note 13, at 44.

⁶⁷³ Kai Hauerstein, *Ibid.*, 44-46.

2. 申立て制度論の意義とその限界

前述の指摘は、行政裁判所または行政訴訟制度の設置構想のみならず、地方を含む行政の実体法等複数の規範文書に定められた行政機関による現行の行政紛争処理制度への注目を促したという意義を有する⁶⁷⁴。

ただし、この指摘は、法の支配をはじめとする諸原理に基づく一般行政法の整備を前提にしているが、現状では、行政紛争の処理制度（その組織と手続）の整備が急務であって、実体法を含む行政法一般の立法的制度を構想するのは容易ではない。前章で確認したように、一貫した国内の歴史的発展という経緯を有するのではないので、それぞれの歴史区分において関与してきた諸外国の異質の法制度の影響の下に整備されてきたにとどまる⁶⁷⁵。その影響を、実際の法制度に即して解明しなければならない。以下は、それぞれの内容が現行行政紛争処理制度にどのようにあらわれているのかを検討する。

第2節 行政裁判所制度の残滓

行政裁判所の設置構想は、カンボジアの現状に即した詳細な検討や分析が、直接的に行われていない。あえていうならば、歴史的にフランス法の影響を受けた公法と私法との峻別を指すシビルローの伝統 (civil law tradition) において、カンボジア法の展望を主張する論者が存在する⁶⁷⁶。

フランス法の影響として、フランス保護領だった時代に確立したはずの行政裁判所制度は事実上1960年代末に機能せず、1975年以後事実上廃止された。しかし、規範文書には、少なくとも、行政訴訟 (វិវាទរដ្ឋបាល) という用語がある。この行政訴訟は、現行法制度上、後述する社会主義法の内容である各省の査察総所 (អគ្គាធិការដ្ឋាន) の所掌事務として、労働職業養成省 (以下、「労働省」という。)⁶⁷⁷、内務省、司法省、国土整備都市化建設省⁶⁷⁸ (以下、「国土省」という。)、社会事務退役軍人青年更生省 (以下、「社会事務省」という。)⁶⁷⁹の行政組織規範文書に定められている。前述した論者の主張を、非現実的であると断言する前に、法制度の現状を客観的に検討してみよう。

⁶⁷⁴ 行政裁判所以外の行政紛争処理制度は、សាយ បូរី, “ឧទាស្រ័យ និងនីតិវិធីក្នុងនីតិវិធីរដ្ឋបាល៖ កំណត់សម្លេង,” (មជ្ឈមណ្ឌលបណ្តុះបណ្តាល និងសុក្រឹតការវិជ្ជាជីវៈមេធាវី, ២០០២) [サーイ・ポーリー「行政法における争訟的申立ておよび手続—概説—」(弁護士職業訓練・最適化センター, 2002年)], サーイ・ポーリー (2005年)・前掲注 (265) および ហៀង សាង, នីតិវិធីរដ្ឋបាល(កម្ពុជា៖ ដួងឈើ, ២០១១) [ヒアン・サーン『行政訴訟・手続法』(ドゥオン・チュウ, 2011年)] という従来の教科書または教材類においては注目されなかったが、「申立ての仕組みの過剰」が指摘された後に出版されたエン・ユウン・前掲注 (7)、ヒアン・サーン・前掲注 (476) においては注目されるようになった。

⁶⁷⁵ 例えば、鮎京=四本・前掲注 (354) 177 頁は、「カンボジア憲法史は、諸外国の直接的な影響を常に『受容』しながら、形作られてきた」という。

⁶⁷⁶ Yan Vandelluxe, *supra* note 38, at 112.

⁶⁷⁷ ក្រសួងការងារ និងបណ្តុះបណ្តាលវិជ្ជាជីវៈ (Ministry of Labour and Vocational Training)。

⁶⁷⁸ ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ (Ministry of Land Management Urban Planning and Construction)。

⁶⁷⁹ ក្រសួងសង្គមកិច្ច អតីតយុទ្ធជន និងយុវនីតិសម្បទា (Ministry of Social Affairs Veterans and Youth Rehabilitation)。

1. 行政訴訟

1993 年以後の行政訴訟は、裁判所および行政機関の管轄に属していた。1993 年憲法が制定される前に、1993 年 1 月 29 日に「カンボジア国家の裁判所の指定および活動に関する法律」（以下、「旧裁判所法」という。）が制定され、その 6 条は「州市の裁判所は、刑事事件、民事事件、行政訴訟および労働訴訟について」の審理を行う管轄を有すると定め、行政訴訟という語句が再び用いられるようになった。

旧裁判所法では、行政訴訟の定義や概念に関する規定がなかったが、司法省は、この旧裁判所法の執行に際して、1994 年 2 月 1 日に、州市裁判所の所長に対し、行政訴訟の解決に関する文書を発出して行政訴訟の定義を次のように示した⁶⁸⁰。行政訴訟とは、「利益を害する」と思料される「行為または決定」に対する「不服がある市民（ប្រជាពលរដ្ឋ）の申立て」のことをいう、と。また、同文書は、行政訴訟の例として次の 2 つの例を示していた。第 1 は、国家組織の自動車が人民（ប្រជាជន）に重い怪我をさせた場合には、被害者またはその代理人が裁判所に訴えることができる。第 2 は、郡または村級の国家権力（機関）が人民の占有している土地を無断で売却した場合に、人民は裁判所に訴えることができる。

実例に即して検討してみると、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度とは違う内容となっている。例えば、村の婚姻文書（សំបុត្រអាពាហ៍ពិពាហ៍）の効力を否定したコンダル州裁判所の民事判決 20 “V” 号（2003 年 6 月 23 日）、これを維持した控訴裁判所の民事判決 26 “Ch” 号（2004 年 6 月 30 日）、これらを維持した最高裁判所民事判決 73 号（2006 年 3 月 16 日）⁶⁸¹では、婚姻文書の発行という行政活動を行なった村の行政機関は、訴訟の当事者にならなかった⁶⁸²。行政機関を訴訟の当事者とせず、当該行政機関の決定の適法性を客観的に審査し、この有効性の有無を判断する判決が散見される⁶⁸³。そのため、行政機関は、裁判所が自己の決定を取り消した判決の後に、第

⁶⁸⁰ លិខិតរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌អំពីការដោះស្រាយវិវាទរដ្ឋបាល, លេខ២៤៧សច/តុលាការ/៩៤, ១ កុម្ភៈ ១៩៩៤ [行政訴訟解決に関する文書 247Sch/裁判所/94 号 (司法省, 1994 年 2 月 1 日)]。

⁶⁸¹ សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ៧៣, ១៦ មីនា ២០០៦ [最高裁判所民事判決 73 号 (2006 年 3 月 16 日)]。

⁶⁸² 社会主義行政法、特にソ連行政法の研究者がこのような婚姻訴訟における行政活動の司法審査を見ると、ソ連における訴えの手続による行政行為の無効認定を求める訴訟の代表的な例であった婚姻の無効認定を想起するだろう。関・前掲注 (594) 226-228 頁を参照。

⁶⁸³ 例えば、សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៣៩, ៣០ ឧសភា ១៩៩៦ [最高裁判所民事判決 139 号 (1996 年 5 月 30 日)]、សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៤៦, ២ កក្កដា ១៩៩៨ [最高裁判所民事判決 146 号 (1998 年 7 月 2 日)]、សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៣៥, ៤ មិថុនា ២០០២ [最高裁判所民事判決 135 号 (2002 年 6 月 4 日)]、សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៦១, ២៦ កក្កដា ២០០៤ [最高裁判所民事判決 161 号 (2004 年 7 月 26 日)] などを参照。

三者としての訴訟参加を求めた事例も見られるのである⁶⁸⁴。このように、行政訴訟という用語がカンボジア社会に定着したとはいえない。むしろ、行政訴訟という用語は、2014年に公布され、旧裁判所法を廃止した裁判所組織に関する法律⁶⁸⁵（以下、「新裁判所法」という。）には見当たらないのである。

しかし、行政訴訟という用語がカンボジア法制度の全体から消えたわけではなくて、現行規範文書として、行政組織に関する政令などに定められている。具体的に、国土省、社会事務省、労働省、内務省、司法省の組織に関する政令は、これらの省の査察総所などの責務として、行政訴訟の審査を依然として定めている。

まず、2015年の内務省の組織および運営に関する政令では、行政総局の責務として、「地方行政にかかわる行政訴訟」の手続を整備することが定められている⁶⁸⁶。地方行政は、公法の法人であると認められ、基層の自治（ស្វ័យភាពរបស់មូលដ្ឋាន, local autonomy）を含む民主的開発を行う義務を負う首都州等のことを指していること⁶⁸⁷からすれば、行政訴訟は行政体にかかわるものだと内務省において理解されていると推測できる。

これに対して、行政体ではなくて、官吏などという個人に注目する理解として、2011年に制定された社会事務省の組織および運営に関する政令では、査察総所の業務（ការងារ）として、「省の官吏（មន្ត្រី）および係員（ភ្នាក់ងារ）の管轄および活動にかかわる行政訴訟」に関連する業務が定められている⁶⁸⁸。2014年に制定された労働省の組織および運営に関する政令でも、査察総所の責務として、「省の官吏および係員の管轄および活動にかかわる行政訴訟」に関することが定められている⁶⁸⁹。司法省の組織および運営に関する政令では、民事事務総局の地方調停司法局の担当事務として、「所属の司法サービスセンターの官吏と関係官庁（អាជ្ញាធរពាក់ព័ន្ធ）」から生じる「行政訴訟」を審査

⁶⁸⁴ 例えば、សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៤១, ១៦ មិថុនា ១៩៩៨ [最高裁判所民事判決 141 号 (1998 年 6 月 16 日)]。

⁶⁸⁵ 注の 447 と同じであるが、念のため出典を示す。ច្បាប់ស្តីពីការរៀបចំអង្គការតុលាការ, លេខ នស/រកម/០៧១៤/០១៥, ១៦ កក្កដា ២០១៤ [裁判所組織に関する法律 NS/RKM/0714/015 号 (2014 年 7 月 16 日)]（以下、「新裁判所法」という。）。

⁶⁸⁶ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងមហាផ្ទៃ, លេខ ១០៩ អនក្រ.បក, ១៩ សីហា ២០១៥, មាត្រា ១៦ [内務省の組織および運営に関する政令 109ANK. BK 号 (2015 年 8 月 19 日) 16 条]。

⁶⁸⁷ 首都州市郡区行政管理法 9 条、11 条、សន្ទានុក្រមនៃច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងរដ្ឋបាលរាជធានី ខេត្ត ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ (រាជ កិច្ចសន្យាទី៨ លេខ៤៥ (១៩ មិថុនា ២០០៨)៖៤៥១២) [首都州市郡区行政管理に関する法律の用語集 (官報 8 巻 45 号 (2008 年) 4512 頁)]。

⁶⁸⁸ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងសង្គមកិច្ច និងយុវនីតិសម្បទា, លេខ ៥៤ អនក្រ.បក, ២៤ មីនា ២០១១, មាត្រា ៧ [社会事務退役軍人青年更生省の組織および運営に関する政令 54. ANK. BK 号 (2011 年 3 月 24 日) 7 条]。

⁶⁸⁹ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងការងារ និងបណ្តុះបណ្តាលវិជ្ជាជីវៈ, លេខ ២៨៣ អនក្រ.បក, ១៤ វិច្ឆិកា ២០១៤, មាត្រា ២៧ [労働および職業訓練省の組織および運営に関する政令 283ANK. BK 号 (2014 年 11 月 14 日) 27 条]。

すること⁶⁹⁰、裁判事務総局の事務として、「司法省の官吏（មន្ត្រី） および職員（បុគ្គលិក） にかかわる行政訴訟を審査」することが定められている⁶⁹¹。

また、前述した理解の混合とも評価できるものとして、2016年に制定された国土省の査察総所を設置する政令では、査察総所の事務として、国土省の「部局（អង្គភាព） および官吏にかかわる行政訴訟を審査」することが定められている⁶⁹²。査察総所の一級下の下級行政機関である申立て監督受理局の責務でも、「官吏にかかわる行政訴訟」が定められている⁶⁹³。さらに、その局の一級下の下級行政機関である申立て審査課⁶⁹⁴の責務にも、「省の官吏および係員の管轄および活動にかかわる行政訴訟」が定められた⁶⁹⁵。

以上のように、フランス法の影響を受けた法の下に確立した行政訴訟という用語は、行政組織の責務規定に存在している文言というほかない。つまり、市民と行政との関係で行政訴訟という語句が用いられているというよりも、むしろ行政組織の一体性を表現するもの、行政の監督に近い語感がある⁶⁹⁶。

⁶⁹⁰ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌, លេខ ២៤០ អនក្រ.បក, ២៩ សីហា ២០១៤, មាត្រា ២៩ [司法省の組織および運営に関する政令 240ANK. BK 号 (2014 年 8 月 29 日) 29 条]。なお、この行政訴訟に関する規定は、この政令全体とともに、អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងយុត្តិធម៌, លេខ ១៣០ អនក្រ.បក, ១ កក្កដា ២០២២ [司法省の組織および運営に関する政令 130ANK. BK 号 (2022 年 7 月 1 日)] によって改正され、地方調停司法局は、裁判制度外紛争解決および法務支援局に改組され、この事務に属する行政訴訟も、法務支援サービスにかかわる各種の申立てに変わった (同政令 21 条、24 条)。これは、まさに、カンボジアにおける行政訴訟の概念が十分に定着していないから、行政訴訟というある意味の個別的具体的な概念が申立てというより一般的抽象的な概念へと相対化または一体された実証の 1 つだと評価することができるだろう。

⁶⁹¹ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងយុត្តិធម៌, លេខ ១៣០ អនក្រ.បក, ១ កក្កដា ២០២២, មាត្រា ៤២ [司法省の組織および運営に関する政令 130ANK. BK 号 (2022 年 7 月 1 日) 42 条]。

⁶⁹² អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតអគ្គាធិការដ្ឋាន ចំណុះក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ ៧៣ អនក្រ.បក, ៥ ឧសភា ២០១៦, មាត្រា ៣ [国土省に属する査察総所の設置に関する政令 73ANK. BK 号 (2016 年 5 月 5 日) 3 条]。

⁶⁹³ 同上 5 条。

⁶⁹⁴ 本論文における「申立て審査課」の原語は「ការិយាល័យពិនិត្យពាក្យបណ្តឹង」である。

⁶⁹⁵ ប្រកាសរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ការិយាល័យចំណុះនាយកដ្ឋាន នៃអគ្គាធិការដ្ឋានក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ ១៥០ ជនស.ប្រក/ប, ៣១ ឧសភា ២០១៦, ប្រការ ៦ [国土省査察総所の局に属する課の組織および運営に関する省令 150 MLMUPC. BK/B (国土省、2016 年 5 月 31 日) 6 条]。

⁶⁹⁶ 例えば、行政の活動に関する裁判所の判決を見ても、សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ ១៩៥, ១៩ សីហា ២០០២ [最高裁判所民事判決 195 号 (2002 年 8 月 19 日)], សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ ២៥, ២៤ មីនា ២០០៣ [最高裁判所民事判決 65 号 (2003 年 3 月 24 日)], សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ ៣៤៥, ២ វិច្ឆិកា ២០០៦ [最高裁判所民事判決 345 号 (2006 年 11 月 2 日)] のように、行政機関に権利証の修正を命じた判決が多い。他の実例として、国土整備都市化建設地方局長の文書に従って執行するよう、管轄官庁に命じた控訴裁判所の判決を維持した សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ ២៣៤, ១០ សីហា ២០០៦ [最高裁判所民事判決 234 号 (2006 年 8 月 10 日)] などもある。

2. 行政事件

1993年憲法128条は、前述した旧裁判所法が定めた「行政訴訟」に代えて、「裁判権は、行政事件を含む全ての事件を包含する」と定めるとともに、行政訴訟とは別の「行政事件」という用語を採用している。この行政事件について、新裁判所法は、行政裁判機関（សាលាជម្រះក្តីរដ្ឋបាល）および行政〔訴訟〕手続（នីតិវិធីរដ្ឋបាល）に関する規定がまだ整備されていない間に、この行政事件管轄を下級裁判機関の民事裁判所および上級裁判機関の民事部（以下、この民事裁判所および民事部両方を論じるときには、「民事裁判機関」という。）に与え、これに民事訴訟手続に関する規定および有効な法（律）の規定を適用すると定めている⁶⁹⁷。

この新裁判所法が公布された2014年までは、旧裁判所法が有効であったため、この間に、司法裁判所に属する行政訴訟と行政事件という用語が混在していたが、同じものだと理解されている。サーイ・ポーリー氏は、行政訴訟を「事件」として構想し、行政不服申立てではなくて、1993年憲法が定めているように行政事件が裁判所の管轄に属すると論じ、カンボジア行政訴訟法理論における通説となった⁶⁹⁸。

3. 行政訴訟等からフランス型行政裁判所への展開の困難

行政訴訟や行政事件という用語自体は、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度の用語と同じで、カンボジアの教材類においても用いられているが、法制度においては、これがどのようなものかについて明確に定められておらず、フランス型の行政裁判所に属する概念であるのか否かも必ずしも明らかになっていない。

行政訴訟や行政事件という語が用いられる場合でも、通常裁判所に属している行政事件のように行政裁判所制度とは異なる通常裁判所による一元的な紛争の裁断または査察機関という行政機関の事務に属するという意味内容も含まれる。この事実からは、強引にフランス型の法制度を再び導入するのではなくて、権利義務に関する紛争は、通常の裁判所が行政事件として処理すれば足りるという方向性もありうるといえよう。このように考える場合には、フランス型の行政裁判所制度への展開は、学説が主張するのとは反対に、その制度的な条件がほとんど存在しないといっても過言とは思われない。

第3節 抗議申立て制度の残滓

以上で述べたように、行政訴訟の語句はなお散見されるが、フランス行政法の影響を受けた行政裁判所制度の要素は小さいのに対して、社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度は、その概念や

⁶⁹⁷ 新裁判所法87条、89条。

⁶⁹⁸ サーイ・ポーリー（2005年）・前掲注（265）109頁。

紛争処理機関を含め、法制度上、比較的多く存続している。

1. 抗議申立て等の概念

抗議批難法の根拠規定となった提案権は、1993年憲法において存続している。1993年憲法35条第2項が「市民の提案は全て、国家組織により、慎重に、審査され、解決される。」と定めているのである。この1993年憲法35条は、1989年憲法32条から、その第1項の「カンボジア市民」を「クメール市民」⁶⁹⁹に訂正し、第2項第1文「市民は全て、国家組織および大衆組織に対して、国家の政治問題および人民の生活に関する提案をすることができる。」と第2文の「および大衆組織」を削除し、これに「市民の」を加筆しただけである⁷⁰⁰。

以上と同様に、抗議申立てなどの権利も1993年憲法において存続している。1993年憲法39条は「クメール市民」が「国家組織、社会組織およびそれらの組織の職員の違法行為」に「批難申立て、抗議申立てまたは損害賠償請求」をする「権利」を有し、「抗議申立て」の解決は、「裁判所の管轄」であると定めている。この1993年憲法39条第1文は、1989年憲法39条第2項における「市民」を「クメール市民」に訂正したものである⁷⁰¹。この旧憲法から新憲法への改正において、若干の削除規定があるが、ここでは関係がないので省略する⁷⁰²。

この1993年憲法39条における抗議申立ておよび批難申立てが、第2章で述べた内容と同じであることは明白である。憲法起草者の考え方によれば、抗議申立ておよび批難申立ては、申立人のそれぞれの申立てに対する利益の有無によって区別され、抗議申立てでは申立人がそれに対する利益を有するのに対し、批難申立てでは申立人がそれに対する利益を有しておらず、批難申立ては公共の利益のために行われるという⁷⁰³。これは、社会主義法の影響を受けた抗議批難法における抗議申立ておよび批難申立てと同じ理解である⁷⁰⁴。

⁶⁹⁹ なお、1989年憲法を含む社会主義法の影響を受けた時代における「市民」の原語は「ពលរដ្ឋ」であったのに対して、1993年憲法における「市民」の原語は「ប្រជាពលរដ្ឋ」であるが、両方の違いを見出す根拠がまだ見つからないから、日本語では同じ「市民」とする。

⁷⁰⁰ 1993年憲法の1989年憲法の人権規定の継承は、木村・前掲注(39)200-204頁においてすでに議論されている。

⁷⁰¹ 四本(1999年)・前掲注(37)239頁、254頁は、1993年憲法39条を「クメール市民は、国家機関、社会团体又はその構成員の職務の遂行により受けた損害に対して、不服申立て、告訴および損害賠償請求の権利を有する。告訴および損害賠償の取扱い又は裁判所の権限に基づく。」と翻訳し、1989年憲法39条第2項を39条後段として、「市民は、国家機関及び社会团体の違法行為並びにその構成員が任務遂行にあたり生じさせた損失を申立て、公訴を行い、補償を求める権利を有する。」と翻訳している。

⁷⁰² អង្គលេខាធិការដ្ឋានសភាធម្មនុញ្ញ, កំណត់ហេតុស្តីពីការប្រជុំសេចក្តីព្រាងរដ្ឋធម្មនុញ្ញលើកទី៤៨នៃគណៈកម្មការអចិន្ត្រៃយ៍រៀបរៀងរដ្ឋធម្មនុញ្ញថ្ងៃទី៩ ខែកញ្ញា ឆ្នាំ១៩៩៣, លេខ៧៥/CA/SEC/93, ទំព័រ ៣៨៧៤ [制憲議会議務総局「1993年9月9日憲法編集常任委員会の第48回憲法草案会議に関する議事録75/CA/SEC/93号」3-4頁]。

⁷⁰³ រដ្ឋសភា, កំណត់ហេតុពិភាក្សា៖ សម័យប្រជុំពេញអង្គលើកទី២នៃសភាធម្មនុញ្ញ, (១៥ កញ្ញា ១៩៩៣), ១៣៨ ដល់ ១៣៩ [国民議会『詳細議事録—憲法制定議会の第2回全体会議』(1993年9月15日)138-139頁]。

⁷⁰⁴ 抗議批難法施行通達を参照。

社会主義法時代と違う点は、1993年憲法39条第2文が抗議申立ての解決を裁判所の管轄に属させていることである。憲法39条の起草者によると、1993年憲法39条の規定は、裁判所からの保障を受けられるという安心感を市民に与えるために加筆されたものであるという⁷⁰⁵。そうであれば、社会主義法の影響を切断するという積極的な立法意思があったわけではない。

社会主義法からの連続性をもう1つ例示するならば、要請の法制度化であろう。カンボジアでは、憲法上の権利ではない「要請」(សំណូមពរ)が、頻繁に行われている。現行法制度においては、「国民議会-元老院との関係および査察省」(ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច) (以下、「査察省」という。)が、公開討論会や意見調査等を行うことで市民からの要請を受け取って、これを王国政府に報告する責務を負う⁷⁰⁶。2016年から、市民によるカンボジアのフン・サエン(ហ៊ុន សែន)首相のソーシャルネットワークサイト(SNS)への投稿等の事実上の「要請」が流行した結果、このような要請に対する説明や解決策を講じる権限を有する省や機関を検討するための作業部会が各省に設置されるようになった⁷⁰⁷。2020年に、副首相兼内務大臣であるソー・ケン(ស ខេង)のFacebookページにおける市民の要請等に対する解決を迫る作業部会も設置された⁷⁰⁸。地方行政では、前述したように、地方行政の評議会が、その管轄の領域における市民から要

⁷⁰⁵ អគ្គលេខាធិការដ្ឋានសភាធម្មនុញ្ញ, កំណត់ហេតុសង្ខេបស្តីពីកិច្ចប្រជុំលើកទី៨ នៃគណៈកម្មការរៀបរៀងរដ្ឋធម្មនុញ្ញនៅថ្ងៃទី២១ ខែកក្កដា ឆ្នាំ១៩៩៣, លេខ226CA/SEC/93, ទំព័រ ១៥ [憲法制定議会議事録総局「1993年7月21日の憲法編集委員会の第8回会議に関する省略議事録226CA/SEC/93号」15頁]を参照。

⁷⁰⁶ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច, លេខ ០៣ អនក្រ.បក, ១២ មករា ២០១៥, មាត្រា ៥, មាត្រា ១៧, មាត្រា ១៩ [国民議会-元老院との関係および査察省の組織および運営に関する政令03ANK.BK号(2015年1月12日)5条、17条、19条]。

⁷⁰⁷ 例 えば、សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌ស្តីពីការបង្កើតក្រុមការងារតាមដាន និងប្រមូលព័ត៌មានពីគេហទំព័រ Facebookរបស់សម្តេចអគ្គមហាសេនាបតីតេជោ ហ៊ុន សែន នាយករដ្ឋមន្ត្រីនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខ ០៣ កយ.សសវ/១៦, ១០ កុម្ភៈ ២០១៦ [ソムダッチ・アケアー・モハー・セナー・パデイ・ダエチョー・フン・サエン、カンボジア王国の首相のFacebookのホームページから情報を追跡し、収集する作業部会の設置に関する決定03 MOJ.SSR/16号(司法省、2016年2月10日)]、សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងអប់រំ យុវជន និងកីឡាស្តីពីការបង្កើតក្រុមការងារតាមដាន ប្រមូលព័ត៌មាន និងឆ្លើយតបនឹងសំណូមពរក្នុងបណ្តាញទំនាក់ទំនងសង្គមផ្លូវការរបស់សម្តេចអគ្គមហាសេនាបតីតេជោ ហ៊ុន សែន នាយករដ្ឋមន្ត្រី នៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខ ០៥ អយក.សសវ, ១២ កុម្ភៈ ២០១៦ [ソムダッチ・アケアー・モハー・セナー・パデイ・ダエチョー・フン・サエン、カンボジア王国の首相の公式ソーシャルネットワークサイトにおける情報を追跡し、収集し、要請に回答する作業部会の設置に関する決定05 MOEYS.SSR号(教育・青年およびスポーツ省、2016年2月12日)]、សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពីការកែសម្រួលសមាសភាពក្រុមការងារតាមដានស្រង់ព័ត៌មានប្រចាំថ្ងៃពីបណ្តាញទំនាក់ទំនងសង្គមផ្លូវការរបស់សម្តេចអគ្គមហាសេនាបតីតេជោនាយករដ្ឋមន្ត្រី, លេខ ០២៨ ជនស.សសវ, ៣ មេសា ២០១៧ [ソムダッチ・アケアー・モハー・セナー・パデイ・ダエチョー首相の公式ソーシャルネットワークサイトから毎日情報を追跡し、抄録を作成する作業部会の構成員の再編成に関する決定028 MLMUPC.SSR号(国土省、2017年4月3日)]等を参照。

⁷⁰⁸ សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃស្តីពីការបង្កើតក្រុមការងារតាមដានអំពីការដោះស្រាយចំពោះមតិ យោបល់ ឬ សំណូមពរ (comment) របស់មហាជនក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុក (Facebook Page)របស់សម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងមហាផ្ទៃ, លេខ ២៧២៤ សសវ, ១៥ មិថុនា ២០២០ [ソムダッチ・クロラー・ハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣のFacebookページにおける大衆の意見または要請 (comment) に対する解決について追跡する作業部会の設置

請を審査し、解決する義務を負う⁷⁰⁹。首都州評議会や市郡区評議会は 毎年、〔情報〕 拡散および討論フォーラム (វេទិកាវប្បធម៌ និងពិគ្រោះយោបល់) という公開討論会を開催し、市民の要請を受けている。この討論会において口頭または書面で提出した市民の要請は、一般的に、経済や社会という広範な分野にわたる市民の生活に関する諸問題を述べるものであり、具体的に、下水道の設置、道路建設、居住名簿の作成、賭博や麻薬の取締り等である⁷¹⁰。

に関する決定 2724SSR 号 (内務省、2020 年 6 月 15 日)〕。なお、現時点では、この決定の改革として、សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃស្តីពីការបង្កើតក្រុមការងារតាមដានការដោះស្រាយសំណើ សំណូមពរ និងមតិយោបល់របស់មហាជនក្នុងទំព័រហ្វេសប៊ុក (Facebook Page) សម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងមហាផ្ទៃ, លេខ៤២៩២ សសរ, ១៩ កក្កដា ២០២២ [ソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣の Facebook ページにおける大衆の提案、要請および意見解決追跡作業部会の設置に関する決定 4292SSR 号 (内務省、2022 年 7 月 19 日)] が発出された。

⁷⁰⁹ 首都州市郡区行政管理法 93 条。

⁷¹⁰ “ប្រជាពលរដ្ឋ នៅសង្កាត់ត្រពាំងត្រសាំងរិះគន់ គណៈកម្មការផ្សារ និងអាជ្ញាធរភូមិ គិតតែពីប្រយោជន៍ខ្លួន,” គណៈកម្មាធិការជាតិសម្រាប់ការអភិវឌ្ឍតាមបែបប្រជាធិបតេយ្យនៅថ្នាក់ក្រោមជាតិ (គជអប), ២៦ មិថុនា ២០១៤, <https://ncdd.gov.kh/news-kh/citizens-criticize-viallge-authority/> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២ កក្កដា ២០២០) [「トローペアン・クロサン町の市民は、市場委員会および村落官庁が自分の利益しか考えていないと批判した」 民主的地方開発国家委員会 (2014 年 6 月 26 日)、<https://ncdd.gov.kh/news-kh/citizens-criticize-viallge-authority/> (最終アクセス: 2020 年 7 月 2 日)]、 “វេទិកាវប្បធម៌ និងពិគ្រោះយោបល់ក្រុមប្រឹក្សាខេត្តព្រះសីហនុ,” អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាលនៃក្រសួងមហាផ្ទៃ, ២៣ ធ្នូ ២០១៤, <https://gda.interior.gov.kh/news-kh/public-forum-shv/> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២ កក្កដា ២០២០) [「セイハヌ州評議会〔情報〕 拡散および討論フォーラム」 内務省行政総局 (2014 年 12 月 23 日)、<https://gda.interior.gov.kh/news-kh/public-forum-shv/> (最終アクセス: 2020 年 7 月 2 日)]、 សុខ មករា, “វេទិកាវប្បធម៌ និងពិគ្រោះយោបល់របស់ក្រុមប្រឹក្សាស្រុកប្រចាំឆ្នាំ២០១៧នៅក្នុងឃុំឈើទាល,” រដ្ឋបាលខេត្តកំពង់ធំ, ២០ មិថុនា ២០១៧, <http://kampongthom.gov.kh/វេទិកាវប្បធម៌-និង-2/> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២ កក្កដា ២០២០) [ソック・マカラ 「チュー・ティアル村における 2017 年度の郡評議会の〔情報〕 拡散および討論フォーラム」 コンポントム行政 (2017 年 6 月 20 日)、<http://kampongthom.gov.kh/វេទិកាវប្បធម៌-និង-2/> (最終アクセス: 2020 年 7 月 2 日)]、 “ក្រុមប្រឹក្សាខណ្ឌច្បារអំពៅ បើកកិច្ចប្រជុំវប្បធម៌ និងពិគ្រោះយោបល់អាណត្តិទី៣ ជាមួយប្រជាពលរដ្ឋសង្កាត់ទាំង៨,” គណៈកម្មាធិការជាតិសម្រាប់ការអភិវឌ្ឍតាមបែបប្រជាធិបតេយ្យនៅថ្នាក់ក្រោមជាតិ (គជអប), ១៥ សីហា ២០១៩, <https://ncdd.gov.kh/news-kh/public-discussion-forum-of-chbar-ampov-council/> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ១ កក្កដា ២០២០) [「チバー・オムパウ区評議会は、全 8 町の市民と第 3 任期の〔情報〕 拡散および討論会議を開催する」 民主的地方開発国家委員会 (2019 年 8 月 15 日)、<https://ncdd.gov.kh/news-kh/public-discussion-forum-of-chbar-ampov-council/> (最終アクセス: 2020 年 7 月 1 日)]、 Admin, “រដ្ឋបាលខេត្តបាត់ដំបងរៀបចំវេទិកាវប្បធម៌ និងពិគ្រោះយោបល់របស់ក្រុមប្រឹក្សាខេត្តបាត់ដំបងអាណត្តិទី៣ សម្រាប់ឆ្នាំ២០១៩ នៅតាមបណ្តាក្រុង ស្រុក ក្នុងខេត្តបាត់ដំបង,” រដ្ឋបាលខេត្តបាត់ដំបង, ២៧ វិច្ឆិកា ២០១៩, <https://www.battambang.gov.kh/detail/6774> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ១ កក្កដា ២០២០) [Admin 「バッドムボン州行政は、バッドムボン州の各郡において、第 3 任期のバッドムボン州評議会の 2019 年度〔情報〕 拡散および討論フォーラムを開催する」 バッドムボン州行政 (2019 年 11 月 27 日)、<https://www.battambang.gov.kh/detail/6774> (最終アクセス: 2020 年 7 月 1 日)]、 Botumsakor, “រដ្ឋបាលស្រុកបូមុមសាគរ បានរៀបចំវេទិកាវប្បធម៌ និងពិគ្រោះយោបល់របស់ក្រុមប្រឹក្សាស្រុកបូមុមសាគរ ស្ថិតក្រោមគណៈអធិបតីភាពលោកស្រី ត្រី សោភ័ណ ប្រធានក្រុមប្រឹក្សាស្រុក និងលោក ហាក់ លេង អភិបាលនៃគណៈអភិបាលស្រុក ស្ថិតនៅវត្តជួសឃុំជួស,” រដ្ឋបាលខេត្តកោះកុង, ២៥ មិថុនា ២០២០, <https://www.kohkong.gov.kh/2020/58976/> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ១ កក្កដា ២០២០) [Botumsakor 「ポートゥムサーコー郡行政は、トモソー寺トモソー村においてクリー・サオポアン氏評議会の議長およびハック・レイン氏郡の首長の主催団の下にポートゥムサーコー郡評議会の〔情報〕 拡散および討論フォーラムを開催した」 コホコン州行政 (2020 年 6 月 25 日)、<https://www.kohkong.gov.kh/2020/58976/> (最終アクセス: 2020 年 7 月 1 日)]。

2. 査察機関

王国政府の管轄に属する抗議申立て、批難申立てを受理し、審査し、解決する査察省が設置されている⁷¹¹。首都および各州には、査察省の出先機関である国民議会議会元老院との関係および査察地方局（以下、「査察地方局」という。）も設置されている。査察地方局は、査察省の補助機関であるために、市民の申立てを受理し、同省に報告する責務を負う⁷¹²。

また、各省にも個別に、抗議申立て等を処理する査察所(អធិការដ្ឋាន)や査察総所(អគ្គាធិការដ្ឋាន)（本論文では区別する必要がない場合は、これらを便宜的に省の査察機関と総称する。）が設置されている。内務省には、内務省および地方行政の権限にかかわる市民の抗議申立て、批難申立てを受理する査察総所が設置されている。この査察総所の下級部局として、内務省および地方行政に属する部局の文民公務員の実行にかかわる抗議申立て、批難申立てを受理する調査局⁷¹³が設置されている。内務省に属する各警察部局、首都州警察本部⁷¹⁴、市郡区警察署⁷¹⁵、および町村行政警察支部⁷¹⁶の警察官吏の活動にかかわる抗議申立ておよび批難申立てを受理する調査局⁷¹⁷が設置されている⁷¹⁸。

内務省以外でも、国土省には、官吏の行動（ការប្រព្រឹត្តិ）および国土省の管轄に関連する事務にかかわる抗議申立てまたは批難申立てを監察する査察総所およびその下級部局が設置されている⁷¹⁹。郵便および電信省には、郵便、電信ならびに通信および情報技術の分野の管理に関連する抗議申立

⁷¹¹ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តិទៅរបស់ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច, លេខ ០៣ អនក្រ.បក, ១២ មករា ២០១៥, មាត្រា ៥, មាត្រា ២១, មាត្រា ២៦ [国民議会議会元老院との関係および査察省の組織および運営に関する政令 03ANK. BK 号 (2015年1月12日) 5条、21条、26条]。

⁷¹² ប្រកាសរបស់ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ចស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តិទៅរបស់មន្ទីរទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច រាជធានី ខេត្ត, លេខ០៧៤/១៥ ទេអប្រក, ១៨ វិច្ឆិកា ២០១៥, ប្រការ ១, ប្រការ៣, [首都州国民議会議会元老院との関係および査察地方局の組織および運営に関する省令 074/15MONASRIBK 号 (査察省, 2015年11月18日) 1条、3条]。

⁷¹³ 本論文における「行政事務 [に関する] 申立ての受理および調査局」の原語は「នាយកដ្ឋានទទួលពាក្យបណ្តឹង និងអង្កេតស្រាវជ្រាវកិច្ចការរដ្ឋបាល」である。

⁷¹⁴ 本論文における「首都州警察本部」の原語は「ស្នងការនគរបាលរាជធានី ខេត្ត」である。

⁷¹⁵ 本論文における「市郡区警察署」の原語は「អធិការនគរបាលក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ」である。

⁷¹⁶ 本論文における「町村行政警察支部」の原語は「ប៉ុស្តិ៍នគរបាលរដ្ឋបាលឃុំ សង្កាត់」である。

⁷¹⁷ 警察事務 [に関する] 申立ての受理および調査局(នាយកដ្ឋានទទួលពាក្យបណ្តឹង និងអង្កេតស្រាវជ្រាវកិច្ចការនគរបាល)。

⁷¹⁸ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តិទៅនៃក្រសួងមហាផ្ទៃ, លេខ ១០៩ អនក្រ.បក, ១៩ សីហា ២០១៥, មាត្រា ៣៣, មាត្រា ៣៦, មាត្រា ៣៩ [内務省の組織および運営に関する政令 109ANK. BK 号 (2015年8月19日) 33条、36条、39条]。

⁷¹⁹ អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតអគ្គាធិការដ្ឋាន ចំណុះក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ ៧៣ អនក្រ.បក, ៥ ឧសភា ២០១៦, មាត្រា៣, មាត្រា ៥ [国土省に属する査察総所の設置に関する政令 73ANK. BK 号 (2016年5月5日) 3条、5条]、ប្រកាសរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តិទៅរបស់ការិយាល័យចំណុះនាយកដ្ឋាន នៃអគ្គាធិការដ្ឋានក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ ១៥០ ជនស.ប្រក/ប, ៣១ ឧសភា ២០១៦, ប្រការ ៧ [国土省査察総所の局に属する課の組織および運営に関する省令 150 MLMUPC. BK/B (国土省, 2016年5月31日) 7条]。

ておよび批難申立てを監察する査察総所⁷²⁰、商業省には、商業分野の管理に関連する抗議申立ておよび批難申立てを監察する査察総所⁷²¹、外務および国際協力省には、外務および国際協力の分野に関連する抗議申立ておよび批難申立てを監察する査察総所⁷²²、経済および財務省には、経済および公共財務に関連する抗議申立ておよび抗議申立てを監察する査察総所⁷²³が、それぞれ設置されている。

以上とは異なり、公共事業および運輸省の査察総所は、省に属する関係部局にかかわる抗議申立てを処理する⁷²⁴ように、抗議申立てだけを処理する場合もある。抗議申立てと明記されない場合においても、抗議申立てなども含まれる申立てなどを処理する査察機関が存在している。具体的に、司法省の裁判事務査察総所は、各級の裁判機関にかかわる干渉申出や申立てについて査察を行い、司法官等の懲戒に対する意見を述べる⁷²⁵。公職省の査察総所は、公職にかかわる査察を行い、その結果を大臣に報告する⁷²⁶。その他にも、環境省の査察総所⁷²⁷、観光省の査察総所⁷²⁸、祭典および宗教省の査察所⁷²⁹、工業および手工業省（2020年に「工業、科学、技術および革新省」に改組⁷³⁰された。

⁷²⁰ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងប្រៃសណីយ៍ និងទូរគមនាគមន៍, លេខ ៣៩.អនក្រ.បក, ២៨ មករា ២០១៤, មាត្រា ២៣ [郵便および電信省の組織および運営に関する政令 39. ANK. BK 号 (2014年1月28日) 23条]。

⁷²¹ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងពាណិជ្ជកម្ម, លេខ ១៣១.អនក្រ.បក, ១៩ មីនា ២០១៤, មាត្រា ២៦ [商業省の組織および運営に関する政令 131. ANK. BK 号 (2014年3月19日) 26条]。

⁷²² អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងការបរទេស និងសហប្រតិបត្តិការអន្តរជាតិ, លេខ ២៧៤ អនក្រ.បក, ២៨ ធ្នូ ២០១៦, មាត្រា ២៩ [外務および国際協力省の組織および運営に関する政令 274 ANK. BK 号 (2016年12月28日) 29条]。

⁷²³ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, លេខ ៤៨៨ អនក្រ.បក, ១៦ តុលា ២០១៣, មាត្រា ៥៣ [経済および財務省の組織および運営に関する政令 488ANK. BK 号 (2013年10月16日) 53条]。

⁷²⁴ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងសាធារណការ និងដឹកជញ្ជូន, លេខ ២១៦.អនក្រ.បក, ២៣ តុលា ២០១៦, មាត្រា ៤៣ [公共事業および運輸省の組織および運営に関する政令 216. ANK. BK 号 (2016年10月23日) 43条]。

⁷²⁵ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងយុត្តិធម៌, លេខ១៣០ អនក្រ.បក, ១ កក្កដា ២០២២, មាត្រា៤២ [司法省の組織および運営に関する政令 130ANK. BK 号 (2022年7月1日) 42条]。

⁷²⁶ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងមុខងារសាធារណៈ, លេខ ៦២.អនក្រ.បក, ១៣ កុម្ភៈ ២០១៤, មាត្រា ៩ [公職省の組織および運営に関する政令 62. ANK. BK 号 (2014年2月13日) 9条]。

⁷²⁷ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងបរិស្ថាន, លេខ ១៣៥ អនក្រ.បក, ៥ កក្កដា ២០១៦, មាត្រា ៣៩ [環境省の組織および運営に関する政令 135 ANK. BK 号 (2016年7月5日) 39条]。

⁷²⁸ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងទេសចរណ៍, លេខ ៣៥៨ អនក្រ.បក, ១៦ ធ្នូ ២០១៦, មាត្រា ២៥ [観光省の組織および運営に関する政令 358 ANK. BK 号 (2016年12月16日) 25条]。

⁷²⁹ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងធម្មការ និងសាសនា, លេខ ១៥៤. អនក្រ.បក, ១១ កក្កដា ២០១១, មាត្រា ២០ [祭典および宗教省の組織および運営に関する政令 154 ANK. BK 号 (2011年7月11日) 20条]。

⁷³⁰ ច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតក្រសួងឧស្សាហកម្ម វិទ្យាសាស្ត្រ បច្ចេកវិទ្យា និងនវានុវត្តន៍, លេខ នស/រកម/០៣២០/០០៩, ២៦ មីនា ២០២០ [工業、科学、技術および革新省の設置に関する法律 NS/RKM/0320/009 号 (2020年3月26日)], អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំនិងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងឧស្សាហកម្ម វិទ្យាសាស្ត្រ បច្ចេកវិទ្យា និងនវានុវត្តន៍, លេខ ៤៨ អនក្រ.បក, ៦ មេសា ២០២០ [工業、科学、技術および革新省の組織および運営に関する政令 48 ANK. BK 号 (2020年4月6日)] を参照。

以下、「工業省」という。)の査察総所⁷³¹、教育、青年およびスポーツ省(以下、「教育省」という。)⁷³²の査察総所の行政および財務査察所⁷³³およびこの下部組織である教育質確保局⁷³⁴、農林狩猟漁業省(以下、「農業省」という。)の査察総所およびこの下部組織である受理部⁷³⁵にも、抗議申立てに限定されないが、それぞれ類似の規定が置かれている。

以上のように、行政組織法の一つであると解される内部部局の所掌事務まで調査する場合には、査察機関が設置されており、社会主義法の影響を受けたと考えられる抗議申立ておよび批難申立てなどの処理を行うと定められている。査察機関これ自体は、遅くとも1950年代の規范文書においても確認されるので、社会主義法の影響だけを受けた法制度であると断言することはできない⁷³⁶。しかし、市民の抗議申立ておよび批難申立てを審査する法制度は、第2章で述べたように、1980年代において他の社会主義諸国の法制度の影響を受けたことによって、はじめて確立したのである。1993年憲法下の行政組織の再編成においても、抗議申立て等を審査する査察機関自体が存続しているところには、社会主義法の影響を発見することができよう⁷³⁷。

現状では、これらの査察機関は、抗議申立てや批難申立てを受理するが、直接、決定を行う組織ではない。例えば、査察省による処理の実務では、首相がこれに対する最終的な決定を行うのであ

⁷³¹ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំនិងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងឧស្សាហកម្ម វិទ្យាសាស្ត្រ បច្ចេកវិទ្យា និងនវានុវត្តន៍, លេខ ៤៨ អនក្រ.បក, ៦ មេសា ២០២០, មាត្រា៣២ [工業、科学、技術および革新省の組織および運営に関する政令48 ANK. BK号(2020年4月6日)32条]、ប្រកាសរបស់ក្រសួងឧស្សាហកម្ម និងសិប្បកម្មស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់អគ្គាធិការដ្ឋាន, លេខ ២២៧ MIH/2014, ២ មេសា ២០១៤, ប្រការ ៣, ប្រការ ៨ [査察総所の組織および運営に関する省令227 MIH/2014号(工業省、2014年4月2日)3条、8条]。なお、この省令は、工業が改組された以前のものであるが、これを代わる新しい規范文書がない限り有効であり、現時点ではこのような新しい規范文書が確認されていない。

⁷³² ប្រកាសរបស់ក្រសួងអប់រំ យុវជន និងកីឡាស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់អគ្គាធិការដ្ឋាន និងអង្គភាពក្រោមឱវាទអគ្គាធិការដ្ឋាន, លេខ ០៥ អយក.ប្រក, ៦ មករា ២០១៦, ប្រការ ៦ [査察総所および査察総所に属する部局の組織および運営に関する省令05 MOEYS. BK号(教育省、2016年1月6日)6条]。

⁷³³ 同上17条。

⁷³⁴ 同上14条。

⁷³⁵ ប្រកាសរបស់ក្រសួងកសិកម្ម រុក្ខាប្រមាញ់ និងនេសាទស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ការិយាល័យចំណុះអគ្គាធិការដ្ឋាន, លេខ ០៦៣ ប្រក.កសក.ប, ៦ កុម្ភៈ ២០០៣, ប្រការ ២, ប្រការ ៤ [査察総所に属する課の組織および運営に関する省令063 BK. MAFF. B号(農業省、2003年2月6日)2条、4条]。

⁷³⁶ KRAM no. 20-NS, 4 Avril 1945 (*Journal Officiel Du Cambodge* Deuxième année no. 16 (18 Avril 1946) : 50)、ព្រះរាជក្រមលេខ៧៦៩-ន-ស, ៤ កុម្ភៈ ១៩៥៣ [王令769NS号(1953年2月4日)]、ព្រះរាជក្រមលេខ ២៦៣ ន.ស, ២១ មេសា ១៩៥៨ [王令263 N. S号(1958年4月21日)]、ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ ២៦៤ ន.ស., ២១ មេសា ១៩៥៨ [勅令264 N. S.号(1958年4月21日)]を参照。

⁷³⁷ 監督省は、1993年から1998年の間に王国政府の査察事務総局に改組し、1998年以後査察省が設置されている(<http://monasri.gov.kh/>សាវតារ, [最終アクセス:2019年11月19日]を参照)。農業省の査察総所の副総所長は、農業省の査察総所の歴史について、かつて(1987年に)農業省の監督委員会という名称を有し、2000年に査察総所に改名されたと述べている(ប៊ុន លាង ហេង, “បទបង្ហាញស្តីពីការអធិការកិច្ច,” (បទបង្ហាញសម្រាប់បណ្តុះបណ្តាលផ្ទៃក្នុងរបស់អគ្គាធិការដ្ឋាននៃក្រសួងកសិកម្ម រុក្ខាប្រមាញ់ និងនេសាទ, គ្មានកាលបរិច្ឆេទ), ៨ ដល់ ៩ [ブン・リアンヘン「査察事務に関する発表」(農業省の査察総所の内部訓練用発表用紙)8-9頁])。

る。省の査察機関による抗議申立ての処理も同様に、各省の大臣が決定権を有すると理解されている⁷³⁸。査察省は、2017 年ころから査察に関する法律の起草作業を行っている⁷³⁹。この草案は、筆者が調べた限りでは、2019 年 12 月に大臣会議において検討されたが、草案のままである。関係者によると査察省の権限が強化されることになるから⁷⁴⁰、行政組織全体を調整するための時間を要するのかもしれない。

3. 個別の抗議申立て

1993 年憲法 39 条および 128 条は、前述したように、抗議申立て、損害賠償請求の解決、行政事件を裁判所の管轄に属すると定めている。しかし個別法では、行政機関が、行政活動に対する抗議申立てを処理する行政紛争処理制度を定める例が多数存在している⁷⁴¹。

一例として、2007 年 12 月 8 日に公布された教育に関する法律（以下、「教育法」という。）が、あげられる。教育法 40 条第 1 項は、「本法に定められている権利が侵害された」父母、学習者および教育職員が、「教育官庁に提案または抗議申立てをする権利」があること、「裁判所に申立てをする権利を有する」ことを定めている。提案、抗議申立ておよび申立てという 3 種類の申立てが、認められているのである⁷⁴²。これらの申立ての処理手続を具体化するために教育省が制定した省令（以下、「学習者提案等解決省令」という。）を検討してみると、申立ては教育官庁にすると定められている⁷⁴³。懲戒評議会（ក្រុមប្រឹក្សាវិន័យ）が設置され、告訴（ការចោទប្រកាន់）に応答する書面による決定をもって手続が終了となるが、加害行為者個人の処罰についても、これが定められている⁷⁴⁴。

⁷³⁸ Alex Read, *supra* note 19, 184.

⁷³⁹ Freshnews, “លោកស្រីឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី ម៉ែន សំអន ផ្តល់អនុសាសន៍៣ចំណុចសំខាន់ៗ នៅក្នុងពិធីបិទសិក្ខាសាលាស្តីពីសេចក្តីព្រាងច្បាប់អធិការកិច្ច,” *Freshnews*, ៣០ សីហា ២០១៧, <http://freshnewsasia.com/index.php/en/localnews/64150-2017-08-30-11-52-34.html> (ចូលមើលចុងក្រោយ ១០ មីនា ២០២២) [Freshnews 「副首相マエン・ソムオン氏が査察法案に関するセミナー閉会式において3つの重要な勧告を与える」 Freshnews (2017 年 8 月 30 日), <http://freshnewsasia.com/index.php/en/localnews/64150-2017-08-30-11-52-34.html> (最終アクセス: 2022 年 3 月 10 日)].

⁷⁴⁰ ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច, *របាយការណ៍បូកសរុបលទ្ធផលការងារឆ្នាំ២០១៩ និងទិសដៅឆ្នាំ២០២០របស់ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច*, (២០២០), ៧០ [国民議会-元老院との関係および査察省「国民議会-元老院との関係および査察省の2019年業務結果総計および2020年方向報告書」(2020年) 70 頁]。

⁷⁴¹ 個別法に定められた行政紛争処理制度については、Kai Hauerstein, *supra* note 13, at 44; Khlok Dara, *supra* note 3, at 147-148, 154f に紹介されている。

⁷⁴² ច្បាប់ស្តីពីការអប់រំ, លេខ នស/រកម/១២០៧/០៣២, ៨ ធ្នូ ២០០៧, មាត្រា ៤០ [教育に関する法律 NS/RKM/1207/032 号 (2007 年 12 月 8 日) 40 条]。

⁷⁴³ ប្រកាសរបស់ក្រសួងអប់រំ យុវជន និងកីឡាស្តីពីនីតិវិធីនៃការស្នើ ឬការតវ៉ា ការប្តឹង និងដំណោះស្រាយសម្រាប់អ្នកសិក្សា មាតាបិតា ឬ អ្នកអាណាព្យាបាល និងបុគ្គលិកអប់រំ, លេខ២២៨០ អយក.ប្រក, ៦ មិថុនា ២០១២, ប្រការ ៥ [学習者、父母または後見人および教育職員のための提案または抗議 (申立て)、申立ておよび解決の手続に関する省令 2280 MOEYS. BK 号 (2012 年 6 月 6 日) 5 条]。

⁷⁴⁴ 同上 25 条。

これを要するに、申立ての3分類に加えて、抗議申立てが処理された結果、処罰が行われるところには、ここにも社会主義法の影響を発見することができる。

なお、前述（第2章第3節5）したように、沿革的に個別の行政紛争処理制度は、罰金の賦課決定をはじめとする「行政処罰」に限定されることも多い⁷⁴⁵。許可か特許のいずれであるのかはともかく、この取消や撤回に限定される場合もある⁷⁴⁶。個別法においては、行政紛争処理の対象となる行政活動が狭いという問題もあることを指摘しておく。

4. 抗議申立て等からの展開の困難

カンボジアにおける抗議申立て等の法制度が、社会主義諸国における法制度と共通性を有することは、何度も述べてきた。そのソ連では、一般法がまだ整備されていなかったが、1977年憲法58条2項に基づいた行政に対する司法審査制度が憲法上認められ、この法制度の整備に関する議論が活発に行われていた⁷⁴⁷。中国では、1973年時点で限定的でありながらも行政行為の司法審査の手續が認められてきた⁷⁴⁸。その後、行政訴訟とともに行政復議法が確立し、展開するようになった⁷⁴⁹。ベトナムにおいても、行政紛争（administrative disputes）に対応するため、1996年7月に、人民裁判所に行政部（administrative division courts）が設置された⁷⁵⁰。カンボジアにおける抗議批難法に相当する法制度も、数度の改正を経て2011年に、不服申立て法と告訴告発法という2つの法制度が整備されるに至った⁷⁵¹。

これに対して、カンボジアでは、社会主義時代に定められた抗議申立て等の一般法である抗議批難法が、改正されるなどして展開することはなかった。むしろ、本節の1で述べたように、1993年憲法に定められた憲法上の概念として存続してはいるが、その具体化がないままである⁷⁵²。筆者は、2017年8月30日に、農業省の査察総所における現地調査を行ったことがあるが、その現場では抗

⁷⁴⁵ なお、第2章第3節5で述べたように、個別の行政紛争処理制度は、ソ連等の諸国においては、行政に対する限定的な司法審査として行われていたものである。ソ連時代における行政に対する司法審査について、関・前掲注（594）189以下、市橋・前掲注（594）308-309頁を参照。

⁷⁴⁶ 例えば、ច្បាប់ស្តីពីផ្លូវថ្នល់, លេខនស/រកម/០៥១៤/០០៨, ៤ ឧសភា ២០១៤, មាត្រា៤៧ [道路に関する法律 NS/RKM/0514/008号（2014年5月4日）47条]（以下、「道路法」という。）、ច្បាប់ស្តីពីសុខភាពសត្វ និងផលិតកម្មសត្វ, លេខនស/រកម/០១១៦/០០៣, ២៨ មករា ២០១៦, មាត្រា ១០៣ [家畜健康家畜生産に関する法律 NS/RKM/0116/003号（2016年1月28日）103条]（以下、「家畜生産法」という。）などである。

⁷⁴⁷ ソ連における行政に対する司法審査の研究について、市橋・前掲注（594）305-370頁、市橋克哉「ソ連邦における行政にたいする司法審査（2・完）—1977年ソ連憲法と行政裁判—」名古屋大学法政論集97号（1983年）138-200頁を参照。

⁷⁴⁸ 浅井・前掲注（600）214-215頁。

⁷⁴⁹ 許・前掲注（630）37-38頁。

⁷⁵⁰ Pham Hong Quang, supra note 594, at 2, 6, 10.

⁷⁵¹ 独立行政法人国際協力機構（JICA）「ベトナム不服申立ておよび告訴告発に関する法律（旧法）【*luật khiếu nại, tố cáo*】」、<http://www.moj.go.jp/content/000111000.pdf>（最終アクセス：2017年6月6日）。

⁷⁵² 1993年憲法新160条（二・新158条）。

議批難法の名称さえ十分に認知されていなかった経験をしたことがある⁷⁵³。

もちろん、抗議批難法の改正等の展開が起こっていない主な原因の1つは、1993年憲法の制定によって、カンボジアが社会主義からの体制転換を遂げたという政治体制の変化に求められる。そのため、社会主義法の影響を受けた法制度が、ソ連、中国およびベトナムのような展開をしなかったのである。抗議批難法の仕組みを、社会主義の政治体制という価値的契機とは切り離して、その法技術的契機に注目して法整備することが可能であるのか否かが、問題であるといえよう。

第4節 原始的な紛争処理の法意識の残滓

以上はいずれにせよ、法制度を分析した結果得られた認識を述べたものであった。これとは異なり、伝統法における原始的な紛争処理の残滓は、法制度よりも行政紛争処理の実務における法意識として出現している。

1. 法意識に残る原始的な紛争処理

前述（第2章第1節1）したように、地方レベルでの調停等において、伝統的な紛争処理の意識が残存していると指摘されている。地方レベルというのは、具体的には、村落長や町村長、市郡区の首長（以下、「市郡区首長」という。）および首都州理事会の首長（以下、「首都州首長」という。）といった行政区域の首長のことを指す。

まず、村落長は、「町村行政管理に関する法律」⁷⁵⁴（以下、「町村行政管理法」という。）および「町村の評議会への権限、役割および責務の地方分権に関する政令」⁷⁵⁵（以下、「町村地方分権政令」という。）という規範文書に根拠を有する行政機関である。しかし紛争処理の責務に関する明文の規定は存在しない⁷⁵⁶。それにもかかわらず、この村落長が公役務（សេវាសាធារណៈ、public service）に対する不満に関する申立て先であると考えられる市民の割合は多く、実際に村落長に申立てをした件数の割合も全体の半数程度であるといわれており、これは他の紛争処理機関への申立て件数よりも圧倒的に多い⁷⁵⁷。

⁷⁵³ 農業省の査察総所にて、2017年8月30日に聞き取りを行った。聞き取りに応じてくれた職員には記して謝意をあらわしたい。

⁷⁵⁴ ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងរដ្ឋបាលឃុំ សង្កាត់, លេខ នស/រកម/០៣០១/០៥, ១៩ មីនា ២០០១ [町村行政管理に関する法律 NS/RKM/0301/05号 (2001年3月19日)]。

⁷⁵⁵ អនុក្រឹត្យស្តីពីការធ្វើវិមជ្ឈការអំណាច តួនាទី និង ភារកិច្ចទៅឱ្យក្រុមប្រឹក្សាឃុំ សង្កាត់, លេខ២២ អនក្រ.បក, ២៥ មីនា ២០០២ [町村の評議会への権限、役割および責務の地方分権に関する政令 22ANK. BK号 (2002年3月25日)]。

⁷⁵⁶ 町村行政管理法30条、31条、町村地方分権政令22条、23条、24条、25条、26条、27条、28条、29条を参照。

⁷⁵⁷ NCDD, supra note 5, at 19–20, គណៈកម្មាធិការជាតិសម្រាប់ការអភិវឌ្ឍតាមបែបប្រជាធិបតេយ្យនៅថ្នាក់ក្រោមជាតិ (គជអប), លទ្ធផលនៃការអង្កេតថ្នាក់ជាតិស្តីពីអភិបាលកិច្ចមូលដ្ឋានរបស់គ.អ.៣ ឆ្នាំ២០១១ (គជអប, ឧសភា ២០១២), ៥២ ដល់ ៥៣ [民主的的地方開発国家委員会『2011年のIP3の基層ガバナンスに関する国家レベル調査の結果』(民主的的地方開発国家委員会、2012年5月) 52–53頁]。

次に、町村レベルについては、町村地方分権政令では、市民が町村評議会に提案または抗議申立てをする権利が認められており、町村評議会がこれらに応答する義務が定められている⁷⁵⁸。町村長が公役務に対する不満に関する申立て先であるとする市民の割合は約5割で、実際に町村長に対して申立てた件数の割合も約4割と、村落長の次に件数が多いと報告されている⁷⁵⁹。実例として、2006年の調査では、新居住者の村民が公有池 (public pond) の近くに建設した養殖池 (fish pond) の許否をめぐる紛争について、村評議会はこれを許容しない旨の議決を行ったが、その後、新居住者が首相警備隊の構成員とともに村長と再び会合を行った結果、以上の議決は撤回され、養殖池の経営は許可されることとなった事例が報告されている⁷⁶⁰。

さらに、市郡区首長については、「首都州市郡区行政管理に関する法律」(以下、「首都州市郡区行政管理法」という。) およびその下位の規範文書⁷⁶¹では、市郡区評議会の基層における紛争 (វិវាទនៅមូលដ្ឋាន) および市民からの要請または抗議申立てを処理する義務が定められている⁷⁶²。市郡区行政に属する課として、基層における紛争の調停事務を担当する「立法および基層紛争調停課」(ការិយាល័យនីតិកម្ម និងសម្រុះសម្រួលវិវាទមូលដ្ឋាន) が設置されている⁷⁶³。2011年の調査による

⁷⁵⁸ 町村地方分権政令31条、32条を参照。

⁷⁵⁹ NCDD, supra note 5, at 19–20、民主的地方開発国家委員会・前掲注(757) 52–53頁。

⁷⁶⁰ Center for Advanced Studies and World Bank, *Justice for the Poor? An Exploratory Study of Collective Grievances over Land and Local Governance in Cambodia* (October 2006), 57–59.

⁷⁶¹ អនុក្រឹត្យស្តីពីតួនាទី ភារកិច្ច និងទំនាក់ទំនងការងាររបស់ក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលរាជធានីភ្នំពេញ និងក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលខណ្ឌនៃរាជធានីភ្នំពេញ, លេខ២១៥.អនក្រ.បក, ១៥ ធ្នូ ២០០៩ [プノンペン首都評議会、理事会およびプノンペン首都の区評議会、理事会の役割、責務および事務関係に関する政令215. ANK. BK 号 (2009年12月14日)]、អនុក្រឹត្យស្តីពីតួនាទី ភារកិច្ច និងទំនាក់ទំនងការងាររបស់ក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលខេត្ត ក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលក្រុង និងក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលស្រុក, លេខ២១៦.អនក្រ.បក, ១៥ ធ្នូ ២០០៩ [州評議会、理事会、市評議会、理事会および郡評議会、理事会の役割、責務および事務関係に関する政令216. ANK. BK 号 (2009年12月14日)]、អនុក្រឹត្យស្តីពីមុខងារ និងរចនាសម្ព័ន្ធរដ្ឋបាលខណ្ឌនៃរាជធានីភ្នំពេញ, លេខ១៨៣ អនក្រ.បក, ២ ធ្នូ ២០១៩ [プノンペン首都の区行政機能および構造に関する政令183ANK. BK 号 (2019年12月2日)]、អនុក្រឹត្យស្តីពីមុខងារ និងរចនាសម្ព័ន្ធរដ្ឋបាលក្រុង, លេខ១៨២ អនក្រ.បក, ២ ធ្នូ ២០១៩ [市行政機能および構造に関する政令182ANK. BK 号 (2019年12月2日)]、អនុក្រឹត្យស្តីពីមុខងារ និងរចនាសម្ព័ន្ធរដ្ឋបាលស្រុក, លេខ១៨៤ អនក្រ.បក, ២ ធ្នូ ២០១៩ [郡行政機能および構造に関する政令184ANK. BK 号 (2019年12月2日)]、ប្រកាសរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃស្តីពីការបង្កើតការិយាល័យចំណុះទីចាត់ការនៃសាលារាជធានីភ្នំពេញ ការបង្កើតការិយាល័យនៃសាលាខណ្ឌ និងការកំណត់តួនាទី ភារកិច្ច របៀបរបបការងារនៃការិយាល័យទាំងនោះ, លេខ ៤២៧៣ ប្រក, ៣០ ធ្នូ ២០០៩ [プノンペン首都役所の本部に属する課の設置、区役所の課の設置およびこれらの課の役割、責務、事務体系の定めに関する省令4273BK 号 (内務省、2009年12月30日)]、ប្រកាសរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃស្តីពីការបង្កើតការិយាល័យចំណុះទីចាត់ការនៃសាលាខេត្ត ការបង្កើតការិយាល័យនៃសាលាក្រុង ការបង្កើតការិយាល័យនៃសាលាស្រុក និងការកំណត់តួនាទី ភារកិច្ច របៀបរបបការងារនៃការិយាល័យទាំងនោះ, លេខ ៤២៧៤ ប្រក, ៣០ ធ្នូ ២០០៩ [州役所の本部に属する課の設置、市役所の課の設置、郡役所の課の設置およびこれらの課の役割、責務、事務体系の定めに関する省令4274BK 号 (内務省、2009年12月30日)] を参照。

⁷⁶² 首都州市郡区行政管理法89条、92条、93条。

⁷⁶³ អនុក្រឹត្យស្តីពីមុខងារ និងរចនាសម្ព័ន្ធរដ្ឋបាលខណ្ឌនៃរាជធានីភ្នំពេញ, លេខ១៨៣ អនក្រ.បក, ២ ធ្នូ ២០១៩, មាត្រា១៩ [プノンペン首都の区行政機能および構造に関する政令183ANK. BK 号 (2019年12月2日) 19条]、អនុក្រឹត្យស្តីពីមុខងារ និងរចនាសម្ព័ន្ធរដ្ឋបាលក្រុង, លេខ១៨២ អនក្រ.បក, ២ ធ្នូ ២០១៩, មាត្រា២៣ [市行政機能および構造に関する政令182ANK. BK

と、地方行政 (local authorities) に対する不服が、評議会ではなくて、郡首長に申し立てられていると報告されている⁷⁶⁴。

最後に、首都州首長については、首都州市郡区行政管理法は、基層における紛争、市民の要請または抗議申立てを処理する義務を首都州評議会に課している⁷⁶⁵。また、首都評議会および理事会を補助する補助機関たる本部 (ទីបាត់ការ) の1つとして、権力濫用 [の防止等] および基層における紛争解決を担当する法務および人権本部 (ទីបាត់ការកិច្ចការច្បាប់ និងសិទ្ធិមនុស្ស) が政令によって設置され、この本部にはさらに、基層における紛争解決課 (ការិយាល័យកិច្ចការច្បាប់ និងការដោះស្រាយវិវាទនៅមូលដ្ឋាន) が省令によって設置されている⁷⁶⁶。同様に、州にも、基層における紛争解決を担当する共同分野本部 (ទីបាត់ការអន្តរវិស័យ) が政令によって設置され、この本部にはさらに、行政に対する市民からの申立て書を受理する事務を担当する法務および公安課 (ការិយាល័យកិច្ចការច្បាប់ និងសុវត្ថិភាពសាធារណៈ) が省令によって設置されている⁷⁶⁷。

実際には、評議会による紛争解決の事例が見当たらないと指摘されている⁷⁶⁸。これに対して、首都州首長が、少数民族と経済土地コンセッション会社との間の土地紛争について、内務省等と協力して解決した例もある⁷⁶⁹。

号 (2019年12月2日) 23条]、អនុក្រឹត្យស្តីពីមុខងារ និងរចនាសម្ព័ន្ធរដ្ឋបាលស្រុក, លេខ១៨៤ អនក្រ.បក, ២ ធ្នូ ២០១៩, មាត្រា២៣ [郡行政機能および構造に関する政令 184ANK. BK 号 (2019年12月2日) 23条]。

⁷⁶⁴ Kang Chandararot and Dattet Liv, *Multi-Level Citizen and Councilor Survey: An Index to Measure Sub-National Democratic Accountability in Cambodia* (EU SPACE Program Technical Report, 2011), 25-27, 29.

⁷⁶⁵ 首都州市郡区行政管理法 89 条、92 条、93 条。

⁷⁶⁶ អនុក្រឹត្យស្តីពីតួនាទី ភារកិច្ច និងទំនាក់ទំនងការងាររបស់ក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលរាជធានីភ្នំពេញ និងក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលខណ្ឌនៃរាជធានីភ្នំពេញ, លេខ២១៥.អនក្រ.បក, ១៤ ធ្នូ ២០០៩, មាត្រា៥៨ ចំណុច ៨ [プノンペン首都評議会、理事会およびプノンペン首都の区評議会、理事会の役割、責務および事務関係に関する政令 215. ANK. BK 号 (2009年12月14日) 58条第7号]、ប្រកាសរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃស្តីពីការបង្កើតការិយាល័យចំណុះទីបាត់ការនៃសាលារាជធានីភ្នំពេញ ការបង្កើតការិយាល័យនៃសាលាខណ្ឌ និងការកំណត់តួនាទី ភារកិច្ច របៀបរបបការងារនៃការិយាល័យទាំងនោះ, លេខ ៤២៧៣ ប្រក, ៣០ ធ្នូ ២០០៩, ប្រការ៩ កថាខណ្ឌទី២ លេខ ២ [プノンペン首都役所の本部に属する課の設置、区役所の課の設置およびこれらの課の役割、責務、事務体系の定めに関する省令 4273BK 号 (内務省、2009年12月30日) 9条第2項2号]。

⁷⁶⁷ អនុក្រឹត្យស្តីពីតួនាទី ភារកិច្ច និងទំនាក់ទំនងការងាររបស់ក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលខេត្ត ក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលក្រុង និងក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលស្រុក, លេខ២១៦.អនក្រ.បក, ១៤ ធ្នូ ២០០៩, មាត្រា៥៨ ចំណុច ៦ [州評議会、理事会、市評議会、理事会および郡評議会、理事会の役割、責務および事務関係に関する政令 216. ANK. BK 号 (2009年12月14日) 58条5号]、ប្រកាសរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃស្តីពីការបង្កើតការិយាល័យចំណុះទីបាត់ការនៃសាលាខេត្ត ការបង្កើតការិយាល័យនៃសាលាក្រុង ការបង្កើតការិយាល័យនៃសាលាស្រុក និងការកំណត់តួនាទី ភារកិច្ច របៀបរបបការងារនៃការិយាល័យទាំងនោះ, លេខ ៤២៧៤ ប្រក, ៣០ ធ្នូ ២០០៩, ប្រការ៧ កថាខណ្ឌទី២ លេខ៣ [州役所の本部に属する課の設置、市役所の課の設置、郡役所の課の設置およびこれらの課の役割、責務、事務体系の定めに関する省令 4274BK 号 (内務省、2009年12月30日) 7条第2項3号]。

⁷⁶⁸ ヒアン・サーン・前掲注 (476) 143 頁。

⁷⁶⁹ The NGO Forum on Cambodia, *Investigation Report: Impact of Development Project Benh Hoeurk Kratie Rubber 1 Company Limited* (Phnom Penh: December 2015), (references) 57-59, 62-65, 69-72. なお、この調査報告のページ番号は 16 頁までしかないので、この参考資料に記載された申立ての文書や紛争処理機関のこれに対する応答の部分にはページ番号がっていない。ここで示す 57-59 等の数字は筆者が 16 頁から継続して計算したページ番号である。以下同様。

なお、地方行政が多いが、上級の行政機関に申立てが行われた件数も少なくない。2016年の調査によると、調査の対象となった382件の土地紛争の当事者は、査察省に25件、内務省に38件の申立てを行い、件数は不明であるが、国土省および国防省にも申立てを行ったとされる⁷⁷⁰。ただし解決した事例は、州の関係地方局（ក្រុមការងារខេត្ត និងមន្ទីរពាក់ព័ន្ធ）が8件、環境地方局（មន្ទីរពិសោធន៍）が2件、州地籍地方局（មន្ទីរសុរិយោដីខេត្ត）が1件というように、実際には、地方局が解決した例が多い⁷⁷¹。調査は、2007年以後においては、毎年行われている⁷⁷²。筆者が入手できたのは、その全てではないが⁷⁷³、統計の充実にはなお課題があるように思われる。

地方レベルでの紛争解決が実現しなかった場合や大規模な紛争は、査察省が抗議申立て等を調査し、王国政府が決定した調査の結果を公表すると定める規定しかない⁷⁷⁴。実際には、大臣会議官房（office of the council of ministers）をはじめとする最高機関に対して行われる申立ての件数が多いという指摘がある⁷⁷⁵。実例として、2016年における大規模な土地紛争の処理を見ると、大臣会議官房は、18件の申立てを受理し、1件を解決したと報告されている⁷⁷⁶。

最後に、権威主義的な行政の残存という観点からは首相による紛争処理が注目されるが、前述したように、王国政府が決定した調査の結果を公表すると定められているにとどまる⁷⁷⁷。しかし、実際には、土地紛争に関する申立てを首相に行い、首相による解決も見られる⁷⁷⁸。2016年の調査によ

⁷⁷⁰ カンボジアに関する非政府組織フォーラム・前掲注（4）24-25頁。

⁷⁷¹ 同上29-31頁。

⁷⁷² 同上2頁。

⁷⁷³ The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Dispute Occurring in Cambodia 2008* (The NGO Forum on Cambodia, 2009), 4-5; The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Dispute Occurring in Cambodia 2009* (The NGO Forum on Cambodia, 2010), 7-9; The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2010* (Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, June 2011), 8-10; The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2013* (Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, September 2014), 13, 28-31; The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2014* (Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, September 2015), 15-17, 32-35; The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2015* (Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, March 2016), 15-17, 22-25.

⁷⁷⁴ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច, លេខ ០៣ អនក្រ.បក, ១២ មករា ២០១៥, មាត្រា ៥, មាត្រា ២១ [国民議会-元老院との関係および査察省の組織および運営に関する政令 03ANK.BK 号 (2015年1月12日) 5条、21条]。

⁷⁷⁵ Khlok Dara, *supra* note 3, at 146, 150.

⁷⁷⁶ カンボジアに関する非政府組織フォーラム・前掲注（4）24頁、31頁。

⁷⁷⁷ 注の774と同じであるが、念のため出典を示す。អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច, លេខ ០៣ អនក្រ.បក, ១២ មករា ២០១៥, មាត្រា ៥, មាត្រា ២១ [国民議会-元老院との関係および査察省の組織および運営に関する政令 03ANK.BK 号 (2015年1月12日) 5条、21条]。

⁷⁷⁸ មុនីរត្ន, “បន្ទាប់ពីខុទ្ទការល័យនាយករដ្ឋមន្ត្រីអន្តរាគមន៍ ៖ តុលាការរដ្ឋាការអន្តរកម្ម យកដី យោធិនពិការមាសសុផាត,” *ស្ទើរកម្ពុជា* (១៦ ឧសភា ២០១៩), <https://www.rasmeinews.com/archives/188365?fbclid=IwAROBvWaSx-EfjdbkkvtxEaUVMQ7eGipB6R000hBhpDFCBdL-44QXLhRsvU> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ១០ កក្កដា ២០២០) [ムニーロアト「首相官房の干渉後—裁判所が障害軍人ミアス・ソパートの土地を収用する〔判決の〕執行を中断—」リアクスマイ・カンプチア (2019年5月16日)、<https://www.rasmeinews.com/archives/188365?fbclid=IwAROBvWaSx-EfjdbkkvtxEaUVMQ7eGipB6R000hBhpDFCBdL-44QXLhRsvU> (最終アクセス: 2020年7月10日)]。

ると、首相官房は、51 件の申立てを受理したが、これらの申立てに対する解決については、統計において、王国政府や大臣会議官房のみが報告され、首相またはその官房による解決が報告されていない⁷⁷⁹。しかし、同調査において記載された事例には、首相の決定によって解決された土地紛争があった⁷⁸⁰。首相と同様に国家元首たる国王の紛争処理の根拠を定める明文の規定が存在していない。2016 年の調査によると、土地紛争の当事者が王宮に対して行った申立てが 5 件あって、王宮が解決した土地紛争が 1 件、存在した⁷⁸¹。また、不適切に土地権利証を作成したと疑われる地籍官 (មន្ត្រីសុរិយោដី) に対する措置を講じるように、国王に干渉文書 (លិខិតអន្តរាគមន៍) が提出された事例もあった⁷⁸²。

2012 年の公役務 (សេវាសាធារណៈ、public service) の提供についての申立ての調査によれば、市民が村落長等の様々な紛争処理機関に申立てをしたと指摘している⁷⁸³。これに加えて、村落長に対する申立てが 86%、市郡区に対する申立てが 8.9%、州に対する申立ては 2.1%であったという。

以上のような統計を前提とすれば、最も重要なことは、様々な紛争処理機関に対して申立てが行われていることである。論者によって表現の仕方は異なるが、複数の紛争処理機関に紛争の解決を求めるという特徴は、歴史的に存在してきたと主張されている⁷⁸⁴。社会主義の時代においても、1988 年後半における抗議申立ておよび批難申立ての審査解決に関する報告によると、市民が同一事項について、中央における全ての管轄組織に申立てを行っていたという興味深い観察もあった⁷⁸⁵。さらに、一部ではあるが 1970 年以前のサンクム時代にも、同様の特徴があったと指摘されている⁷⁸⁶。

⁷⁷⁹ カンボジアに関する非政府組織フォーラム・前掲注 (4) 24 頁、31 頁。

⁷⁸⁰ 同上 39 頁。

⁷⁸¹ 同上 24 頁、31 頁。

⁷⁸² ជិនជេដ្ឋា, “តំណាងរដ្ឋាក្រុមឡាវខេត្តកំពង់ឆ្នាំងគ្រោងប្តឹងមន្ត្រីសុរិយោដីពីនាក់ចោទធ្វើប្លង់ដីមិនត្រឹមត្រូវ” វិទ្យុអាស៊ីសេរី (RA) ១១ កញ្ញា ២០១៦, [。](https://www.rfa.org/khmer/news/land/Lor-Peang-Villager-to-sue-two-cadastral-officials-09112016084715.html?searchterm:utf8:ustring=%20ឡាវ-ឯ (បានចូលមើលចុងក្រោយ ១០ កក្កដា ២០២០) [チン・チェター「ロー・ピアン村落民の代表は地籍官 2 名が不適切に土地権利証 [の発行手続] をしたと告訴する申立てをする計画を立てる」自由アジアラジオ (RFA) (2016 年 9 月 11 日), <a href=)

⁷⁸³ NCDD, supra note 5, at 19-20、民主的的地方開発国家委員会・前掲注 (757) 52-53 頁。

⁷⁸⁴ William A. Collins, supra note 471, at 11-12, 15-18, 25, 27-42; Caroline Hughes, *An Investigation of Conflict Management in Cambodian Villages* (Phnom Penh: Cambodia Development Resource Institute, 2001), 25; So Sovannarith et al., “Social Assessment of Land in Cambodia: A Field Study,” Cambodia Development Resource Institute Working Paper Series, Working Paper 20, November 2001: 34-37, 57-58, 65, 67-68, 71, 74; Center for Advanced Studies and World Bank, *Towards Institutional Justice? A Review of the Work of Cambodia’s Cadastral Commission in Relation to Land Dispute Resolution* (October 2006), 32, 34; Center for Advanced Studies and World Bank, supra note 760, at 22-29.

⁷⁸⁵ ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ, របាយការណ៍ស្តីពីសកម្មភាពការងារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋជូនរដ្ឋសភាសម័យប្រជុំលើកទី១៦ នីតិកាលទី១, ៣ កម្ពុ: ១៩៨៩, ទំព័រ៦ [国家評議会「第 1 立法任期第 16 回会期の国民議会に提出する国家評議会の業務活動に関する報告書」(1989 年 2 月 3 日) 6 頁]。

⁷⁸⁶ Caroline Hughes, supra note 784, at 25.

以上の整理は、行政紛争処理の実際における伝統法の意識のあらわれという把握が前提となっているが、法制度にもないわけではない。例えば、土地紛争を処理する地籍委員会による紛争調停は、慣習の伝統に則して行われなければならないと定めているように、これを認めた例が1つある⁷⁸⁷。しかし、ここに示した慣習の伝統とはなにかについての規定はない⁷⁸⁸。

2. 抗議申立て制度に紛れた伝統法とその影響

伝統法における対個人紛争主義と、社会主義法の影響を受けたと思われる抗議申立ておよび批難申立てとの関係は、どのように考えられるのであろうか。個人のみならず、国家組織や社会組織に対しても抗議申立て等が可能であったところには、伝統法との関係は見えてこない。しかし、査察機関の組織規範を定めた文書を見ると、官吏や職員を中心とする抗議申立てになっており、社会主義的適法性の観念に加えて、ここには伝統法における対個人紛争主義の影響もないとはいえないであろう。

伝統法における紛争処理機関の職権による措置も、市民が申立てしかできなかった社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度の特徴と類似している。このような類似している原始的な紛争処理、および抗議申立て制度の影響は、現行行政紛争処理制度において申立人の手続上の権利などを定める詳細な手続が整備されていない原因となると筆者は考えている。要するに、理論的に、行政機関が市民を積極的に救済するからここには対立もないので、市民がこの救済制度においてなんらかの権利を有することや紛争処理手続に関与する必要性が乏しく、これに関する法制度の整備も不要となるのである。

このように、伝統法の意識およびこれに類似する社会主義法の影響やその実務は、カンボジアにおける行政紛争処理制度が十分に整備されていない要因となり、行政紛争処理制度に分裂して混在している断片的な残滓が行政争訟制度など次の段階へと展開することを妨げる条件となっている。

3. 法制度の展開を妨げる伝統法の意識

伝統法の意識が強いと、行政争訟制度へと展開する条件が形成されてこないのは、なぜであろうか。この問いには、以下の2つの問題点が含まれている。

第1に、前述したように、村落長、町村長、市郡区の首長、首都州の首長、大臣、首相、国王という複数の行政機関に紛争解決を求める申立てをする法意識が強いと、ある行政事務について責任

⁷⁸⁷ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃគណៈកម្មការសុវិយោធី, លេខ៤៧អនក្រ.បក, ៣១ ឧសភា ២០០២, មាត្រា ៦ [地籍委員会の組織および運営に関する政令 47ANK. BK 号 (2002年5月31日) 6条]。

⁷⁸⁸ 地籍委員会の土地紛争処理手続は、省令や指導などによって具体化したがるが、どの部分が慣習の伝統に当たるかは不明である。

を有する行政機関に権限を付与するという観念は、なかなか生まれてこない。第2に、個人の責任を追及する対個人紛争主義が強いと、行政訴訟、民事訴訟と刑事訴訟とは区別されずに、むしろ相対化や一体化に向かうだろう。行政責任や行政行為を中心とする行政訴訟を展開させるだけの力も、ここからは生まれてこないと考えられる。

以上の2点に留意しながら、実例を見てみよう。土地紛争において権利関係を証明するために、隣地の住民4人による保証文書を作成しようとした当事者は、ラタナキリー州コーンム郡スラエ・オンクローン村に所在する村落長が2018年12月29日と30日にこの4人の住民の指紋を確認する署名をしなかったことを理由として、当該村落長を市民に対して行政サービスを提供する職務を遂行しない罪で、またこの村落長に不作為を指示したと思われるスラエ・オンクローン村の村長を権限濫用罪で、内務大臣に対して措置を講じるように申し立てた。内務省は、2019年4月4日に、ラタナキリー州理事会の首長に対して、当該申立てを調査する官吏を任命するように要請する書面を発出した⁷⁸⁹。

また、シアマリアプ州ボンティアイスレイ郡行政が、土地紛争を解決するために、2022年1月11日に、この地域における土地紛争がある市民全てに対して、主張の根拠となる書類を添付した申立てをボンティアイスレイ郡役所に行うように求める通知を発出した⁷⁹⁰。2022年1月22日に、ボンティアイスレイ郡首長であるクム・フィンソン氏は、自分のFacebook ページにおいて、上記通知書に基づいて、地図で土地紛争の地域を指定し、当該地域における土地紛争関係を明確に整理するために、市民全員に対して土地占有収益に関する書類を郡行政に提供するように呼びかけた⁷⁹¹。これに対して一人の事業家は、ボンティアイスレイ郡首長が事業家の同意を欠いたまま自己の土地を測量させたこと等を理由に、シアマリアプ州始審裁判所付属検察官に訴えを提起し、当該郡首長に対する法的措置を講じるように請求した⁷⁹²。

⁷⁸⁹ លិខិតរបស់អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាលនៃក្រសួងមហាផ្ទៃជូនសម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងមហាផ្ទៃ, លេខ ០៩១/ន.ស.ប, ២១ មីនា ២០១៩ [ソー・ケン副首相兼内務大臣宛内務省の行政総局の文書091/N. S. Kh 号 (2019年3月21日)], លិខិតរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃជូនឯកឧត្តមអភិបាលខេត្តរតនគិរី, លេខ ៧៧៦ សជណ, ៤ មេសា ២០១៩ [ラタナキリー州理事会の首長閣下宛内務省の文書776 SchN 号 (2019年4月4日)]。

⁷⁹⁰ សេចក្តីជូនដំណឹងរបស់សាលាស្រុកបន្ទាយស្រី, លេខ០០២/២១ស.ជ.ណ, ១១ មករា ២០២២ [ボンティアイスレイ郡の通知書002/21S. Ch. N 号 (2022年1月11日)]。

⁷⁹¹ Khim Finan, post on Facebook, January 22, 2022, 5:05 p.m., accessed February 25, 2022, <https://www.facebook.com/khimfinan>。

⁷⁹² ពាក្យបណ្តឹងព្រហ្មទណ្ឌជូនអយ្យការអបសាលាជំបូងខេត្តសៀមរាប, លេខ២១២, ១៥ កុម្ភៈ ២០២២ [シアマリアプ州始審裁判所付属検察官への告発書212号 (2022年2月15日)]。これに関するニュースとして、សៀមរាបប៉ុស្តិ៍, “ស្ត្រីម្នាក់ប្តឹង លោក យឹម ហ៊ឺណាង ពីបទញុះញង់រំលោភលើកម្មសិទ្ធិឯកជន និងមិនគោរពតាមសេចក្តីសម្រេចរបស់តុលាការ,” សៀមរាបប៉ុស្តិ៍, ១៦ កុម្ភៈ ២០២២, https://www.srpostnews.com/article/42748?fbclid=IwAR3dIM73vLE7E0YEcisB1-k0VKit_HibqJcGzyX-7xEf7kHy5eE81X-w8A (បានចូលមើលចុងក្រោយ ៧ មីនា ២០២២) [シアマリアプポスト 「一人の女性が、クム・フィンソン氏を私的所有権侵害扇動

以上の事例では、刑事処罰や行政懲戒処罰とは別に行政紛争の処理制度が未整備であるという問題があらわれてくる。これを法定されない伝統法上の紛争処理機関が紛争を処理しようとする場合には、調停等の手段しかないことになる⁷⁹³。カンボジアでは、裁判と裁判外における調停等の手段という区別（これは、第2章第1節で前述した。）は、このような背景を有する⁷⁹⁴。このような区別は、フランスによる法制度改革および社会主義法の影響を受けた法整備が行われるようになった過程において形成されたものであるが、伝統法に根源があると一般的に認識されているのである。いずれにせよ、このような紛争処理が日常的に行われているが、この紛争処理方法からは、行政活動を審査する行政争訟制度はおろか法的な紛争の処理制度一般への展開でさえ困難である。

第5節 現行行政紛争処理制度の諸問題

1. 用語または概念の多義性

前述の整理からも明らかになったように、憲法、査察機関や裁判所を設置する組織規范文書、個別領域の規范文書という広い範囲の規范文書において、抗議申立て、批難申立て、行政訴訟、行政事件などという複数の概念が定められているが、その内容はいずれも文言のみが存在しており、これらの用語または概念についての統一した理解が見られない。

まず、行政事件は、前述したように、民事裁判機関の管轄に属すること、民事訴訟法がこれに適用されることの他に、これ以上の規定がないため、これはどのような事件であるのかが不明である。また、これよりも具体的な内容が定められている行政訴訟は、現時点において行政機関の組織規范文書にしか定められていないが、一般法が存在しないので、省間で理解が異なっていると看做し、放置されたままとなる。

次に、1993年憲法39条では、クメール市民の抗議申立ての紛争処理機関は裁判所とされ、その対象は、批難申立ておよび損害賠償請求と同一の国家組織、社会組織およびこれらの職員の違法行為である。しかし、組織規范文書では、申立人の範囲や対象が具体的に定められていない。申立人は、これを定めない規范文書が多いが、定めた場合においても、自然人または法人⁷⁹⁵、市民または市民社会⁷⁹⁶など規范文書によって異なっている。申立ての対象も同様で、査察省が処理する王国政

および裁判所の決定不遵守の罪で訴え」シアマリアポスト（2022年2月16日）、https://www.srpostnews.com/article/42748?fbclid=IwAR3d1M73v1E7E0YEcisB1-k0VKit_HibqgUcGzyX-7xEf7kHy5eE81X-w8A（最終アクセス：2022年3月7日）を参照。

⁷⁹³ William A. Collins, *supra* note 471, at 14.

⁷⁹⁴ ベアトリス・前掲注(26) 146-147頁。

⁷⁹⁵ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងយុត្តិធម៌, លេខ១៣០ អនក្រ.បក, ១ កក្កដា ២០២២, មាត្រា៤២ [司法省の組織および運営に関する政令130ANK. BK号(2022年7月1日)42条]。

⁷⁹⁶ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, លេខ ៤៨៨ អនក្រ.បក, ១៦ តុលា ២០១៣, មាត្រា ៤៣ [経済および財務省の組織および運営に関する政令488ANK. BK号(2013年10月16日)53条]、អនុក្រឹត្យស្តីពីការ

府の「管轄」に属する抗議申立て⁷⁹⁷、外務省が処理する「外務」に関連する抗議申立て⁷⁹⁸のように、行政事務一般という程度の語句しか定められていない。内務省の査察総所では、文民公務員（មន្ត្រីរាជការស៊ីវិល）の「実行」や警察官吏（មន្ត្រីនគរបាល）の「活動」に関連する抗議申立てが定められているが、この内容も不明である⁷⁹⁹。国土省の査察総所では、国土省の管轄に関連する「事務」にかかわる抗議申立てが定められているが、特別の意味があるように運用されていない⁸⁰⁰。

最終的に裁判所に訴えを提起することができる場合において、前置主義か否かを別の問題として、行政機関への申立てが定められているときもある。この場合には、どの紛争処理機関に申し立てればよいかが問題となる。この場合においても、省（ក្រសួង）、大臣（រដ្ឋមន្ត្រី）、官庁（អាជ្ញាធរ）、機関（ស្ថាប័ន）、機関長（ប្រធានស្ថាប័ន）、地方行政（រដ្ឋបាលថ្នាក់ក្រោមជាតិ）等、文言は区々である⁸⁰¹。

រៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងប្រៃសណីយ៍ និងទូរគមនាគមន៍, លេខ ៣៩.អនក្រ.បក, ២៨ មករា ២០១៤, មាត្រា ២៣ [郵便および電信省の組織および運営に関する政令 39. ANK. BK 号 (2014 年 1 月 28 日) 23 条]、អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងពាណិជ្ជកម្ម, លេខ ១៣១.អនក្រ.បក, ១៩ មីនា ២០១៤, មាត្រា ២៦ [商業省の組織および運営に関する政令 131. ANK. BK 号 (2014 年 3 月 19 日) 26 条]、អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតអគ្គាធិការដ្ឋាន ចំណុះក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ ៧៣ អនក្រ.បក, ៥ ឧសភា ២០១៦, មាត្រា ៣, មាត្រា៥ [国土省に属する査察総所の設置に関する政令 73ANK. BK 号 (2016 年 5 月 5 日) 3 条、5 条] អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងការបរទេស និងសហប្រតិបត្តិការអន្តរជាតិ, លេខ ២៧៤ អនក្រ.បក, ២៨ ធ្នូ ២០១៦, មាត្រា ២៩ [外務および国際協力省の組織および運営に関する政令 274 ANK. BK 号 (2016 年 12 月 28 日) 29 条]。

⁷⁹⁷ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច, លេខ ០៣ អនក្រ.បក, ១២ មករា ២០១៥, មាត្រា ៥ [国民議会-元老院との関係および査察省の組織および運営に関する政令 03ANK. BK 号 (2015 年 1 月 12 日) 5 条]。

⁷⁹⁸ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងការបរទេស និងសហប្រតិបត្តិការអន្តរជាតិ, លេខ ២៧៤ អនក្រ.បក, ២៨ ធ្នូ ២០១៦, មាត្រា ២៩ [外務および国際協力省の組織および運営に関する政令 274 ANK. BK 号 (2016 年 12 月 28 日) 29 条]。

⁷⁹⁹ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងមហាផ្ទៃ, លេខ ១០៩ អនក្រ.បក, ១៩ សីហា ២០១៥, មាត្រា ៥, មាត្រា៣៣, មាត្រា៣៦, មាត្រា៣៩ [内務省の組織および運営に関する政令 109ANK. BK 号 (2015 年 8 月 19 日) 5 条、33 条、36 条、39 条]。

⁸⁰⁰ អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតអគ្គាធិការដ្ឋាន ចំណុះក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ ៧៣ អនក្រ.បក, ៥ ឧសភា ២០១៦, មាត្រា ៣, មាត្រា៥ [国土省に属する査察総所の設置に関する政令 73ANK. BK 号 (2016 年 5 月 5 日) 3 条、5 条]、ប្រកាសរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ការិយាល័យ ចំណុះនាយកដ្ឋាន នៃអគ្គាធិការដ្ឋានក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ ១៥០ ជនស.ប្រក/ប, ៣១ ឧសភា ២០១៦, ប្រការ ៧ [国土省査察総所の局に属する課の組織および運営に関する省令 150 MLMUPC. BK/B (国土省、2016 年 5 月 31 日) 7 条]。

⁸⁰¹ 省を紛争処理機関とする規範文書は、土地法 45 条、ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងធនធានទឹកនៅក្នុងព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខនស/រកម/០៦០៧/០១៦, ២៩ មិថុនា ២០០៧, មាត្រា១៨ [カンボジア王国における水資源管理に関する法律 NS/RKM/0607/016 号(2007 年 6 月 29 日)18 条] (以下、「水資源管理法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីការធានារ៉ាប់រង, លេខនស/រកម/០៨១៤/០២១, ៤ សីហា ២០១៤, មាត្រា៥៦ [保険に関する法律 NS/RKM/0814/021 号 (2014 年 8 月 4 日) 56 条] (以下、「保険法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីទូរគមនាគមន៍, លេខនស/១២១៥/០១៧, ១៧ ធ្នូ ២០១៥, មាត្រា៧៥ [電信に関する法律 NS/1215/017 号(2015 年 12 月 17 日)75 条] (以下、「電信法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងប្រេងកាតនិងផលិតផលប្រេង

កាត, លេខនស/រកម/០៧១៩/០០៦, ១២ កក្កដា ២០១៩, មាត្រា៥៦ [石油および石油産物管理に関する法律 NS/RKM/0719/006号(2019年7月12日)56条] (以下、「石油管理法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីសំណង់, លេខនស/រកម/១១១៩/០១៩, ២វិច្ឆិកា ២០១៩, មាត្រា៨៣ [建設に関する法律NS/RKM/1119/019号(2019年11月2日)83条] (以下、「建設法」という。)、អនុក្រឹត្យស្តីពីនគរបន្ថែមរដ្ឋបាល រាជធានី ក្រុង និងទីប្រជុំជន, លេខ៤២ អនក្រ.បក, ៣ មេសា ២០១៥, មាត្រា៦៤ [首都市および都会都市化に関する政令42ANK.BK号(2015年4月3日)64条] がある。大臣を紛争処理機関とする規范文書は、ច្បាប់ស្តីពីស្តង់ដារកម្ពុជា, លេខនស/រកម/០៦០៧/១៣, ២៤ មិថុនា ២០០៧, មាត្រា២៨, មាត្រា៣៤, មាត្រា៤៦ [カンボジア標準に関する法律NS/0607/13号(2007年6月24日)28条、34条、46条] (以下、「標準法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា៣ មាត្រា៦ មាត្រា៧ មាត្រា៨ មាត្រា៩ មាត្រា១១ មាត្រា១២ ចំណងជើងជំពូកទី៤ មាត្រា១៦ មាត្រា១៩ មាត្រា២៦ មាត្រា៥០ មាត្រា៥១ មាត្រា៥២ មាត្រា៥៣ មាត្រា៥៤ មាត្រា៥៥ មាត្រា៥៦ មាត្រា៥៧ មាត្រា៥៨ មាត្រា៥៩ មាត្រា៦៥ មាត្រា៦៦ មាត្រា៦៧ និងមាត្រា៦៨នៃច្បាប់ស្តីពីស្តង់ដារកម្ពុជាដែលត្រូវប្រកាសឱ្យប្រើដោយព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកម/០៦០៧/១៣ ចុះថ្ងៃទី២៤ ខែមិថុនា ឆ្នាំ២០០៧, លេខនស/រកម/០៦១៨/០១១, ២៦ មិថុនា ២០១៨, មាត្រា៥៥ [2007年6月24日付王令NS/0607/13号に公布されるカンボジア標準に関する法律3条、6条、7条、8条、9条、11条、12条、第4章のタイトル、16条、19条、26条、50条、51条、52条、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、65条、66条、67条および68条改正に関する法律NS/RKM/0618/011号(2018年6月26日)新9条] (以下、「標準法改正法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីទេសចរណ៍, លេខនស/រកម/០៦០៩/០០៧, ១០ មិថុនា ២០០៩, មាត្រា៤៦ [観光に関する法律NS/0609/007号(2009年6月10日)46条] (以下、「観光法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីការត្រួតពិនិត្យផលិតផលថ្នាំជក់, លេខនស/រកម/០៥១៥/០០៤, ១៨ ឧសភា ២០១៥, មាត្រា៣៥ [タバコ製品監督に関する法律NS/RKM/0515/004号(2015年5月18日)35条] (以下、「タバコ監督法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីពាណិជ្ជកម្មតាមប្រព័ន្ធអេឡិចត្រូនិក, លេខនស/រកម/១១១៩/០១៧, ២ វិច្ឆិកា ២០១៩, មាត្រា៤៩, មាត្រា៥០ [エレクトロニクシステムによる商業に関する法律NS/RKM/1119/017号(2019年11月2日)49条、50条] (以下、「エレクトロニク商業法」という。)、ប្រកាសរបស់ក្រសួងការងារ និងបណ្តុះបណ្តាលវិជ្ជាជីវៈស្តីពីនីតិវិធីនៃការធ្វើឧបាស្រ័យលើចំណាត់ការរបស់មន្ត្រីដែលទទួលបានប្រតិភូកម្មមុខងារក្នុងការអនុវត្តច្បាប់ស្តីពីសហជីព, លេខ២៥១ ក.ប/ប្រ.ក, ២៧ មិថុនា ២០១៦, ប្រការ២ [労働組合に関する法律の執行の機能を受権した官吏の処理に対する争訟的申立ての手続に関する省令25IK.B/Pr.K号(労働職業訓練省、2016年6月27日)2条] がある。委員会や評議会を紛争処理機関とする規范文書は、ច្បាប់ស្តីពីសហលក្ខន្តិកៈមន្ត្រីរាជការស៊ីវិលនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខ០៦ន.ស.៩៤, ៣០ តុលា ១៩៩៤, មាត្រា៥៩ [カンボジア王国の公務員共同規則に関する法律06N.S.94号(1994年10月30日)59条] (以下、「公務員法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីអស្សាមិករណ៍, លេខនស/រកម/០២១០/០០៣, ២៦ កុម្ភៈ ២០១០, មាត្រា២២, មាត្រា៣៣ [土地収用に関する法律NS/RKM/0210/003号(2010年2月26日)32条、33条] (以下、「土地収用法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីម៉ាកសម្គាល់ភូមិសាស្ត្រទំនិញ, លេខនស/រកម/០១១៤/០០៦, ២០ មករា ២០១៤, មាត្រា១៨ [商品地理的表示商標に関する法律NS/RKM/0114/006号(2014年1月20日)18条] (以下、「商品地理表示法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីកិច្ចការពារអ្នកប្រើប្រាស់, លេខនស/រកម/១១១៩/០១៦, ២ វិច្ឆិកា ២០១៩, មាត្រា៣៨ [消費者保護に関する法律NS/RKM/1119/016号(2019年11月2日)38条] (以下、「消費者法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីរបបសន្តិសុខសង្គម, លេខនស/រកម/១១១៩/០១៤, ២ វិច្ឆិកា ២០១៩, មាត្រា៩១ [社会保障制度に関する法律NS/RKM/1119/018号(2019年11月2日)91条] (以下、「社会保障法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីការប្រកួតប្រជែង, លេខនស/រកម/១០២១/០១៣, ៥ តុលា ២០២១, មាត្រា៣០ [競争に関する法律NS/RKM/1021/013号(2021年10月5日)30条] (以下、「競争法」という。)、អនុក្រឹត្យស្តីពីការអនុវត្តច្បាប់ស្តីពីម៉ាកពាណិជ្ជកម្ម និងអំពើនៃការប្រកួតប្រជែងមិនស្មោះត្រង់, លេខ៦៤ អនក្រ.បក, ១២ កក្កដា ២០០៦, មាត្រា១៨ កថាខណ្ឌទី២, មាត្រា២៤ កថាខណ្ឌទី៧ [商標および不誠実競争行為に関する法律の執行に関する政令64ANK.BK号(2006年7月12日)18条第2項、24条第7項] がある。官庁を紛争処理機関とする規范文書は、ច្បាប់ស្តីពីការអប់រំ, លេខ នស/រកម/១២០៧/០៣២, ៨ ធ្នូ ២០០៧, មាត្រា ៤០ [教育に関する法律NS/RKM/1207/032号(2007年12月8日)40条]、建設法83条がある。機関を紛争処理機関とする規范文書は、ច្បាប់ស្តីពីលទ្ធកម្មសាធារណៈ, លេខនស/រកម/០១១២/០០៤, ១៤ មករា ២០១២, មាត្រា ៦២ [公共調達に関する法律NS/RKM/0112/004号(2012年1月14日)62条] (以下、「公共調達法」という。)、道路法47条がある。機関長を紛争処理機関とする規范文書は、ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងគុណភាព សុវត្ថិភាពលើផលិតផល ទំនិញនិងសេវា, លេខនស/រកម/០៦០០/០០១, ២១ មិថុនា ២០០០, មាត្រា៥៣ កថាខណ្ឌទី៤ [製品商品およびサービスの質安全管理に関する法律NS/RKM/0600/001号(2000年6月21日)53条第4項] (以下、「製品管理法」という。)、水資源管理法18条がある。部局を紛争処理機関とする規范文書は、ច្បាប់ស្តីពីសហគមន៍កសិកម្ម, លេខនស/រកម/០៦១៣/០០៤, ៩ មិថុនា ២០១៣,

さらに、批難申立ては、刑法典および刑事訴訟法典にも定められている⁸⁰²。そこでの申立ては、検察官または司法警察への重罪または軽罪に関する通知と定められている⁸⁰³。司法警察官の任務として、批難申立てを受理することが定められ、これに関する調書作成、捜査および書類送検からなる刑事手続が定められている⁸⁰⁴。

以上で述べてきたような行政紛争処理制度における用語または概念の多義性は、その概念の不明確性だけではなくて、それぞれの用語の貫徹した概念を生むことができないところに、むしろ深刻な問題がある。土地紛争がその典型例である。土地紛争 (វិវាទដីធ្លី, land dispute) 自体は、行政機関、非政府組織、学者等によって一般的に用いられている用語であるにもかかわらず、これを法定することの意義が十分に意識されていない。少なくとも、1999年6月10日に行われた王国政府の「全国の各州・市における土地問題現象解決委員会の設置に関する決定」⁸⁰⁵では「土地問題現象」(បាតុភាពបញ្ហាដីធ្លី)、2001年土地法⁸⁰⁶では「不動産に対する特別占有者間の紛争」(វិវាទរវាងភោគីចំពោះអចលនវត្ថុ)、2002年の「地籍委員会の組織および運営に関する政令」⁸⁰⁷では「地籍簿に登録されていない不動産に関する紛争」(វិវាទទាក់ទងនឹងអចលនវត្ថុ ដែលមិនទាន់បានចុះបញ្ជី

មាត្រា២២ [農業共同体に関する法律NS/RKM/0613/008号(2013年6月9日)22条] (以下、「農業共同體法」という。)である。部局長を紛争処理機関とする規范文書は、ច្បាប់ស្តីពីសារពើពន្ធ, លេខនស/រកម/០២៩៧/០៣, ២៤ កុម្ភៈ: ១៩៩៧, មាត្រា១២០ [租税に関する法律NS/RKM/0297/03(1997年2月24日)120条] (以下、「租税法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីព្រៃឈើ, លេខ/រកម/០៨០២/០១៦, ៣១ សីហា ២០០២, មាត្រា៨៩ [森林に関する法律/RKM/0802/016号(2002年8月31日)89条] (以下、「森林法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីជលផល, លេខនស/រកម/០៥០៦/០១១, ២១ ឧសភា ២០០៦, មាត្រា៨៥ [水産に関する法律NS/RKM/0506/011号(2006年5月21日)85条] (以下、「水産法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីគយ, លេខនស/រកម/០៧០៧/០១៧, ២០ កក្កដា ២០០៧, មាត្រា២៤, មាត្រា៧១ [関税に関する法律NS/RKM/0707/017号(2007年7月20日)24条、71条] (以下、「関税法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីតំបន់ការពារធម្មជាតិ, លេខនស/រកម/០២០៨/០០៧, ១៥ កុម្ភៈ: ២០០៨, មាត្រា៥២ [自然保護地域に関する法律NS/RKM/0208/007号(2008年2月15日)52条] (以下、「自然保護法」という。)、ច្បាប់ស្តីពីចរាចរណ៍ផ្លូវគោក, លេខនស/រកម/០១១៥/០០១, ៩ មករា ២០១៥, មាត្រា៧០ [陸路交通に関する法律NS/RKM/0115/001号(2015年1月9日)70条] (以下、「交通法」という。)、家畜生産法103条がある。地方行政を紛争処理機関とする規范文書は、観光法46条である。首都州または市郡区理事会の首長を紛争処理機関とする規范文書は、អនុក្រឹត្យស្តីពីនគរូបនីយកម្មរាជធានី ក្រុង និងទីប្រជុំជន, លេខ៥២ អនក្រ.បក, ៣ មេសា ២០១៥, មាត្រា៦៤ [首都市および都会都市化に関する政令42ANK.BK号(2015年4月3日)64条] である。

⁸⁰² ក្រមព្រហ្មទណ្ឌ, នស/រកម/១១០៩/០២២, ៣០ វិច្ឆិកា ២០០៩, មាត្រា ៥២៨, មាត្រា ៥២៩, មាត្រា៥៣០ [刑法典NS/RKM/1109/022号(2009年11月30日)528条、529条、530条]。

⁸⁰³ ក្រមនីតិវិធីព្រហ្មទណ្ឌ, លេខ នស/រកម/០៨០៧/០២៤, ១០ សីហា ២០០៧, មាត្រា៥២ [刑事訴訟法典NS/RKM/0807/024号(2007年8月10日)42条]。

⁸⁰⁴ 同上71条、72条、73条、74条、75条。

⁸⁰⁵ សេចក្តីសម្រេចរបស់រាជរដ្ឋាភិបាលស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មការដោះស្រាយបាតុភាពបញ្ហាដីធ្លីនៅតាមបណ្តាខេត្ត-ក្រុងទូទាំងប្រទេស, លេខ៨៧សសរ, ១០ មិថុនា ១៩៩៩ [全国の各州・市における土地問題現象解決委員会の設置に関する決定47 SSR号(王国政府、1999年6月10日)]。

⁸⁰⁶ 土地法47条。

⁸⁰⁷ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃគណៈកម្មការសុរិយោដី, លេខ ៤៧ អនក្រ.បក, ៣១ ឧសភា ២០០២, មាត្រា២, មាត្រា៣ [地籍委員会の組織および運営に関する政令47ANK.BK号(2002年5月31日)2条、3条]。

សុរិយោដី)、2003 年の司法省および国土省の「土地紛争事案にかかわる裁判所と地籍委員会の責務の定めに関する共同省令」⁸⁰⁸では「土地紛争」(វិវាទដីធ្លី)、土地対立解決国家官庁の設置に関する 2006 年の勅令およびその改正⁸⁰⁹では「土地対立」(ទំនាស់ដីធ្លី)、というように異なる語句が用いられてきた。この結果、土地法が、不動産の私的所有権化のための初期登記の一種の過程における不動産占有権特定権利証の発行の拒否に対する不服を国土省に別に処理させることとした⁸¹⁰ように、土地法における地籍委員会の事務の対象は前述した不動産に対する特別占有者間の紛争に限定されているが、その地籍委員会の組織規正文書では、「地籍簿に登録されていない不動産に関する紛争」と定められたことによって、国土省の地籍委員会の事務は、当事者の制限が解除された意味において拡大した⁸¹¹。下位の規正文書の制定によって、地籍委員会の権限が拡大しているのである⁸¹²。ここには法の階層構造の問題、さらには法治主義や法の支配の貫徹という深刻な問題がある。行政組織の任務や事務そして行政活動の授権を考察する行政法学の観点からは、法治主義を貫徹するための前提として、「不動産」等の土地紛争を生む用語の定義を統一することが不可避の問題となってくるのである。

⁸⁰⁸ ប្រកាសអន្តរក្រសួងរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌ និងក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពីការកំណត់ភារកិច្ចរបស់តុលាការ និងគណៈកម្មការសុរិយោដីពាក់ព័ន្ធនឹងរឿងវិវាទដីធ្លី, លេខ ០២ ប្រករ.០៣, ២៦ វិច្ឆិកា ២០០៣, ប្រការ១ [土地紛争事案にかかわる裁判所と地籍委員会の責務の定めに関する共同省令 02BKR.03 号 (司法省および国土省、2003 年 11 月 26 日) 1 条]

⁸⁰⁹ ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/០២០៦/០៩៧, ២៦ កុម្ភៈ ២០០៦, មាត្រា៤ [勅令 NS/RTK/0206/097 号 (2006 年 2 月 26 日) 4 条]、ព្រះក្រឹត្យស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/០២០៦/០៩៧ ចុះថ្ងៃទី២៦ ខែកុម្ភៈ ឆ្នាំ២០០៦ ស្តីពីការបង្កើតអាជ្ញាធរជាតិដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លី, លេខ នស/រកត/១០០៨/១១០៦, ០៩ តុលា ២០០៨ [2006 年 2 月 26 日付土地対立解決国家官庁の設置に関する勅令 NS/RKT/0206/0971 条の改正に関する勅令 NS/RKT/1008/1106 号 (2008 年 10 月 9 日)]、ព្រះរាជក្រឹត្យស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/១០០៨/១១០៦ ចុះថ្ងៃទី០៩ ខែតុលា ឆ្នាំ២០០៨ ស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/០២០៦/០៩៧ ចុះថ្ងៃទី២៦ ខែកុម្ភៈ ឆ្នាំ២០០៦ ស្តីពីការបង្កើតអាជ្ញាធរជាតិដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លី, លេខ នស/រកត/១០១១/៩៤១, ២៨ តុលា ២០១១ [2006 年 2 月 26 日付土地対立解決国家官庁の設置に関する勅令 NS/RKT/0206/097 号 1 条の改正に関する 2008 年 10 月 9 日付勅令 NS/RKT/1008/1106 号 1 条の改正に関する勅令 NS/RKT/1011/941 号(2011 年 10 月 28 日)]、ព្រះរាជក្រឹត្យស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/១០១១/៩៤១ ចុះថ្ងៃទី២៨ ខែតុលា ឆ្នាំ២០១១ ស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/១០០៨/១១០៦ ចុះថ្ងៃទី០៩ ខែតុលា ឆ្នាំ២០០៨ ស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/០២០៦/០៩៧ ចុះថ្ងៃទី២៦ ខែកុម្ភៈ ឆ្នាំ២០០៦ ស្តីពីការបង្កើតអាជ្ញាធរជាតិដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លី និងមាត្រា៦ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/០២០៦/០៩៧ ចុះថ្ងៃទី២៦ ខែកុម្ភៈ ឆ្នាំ២០០៦ ស្តីពីការបង្កើតអាជ្ញាធរជាតិដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លី, លេខ នស/រកត/១១១៨/១២៣៥, ១២ វិច្ឆិកា ២០១៨ [2006 年 2 月 26 日付土地対立解決国家官庁の設置に関する勅令 NS/RKT/0206/097 号 1 条の改正に関する 2008 年 10 月 9 日付勅令 NS/RKT/1008/1106 号 1 条の改正に関する 2011 年 10 月 28 日付勅令 NS/RKT/1011/941 号 1 条および 2006 年 2 月 26 日付土地対立解決国家官庁の設置に関する勅令 NS/RKT/0206/097 号 6 条の改正に関する勅令 NS/RKT/1118/1235 号 (2018 年 11 月 12 日)]。

⁸¹⁰ 土地法 45 条。

⁸¹¹ なお、土地法では、不動産が登記されていないか否かを問わないのに、地籍委員会の組織規正文書では登記されていない不動産に限定されたという縮小の側面もあるが、法律上の問題は拡大の場合と変わらない。

⁸¹² អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃគណៈកម្មការសុរិយោដី, លេខ ៤៧ អនក្រ.បក, ៣១ ឧសភា ២០០២, មាត្រា២, មាត្រា ១០ [地籍委員会の組織および運営に関する政令 47ANK. BK 号 (2002 年 5 月 31 日) 2 条、10 条]。

しかし、法律用語の厳密性が不問のまま、民事訴訟法の観点から未登記土地の所有権確認といった法律問題を指摘する論者⁸¹³、土地収用が法の適正手続 (due process of law) に違反した場合の申立て (complaint) の必要性を指摘する論者⁸¹⁴が、いわば並立している。実定法の現状と西欧に存在するような「理論」これ自体とが乖離したまま並立しているのである。この現状をよく示す一例は、2015年1月27日付「スワーイリアン州バヴェット市バヴェット町タパウ村落における9世帯市民の土地対立解決干渉申請の件の現地調査の結果に関する報告書」⁸¹⁵に記載された土地紛争である。土地の権利関係がはっきりしなかったために、不動産占有権の有無やこれを公証する行政活動の違法性が争点となったはずであるが、裁判によることなく国民議会議長に申立てが行われて、被申立人が土地の60%を申立人に寄付することで、両当事者が同意した。このような事例においては、まず不動産占有権の有無とその事実を「公証」する行政活動に関する法律上の条件およびその効力を確定することが必要であるように思われる。法律用語の不統一やその軽視という問題は、法的な定義やその定め方を問題にしている。しかし不動産占有権等の定義が定められたとしても、事実がそのまま通用するためには、これを「公証」する行政活動の効力等も定められなければならない。

2. 行政紛争を処理する機関の責任の不明確性

前述したような用語の多義性は、責任を有する行政機関が不明確であるという問題を生む。例えば、抗議申立てを処理する紛争処理機関が多く存在しているので、市民は、考えられる全ての機関に対して申立てを行っているという実態については、前述 (例えば、第3章第4節1) した。これに関して、土地紛争では、地籍委員会による解決を経て、すでに最高裁判所の確定判決もあったにもかかわらず、紛争が継続しており、州地籍委員会等が関与して、和解協議が行われた例があった⁸¹⁶。判決の既判力の問題とは別に、土地紛争に責任を有する行政機関が不明確であるから、このような事態が生まれたようにも考えられる。

実際に、少数民族と経済土地コンセッション会社との間の土地紛争について、市民が様々な機関に申立てをし、内務省および元老院の人権委員会は、基層官庁 (អាជ្ញាធរមូលដ្ឋាន) またはラタナキ

⁸¹³ 内山淳「カンボジアの司法—未登記土地に関する紛争—」ICD NEWS75号 (2018年) 40頁。

⁸¹⁴ Hem Sras, *supra* note 3, at 237.

⁸¹⁵ ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច, របាយការណ៍ស្តីពីលទ្ធផលនៃការចុះអង្កេតស្រាវជ្រាវករណីពាក្យស្នើសុំជួយអន្តរាគមន៍ដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លីរបស់ប្រជាពលរដ្ឋចំនួន០៩គ្រួសារនៅភូមិតារៅ សង្កាត់បារិត ក្រុងបារិត ខេត្តស្វាយរៀង, លេខ១២៣/១៥ ទរណអ-រ.ប.ក, ២៧ មករា ២០១៥ [スワーイリアン州バヴェット市バヴェット町タパウ村落における9世帯市民の土地対立解決干渉申請の件の現地調査の結果に関する報告書 123/15MONASRI-R. B. K号 (査察省、2015年1月27日)]。

⁸¹⁶ リム・スレイスロツ「カンボジアにおける不動産法制度の発展と課題—現地調査と具体的事案を踏まえて—」早稲田法学会誌70巻1号 (2019年) 171-173頁。

リー州官庁 (អាជ្ញាធរខេត្ត) の管轄に属するものと判断した⁸¹⁷。首相官房局長および国民議会の人権委員会も同様の判断を行った⁸¹⁸。しかし国土省は、本件をラタナキリー州の国家財産管理委員会の管轄に属するものであると判断した⁸¹⁹。国民議会が、この種の事例について責任を有する行政機関の責務を法定すれば、このような問題は生まれようがない。カンボジアの現状については、多数の、行政を含む国家機関への申立てが行われている⁸²⁰。必然的に、紛争解決も、これを ADR というのか否かはともかく、調停等の手段が多用されがちとなる⁸²¹。この統計の正誤については、ここで述べることができない⁸²²。しかし、この統計を前提にすれば、論じられるべき問題は行政組織法であって、日本におけるような問題把握を試みるのであれば、分担管理原則が法定されていないので、多数の行政機関への申立てが行われている、という捉え方ができよう⁸²³。行政、あるいは官僚制の側においても、例えば、国土大臣が国家地籍委員会の議長となっているにもかかわらず、2016年6月3日に、国土省は土地対立解決派遣作業部会 (ក្រុមការងារចុះដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លី) を設置した⁸²⁴ように、便宜的に行政組織を設置する実務が見られる。この作業部会は、省に意見を求めると定められている⁸²⁵が、問題は、そこにはない。当該作業部会の活動実績が顕著であることも、問題ではない⁸²⁶。行政の便宜になるように行政の判断で組織を新設することが問題である。

⁸¹⁷ The NGO Forum on Cambodia, supra note 769, at (references) 65, 72.

⁸¹⁸ Ibid., (references) 59, 64.

⁸¹⁹ Ibid., (references) 68.

⁸²⁰ カンボジアに関する非政府組織フォーラム・前掲注 (4) 24-25 頁。

⁸²¹ 同上 29-31 頁。

⁸²² 同上 2 頁。

⁸²³ このような問題意識は、西欧の NGO が有するものではない。以下を参照。The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Dispute Occurring in Cambodia 2008* (The NGO Forum on Cambodia, 2009), 4-5; The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Dispute Occurring in Cambodia 2009* (The NGO Forum on Cambodia, 2010), 7-9; The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2010* (Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, June 2011), 8-10; The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2013* (Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, September 2014), 13, 28-31; The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2014* (Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, September 2015), 15-17, 32-35; The NGO Forum on Cambodia, *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2015* (Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, March 2016), 15-17, 22-25.

⁸²⁴ សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពីការបង្កើតក្រុមការងារចុះដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លី, លេខ០៣៨ ជនស-សសរ, ៣ មិថុនា ២០១៦, ប្រការ១ [土地対立解決派遣作業部会設置に関する決定 038MLMUPC-SSR 号 (国土省、2016年6月3日) 1条]。

⁸²⁵ 同上 2 条。

⁸²⁶ ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, របាយការណ៍បូកសរុបលទ្ធផលការងារប្រចាំខែធ្នូ ឆ្នាំ២០១៩និងលើកទិសដៅការងារបន្តរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ០០២ ជនស/អប/នរប/រពា, ៣ មករា ២០២០, ទំព័រ៧ [国土省の2019年12月業務結果総計および後続業務方向設定報告書002 MLMUPC/GDA/DA/Rep号 (国土省、2020年1月3日) 7頁]、ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, របាយការណ៍បូកសរុបលទ្ធផលការងារប្រចាំខែធ្នូ ឆ្នាំ២០២០និងលើកទិសដៅការងារបន្តរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ០០២ ជនស/អប/នរប/រពា, ៦ មករា ២០២១, ទំព័រ៧ [国土省の2020年12月業務結果総計および後続業務方向設定報告書002 MLMUPC/GDA/DA/Rep号 (国土省、2021年1月6日) 7頁]。

専門性を有する行政組織を設置することが課題であることは、土地紛争が、複数の異なる行政組織によって処理されているという事実からも明らかになる。国土省の査察業務に関する報告を見ると、土地分野にかかわる申立て（書）に基づく現地調査が報告され、解決されている⁸²⁷。ところが、王国政府の査察省も、土地問題（land issues）⁸²⁸についての紛争を処理している。内務省に至っては、土地紛争（land dispute）を効率的に調査するために国際機関からの支援を受けているという⁸²⁹。

3. 行政紛争を処理する手続の不備

行政紛争を処理する手続の多くは、申立ての受理、管轄の判断、上級行政機関への意見提出、上級行政機関による調査や調停などの指示、この指示に基づく調査や調停、上級行政機関への結果報告といった手続が定められている⁸³⁰。これは、組織規范文書や実務における手続であるが、個別法あるいは個別の規范文書がこれを定める場合においても、さほど変わらない。

例えば、租税に関する法律は、不服を受理する租税調停委員会の根拠を定めているが、この組織および運営は、政令に委任されている（同法 123 条）。同法 123 条の委任を受けて、租税紛争解決委員会の組織および運営に関する政令が制定されている⁸³¹。その半分は、抗議申立てに関する規定である。この政令を実施するために、経済財務省も、租税についての抗議申立てを受理し、解決する手続を定める省令を定めている⁸³²。租税総局は、抗議申立ての解決に関する指導書を発出することで対応している⁸³³。

いずれにせよ、市民の側で権利救済手続の整備という観点から現状を分析する場合には、抗議申

⁸²⁷ ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, របាយការណ៍បូកសរុបលទ្ធផលនៃការអនុវត្តការងារឆ្នាំ២០២០និងលើកទិសដៅការងារឆ្នាំ២០២១របស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ០០៨ ជនស/អរប/នរប/ប្រ, ១១ មីនា ២០២១, ទំព័រ៩ [国土省の2020年業務執行の結果総計および2021年業務方向設定報告書008 MLMUPC/GDA/DA/Rep号(国土省、2021年3月11日)9頁]。

⁸²⁸ Alex Read, *supra* note 19, at 184.

⁸²⁹ Council for Legal and Judicial Reform, “Searching for Implementing an Ombudsman System in Cambodia,” (Phnom Penh: October 2009), 39.

⁸³⁰ Khlok Dara, *supra* note 3, at 157, 166.

⁸³¹ អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំនិងការប្រព្រឹត្តទៅនៃគណៈកម្មាធិការដោះស្រាយវិវាទសារពើពន្ធ, លេខ០៣ អនក្រ.បក, ៦ មករា ២០១៦ [租税紛争解決委員会の組織および運営に関する政令 03ANK. BK 号 (2016年1月6日)]。

⁸³² ប្រកាសរបស់ក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និង ហិរញ្ញវត្ថុស្តីពីវិធាននិងនីតិវិធីនៃការដោះស្រាយបណ្តឹងតវ៉ាពន្ធដារនៅអគ្គនាយកដ្ឋានពន្ធដារ នៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ចនិងហិរញ្ញវត្ថុ, លេខ១៤៧០ សហវ.ប្រក, ៦ វិច្ឆិកា ២០១៥ [経済財務省の租税総局における租税抗議申立て解決の規則および手続に関する省令 147OMEF. BK 号 (経済財務省、2015年11月6日)]。

⁸³³ សេចក្តីណែនាំរបស់អគ្គនាយកដ្ឋានពន្ធដារនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និង ហិរញ្ញវត្ថុស្តីពីសិទ្ធិ និងកាតព្វកិច្ចរបស់អ្នកជាប់ពន្ធ ឬភ្នាក់ងារកាត់ទុកនៅក្នុងការដោះស្រាយបណ្តឹងតវ៉ាពន្ធដារ នៅអគ្គនាយកដ្ឋានពន្ធដារ, លេខ៧៣៧៤ អពជ, ៤ ឧសភា ២០១៧ [租税総局における租税抗議申立て解決における納税義務者または源泉徴収係の権利義務に関する指導書 7374 GDT 号 (経済財務省の租税総局、2017年5月4日)]。

立ての処理手続への市民の参加が不足している⁸³⁴。これは、今後の立法課題に数えられるものであろう。

4. 決定の法的効力の不明確性

抗議申立てなどの申立てに対する紛争処理機関の決定の意義についても、具体的に定められておらず不明である。カンボジアでは、要請を含む申立ての種類を問わず、これに対する行政紛争処理機関の応答は、「解決（する）」（**ការដោះស្រាយ**）または決定という。この「解決」はよく使われている用語であるにもかかわらず、規範文書ではこの定義や内容に関する規定がない。

法整備が不十分であるために、例えば査察省は、王国政府の管轄に属する抗議申立てを調査した結果について報告書を作成する。首相がこの報告書を審査してから「決定」を行う。このように、査察省による「解決」には「決定」が含まれていないようである。実務上、査察機関が決定権を有しておらず、王国政府や首相または大臣が最終的決定権を有するといわれている⁸³⁵。

この原因は、前述したように行政機関の責任が不明であるところに存在する。例えば、国土省の査察総所は、国土省において一種の補助機関として補助する任務を有すると定められているのに、査察総所の下級機関である申立て審査課が「解決」する責務を負うと定められている。このように市民との関係で、行政組織の意思を最終的に決めて、対外的に表明する活動とその機関が、不明確な状態にある。この点で、前述したように査察省が処理する抗議申立てに対する決定は首相にあると同時に、査察省の査察総局が、王国政府の管轄に属する抗議申立てに対する調査の結果を大臣に提出し、大臣がこれを審査して「決定」するとも定められている⁸³⁶。この場合は、首相が最終的に責任を有する行政機関であると思われるが、ここでも決定の法的効力、すなわち申立人や関係行政機関に対する拘束力や不可変更力等に関する明文の規定がない。

これまで具体的事例をいくつか紹介したが、その事実からもうかがえるように、抗議申立てに対する決定がすでにあつたとしても、関係行政機関がこれに従わなかったり、当該決定を行った紛争

⁸³⁴ なお、商標登録において、商標登録に対する異議申立てについて、弁明書の送付、当事者の希望による聴聞会設置、最終的な解決として登録された商標の維持か否定かの決定が行われる。商標登録申請者と当該商標の関係者との関係では、若干の手続が定められていることになる（**ច្បាប់ស្តីពីម៉ាក ពាណិជ្ជនាម និងអំពើនៃការប្រកួតប្រជែងមិនស្មោះត្រង់, លេខនស/រកម/០២០២/០០៦, ៧ កុម្ភៈ: ២០០២, មាត្រា១០** [商標および不誠実競争行為に関する法律 NS/RKM/0202/006 号(2002年2月7日)10条, **អនុក្រឹត្យស្តីពីការអនុវត្តច្បាប់ស្តីពីម៉ាក ពាណិជ្ជនាម និងអំពើនៃការប្រកួតប្រជែងមិនស្មោះត្រង់, លេខ៦៤ អនក្រ.បក, ១២ កក្កដា ២០០៦, មាត្រា១៧, មាត្រា២០, មាត្រា៣២** [商標および不誠実競争行為に関する法律の執行に関する政令 64ANK. BK 号 (2006年7月12日) 17条、20条、32条])。

⁸³⁵ Alex Read, *supra* note 19, at 184.

⁸³⁶ **អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច, លេខ ០៣ អនក្រ.បក, ១២ មករា ២០១៥, មាត្រា ៥, មាត្រា ១៧, មាត្រា ២១** [国民議会-元老院との関係および査察省の組織および運営に関する政令 03ANK. BK 号 (2015年1月12日) 5条、21条]。

処理機関も後に決定を変更したり、申立人は他の複数の紛争処理機関にさらに申立てをして、他の紛争処理機関がこれを処理したりした事例は少なくない。

5. 行政紛争処理制度の機能不全

以上で、各論的にカンボジアにおける行政紛争処理制度の機能不全を述べた。しかしこれは、偶然に生まれているものではないと考えられる。第1に、ポスト・アンコール時代における臣民は、国王が、他の「裁判官」とは違って、真実の正義をもたらすと信じていた⁸³⁷。これは、国王以外の紛争処理機関への信頼低下という意識を生む。古法すなわちチバップ・トロラーカーでも、「裁判官」による遅延が臣民に損害を与えるといった前提があった⁸³⁸。国王は、裁判所における濫用や不正を是正するために、チバップ・トロラーカーをはじめとする古法の編纂を開始した⁸³⁹。このような古法が、フランス保護領政府による法制度改革の対象となったのは当然の成り行きであった⁸⁴⁰。

しかし第2に、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度も、カンボジアには根付いていない。比較的注目に値すると思われるのは、Jean-Marie Crouzatier の見解である。この論者は、行政裁判所制度の機能不全とその原因を明らかにした後に、争訟的申立ての並行 (recours parallèles) を論じた。すなわち、フランス保護領に置かれた時代の以前から確立していた国王謁見や国民議会などの行政裁判所によらない行政統制制度の活用を論じたのである。もっとも、行為を行なった行為者個人を対象とする処罰の性質が強く、行政の適法性統制は間接的なものにすぎないとも指摘している⁸⁴¹。実際に、国民議会の内務国防委員会は、1948年3月23日に行われた第37回国民議会会議において、政府の非違行為に関する市民からの申立てを受理し、これらの申立てを首相に送付した⁸⁴²。これ以後も、同様の例は見られる⁸⁴³。チャウワイ・スロックや軍人、警察官等による財産や金銭の没収等に対して処罰の申立て件数が多かった⁸⁴⁴。申立て送付先の機関を詳細に記した1952年

⁸³⁷ David Chandler, supra note 72, at 107.

⁸³⁸ チバップ・トロラーカー (1853年) (経済財務省の立法評議会・前掲注 (116) 294-295頁)。

⁸³⁹ Béatrice, supra note 26, at 9 ; ベアトリス・前掲注 (26) 13頁。

⁸⁴⁰ フランス保護領政府による法制度改革の背景について、傘谷 (2017年)・前掲注 (44) 169頁を参照。

⁸⁴¹ Jean-Marie Crouzatier, “Les aléas de la justice administrative au Cambodge” in *Les Juridictions et la Protection des Libertés* (Toulouse: Presses de l’ Univ. des Sciences Sociales, 1995), 142-146.

⁸⁴² សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី៣៧, ២៣ មីនា ១៩៤៨, នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់៤លេខ១៣ស្ទួន (២៥ មីនា ១៩៤៨)៖ ៤២១ ដល់៤២៤ [「国民議会議事録第37回会議 (1948年3月23日)」官報4巻13 (2)号 (1948年3月25日) 421-424頁]。

⁸⁴³ 国民議会の申立て受理委員会の委員長および財務委員会の委員でもあったソム・ニアン氏は、租税に関する不服を申し立てる件数が多いと報告していた (សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី៣៧, ២៣ មីនា ១៩៤៨, នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់៤លេខ១៣ស្ទួន (២៥ មីនា ១៩៤៨)៖ ៤៣៣ [「国民議会議事録第37回会議 (1948年3月23日)」官報4巻13 (2)号 (1948年3月25日) 433頁]。

⁸⁴⁴ សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី២០, ៣០ តុលា ១៩៥១, នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់ទី៧លេខ៩ស្ទួន(៣០ កញ្ញា ១៩៥១)៖ ៥៩៤ ដល់៦០១ [「国民議会議事録第20回会議 (1951年10月30日)」官報7巻9 (2)号 (1951年9月30日) 594-601頁] (1951年10月に開催された国民議会の議事録であったが、同年9月の官報に掲載された。)、សេចក្តីកត់ហេតុ

の議事録によれば、行政裁判所に送付された申立ては、なかったとされる⁸⁴⁵。そうすると、Jean-Marie Crouzatier が構想したような「並行」的な紛争処理とも、実際は異なっていたように思われる⁸⁴⁶。むしろ、申立てに対する審査や解決を行わない不作為の事例が多かったようである⁸⁴⁷。

第3に、社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度も、十分に機能していたとは必ずしもいえない。1982年に、国家事務監督省に対して行われた申立てについて、解決できた申立ては6件であったのに対して、解決されなかった申立ては、37件もあった。これらの申立ては、管轄機関に送付されたが、応答がなかったという⁸⁴⁸。また、1988年には、抗議申立て等の遅延や非応答が国家評議会において問題とされた⁸⁴⁹。さらに、1990年の国家評議会においても、大臣評議会官房局の副大臣は、抗議申立ての件数が多いものの、執行が不十分であったという問題を指摘した⁸⁵⁰。最後に、この実効性の指摘の後に、大臣評議会は、1990年8月28日に、市民の抗議申立ておよび批難申立て解決に関連する大臣評議会の決定の執行を監督するための委員会を設置した⁸⁵¹。

こうして、従来、十分に機能していなかった行政紛争処理制度が、計画経済から市場経済への経済体制の変更にとともない増加する私的経済活動に関する紛争の増加⁸⁵²に対応できないのは当然であ

ពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី២៨, ១១ មីនា ១៩៥២, នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់ទី៨លេខ១១(៣០ មិថុនា ១៩៥២)៖ ១០៧១ ដល់១០៨៣ [「国民議会議事録第28回会議 (1952年3月11日)」官報8巻11号 (1952年6月30日) 1071-1083頁]。

⁸⁴⁵ សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី២៨, ១១ មីនា ១៩៥២, នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់ទី៨លេខ១១(៣០ មិថុនា ១៩៥២)៖ ១០៧៦, ១០៨៣ [「国民議会議事録第28回会議 (1952年3月11日)」官報8巻11号 (1952年6月30日) 1076頁、1083頁]。

⁸⁴⁶ សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី៣៧, ២៣ មីនា ១៩៤៨, នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់៤លេខ១៣ស្ទួន (២៥ មីនា ១៩៤៨)៖ ៤២២, ៤២៥ ដល់៤២៦ [「国民議会議事録第37回会議 (1948年3月23日)」官報4巻13 (2)号 (1948年3月25日) 422頁、425-426頁]、សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី៣៣, ១២ កក្កដា ១៩៤៨, នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់ទី៤លេខ២៩ស្ទួន(១៥ កក្កដា ១៩៤៨)៖ ១២៨ ដល់១២៩ [「国民議会議事録第33回会議 (1948年7月12日)」官報4巻29 (2)号 (1948年7月15日) 128-129頁]、សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី២៨, ១១ មីនា ១៩៥២, នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់ទី៨លេខ១១(៣០ មិថុនា ១៩៥២)៖ ១០៨៣ ដល់១០៨៥ [「国民議会議事録第28回会議 (1952年3月11日)」官報8巻11号 (1952年6月30日) 1083-1085頁]。

⁸⁴⁷ សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី៣៣, ១២ កក្កដា ១៩៤៨, នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់ទី៤លេខ២៩ស្ទួន(១៥ កក្កដា ១៩៤៨)៖ ១២៨ ដល់១៣៤ [「国民議会議事録第33回会議 (1948年7月12日)」官報4巻29 (2)号 (1948年7月15日) 128-134頁]。

⁸⁴⁸ ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រី, របាយការណ៍ស្តីពីសកម្មភាពការងារក្នុងឆមាសទី១ឆ្នាំ១៩៨៣ និងទិសដៅភារកិច្ច ក្នុងឆមាសទីIIនៃឆ្នាំ១៩៨៣ របស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រី, ១៨ កក្កដា ១៩៨៣ [大臣評議会の1983年前半期活動業務および1983年の後半期における責務方向に関する報告書 (大臣評議会、1983年7月18日)]。

⁸⁴⁹ កំណត់ហេតុនៃសម័យប្រជុំវិសាមញ្ញក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ, ២៩ កញ្ញា ១៩៨៨ [国家評議会特別会議期の議事録 (1988年9月29日)]。

⁸⁵⁰ កំណត់ហេតុនៃសម័យប្រជុំក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ, ២០ មករា ១៩៩០ [国家評議会会議の議事録 (1990年1月20日)]。

⁸⁵¹ សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រីស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មការត្រួតពិនិត្យការអនុវត្តសេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រី, លេខ១២០ សសរ, ២៨ សីហា ១៩៩០ [大臣評議会の決定執行監督委員会設置に関する決定120SSR号 (1990年8月28日)]。

⁸⁵² テン・チャンソンワー・前掲注 (15) 45-46頁。

る。地方における開発行爲、灌漑建設、廃棄物管理、国における森林管理、水産管理に対する市民の不満の件数が多いこと⁸⁵³、行政〔の活動〕にかかわる申立てが増加していること⁸⁵⁴、多発していること⁸⁵⁵が指摘されている。これに対する問題点の指摘も、「適切な法的解決が存在しないか効果的ではない」こと⁸⁵⁶、「申立ての受理制度が不可欠である」こと⁸⁵⁷、「適切な手続が整備されていない」こと⁸⁵⁸、「効果的な救済が不十分である」こと⁸⁵⁹、「多くの制度が効果的に機能していない」こと⁸⁶⁰等というそれぞれの側面から評価がなされている。申立ての件数がそれほど多くないこと⁸⁶¹、市民が申立てをしたが、行政機関からの応答がほとんどないこと⁸⁶²、行政機関が申立てに対する応答をした場合においても、多くの市民はそれにまだ不満を持っていること⁸⁶³、という悪循環を切断するための改革が求められているのである。

そこで、2008年から地方行政における評議会による紛争処理制度も導入されたが、これを実施するための具体的な手続等がまだ整備されないため、評議会による紛争処理がまだ見られない⁸⁶⁴。首相や副首相のソーシャルネットワークサイト（SNS）やFacebook ページをはじめとするデジタル改革によってこの問題を克服しようとする動向すら見られるが、制度的な応答性を欠くというところには、以上に述べたことと共通する問題点がある⁸⁶⁵。それでは、カンボジアにおける行政紛争処理

⁸⁵³ NCDD, supra note 5, at 9–10; Transparency International Cambodia, Corruption and Cambodia Governance System: The Need for Reform, (Cambodia: National Integrity Assessment System 2014), 17f; The Asia Foundation, “Democracy in Cambodia-2014: A survey of the Cambodian Electorate”, (The Asia Foundation), 18–28.

⁸⁵⁴ 法律司法制度改革評議会・前掲注 (8) 18–19 頁。

⁸⁵⁵ Khlok Dara, supra note 3, at 146.

⁸⁵⁶ テン・チャンソンワー・前掲注 (15) 44 頁。

⁸⁵⁷ 法律司法制度改革評議会・前掲注 (8) 19 頁。

⁸⁵⁸ Khlok Dara, supra note 3, at 169.

⁸⁵⁹ Jörg Menzel (2014), supra note 7, at 83.

⁸⁶⁰ Alex Read, supra note 19, at 186.

⁸⁶¹ NCDD, supra note 5, at 19; គណៈកម្មាធិការសម្រាប់ការអភិវឌ្ឍន៍តាមបែបប្រជាធិបតេយ្យនៅថ្នាក់ក្រោមជាតិ និង ទីភ្នាក់ងារសហប្រតិបត្តិការអន្តរជាតិ នៃប្រទេសជប៉ុន, “ការវិភាគលើស្ថានភាពបច្ចុប្បន្នលើកទី ៣ ស្តីពីការគ្រប់គ្រងរដ្ឋបាល រាជធានី ខេត្ត ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ”, (២០១១), ៥១ [民主的地方開発国家委員会＝日本国際協力機構「首都州、市郡区の行政管理の現状に関する第3回の分析」(2011) 51 頁]。

⁸⁶² Special Representative of the Secretary-General for Human Rights in Cambodia, “Economic Land Concessions in Cambodia: Human Rights Perspective.” (Cambodia: United Nations, 2009), 17–19, accessed December 15, 2014, http://cambodia.ohchr.org/WebDOCs/DocReports/2-Thematic-Reports/Thematic_CMB12062007E.pdf; Khlok Dara, supra note 3, at 158; 民主的地方開発国家委員会＝日本国際協力機構・同上 48 頁。

⁸⁶³ NCDD, supra note 5, at 20–21.

⁸⁶⁴ ヒアン・サーン・前掲注 (476) 143 頁。

⁸⁶⁵ ជា សុគត្តា, របាយការណ៍បូកសរុបស្តីពីការទទួលមតិ-យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជន ដែលបានខមមិន និងធ្វើសាក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុករបស់សម្តេចក្រឡាហោម ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងមហាផ្ទៃ និងដំណោះស្រាយពីខែកក្កដា ដល់ខែធ្នូ ប្រចាំឆ្នាំ២០២០, លេខ០៧របក (ភ្នំពេញ៖ ក្រុមការងារតាមដានអំពីការដោះស្រាយចំពោះមតិ យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជនក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុកសម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង នៃក្រសួងមហាផ្ទៃ, ១៨ មករា ២០២១) [チア・ソクンティア「2020年度の7月から12月までのソムダッチ・クロラー・ハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣のFacebook ページにコメントし、メッセージを送信した大衆の意見または要請の受理および解決に関する総計報告書07Rep号」(内務省ソムダッチ・クロラー・ハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣のFacebook ページにおける大衆の意見または要請に対する解決に

制度の整備が必要であるとして、その方向性はどのようなものが考えられるのであろうか。この問題を最後の第4章で論じることとしよう。

ついて追跡する作業部会、2021年1月18日)、*ជា សុគតន្ទ្រា, របាយការណ៍បូកសរុបស្តីពីការទទួលមតិ-យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជន ដែលបានឧបមិន និងធ្វើសារក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុករបស់សម្តេចក្រឡាហោម ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងមហាផ្ទៃ និងដំណោះស្រាយប្រចាំឆមាសទី១ ឆ្នាំ២០២១, លេខ១៤រក (ភ្នំពេញ៖ ក្រុមការងារតាមដានអំពីការដោះស្រាយចំពោះមតិ យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជនក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុកសម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង នៃក្រសួងមហាផ្ទៃ, ១៣ កក្កដា ២០២១)* [*チア・ソクンティア 「2021 年度前半期のソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣の Facebook ページにコメントし、メッセージを送信した大衆の意見または要請の受理および解決に関する総計報告書 14Rep 号」 (内務省ソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣の Facebook ページにおける大衆の意見または要請に対する解決について追跡する作業部会、2021 年 7 月 13 日)*]; *ជា សុគតន្ទ្រា, របាយការណ៍បូកសរុបស្តីពីការទទួលមតិ-យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជន ដែលបានឧបមិន និងធ្វើសារក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុករបស់សម្តេចក្រឡាហោម ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងមហាផ្ទៃ និងដំណោះស្រាយប្រចាំខែវិច្ឆិកា ឆ្នាំ២០២១, លេខ១៨រក (ភ្នំពេញ៖ ក្រុមការងារតាមដានអំពីការដោះស្រាយចំពោះមតិ យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជនក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុកសម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង នៃក្រសួងមហាផ្ទៃ, ៨ ធ្នូ ២០២១)* [*チア・ソクンティア 「2021 年 11 月のソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣の Facebook ページにコメントし、メッセージを送信した大衆の意見または要請の受理および解決に関する総計報告書 19Rep 号」 (内務省ソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣の Facebook ページにおける大衆の意見または要請に対する解決について追跡する作業部会、2021 年 12 月 8 日)*]

第4章 カンボジアにおける行政紛争処理制度の整備の方向性

フランス法の影響を強く受けている行政裁判所または行政裁判機関の設置という単一の方向性がよく主張されているが、数十年が経ってもこれが現実のものにはなっていない。また、この行政裁判所制度自体も、フランス保護領時代からカンボジアの実情に適していなかったのではないかと、という疑問もある。そもそも、伝統法、フランス法、社会主義法という3つの法の断片的な残滓が分裂しながら混在しているものとして現状を眺める場合には、カンボジアにおける行政紛争処理制度の整備の方向性を1つに限定する必要がない。むしろ複数の方向性を検討することが、今後の法整備においても考慮されてよい（第1節）。

その方向性の1つとして、行政裁判所や行政訴訟などというなんらかの法制度の整備もせずに通常裁判所による判例の蓄積を待つという意味での現状維持も指摘されているが、カンボジアの現状を放置することになってしまう（第2節）。

現状を放置せずに、しかも行政訴訟制度の整備のみでは、伝統法の意識や社会主義法に基づく実務の影響力が強いカンボジアにおいてはこれが活用されずに機能不全に陥ると予測する場合には、カンボジアの伝統や実務に馴染み、実際に活用されるような行政紛争処理制度を整備する必要がある（第3節）。以下では、以上のような論理をやや詳しく述べることにしたい。

第1節 裁判所による行政活動審査制度の整備の複数の方向性

1. 行政裁判所または行政裁判機関の整備とその困難性

新裁判所法は、前述したように、行政訴訟手続を適用して行政事件を審理する制度を定めている。1993年憲法は行政事件も裁判権に属させているが、最高裁判所を含む通常の裁判機関に属しない特別の裁判機関が整備される可能性も排除されていない。これは、フランス型の行政裁判所制度の強い影響を受けた方向性であるといえよう。

この行政裁判制度の整備は、確かに、行政活動に対する審査がまだ確立していないカンボジアにとって非常に重要で、またありうる方向性だと考えられる。というのも、行政裁判機関が通常裁判機関に属しないから、通常、管轄を判断するために、行政事件または行政訴訟の概念および要件の規定が設けられると想起できる。これによって、行政事件または行政訴訟の概念が確定すると思われるからである。

しかし、判例に依存するフランス型行政裁判所制度を標榜するこの行政裁判機関による行政（事件）訴訟制度の確立および展開を可能にするためには、裁判や判決文の公開といった裁判制度の整備が前提となる。現状では、カンボジアの刑法典には、裁判所の判決侵害に関する犯罪の節が設けられ、裁判所の確定的な決定の前に行われる解説の公表や裁判に対する批評といった行為は、全て

禁固刑に処される可能性がある⁸⁶⁶。このような現実を考慮すれば、行政訴訟制度の展開を促す条件が揃っていないとも考えられる。

実際に、新裁判所法が公布された2014年から現在の2022年までの8年間の年月が経ってもなお、行政裁判所の実現の動きがない。このような行政裁判所や行政訴訟制度の実現が難しい理由は、カンボジア王国政府の考え方に示されている。それは、行政裁判所(តុលាការរដ្ឋបាល)を設置する前に、行政法の原則や実体法を定めた行政法典(ក្រមរដ្ឋបាល)を整備しなければならないという考え方のことである。しかも、カンボジアの法制度は、フランス法の影響が強いRomano Germanicの法体系(大陸法)でもなければ、イギリスとアメリカなどが採用しているAngloxaconの法体系(英米法)でもなく、カンボジアの実情が反映される法制度でなければならないとカンボジア王国政府は考えている⁸⁶⁷。カンボジアの実情が反映されない改革は、実現困難だということになる。

実際に、ドイツ国際協力公社(GIZ)は、カンボジアにおける行政裁判所制度の設置の前提となる包括的行政法典の整備を支援し、この法典にカンボジアの文脈(本論文におけるカンボジアの実情)を十分に反映させるために、2011年から2012年にかけて6回の諮問会議を行った⁸⁶⁸。この一連の諮問会議において、包括的行政法典の整備が現状の欠点を解決するための最も効果的な方法であることが確認されたにもかかわらず、現状からの大胆な変更が嫌われてなお慎重な考慮が要求されることを理由として、最終的に包括的行政法典の整備は見送られた。その代わりに、既存の規範文書を前提としてこれを行政法典へと編纂すること、しかも拘束力のないソフトロー(soft law)の形式で行政の基本原則(គោលការណ៍រដ្ឋបាល, administrative principles)を明記することが望ましいという結論になった⁸⁶⁹。

⁸⁶⁶ ក្រមព្រហ្មទណ្ឌ, លេខនស/រកម/១១០៩/០២២, ៣០ វិច្ឆិកា ២០០៩, មាត្រា ៥២២, មាត្រា ៥២៣ [刑法典 NS/RKM/1109/022号(2009年11月30日)522条、523条]。

⁸⁶⁷ このカンボジア王国政府の考え方は、ទីស្តីការគណៈរដ្ឋមន្ត្រី, “សម្រាប់សង្កេតថា ឯកឧត្តមបណ្ឌិតសភាចារ្យ សុខ អាន ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រីទទួលបន្ទុកទីស្តីការគណៈរដ្ឋមន្ត្រី តំណាងដ៏ខ្ពង់ខ្ពស់របស់សម្តេចអគ្គមហាសេនាបតីតេជោ ហ៊ុន សែន នាយករដ្ឋមន្ត្រីនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជាថ្លែងក្នុងពិធី “ប្រកាសការអនុវត្តក្រមរដ្ឋបាលរដ្ឋ”, ទីស្តីការគណៈរដ្ឋមន្ត្រី, ៣០ ធ្នូ ២០១១, <http://www.pressocm.gov.kh/site/detailDocshort/2034#.ViEEorx0Xq1> (ចូលមើលចុងក្រោយ ១៦ តុលា ២០១៥) [大臣會議官房局「『民法典適用宣言』式におけるカンボジア王国の首相ソムダッチ・アケア・モハー・セナー・パデー・デッチョー・フン・サエンの高貴たる代表大臣會議官房局担当大臣兼副首相アエクウッドム・ボンデウット・サピアチャー・ソック・アンの談話演説」大臣會議官房局(2011年12月30日)、<http://www.pressocm.gov.kh/site/detailDocshort/2034#.ViEEorx0Xq1> (最終アクセス:2015年10月16日)]。これはやや古いですが、現時点においても変わらない。

⁸⁶⁸ この諮問会議は、第1回目は2011年2月10日にプノンペン首都のインターコンティネンタルホテルで、第2回目は2011年3月10日に、第3回目は2011年9月8日に、第4回目は2011年12月19日に、第5回目は2012年3月7日に、6回目は2012年5月31日に行われた。

⁸⁶⁹ សេចក្តីសង្ខេបរួមកិច្ចប្រជុំពិគ្រោះយោបល់ចំនួន ៥ លើក ដើម្បីគាំទ្រដល់ការបង្កើតសេចក្តីព្រាងក្រមរដ្ឋបាល ដែលជាឯកសារភ្ជាប់ក្នុងដីកាអមរបស់អគ្គលេខាធិការដ្ឋានក្រុមប្រឹក្សាកំណែទម្រង់ច្បាប់ និងប្រព័ន្ធយុត្តិធម៌ជូនឯកឧត្តមទេសរដ្ឋមន្ត្រីរដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ០០៦/១២ ដអ.កកចយ, ២៨ ឧសភា ២០១២ [国土大臣県

結局、現時点に至っても、包括的行政法典も既存の規范文書から編纂される行政法典もそのソフトローもまだ整備されていないままになっており、これらのいずれかを前提とするはずの行政裁判所の整備も当然見られないという現状維持にとどまっている。行政裁判所を設置するためには行政実体法の整備が必要とされ、その行政実体法の整備も必ずしも容易ではないとすれば、フランス法の影響を受けた行政裁判機関または行政裁判所の整備という方向性は、「理論」としては主張されているとしても、実際には困難であるというほかない。

2. 裁判所による行政活動審査制度の整備における複数の可能性

カンボジアでは、フランス型の行政裁判所制度はもちろんのこと、ドイツ型のそれやこれとは異なる日本のような行政事件訴訟制度、またはモンゴルやベトナムなどの（旧）社会主義国の行政訴訟制度を参照することも選択肢の1つとなる。

そのいずれにしても、現状において比較的容易で現実的な方向性として、新裁判所法が過渡的な措置として定める、民事訴訟手続を適用して行政事件を審理するという方向がありうる。民事訴訟法典および民事裁判機関がすでに存在しているから、新しい法典や組織の整備の手間がかからないという意味では現実的な改革だと思われる。これは、実現が不明な行政裁判制度の整備よりも、行政活動に対する不満や不服またはこれに関する紛争を早く解決するための最も優先すべき短期的な方向性を有する。

しかし、これを実現するためには、行政事件とはなにか、裁判所は民事訴訟手続をどのように適用して行政事件を審査するのかといった論点を明らかにする必要がある。なぜなら、カンボジアの行政紛争処理制度の断絶的な歴史において、行政事件や行政訴訟という概念が現在においてまだ定着しておらず、不明確な概念だからである。通常の民事訴訟の特例として、行政事件の定義を置き、この事件を審査する場合における統一した手続、例えば事前に行政活動を審査しなければ、これに基づく権利義務の判断ができないといった、日本におけるいわゆる争点訴訟のような手続を定める法整備が想起されてくる⁸⁷⁰。このような規范文書の整備も難しいようであれば、司法省の通達や最高裁判所の通達において運用を統一させることも可能であろう。

国務大臣名宛法制度および司法制度改革評議会の事務総局の明細書 006/12D0. CLJR 号 (2012 年 5 月 28 日) に添付される「行政法典草案作成を支持するための 5 回の諮問会議の総括」。なお、この資料は、2015 年 9 月の国土省での聞き取りの際に、この一連の諮問会議に参加された職員から入手したものである。協力に応じてくれた職員に謝意をあらわしたい。

⁸⁷⁰ 裁判所の実務においても、例えば、前述した សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៤៦, ២ កក្កដា ១៩៩៨ [最高裁判所民事判決 146 号 (1998 年 7 月 2 日)] のように、権利義務の存否を判断した際に、これに関連する行政活動を否定したり、認めたりする判決が散見される。ちなみに、刑事訴訟においても、公訴の認否を裁断する際に、犯罪行為の根拠となる行政活動の有効性の有無を判断した សាលដីកាសំណុំរឿងព្រហ្មទណ្ឌរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៩, ២៥ តុលា ១៩៩៦ [最高裁判所刑事判決 19 号 (1996 年 10 月 25 日)] もある。

かくして、日本のような行政事件訴訟手続またはフランスのような行政裁判所制度の法整備が考えられる。それでもなお、前述（第2章第2節）したように、1970年以前のカンボジアにおいて、フランス法の影響を受けた行政裁判所の法制度が必ずしも十分に機能しなかった歴史⁸⁷¹から、何を教訓としうるのかという問題は残るように思われる。これは、伝統法の残存や社会主義法の影響をどのように考えるべきか、という問いのことである。もちろん、数十年後の政治状況が大きく変われば、フランス行政裁判所のような行政裁判所制度が導入されるのかもしれない⁸⁷²。それでも、行政機関に対する（抗議等の）申立て制度を早急に廃止しないように、注意喚起しておきたい。というのも、1970年以前のカンボジアのように、この行政裁判所が失敗する場合に、市民の権利利益救済の場を失わせる危険性があるからである。

第2節 現状維持という方向性の問題—法理論および実務による行政紛争処理制度の展開の困難—

第1節で述べた行政裁判所の設置構想とは異なり、通常裁判所が、既存の規范文書に依拠して行政紛争を処理するという不文法アプローチがありうる⁸⁷³。この方向は、確かに、行政法や行政訴訟法理論が確立しており、裁判所の判例や判決に関する法学研究が盛んなフランスをはじめとする国においては現実的なものであるが、カンボジアとは異なる。

1. 行政紛争処理制度との齟齬がある行政訴訟法理論

カンボジアでは、一応行政訴訟（法）（**កែតិ វិវាទរដ្ឋបាល**）という教材類はいくつか存在している。カンボジアにおける行政訴訟法理論ともいえるこれらの教材類は、以下のように、基本的に、フランス行政裁判理論の影響を受け、行政裁判所を展望することが多いため、フランス法のみならず、伝統法や社会主義法の断片的な残滓が分裂しながら混在しているカンボジアにおける行政紛争処理制度の現状から離れせざるをえない。

第1に、通常裁判所とは異なる行政裁判所を中心とする理論がなお有力である。まず、民事訴訟法もまだ整備されなかった時期に発行されたサーイ・ボーリーの「行政訴訟法—LCD 上映による説明に沿って読む教材—」⁸⁷⁴は、カンボジアにおける行政訴訟（法）の基礎であり、通説でもある。これによると、行政訴訟法の中核概念は、「recours」というフランス語から訳されている「争訟的申

⁸⁷¹ See Yan Vandeluxe, *supra* note 265, at 212.

⁸⁷² 2020年に司法大臣に任命されたカウト・ルット（**កើត វិទូ**）氏は、注目されているその一例である。ប៊ុនរិទ្ធ, “ឯកឧត្តម កើត វិទូ៖ ពីអតីតនិស្សិតរដ្ឋមហាវិទ្យាល័យបករណ៍ផ្នែកច្បាប់នៅប្រទេសបារាំង និងជាសាស្ត្រចារ្យផ្នែកច្បាប់ជាង១០ឆ្នាំ ក្លាយជា រដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងយុត្តិធម៌,” *ទំនៀមករតណៈរដ្ឋមន្ត្រី*, ៣១ មីនា ២០២០, <https://pressocm.gov.kh/archives/65462> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ៩ មិថុនា ២០២២) [ブンロット「カウト・ルット閣下—フランスにおける法学奨学金優等生および約10年間の法学教授から司法大臣になった—」大臣会議官房局（2020年3月31日）、<https://pressocm.gov.kh/archives/65462>（最終アクセス：2022年6月9日）]を参照。

⁸⁷³ Yan Vandeluxe, *supra* note 38, at 112.

⁸⁷⁴ 同著者による教材類として、サーイ・ボーリー（2002年）・前掲注（674）もあるが、あまり影響力がない。

立て」(ឧបាស្រ័យ) である。この「争訟的申立て」の定義も、法律用語辞典から引用されている⁸⁷⁵。

また、フランス保護領時代に整備された特別の行政裁判所制度において、前述したように、フランス法の概念である recours の訳語として「ប្តឹងតវ៉ា」(争訟的申立て) というクメール語の法律用語がすでに確立した⁸⁷⁶にもかかわらず、これらの教材類は、その代わりに、「ឧបាស្រ័យ」(「争訟的申立て」) を学問上の概念として使っている⁸⁷⁷。この学問上の「争訟的申立て」は、カンボジアの行政訴訟法の教材類において通用している⁸⁷⁸。

前述した「争訟的申立て」を含む行政訴訟法理論は、当然フランス行政法に強い影響を受け、意識的にせよ、無意識的にせよ、現行行政紛争処理制度との齟齬が生じている。まず、行政機関の「決定」を争訟的申立ての対象として構想している。国家賠償の場合でも、行政決定が争われなければならないという前置主義を論じている⁸⁷⁹。しかし、抗議申立てと決定を述べた箇所を示したように(第3章第5節)、カンボジアの現状においては、行政機関の「決定」これ自体が法定されていない。

次に、行政活動に対する審査は、行政自身がこれを行うことができず裁判所のみがこれを行わなければならないという主張のように、原語から忠実に訳すれば、行政争訟的申立てとなる行政不服申立て(ឧបាស្រ័យរដ្ឋបាល, recours administrative) が、あまり重視されていない。フランス行政法の理論と同様に、行政訴訟と対比的に、行政不服申立てに対する行政機関の応答は任意であるとまで論じている⁸⁸⁰。これは、社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度において、抗議申立てなどに対する主に行政機関を指している国家組織等の審査、解決義務がすでに確立し、これを明示的に改正する規范文書が現時点においてもなお存在していないという法制度に明らかに反する議論である。このような議論は、増加し続ける傾向にある行政機関による個別の抗議申立て制度を活用して、これを意味あるものへと展開させることもない。

それに、行政訴訟の議論を検討してみても、越権訴訟と全面審判訴訟との区別による管轄の区別や判決の効力に関する問題点が論じられている⁸⁸¹。この議論自体の意義はさておき、フランス保護

⁸⁷⁵ サイ・ポーリー (2005年)・前掲注 (265) 3-4 頁。

⁸⁷⁶ 王令 47 (2) 号 10 条、13 条。

⁸⁷⁷ サイ・ポーリー (2005年)・前掲注 (265) 4 頁。

⁸⁷⁸ エン・ユウン・前掲注 (7) 77-88 頁、ヒアン・サーン・前掲注 (476) 27-44 頁、ឆៀយ ឆៀន, “វិវាទរដ្ឋបាល,” (សាលា ភូមិន្ទរដ្ឋបាល, និងសាកលវិទ្យាល័យផ្សេងទៀត, ២០២១), ៣៧ ដល់៥៤ [グワイ・テウウン行政訴訟 (王立行政校他, 2021年) 37-54 頁]。

⁸⁷⁹ エン・ユウン・同上 122-133 頁、ヒアン・サーン・同上 234 頁、グワイ・テウウン・同上 47-54 頁。

⁸⁸⁰ サイ・ポーリー (2005年)・前掲注 (265) 38 頁、エン・ユウン・同上 55 頁、87 頁、ヒアン・サーン・同上 43 頁、251 頁。

⁸⁸¹ サイ・ポーリー・同上 109-116 頁、143-144 頁、エン・ユウン・同上 137-157 頁、201-202 頁、ヒアン・サーン・同上 255-261 頁、296-297 頁。

領時代において整備された特別の行政裁判所の下での行政訴訟でもこのような訴訟類型の区別や判決の効力に関する法制度が存在しなかった。議論自体の意義はともかく、なんのための議論であるのかが意識されなければ、それは、行政紛争処理制度の現実からかけ離れたものとなりがちであろう。

第2に、フランス法を参照した行政訴訟法理論は、社会主義法の影響を十分に注目しておらず、軽視しているといっても過言ではない。法学教育や研究、特に行政法部門のこれらはカンボジアにおける社会主義法の理論、法制度を視野に入れていない。具体的に、民事訴訟において行政事項が含まれている場合には、管轄する行政機関に移送しなければならないという司法省の指導通達が発出されている。教材類は、これを行政訴訟の和解として論じている⁸⁸²が、社会主義法の影響を受けた抗議批難法では、いわゆる行政事項の全てが行政機関の排他的な管轄に属し、裁判所の管轄外という理解になる。ここでは「行政事項」は同じ用語であるが、その理解が全く違うことになる。

もう1つの事例をとりあげてみれば、1993年憲法39条に定められている国家組織またはその職員の違法行為による損害の賠償請求についても、1988年10月28日に公布されたデクレ法38 Kr. Ch号121条と125条と合わせ、「共産主義的な表現」であると認めながら、国家が民事上の責任を負わなければならないと分析されている⁸⁸³。この分析は、抗議批難法の存在が確認しがたい時期にあるため、当然、このような結論を出さざるをえないと思われる。しかし、この1993年憲法39条は、前述した整理で明らかになったように、社会主義法における機関賠償と個人賠償の規定⁸⁸⁴を継受したものであって、当然のように国家賠償を認めているものではない。

第3に、法制度の実情から離れていても、行政訴訟法理論が強固なものであれば、行政裁判所をはじめとするなんらかの新しい法制度の整備も理論的に不可能ではないかもしれないが、学問内在的な体系的な議論は存在しない。例えば、行政訴訟の定義だけを見ても、「臣民と行政官庁、または公法人と公法人、または私法人と公法人との間の事件」⁸⁸⁵、「行政行為または行政の決定に関連する市民と行政機関、または行政機関と国家の係員 (ភ្នាក់ងារ)、または行政機関と行政機関、または行政機関と民間機関との間に生じる対立である行政事件」⁸⁸⁶、「行政官庁と公務員 (មន្ត្រីរាជការ)、行政と行政、行政と私人、市民と行政との間に生じる諸紛争」⁸⁸⁷というように様々である。また、行政訴訟の審理手続についても、民事訴訟を部分的に取り入れる論者⁸⁸⁸、民事訴訟法に触れない論者

⁸⁸² サイ・ポーリー・同上134-135頁。

⁸⁸³ サイ・ポーリー・前掲注(118)48-350頁。

⁸⁸⁴ カンボジアの社会主義憲法は、国家賠償か機関賠償かを明確に定めなかったが、抗議批難法5条は、国家組織、人民武装隊部署またはそれらの組織の個人が賠償しなければならないという機関賠償または個人賠償を定めた。

⁸⁸⁵ サイ・ポーリー(2005年)・前掲注(265)109頁。

⁸⁸⁶ エン・ユウン・前掲注(7)54-55頁。

⁸⁸⁷ ヒアン・サーン・前掲注(476)15頁。

⁸⁸⁸ エン・ユウン・前掲注(7)158-197頁。

⁸⁸⁹というように、これも様々である⁸⁹⁰。

ちなみに、見解の不統一を強調する場合、主に社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度や処罰を中心とする実務に基づいて行政訴訟を議論する者⁸⁹¹もあることに加え、影響力をほとんど有していないが、フランス行政裁判所制度のみを構想する通説を否定して、国王による紛争処理制度の可能性を論じる者もある⁸⁹²。

このような特徴や問題を抱えているカンボジアにおける行政訴訟法理論は、現行法制度から著しく離れている。このため、理論が構想している行政訴訟と現行法制度とのつながりも欠如しているし、現行行政紛争処理制度の現状解明も不十分である。このような状況においては、裁判所が行政事件を審理して、その判決が蓄積されて、これを学説が論ずることで裁判がより良いものへと展開していくという不文法アプローチは、実現困難であるといわざるをえない。

2. 行政訴訟制度を展開させる力を持っていない実務

以上で述べたのは、理論や学説の状態であったが、実務の側にも問題がないわけではない。その問題の第1に、筆者が2015年9月17日に国土省の査察所（2016年に査察総所へ改組）で現地調査を行った査察所の副所長は、査察所の管轄に属する行政訴訟とは「官吏のみに関連するものである」と述べたことがあった⁸⁹³。この理解は、伝統法における対個人紛争主義（第2章第1節2で述べた。）の内容や社会主義法の影響を受けた法制度における国家組織および社会組織の個人に対する抗議申立て等の内容に近いと考えられる。ここには、フランス法の影響を受けた行政決定を中心とする行政訴訟の特徴が見出されない。

第2に、通常裁判所においても、行政訴訟や行政事件の特殊性を十分に重視する判決が見当たらない。最高裁判所民事判決30号（2000年2月22日）⁸⁹⁴は、この代表的な例である。この事件は、X（原告、被控訴人、被上告人）が、1997年1月20日に、バッドムボン州の首長と契約を締結して、新たな鮮魚市場の設置を許可しない取り決めをしたものであった。しかし、州の首長は、1997年12

⁸⁸⁹ ヒアン・サーン・前掲注（476）247-297頁。

⁸⁹⁰ さらに、根拠不明の手續を論じるものとして、グウイ・テウウン・前掲注（878）55-63頁もある。

⁸⁹¹ スオン・オソット・前掲注（14）549-570頁。

⁸⁹² ノロドム・ラナリット・前掲注（12）533-537頁。

⁸⁹³ 国土省の査察所にて、2015年9月17日に聞き取りを行った。聞き取りに応じてくれた職員には記して謝意をあらわした。この現地調査は、国土省のリーガルアドバイザーを務めている日本人専門家の協力を得て行われた。また、この調査の存在は、**លិខិតរបស់អគ្គនាយកដ្ឋាននៃក្រសួងរៀបចំដែនដីនគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពីកម្មវិធីចុះកម្មសិក្សាស្រាវជ្រាវរបស់និស្សិតCHINKET Matta^(sio) លើប្រធានបទ “យន្តការដោះស្រាយបណ្តឹងរដ្ឋបាល”, លេខ១១៧ជនស/អរប/នីក, ៩ កញ្ញា ២០១៥** [国土省の行政総局長の「行政申立て解決仕組み」と題材とするCHINKET Matta^(sio)の調査見学プログラムに関する文書117MLMUPC/ORB/NIK号（2015年9月9日）]により確認できる。

⁸⁹⁴ សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ៣០, ២២ កុម្ភៈ ២០០០ [最高裁判所民事判決30号（2000年2月22日）]。

月 17 日付決定 145SS 号（以下、「本件決定」という。）をもって、A に対して、X の営業所の近くにもう 1 つの鮮魚市場の設置を許可した。X は、州の首長が契約に違反したと主張して、1998 年 7 月 5 日に、州裁判所に訴えを提起した。これに対して、Y（バッドムボン州、被告、控訴人、上告人）は、1998 年 10 月 29 日に、この事件を民事事件（រឿងក្តីវប្បធម៌）の管轄から公法上の原則に基づく行政訴訟（វិវាទរដ្ឋបាល）の事項管轄（សមត្ថកិច្ចសាច់រឿង）に移管するよう主張した。

第 1 審（バッドムボン州裁判所決定 1162SR 号（1998 年 10 月 29 日））は、Y の主張を退けた。Y は控訴したが、原審（高等裁判所民事判決 10 号（1999 年 1 月 4 日））は、控訴を棄却した。Y は、1999 年 4 月 14 日に上告した。最高裁も、上告を棄却した。その理由は、「カンボジア王国憲法 128 条に定められているように、この事件が民事事項（រឿងវប្បធម៌）にせよ行政事項（រឿងរដ្ឋបាល）にせよ、裁判所はこれを審理する権限を有する。」というものであった。

この判決は、一方では、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度にしか見られない行政訴訟や行政事件という語句を用いずに、社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度にも見られる行政事項という語句を用いた。他方で、裁判所の権限についてのみを判断し、行政訴訟または行政事項の定義やその特殊な性質の存否について明確に判示しなかった。しかし、本件は、契約の効力を争点とするのか、それとも鮮魚市場の設置許可が、日本の概念を用いるのであれば命令的行為かそれとも形成的行為かといった行政行為論を争点とするのかによって、判決の内容が大きく異なったように思われる。このような争点を判断しなかったこの判決は、行政訴訟または行政事項の特殊性を重視していないようである。

第 3 に、憲法院も行政事件の定義または概念を明確に示していない。2005 年 3 月 23 日の憲法院の通知 05/2005CCC. SCHN 号⁸⁹⁵および文書 06/2005CCC 号⁸⁹⁶がある。本件の概要は以下のとおりであった。A は、2004 年 11 月 22 日に、「民族主義運動連盟党」の設立および登録を願い出るために、内務省に申請をした。これに対して、内務省は次の内容を有する 2004 年 12 月 24 日付文書 478SCHN 号を出した。当該党の設立の申請書類を調査した後に、設立の同意または不同意についての通知をする、と。A は、2005 年 2 月 26 日に、憲法院の申立て局を通じて、国王に斡旋の申出をした。国王は、2005 年 3 月 9 日に、憲法院の院長に対して、A の 2005 年 2 月 26 日付文書を審査するように勅書を発出した。憲法院は、2005 年 3 月 23 日に、A に憲法院の通知 05/2005CCC. SCHN 号を、国王に憲

⁸⁹⁵ សេចក្តីជូនដំណឹងរបស់ក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, លេខ០៥/២០០៥ កបធ.សជណ, ២៣ មីនា ២០០៥ [憲法院の通知 05/2005CCC. SCHN 号 (2005 年 3 月 23 日)]。

⁸⁹⁶ លិខិតរបស់ក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, លេខ០៦/២០០៥. កបធ, ២៣ មីនា ២០០៥ [憲法院の文書 06/2005CCC 号 (2005 年 3 月 23 日)]。

法院の文書 06/2005CCC 号を発出した。

まず、憲法院の通知 05/2005CCC. SCHN 号の内容は、本件申し立てを審理の対象とすることができないという内容であった⁸⁹⁷。これに対して、憲法院の文書 06/2005CCC 号の内容は、以下のとおりであった。

内務省は、設立党员全員の戸籍簿を作成するよう求めたが、A は、戸籍簿を作成する義務がないと考えている。この戸籍簿の作成に関する対立は、「憲法新 128 条第 3 項に従って、裁判所によって解決されなければならない行政事 [件] ([រឿង] ក្តីរដ្ឋបាល) とみなす」。

しかし、内務省はまだ政党登録の同意または拒否⁸⁹⁸を行っていない。政党に関する法律 21 条、22 条、23 条、24 条を執行する段階の前であるから、「政党登録の不同意決定がまだ存在しない場合の憲法院への申し立て」は、憲法院の組織および運営に関する法律 26 条 4 号に基づき「審査することができない。」と。

前述した憲法院の決定の前に、1993 年憲法 109 条（現在は 128 条）第 3 項の内容として行政事件に直接言及した憲法院の通知 44CCC 号（1998 年 7 月 22 日）⁸⁹⁹、その後、同様の理由で行政事件に直接言及した憲法院の通知 003/01/2007 CCC. SCHN 号（2007 年 11 月 14 日）⁹⁰⁰があるが、行政事件の定義内容や説明が見当たらない。

以上の事例が示すように、1993 年以後のカンボジアにおける行政訴訟または行政事件は、語句としては用いられているが、憲法院等によってその概念が深く論じられてはいない。実務においても、行政争訟制度が整備されたとしても、その展開にはまだ長い年月がかかりそうである。

むしろ、民事訴訟や刑事訴訟を中心に対個人紛争主義の法意識が残存している。その事例として、最高裁判所刑事判決 01 号（1997 年 1 月 10 日）⁹⁰¹がある。本件では、家屋の占有権の存否が争点となったが、その先決問題として、1992 年 1 月 25 日にコンポンチナン州人民委員会が行った本件家

⁸⁹⁷ この通知自体は行政事件と関係がある内容となっていないが、この通知と後述する憲法院の文書は、名宛人が異なるが、同一の合憲審査請求に対する文書であるにもかかわらず、この 2 つの文書に内容量の差があるため、カンボジアの法学研究一般にとってある意味において非常に興味深いことから、一応とりあげておくこととする。

⁸⁹⁸ 本論文における事例にあらわれる「拒否」および後述する「否定」の原語は同じ「បដិសេធ」である。日本における「却下」、「棄却」、「取消し」、「撤回」などを含め、様々な意味を持っており、広く使われている概念である。しかし、どの場合にどの日本語に当たるかがわかりにくいいため、直訳をそのまま用いることとする。また、日本語の違和感を回避するために、行政活動などがまだ行われない事前手続においては「拒否」を用い、行政活動などが行われた事後手続においては「否定」を用いることとする。

⁸⁹⁹ សេចក្តីជូនដំណឹងរបស់ក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, លេខ៤៤ កបធ, ២២ កក្កដា ១៩៩៨ [憲法院の通知 44CCC 号（1998 年 7 月 22 日）]。

⁹⁰⁰ សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៤៦, ២ កក្កដា ១៩៩៨ [最高裁判所民事判決 146 号（1998 年 7 月 2 日）]。

⁹⁰¹ សាលដីកាសំណុំរឿងព្រហ្មទណ្ឌរបស់តុលាការកំពូលលេខ០១, ១០ មករា ១៩៩៧ [最高裁判所刑事判決 01 号（1997 年 1 月 10 日）]。

屋を引き渡す内容の決定 81SSR. KKh 号（以下、「本件決定」という。）の瑕疵が争点となった。本件決定の違法性が争われた事件の最高裁判所の判決は、最高裁判所民事判決 23 号（1999 年 2 月 9 日）⁹⁰²であった。まず、第 1 審（コンポンチナン州裁判所民事判決 79 号（1997 年 9 月 18 日））は、本件決定を無効とみなした。第 2 審（控訴裁判所民事判決 28 号（1998 年 2 月 5 日））は、控訴を認容した。最高裁判所は、本件の上告を棄却したが、本件決定の有無という物理的な証拠の有無のみを審理して、証拠として提出された「本件家屋を引き渡す書面による本件決定が存在する」と判示した。家屋の占有権の存否を判断するために、本件決定の違法性や無効については十分に審理をしなかったのである。

裁判所が審理を十分に尽くさなかったというよりもむしろ、紛争当事者が個人対個人の紛争を重視して、行政活動の違法性を争点としなかったことが、以上のような判決を生んだ原因であろう。なぜなら、カンボジアの裁判所は、原則として、当事者の請求しないことを決定する権限を有しないからである⁹⁰³。なお本件と類似する事例に、最高裁判所民事判決 146 号（1998 年 7 月 2 日）⁹⁰⁴がある。土地の占有権の存否が争点となった本件でも紛争当事者の一方が、1992 年 11 月 7 日に、プノンペン市から本件土地の仮占有を許可する文書 2345ChT 号（以下、「本件許可文書」という。）を受けていた。国籍問題等の他の争点も主張されたので、複雑な裁判になったが、差し戻し後の原審（控訴裁判所判決 149 号（1998 年 4 月 6 日））は、本件許可文書を無効とした。最高裁判所は、原審を無効として、X に本件土地を引き渡す内容の判示をした。また、土地占有使用権を証明する権利証の効力に言及することなく、使用権の存否の判断を行った最高裁判所民事判決 70 号（1995 年 7 月 6 日）⁹⁰⁵もある。当該権利証の効力を否定した州等の基層機関の行為を是認した最高裁判所民事判決 116 号（1995 年 9 月 28 日）⁹⁰⁶に対して、州の官庁が市民の土地に関する権利証の効力を取り消す管轄を有しないと判示した最高裁判所民事判決 267 号（2004 年 11 月 18 日）⁹⁰⁷もある。

裁判実務において、行政活動に対する裁判所による審査を行なった事例もあれば、これを行わな

⁹⁰² សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ២៣, ៩ កុម្ភៈ ១៩៩៩ [最高裁判所民事判決 23 号（1999 年 2 月 9 日）]。

⁹⁰³ この原則を提示したものとして、សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ៥១, ២៧ កុម្ភៈ ១៩៩៦ [最高裁判所民事判決 51 号（1996 年 2 月 27 日）] がある。

⁹⁰⁴ សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៤៦, ២ កក្កដា ១៩៩៨ [最高裁判所民事判決 146 号（1998 年 7 月 2 日）]。

⁹⁰⁵ សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ៧០, ៦ កក្កដា ១៩៩៥ [最高裁判所民事判決 70 号（1995 年 7 月 6 日）]。

⁹⁰⁶ សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១១៦, ២៨ កញ្ញា ១៩៩៥ [裁判裁判所民事判決 116 号（1995 年 9 月 28 日）]。

⁹⁰⁷ សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ២៦៧, ១៨ វិច្ឆិកា ២០០៤ [最高裁判所民事判決 267 号（2004 年 11 月 18 日）]。

かった事例も出てくるという区々の運用は、行政活動に対する裁判所による審査が欠如しているか不十分であることを意味している。その欠如や不十分さは、行政活動を審査しないにとどまらず、この効力を前提として紛争を裁断する事例⁹⁰⁸も見られ、対個人紛争主義の背景において、権利証の発行等の行政活動によって権利利益侵害を被った市民の救済が十分に行われていない。

第3節 裁判所によらない行政活動審査制度の整備

第2節では、対個人紛争主義の背景において存在していたはずの行政紛争を、裁判所が十分に裁断できていない現状を述べた。裁判所の改革とともに、裁判所によらない行政活動の審査制度の整備が課題となってよい。この方向で法整備を構想する場合には、しかし以下のような憲法問題を先に検討しなければならない。

1. 裁判所によらない行政活動審査の憲法問題

カンボジアでは、多くの教材類や先行研究がフランス行政裁判所制度理論の影響を受けているから、行政訴訟を裁断する行政裁判所を中心に行政紛争処理機関を論じているため、裁判所によらない行政紛争処理制度たる行政不服審査制度の整備に関する構想が十分にできていない。そして、1993年憲法 39 条も、国家組織およびその職員の違法行為に対する抗議申立ての解決を裁判所の管轄に含めているので、裁判所によらない行政紛争処理制度の考察に関心が向かわないのである。

そのため、裁判所によらない行政活動審査制度の整備に当たって、第1に、行政機関も抗議申立てを解決することができるのか否かが論点となる。行政機関による抗議申立ての解決は、抗議申立ての解決を裁判所の管轄にさせた1993年憲法に違反しているのか否かについては、教材類は、行政の自己統制の許容性と裁判所の負担軽減を理由に、違憲性を否定している⁹⁰⁹。本論文もこれに対立する立場をとらないが、その理由をさらに加えておくこととするなら、以下のような歴史的な展開および立法趣旨がとりあげられる。

すなわち、裁判所の管轄に属する抗議申立てを定める1993年憲法 39 条は、行政機関の排他的管轄に属する抗議申立てを定めた1989年憲法 39 条から引き継がれたものであることはすでに述べたとおりである。市民に安心感を与えるために裁判所の管轄としたにすぎず、重要な点は国（家）にかかわる場合でも市民が申立てをする権利を有するという1993年憲法 39 条の趣旨⁹¹⁰から見れば、行政機関の管轄を完全に否定し、裁判所の管轄に移行させたというよりも、以前の行政機関による抗議申立て解決の機能不全を念頭において、行政機関による解決ができなかった場合においても最

⁹⁰⁸ សាលដំកាល់ណាំរៀបរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៣០, ៣០ ឧសភា ២០០២ [最高裁判所民事判決 130 号(2002年5月30日)]などを参照。

⁹⁰⁹ 例えば、ヒアン・サーン・前掲注(476) 256-257頁を参照。

⁹¹⁰ 憲法制定議会事務総局・前掲注(705) 15頁、国民議会・前掲注(703) 139頁を参照。

最終的に裁判所による解決が保障されるという趣旨だったと考えられる。

また、1993年憲法39条の起草過程における議論や起草者の解説には、前述した裁判所の管轄にした理由を除けば、国家組織およびその職員の違法行為に対する審査や裁判所による抗議申立て制度の具体例に触れることがなかった。むしろ、抗議申立ての定義に関する解説では、裁判所における抗議申立てとして、通常訴訟における控訴や上告が例示されていた⁹¹¹から、これは、行政（事件）訴訟制度に当たる裁判所による抗議申立ての存在をまだ念頭に置かず、行政機関による抗議申立てのみを念頭に置いた解説だったと思われる。しかし、このような1993年憲法の趣旨論は、行政機関による解決を経なければ裁判所に抗議申立てをすることができないという行政機関による抗議申立て解決前置主義を意味するものではない。いずれにせよ、裁判所によらない行政活動審査制度を整備したとしても、これには憲法問題がないとすれば、次の問題は、立法的整備のありようということになる。

2. 総合的アプローチ—地方行政における市民課制度およびその問題点—

立法的整備のありようを考察する場合には、地方行政において整備されているオンブズマン制度の一種が参考になると思われる。

地方行政において、地方分権化にもとない、首都州行政における申立て（បណ្តឹង）および市郡区行政における行政申立て（បណ្តឹងរដ្ឋបាល）を受理し、調停解決をするための仕組みとして、2017年にオンブズマン制度に当たる首都州市民課および市郡区市民課が設置された⁹¹²。首都州市民課長および副課長は、首都州評議会構成員全員、市郡区町村評議会協会長、首都州商業会議所代表、市民社会組織代表から構成される首都州市民課長副課長投票委員会による投票によって選出される。市郡区市民課長は、市郡区評議会構成員全員、町村評議会代表、事業家代表および市民社会組織代表から構成される市郡区市民課長投票委員会による投票によって選出される⁹¹³。

首都州市民課および市郡区市民課のいずれも、各種の規范文書に反する地方行政の決定のみならず、職員の職務遂行に加えて、財産管理や公役務の提供にかかわる申立てを受理するが、処罰を科すための決定権を有しない⁹¹⁴。申立ての対象が広いところに特徴を有する。

⁹¹¹ 国民議会・同上。

⁹¹² អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតការិយាល័យប្រជាពលរដ្ឋនៅរដ្ឋបាលថ្នាក់ក្រោមជាតិ, លេខ១៩ អនក្រ.បក, ៨ កុម្ភៈ ២០១៧, មាត្រា១, មាត្រា៥, មាត្រា៣១ [地方行政における市民課の設置に関する政令19ANK.BK号(2017年2月8日)1条、5条、31条] (以下、「市民課設置政令」という)。カンボジアにおける市民課の経緯について、Alex Read, *supra* note 19, at 175ff を参照。なお、この参考文献は、現行市民課制度が完成した2017年以前の2014年に出版されたので、最新の分析ができていない。

⁹¹³ 市民課設置政令6条、14条、32条、39条。

⁹¹⁴ 同上9条、10条、34条、35条。

申立ての対象が広範囲に及ぶ反面、申立てに対するまたは決定、特にその法的効力までの手続が詳しく定められていない。申立てにかかわる部局長が市民課から申立て書または報告を受理してから直ちに解決措置を講じなければならないとしか定めていない⁹¹⁵。手続という場合には、申立人の手続上の権利に関する規定がない。調停解決において、申立人が調停の場に呼ばれ、これに参加するが、市民課の申出に基づいて申立てに至った経緯を述べることしかできなくて、被申立人の弁明に対して反論する権利が定められていない⁹¹⁶。要するに、手続の原則として、中立性、透明性、公正性などが謳われているが、これらとならんで守秘原則もあることがその一因ともなって、基本的に、カンボジアの行政紛争処理制度の特色ともいえる紛争処理機関や補助機関の職権による措置が強くあらわれた手続にすぎない。市民とは異なり行政機関の官吏や職員であれば、行政機関の長または裁判所に訴えを提起する権利が定められている⁹¹⁷のに対して、市民の申立てには、これに類似する権利規定がない。

市民課設置政令は、既存の紛争処理機関に適用されないと考えられる⁹¹⁸。この政令が制定されたのは2017年であるから、2001年の町村行政管理法および2008年首都州市郡区行政管理法ならびにこれらの行政組織に関する政令に定められている市民の要請、提案および抗議申立てとの関係が問題となる。市民課による解決は、基本的に、市民課長が申立て書またはこれに関する報告書を関係部局長に提出し、その部局長が解決措置を講じることで完結する⁹¹⁹。これは、市民との関係で非常に広い窓口を有する総合的アプローチを基本とする制度であると考えられるので、行政紛争処理の実効性の有無は、別問題である。一応、決定の取消しや勧告の区別がある⁹²⁰。しかし、市民課制度

⁹¹⁵ 同上26条、27条、51条、52条。

⁹¹⁶ 市民課における行政申立てまたは申立ての処理手続は、前述した捜査および解決に関する脚注の他に、市民課設置政令22条、23条、24条、25条、28条、47条、48条、49条、50条、53条、*ក្រសួងមហាផ្ទៃ, សៀវភៅណែនាំស្តីពីបែបបទ និងនីតិវិធីនៃការទទួល និងការសម្រុះសម្រួលដោះស្រាយបណ្តឹងរបស់ការិយាល័យប្រជាពលរដ្ឋរាជធានី ខេត្ត*, (អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាល, ២០១៨), ២៩ ដល់៣៥ [内務省『首都州市民課の申立て受理および調停解決の書式および手続に関する指導書』(事務総局, 2018年) 29-35頁]、*ក្រសួងមហាផ្ទៃ, សៀវភៅណែនាំស្តីពីបែបបទ និងនីតិវិធីនៃការទទួល និងការសម្រុះសម្រួលដោះស្រាយបណ្តឹងរបស់ការិយាល័យប្រជាពលរដ្ឋក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ*, (អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាល, ២០១៩), ៣៥ ដល់៥៧ [内務省『市郡区市民課の申立て受理および調停解決の書式および手続に関する指導書』(事務総局, 2019年) 35-57頁] を参照。

⁹¹⁷ 市民課設置政令27条、52条。

⁹¹⁸ 同上3条。

⁹¹⁹ 同上27条、52条。なお、市民課は、部局長が適切に解決措置を講じない場合には、内務省に報告する権限を有すると定められている(市民課設置政令10条、35条)。

⁹²⁰ *ក្រសួងមហាផ្ទៃ, សៀវភៅណែនាំស្តីពីបែបបទ និងនីតិវិធីនៃការទទួល និងការសម្រុះសម្រួលដោះស្រាយបណ្តឹងរបស់ការិយាល័យប្រជាពលរដ្ឋរាជធានី ខេត្ត*, (អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាល, ២០១៨), ១៣, ៣៣ ដល់៣៤ [内務省『首都州市民課の申立て受理および調停解決の書式および手続に関する指導書』(事務総局, 2018年) 13頁、33-34頁]、*ក្រសួងមហាផ្ទៃ, សៀវភៅណែនាំស្តីពីបែបបទ និងនីតិវិធីនៃការទទួល និងការសម្រុះសម្រួលដោះស្រាយបណ្តឹងរបស់ការិយាល័យប្រជាពលរដ្ឋក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ*, (អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាល, ២០១៩), ២២ ដល់២៣, ៥៣ ដល់៥៥ [内務省『市郡区市民課の申立て

の特徴は、あらゆる行政活動に対する市民の不満や不服を市民課に申し立てるところまでに意義がある。申立てが受理された後の手続は、市民課制度との連続性に注意しながら、これとは別に考察する必要があるようである。

3. 抗議申立てという共通した中核概念の確定

これまで整理してきたように、提案、抗議申立て、批難申立て、行政訴訟、行政事件などという既存の複数の用語または概念が存在する。これらとは別に、新しい用語を採用することも1つの選択肢ではあるが、既存の用語との関係が問題となる。新しい用語を採用するよりも、むしろ既存の用語または概念の意義を追求し、明らかにした上で、その相違点を意識させることにより、その相対化を克服させることができると考えられる。

行政活動審査制度に用いることができる共通した概念として、抗議申立てがあげられるように思われる。なぜなら、抗議申立ては、カンボジア行政紛争処理制度の歴史上の展開において、概念の内容が異なるとはいえ、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度の争訟的申立てと同じ用語であり、社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度の中心的概念でもあって、決定を中心とする行政活動に対する不服を表明するための概念として、個別法または個別規範文書に定められた数も多いからである。また、抗議申立ては、民事訴訟法典においても、裁判所の決定に対する不服を表明する概念として使われている⁹²¹。それに、カンボジアにおける行政争訟法理論においても、抗議申立て（すなわち、争訟的申立て）は、周知のとおり、（行政）決定に対する recours の注釈用語として理解されているように、学説においても馴染みのある用語または概念である。

ここで留意すべきは、抗議申立てと行政事件との関係をどのように考えるのかである。裁判所が解決する管轄を有する憲法上の抗議申立ての対象は、憲法の文言をそのまま読むと、国家組織、社会組織およびそれらの職員の違法行為であり、非常に広い。前述したように、人民裁判所が原則として刑事事項および民事事項に関する管轄のみを有し、刑事事項および民事事項に含まれていない全ての事項が抗議申立て等の対象となり、これが行政機関の管轄となったという社会主義法の下では、抗議申立ての対象がいくら広くても、組織分離があったから理論上あまり問題がなかった。しかし、現在では、裁判所による訴訟手続には、刑事訴訟と民事訴訟しかなく、行政事件に関する手続がないから、対象が非常に広い抗議申立てを裁判所の管轄に属させると、その大部分が刑事訴訟か民事訴訟に吸収されてしまう可能性が危惧される。しかし民事訴訟の先決問題として行政活動の違法性や効力が争点となる実例が少なくないことは、前述（第4章第2節2）した。刑事訴訟と民

受理および調停解決の書式および手続に関する指導書』（事務総局、2019年）22-23頁、53-55頁。

⁹²¹ 民事訴訟法典に定められている抗議申立ては、異議（ការតវ៉ា）、異議の申立て（ពាក្យសុំតវ៉ា）である。

事訴訟の概念やその特徴を明らかにするとともに、裁判所の管轄に属する行政事件の概念も、明確にする必要がある。

すなわち、刑事訴訟と民事訴訟の概念やその特徴を明らかにすることができた後に、これに属しない訴訟または紛争は行政事件に属するという行政事件の控除説的な発想がありうる⁹²²。しかし、このような控除説に基づく行政事件の構想は、自立的に、行政事件の具体的な内容を見出せない弱点がある。これを克服するために、行政事件は、刑事事件および民事事件に属しない抗議申立てであると位置づけなければならないのである。そうすると、行政事件の具体的な内容の1つは、前述したように、個別法や個別規范文書に定められている抗議申立てに関するものとなる。

3. 個別規范文書に定められた抗議申立ての対象となる（行政）決定

個別規范文書に定められた抗議申立ての対象となる行政活動を整理してみると、決定および措置が多い。決定が行われた後で措置が講じられるので、措置も決定に含めてよいと考えられる⁹²³。残念ながら、「決定」は、規范文書によく用いられている語句ではあるが、定義規定が見つからない。

あえていうならば、地方行政において、規范文書ではないが、市民課の申立て受理および調停解決の書式および手続に関する指導書は、次のように、決定を定義している。決定とは、「条例、決定、指導書、指導通達、通知書および他の文書が含まれる規范文書および各種の行政文書」のことをいふ⁹²⁴。この決定の定義は、個別的決定のみならず、一般的な規范文書や行政内部における事務処理に関わる行政文書（活動）含まれているようである。

カンボジアの行政法理論には決定の概念が存在している。まず、行政活動には、一番広い概念として、行政行為（រាជការកិច្ច, កិច្ចរដ្ឋបាល, រដ្ឋបាលកិច្ច, acte administratif）があつて、一方的行政行為と双方向的または複方向的行政行為に分類されている。また、一方的行政行為は、さらに行政決定ではない一方的行政行為と行政決定である一方的行政行為に細分化されている。この分類の最も重要な基準は、市民に対する法効果を有するの否かである。決定は、さらに規范文書に当た

⁹²² なお、カンボジアでは、刑事事件、民事事件の他に、商事事件および労働事件も法制度上認められており、商事裁判所および労働裁判所も構想されている。しかし、裁判機関が法定されているが、行政事件と同様に、商事訴訟手続および労働訴訟手続を定める規范文書がまだ整備されていない。

⁹²³ 製品管理法53条、標準法改正法新9条、道路法47条、保険法56条、タバコ監督法35条、電信法75条、石油管理法56条。

⁹²⁴ ក្រសួងមហាផ្ទៃ, សៀវភៅណែនាំស្តីពីលែបបទ និងនីតិវិធីនៃការទទួល និងការសម្រុះសម្រួលដោះស្រាយបណ្តឹងរបស់ការិយាល័យប្រជាពលរដ្ឋរាជធានីខេត្ត, (អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាល, ២០១៨), ៤ [内務省『首都州市民課の申立て受理および調停解決の書式および手続に関する指導書』(事務総局, 2018年) 4頁], ក្រសួងមហាផ្ទៃ, សៀវភៅណែនាំស្តីពីលែបបទ និងនីតិវិធីនៃការទទួល និងការសម្រុះសម្រួលដោះស្រាយបណ្តឹងរបស់ការិយាល័យប្រជាពលរដ្ឋក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ, (អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាល, ២០១៩), ៦ [内務省『市郡区市民課の申立て受理および調停解決の書式および手続に関する指導書』(事務総局, 2019年) 6頁]。

る一般的行政決定と官吏の任免等の個別的行政決定とに大別されている⁹²⁵。

しかし、個別規范文書に定められた抗議申立てまたは審査の対象となる決定は、前述したこれらの概念ほど広い意味を持っていない。なぜなら、第1に、ほとんどの規范文書が、決定に対する申立て期間の計算方法として、抗議申立人が「決定（に関する通知）を受理した日」から起算すると定め、決定の名宛人が想定されている。また、第2に、決定と明記していないが、抗議申立ての対象となる行政活動を具体的に定める規范文書には、税金の更正、登記や登録の拒否、過料、許可書（の効力）停止等が定められているように、具体的な個人に対する不利益な内容を有する行政決定である。要するに、規范文書に定められた個々の決定の共通点を明らかにすることによって、これらを対象とする行政決定審査制度を構想することができる。

審査の対象について、最も重要なのは、カンボジアにおける行政決定審査制度の整備に当たって、伝統法における対個人紛争主義または社会主義法の影響を受けた対個人申立てを克服しなければならないことである。対個人紛争主義および対個人申立てを克服するための最も効果的な方法は、官吏個人免責規定であろう。カンボジアは、法学教育やその研究を含む法制度全体が十分に展開できていないため、自然人と法人との区別に加えて、法人格を有する国と地方行政という観念が弱い。その結果、前述したように、官吏個人に対する訴訟が提起され、これに違和感や疑義を持っているカンボジア人がいないといっても過言ではない。そこで、具体的な条件や制度を今後検討する必要があるが、通常職務を遂行した官吏が、当該職務にかかわる刑事および民事上の責任を負わないような規定や法制度を整備しなければならない。民法典に定められた国家賠償の規定は、そのはじめの一歩だと位置づけることができる。そこから、官吏個人の免責規定が有する一般的な意義が論じられるようになるのか否かが注目される。

4. 行政決定を審査する機関

個別の規范文書に定められた決定に対する抗議申立てを審査する機関には、基本的に、当該規范文書が定める管轄を有する行政機関、すなわち決定を行なった行政機関の上級行政機関である。

まず、原則として、上級行政機関が存在している場合、その上級行政機関が決定を審査する管轄機関となる。典型的に、管轄行政機関またはその長が、当該組織に属する官吏、特に査察官の決定に対する審査を行う。例えば、道路法において、道路査察官の措置に対する不服を有する市民は、道路管理管轄機関、すなわち公共事業運送省または農村開発省に抗議申立てを行うことができ、大臣が、これに対する決定を行う⁹²⁶。行政機関の長が決定を行うことは、製品管理法、水産法、水資

⁹²⁵ サーイ・ポーリー・前掲注（118）244-273頁。

⁹²⁶ 道路法5条、47条。

源管理法、自然保護法、種苗管理および育成者の権利に関する法律、保険法、交通法、タバコ監督法、電信法、家畜生産法、労働組合法、標準法および石油管理法において共通する⁹²⁷。行政機関の長ではないが、農業共同体開発局への申立て⁹²⁸も上級行政機関への申立てである。

同一の省庁組織ではない例も少ないが存在する。例えば、管轄官庁が不動産占有権特定権利証の発行を拒否した場合には、国土省に申立てを行うこととされている⁹²⁹。工業分野および標準化質確保統制を担当する大臣への申立て⁹³⁰も同様である。

反対に、下級の行政機関への申立てを定める例もある。例えば、観光法 46 条は、観光省または地方行政の観光特許などの拒否等に関する決定について、観光大臣のみならず地方行政に対しても抗議文書を作成し、提出することができる⁹³¹と定めている。事務が地方行政にも配分されているからである⁹³²。土地収用法、労働組合法、消費者法、エレクトロニク商業法および競争法においても委員会への申立てが定められている⁹³³。また、森林法⁹³⁴および公共調達法⁹³⁵のように、特定の省庁組織とは別に、森林行政や公共調達に管轄を有する行政機関への申立てを広く定める例もある。

特殊性を有する場合には、決定の量が多い、または専門技術性の高い行政領域がある。税務⁹³⁶および建設⁹³⁷が、この例である。合議制紛争処理機関が設置された例も見られる。典型例は、公務員法における調停委員会⁹³⁸や社会保障法における社会保障国家基金の紛争解決委員会⁹³⁹である。前者

⁹²⁷ 製品管理法 53 条、水産法 85 条、水資源管理法 18 条、自然保護法 52 条、ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងពូជដំណាំនិងសិទ្ធិអ្នកបង្កាត់ពូជដំណាំ, លេខនស/រកម/០៥០៨/០១៥, ១៣ ឧសភា ២០០៨, មាត្រា៣៣ [種苗管理および育成者の権利に関する法律 NS/RKM/0508/015 号 (2008 年 5 月 13 日) 33 条]、保険法 56 条、交通法 70 条、タバコ監督法 35 条、電信法 75 条、家畜生産法 103 条、ច្បាប់ស្តីពីសហជីព, លេខនស/រកម/០៥១៦/០០៧, ១៧ ឧសភា ២០១៦, មាត្រា៤៣ [労働組合に関する法律 NS/RKM/0516/007 号 (2016 年 5 月 17 日) 43 条] (以下、「労働組合法」という。)、標準法改正法新 9 条、石油管理法 56 条。

⁹²⁸ 農業共同体法 22 条。

⁹²⁹ 土地法 45 条。

⁹³⁰ 標準法 28 条、34 条、46 条。

⁹³¹ 観光法 46 条。

⁹³² 同上 32 条-45 条。

⁹³³ 土地収用法 32 条、労働組合法 11 条、12 条、77 条、ប្រកាសរបស់ក្រសួងការងារ និងបណ្តុះបណ្តាលវិជ្ជាជីវៈស្តីពីនីតិវិធីនៃការធ្វើឧបាស្រ័យលើចំណាត់ការរបស់មន្ត្រីដែលទទួលបានប្រតិភូកម្មខ្លះក្នុងការអនុវត្តច្បាប់ស្តីពីសហជីព, លេខ ២៥១ ក.ប/ប្រ.ក, ២៧ មិថុនា ២០១៦, ប្រការ២ [労働組合に関する法律の執行の機能を受権した官吏の処理に対する争訟的申立ての手續に関する省令 251K. B/Pr. K 号 (労働職業訓練省、2016 年 6 月 27 日) 2 条]、消費者法 5 条、38 条、エレクトロニク商業法 49 条、50 条、競争法 4 条、30 条。

⁹³⁴ 森林法 6 条、76 条、89 条。

⁹³⁵ 公共調達法 4 条、62 条、63 条、用語集。

⁹³⁶ 租税法 120 条、関税法 24 条。

⁹³⁷ 建設法 83 条。

⁹³⁸ 公務員法 59 条。

⁹³⁹ 社会保障法 91 条。

は、大臣会議の関係者も構成員に含まれる⁹⁴⁰。後者は、労働者代表の構成員も含まれる⁹⁴¹。このように合議制の場合は、構成員の工夫が見られる。また、商業省の抗議申立て評議会⁹⁴²および商標担当評議会⁹⁴³もこれに類似している。

さて、前述した審査管轄機関の下した抗議申立てに対する決定に不服を持つ場合、原則として、裁判所に訴訟を提起しなければならない。この例外には、租税法における租税調停委員会および関税法における関税率表委員会⁹⁴⁴、土地収用法における抗議申立て解決委員会⁹⁴⁵、公共調達法における経済財務省⁹⁴⁶、家畜生産法における農業省⁹⁴⁷、社会保障法における社会保障規制者⁹⁴⁸がある。

以上を要するに、合議制という例外もあるが、原則として、上級行政機関による決定に対する審査という共通点があるため、個別法を整理することで、上級行政機関による行政決定審査制度を中心とする一般法制度の整備が可能であると思われる。なによりも、このような上級行政機関による行政決定審査は、現在の実務や紛争処理慣行に強い影響を及ぼしている伝統法における有力者による紛争処理や社会主義法における抗議申立て制度と類似するため、現実から乖離しているために活用されないといった問題があまり生じないと思われる。

最後に、上級行政機関による行政決定審査制度の整備に当たって、裁判所による行政活動審査制度との関係を調整しなければならないという課題もある。上級行政機関による行政決定に対する審査制度の原型となる個別規範文書に定められている個別行政紛争処理制度は、原則として、この制度における抗議申立てなどに対する決定に対して不服がある場合には、さらに裁判所に訴えを提起することができることとなっている。その結果、裁判所による行政活動審査制度の対象は、上級行

⁹⁴⁰ អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មាធិការសំរុះសំរួលទំនាស់ពាក់ព័ន្ធនិងកិច្ចការមុខងារសាធារណៈ, លេខ៤២ អនក្រ.បក, ១៧ ឧសភា ១៩៩៥ [公職事務関連対立調停委員会の設置に関する政令 42ANK. BK 号 (1995 年 5 月 17 日)], អនុក្រឹត្យស្តីពីការកែសំរួលអនុក្រឹត្យលេខ៤២ អនក្រ.បក ចុះថ្ងៃទី១៧ ខែឧសភា ឆ្នាំ១៩៩៥ ស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មាធិការសំរុះសំរួលទំនាស់ពាក់ព័ន្ធនិងកិច្ចការមុខងារសាធារណៈ, លេខ១៥២ អនក្រ.បក, ២២ ធ្នូ ២០០៦ [公職事務関連対立調停委員会の設置に関する 1995 年 5 月 17 日付政令 42ANK. BK 号の修正に関する政令 152ANK. BK 号 (2006 年 12 月 22 日)]。

⁹⁴¹ ប្រកាសរបស់ក្រសួងការងារ និងបណ្តុះបណ្តាលវិជ្ជាជីវៈស្តីពីសមាសភាព និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់គណៈកម្មការដោះស្រាយវិវាទ ឬបណ្តឹង នៃប.ស.ស, លេខ១៧៧ កប/ប្រ.ក, ១៨ សីហា ២០១០, ប្រការ៣ [社会保障基金の紛争または申立て解決委員会の構成および運営に関する省令 177KB/B. K 号 (労働職業訓練省, 2010 年 8 月 18 日) 3 条]。

⁹⁴² អនុក្រឹត្យស្តីពីការអនុវត្តច្បាប់ស្តីពីម៉ាក ពាណិជ្ជនាម និងអំពើនៃការប្រកួតប្រជែងមិនស្មោះត្រង់, លេខ៦៤ អនក្រ.បក, ១២ កក្កដា ២០០៦, មាត្រា១៨ កថាខណ្ឌទី២, មាត្រា២៤ កថាខណ្ឌទី៧ [商標および不誠実競争行為に関する法律の執行に関する政令 64ANK. BK 号 (2006 年 7 月 12 日) 18 条第 2 項、24 条第 7 項]。

⁹⁴³ 商品地理表示法 18 条。

⁹⁴⁴ 租税法 122 条、関税法 24 条、អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំនិងការប្រព្រឹត្តទៅនៃគណៈកម្មាធិការដោះស្រាយវិវាទសារពើពន្ធ, លេខ០៣ អនក្រ.បក, ៦ មករា ២០១៦ [租税紛争解決委員会の組織および運営に関する政令 03ANK. BK 号 (2016 年 1 月 6 日)]。

⁹⁴⁵ 土地収用法 32 条、33 条。

⁹⁴⁶ 公共調達法 62 条。

⁹⁴⁷ 家畜生産法 103 条。

⁹⁴⁸ 社会保障法 91 条。

政機関による行政決定審査制度の対象である行政決定となるように、基本的に、審査管轄機関および手続を除けば、同じものだといえる。特に、行政争訟制度がまだ確立していないカンボジアにおいては、行政機関による行政紛争処理制度を整備することが現実的であろう。

5. 行政決定審査手続

個別規范文書における行政決定審査制度に例外なく共通しているのは、審査手続の不存在である。個別規范文書における抗議申立てなどの規定は、通常非常に短く、簡易なものしかない。これを具体化した下位の規范文書はほとんどなく、あったとしても、審査における行政事務を中心としており、申立人の手続上の権利保障や手続の公正性の確保に関する規定が不十分である。このような特徴的な問題は、これまでの分析においてすでに明らかになった。

優先的に改善されるべき点は、行政決定審査における申立人の参加や関与という手続上の権利を認めることである。これは権利利益救済制度の審査手続の整備となるが、ここで留意する必要があるのは、ほとんど手続上の権利のない紛争処理機関の職権による措置という行政紛争処理制度から日本をはじめとする先進資本主義国における権利利益救済制度へという展開よりも、紛争処理機関の職権による措置たる救済を維持しながら、その効率性を高めたうえで、これに申立人による手続参加権など権利利益救済の要素を加えるという法整備が望ましい。

6. 行政決定審査制度の整備における留意点—既存の「進んだもの」からの展望—

本論文は、行政決定を対象とする行政紛争処理制度の一般法の整備を提唱するものである。しかしながら、これは、あくまでも、カンボジアにおける行政紛争処理制度の整備の複数の方向性の中からの短期的で比較的現実できる1つの方向性にすぎず、行政裁判所制度の整備や判例の蓄積による展開などという他の方向性を否定するものではない。従来の先行研究には必ずしも明確に述べられていなかったことであるが、カンボジアにおける行政紛争処理制度において比較的進んだもの、比較的活用されている法制度の活用という観点から方向性を提示したものである。

抗議申立てをはじめとする行政紛争処理制度の対象は、広い。日本でいうところの事実行為という非法的行為から法規命令のような法行為まで、という広範囲に及ぶあらゆる行政活動が対象となっている。前述したように、行政紛争処理制度の一般法の対象とする行政決定を規定する際にも、これらのどの行政活動を想定して、これを行政決定として定義するのかが重要な課題である。その場合には、短期的に、行政決定審査制度以外の既存の行政紛争処理制度を廃止せずに、行政決定以外の行政活動に対する市民の不満や不服または紛争は、それらに属させればよいと思われるが、中長期的に、その行政活動からなんらかの法制度への展開の展望を模索する必要がある。

議会の紛争処理機能も視野に入れられるべきである。1993 年憲法起草過程において、主に王国政府からの独立性を理由に、議会に人権問題に関する申立てや抗議を受理する委員会を設置することが検討された⁹⁴⁹。現在、国民議会には人権および申立てに特化した元老院関係委員会 (គណៈកម្មការសិទ្ធិមនុស្ស ទទួលពាក្យបណ្តឹង អង្កេត និងទំនាក់ទំនងរដ្ឋសភា ព្រឹទ្ធសភា)、元老院にも同様に委員会(គណៈកម្មការសិទ្ធិមនុស្ស ទទួលពាក្យបណ្តឹង និងអង្កេត)が設置されている⁹⁵⁰。総合的な統計がないものの、前述した土地紛争には複数の争点が含まれることが多いので、市民が国民議会や元老院に申立てをした事例が少なくない。統計が存在する元老院だけを見ても、2020 年および2021 年には、年間 50 件を超えた申立てを受理し、処理したと報告されている⁹⁵¹。これらが国レベルでのオンブズマン制度へと展開すれば、行政決定については前述したような一般法を整備して、これ以外の行政活動の審査をこれらのオンブズマン制度に期待するという方向性もありうるであろう。いずれにせよ、既存の法制度や実務の「進んだもの」を発見して、白紙から新しい制度設計を行うよりも、むしろ既存の法制度や実務を発展させるような方向性が望ましいと考える。

⁹⁴⁹ 国民議会・前掲注 (703) 78-112 頁。

⁹⁵⁰ បទបញ្ជាផ្ទៃក្នុងនៃរដ្ឋសភានៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, (អនុម័ត២៧ តុលា ១៩៩៣, វិសោធនកម្មចុងក្រោយ៣១ មករា ២០១៧), ប្រការ៥ថ្មី (ពីរ) [カンボジア王国の国民議会の内部規則 (1993 年 10 月 27 日可決、2017 年 1 月 31 日最新改正) 新 5 条 (2)]、បទបញ្ជាផ្ទៃក្នុងព្រឹទ្ធសភានៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, ១៨ កក្កដា ២០១២, ប្រការ១៥ [カンボジア王国の元老院内部規則 (2012 年 7 月 18 日) 15 条]。

⁹⁵¹ ព្រឹទ្ធសភា, របាយការណ៍ស្តីពីលទ្ធផលការងាររបស់ព្រឹទ្ធសភាប្រចាំឆ្នាំ២០២០, ៥ មករា ២០២១, ទំព័រ៥ [元老院「2020 年度元老院の業務結果に関する報告書」(2021 年 1 月 5 日)5 頁]、ព្រឹទ្ធសភា, របាយការណ៍ស្តីពីលទ្ធផលការងាររបស់ព្រឹទ្ធសភាប្រចាំឆ្នាំ២០២១, ៣ មករា ២០២២, ទំព័រ៨ [元老院「2021 年度元老院の業務結果に関する報告書」(2022 年 1 月 3 日) 8 頁]。

おわりに

本論文は、カンボジアにおける行政紛争処理制度の現状およびこれを生み出している原因を分析してから、これが直面している諸問題および今後において克服されるべき問題点を解明し、改善の方向性を述べてきた。以下では、本論文で得られた結論をまとめるとともに、述べることができずに今後の課題として残されている内容も記しておきたい。

結論の第1は、まず、カンボジアにおける行政紛争処理制度が、伝統法、フランス法および社会主義法の影響が及んでおり、しかもこれらが、十分な相互関連性もなく、分裂しながら、混在していることの重要性である。なぜなら、第1章で述べたように、このような現状の下においては、それぞれの法の影響といっても強固なものではなくて、むしろ薄弱で不安定な状態に置かれているからである。ここに、行政裁判所制度をはじめとする近代的な法制度の整備を妨げる原因が生まれている。

具体的には、第2章で述べたように、カンボジアの歴史において、伝統法における原始的な紛争の処理、フランス法の影響を受けた行政裁判所制度、社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度という異質の法制度が歴史上の連続性がなく、断絶的に形成され、導入された。そして、第3章で整理したように、現行行政紛争処理制度において、フランス法の影響を受けたために行政裁判所の設置構想がなお有力に主張されていることを確認した。社会主義法の影響を受けた抗議申立て制度は、カンボジアの実務ではほとんど自覚されていないが、個別法まで調べるとこれが残っている割合が比較的によく、無意識的にはあってもなお強固に存続している。伝統法は、法制度の次元とは異なり、法意識の一種として根強く残っていることを確認した。その結果、第1に、行政訴訟といっても、フランス法が形式的に参照されるにとどまっており、特別の行政裁判所の設置やその訴訟手続が定められていない。また第2に、市民の憲法上の権利として認められているものの、抗議申立ては、これを具体化する法制度の整備という段階には至っていない。そして第3に、市民の行動には影響力が強いと考えられる伝統法の影響が存在すると考えざるをえない。いずれも、断片的な残滓にすぎず、分裂しながら、相互関連性もなく、次の段階へと展開する十分な力を持つ強固な法制度の形成がないまま、不安定な状態にある。

結論の第2は、第3章の最後の部分で述べたように、このような現状の下に置かれている行政紛争処理制度が様々な法的問題に直面しており、全体して機能不全に陥っていることである。具体的に生じているのが、第1に、断片的で統一されていない用語や概念が多義的なまま存在すること、第2に、紛争処理機関の責任の不明確性、第3に、紛争を処理する手続の不備、第4に、不服や不満または紛争に対する決定の法的効力の不明確性という問題点である。ただ雑多に存在しているよ

うに見える個々の行政紛争処理制度には、これを分析すると、以上の4点において共通の問題を抱えているというわけである。その結果生じている行政紛争処理制度の機能不全は最近起きたことではなくて、むしろカンボジアの歴史において形成されてきたものであった。カンボジア王国政府も対応を試みてはいるが、新しい仕組みを導入しようとしており、機能不全の原因を発見して、これを除去するという方向性を有しているとはいえない。

結論の第3は、以上のような行政紛争処理制度の諸問題を解決するための法制度整備の複数の方向性を視野に入れるべき必要性である。これは、いわば白紙状態から単線的に権利利益救済を目的とする行政争訟制度が整備されてくるという展開とは異なって、複数の分裂している断片的な残滓が混在している現状に基づいて、裁判所における紛争解決と判例の蓄積という発展の方向性を否定するものではないが、これと同時に、伝統法の意識や社会主義法の影響を受けたと考えられる抗議申立て制度も活用すべきであるという方向性である。これを、権利利益を救済する裁判所の整備とともに、権利利益救済の範疇から外れる市民の不満や不服に対応する法整備を行うべき必要性と述べることもできる。ここにはさらに、個別に存在する多数の行政紛争処理制度の共通点を整理し、そこから一般的な法制度を整備するという一般法の必要性とともに、行政領域または個別法制度の多様性を反映した個別法の重要性というもう1つ別の問題が含まれている。

かくして、本論文は、裁判所による権利利益救済を否定するものではないが、同時に、これ以外の機関が行政紛争を処理する法制度の整備を立法課題として提起するものである。このような結論は、伝統法の内容であるところの権威主義的行政による統治がなお残存する法意識とも大きく矛盾するものではなくて、むしろ、市民と行政との間で生まれた紛争が、上級行政機関に対する抗議や批難の申立てとなって展開し、大規模な紛争になれば最終的には国王や首相周辺の機関が紛争を処理するという現状においては、実現が可能となる条件が存在すると考えられる。

今後の展望として、短期的には、行政決定という概念を規定して、抗議申立ての対象となる行政活動を一般法に定めることが出発点となる。この次の段階においては、行政決定を審査する組織や手続を法定するという課題が生まれてくる。このためにも、まずは抗議申立ての対象となる活動を定めることが必要である。

しかし中長期的には、抗議申立ての対象行為を定めるということは、この行政紛争処理制度の対象と行政裁判所や行政訴訟手続における審査対象行為とが連動するので、カンボジアにおける行政争訟法の整備に影響を及ぼす可能性にも注意を要する。つまり、行政紛争処理が行われるべき行政活動を行政決定と定めて、かつ、日本における処分性を有する行政活動のように、市民の権利利益に直接的な変動を及ぼす行為というように狭く理解する場合には、ここから外れる行政活動に

関する紛争処理のありようがいずれ問題にならざるをえない。市民の権利利益に変動をもたらす行政活動とそうではない行政活動といった行政決定の意義が再び問われるようになる将来を、十分に予測できる。行政決定を審査対象行為と定める場合には、ここから外れる行為についての行政裁判所等の裁判管轄の問題や、訴訟手続における民事訴訟法の一元的な適用とこれとは異なる行政特有の手続法の整備の必要性といった問題が、いずれ生まれてくると予想されるのである。このような将来も予測しながら、行政紛争処理制度の対象行為となる行政決定の意義を権利利益救済の必要性という観点からだけではなくて、行政の適法性や適正性の確保という観点からも、検討する必要がある。

行政決定の意義を広く、あるいは狭く把握するいずれの理解においても、本論文が考察した行政紛争処理制度との関連を抜きにしては、カンボジアにおける行政争訟や行政裁判等の法整備は基盤を欠くものとなるように思われる。将来において、まず一般法制度として広狭の定義がなお論点であるが行政決定の審査制度が整備され、そこから行政争訟や行政裁判といった概念がアクチュアルな法的問題になった段階で再び、市民の権利利益救済を目的とする行政争訟以外の法制度の整備が必要となってくる論理構造が、本研究によって明らかにされたのである。カンボジアにおいて今後、様々な発展段階に応じて生まれてくると予想される諸問題についても、それらを本論文の成果に基づきながら考察することになる。このような、より本格的な行政救済制度の考察は、他日を期すほかない。

参考文献

(日本語)

- 鮎京正訓=四本健二「現代カンボジアの法と人権について」名古屋大学法政論集 157 号 (1994 年)
155-221 頁
- 鮎京正訓「カンボジア王国—近代立憲主義思想と王制復古が混在—」法学セミナー476 号 (1994 年)
56-57 頁
- _____「ベトナム現代憲法史 (2・完)」法律時報 55 卷 7 号 (1983 年) 90-97 頁
- _____『法整備支援とは何か』(名古屋大学出版会、2011 年)
- 鮎京正訓=高世仁「ベトナム社会主義共和国憲法 (2・完)」法律時報 53 卷 7 号 (1981 年) 56-62 頁
- 浅井敦『現代中国法の理論』(東京大学出版会、1973 年)
- _____「中国の新憲法」ジュリスト 663 号(1978 年)92-101 頁
- 飯泉華子=上田広美「カンボジア慣習法 (1)」東京外大東南アジア学 5 卷 (1999 年) 114-124 頁
- _____「カンボジア慣習法 (2)」東京外大東南アジア学 6 卷 (2000 年) 163-175 頁
- _____「カンボジア慣習法 (3)」東京外大東南アジア学 7 卷 (2002 年) 250-262 頁
- 市橋克哉他『アクチュアル行政法』(法律文化社、第 3 版、2020 年)
- 市橋克哉「行政法整備支援とその行政法学への示唆」国際開発研究 20 卷 2 号 (2011 年) 35-47 頁
- _____「行政法整備支援の『メタ理論』と比較行政法への示唆」法律時報 82 卷 12 号 (2010 年) 106-111 頁
- _____「ソ連邦における行政にたいする司法審査 (1) —1977 年ソ連憲法と行政裁判—」名古屋大学
法政論集 96 号 (1983 年) 305-370 頁
- _____「ソ連邦における行政にたいする司法審査 (2・完) —1977 年ソ連憲法と行政裁判—」名古屋大学
法政論集 97 号 (1983 年) 138-200 頁
- 石澤良昭「カンボジア・アンコール時代の法廷と訴訟問題」東洋史研究 43 卷 2 号 (1984 年) 338-361 頁
- _____『〈新〉古代カンボジア史研究』(風響社、2013 年)
- 石沢良昭【書評】S・サハイ『古代カンボジアの政治制度と行政組織—6 世紀から 13 世紀—』
東洋学報 56 卷 1 号 (1974 年) 61-68 頁
- 稲子恒夫「ソビエト法における適法性 (法の支配) の原則の歴史」名古屋大学法政論集 24 号 (1963
年) 1-61 頁
- _____『ソビエト法入門』(法律文化社、1965 年)
- 稲子恒夫監修『ソ連重要法令集—ソ連六法 第 1 卷—』(プロGRESS 出版所、1984 年)
- 内山淳「カンボジアの司法—未登記土地に関する紛争—」ICD NEWS75 号 (2018 年) 39-43 頁

- 榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』（有信堂、1969年）
- 王家福＝加藤雅信編『現代中国法入門』（勁草書房、1997年）38頁
- 岡島克樹「カンボジアの地方行政システム—その変遷と現況—」大谷女子大学紀要39号（2005年）
81-105頁
- 傘谷祐之「フランス植民地期カンボジアにおける歴代司法大臣の経歴（2）」*Nagoya University Asian Law Bulletin* Vol. 3（2017）44-55頁
- _____「植民地期カンボジアにおける大臣の称号・職名—大臣会議の構成員を規定する王令を中心に—」*Nagoya University Asian Law Bulletin* Vol. 1（2016）58-68頁
- _____「植民地期カンボジアにおける法典編纂（1）」*ICD NEWS*81号（2019年）29-39頁
- _____「フランス植民地期カンボジアにおける司法官任用制度」名古屋大学法政論集272号（2017年）
165-184頁
- _____「4 カンボジア王国」鮎京正訓他編『新版 アジア憲法集』（明石書店、2021年）162-206頁
- 傘谷裕之＝宮田晶子「カンボジア」名古屋大学法政国際教育協力研究センター編『ASEAN 諸国の法学教育調査報告書』（2018年）81-134頁
- 神木篤「カンボジアにおける判決調査報告書」（2011年3月8日）、
<http://www.moj.go.jp/content/000073282.pdf>（最終アクセス：2019年2月13日）
- 北川香子「ポスト・アンコール期カンボジアの諸タイトルについて」東南アジア—歴史と文化—23号（1994年）43-62頁
- 木村光豪「カンボジア王国憲法の人権規定—起草過程に影響を与えた諸要因と規定の特徴—」
関西大学法学論集63巻6号（2014年）1889-1938頁
- キン・ソック著（石澤良昭訳）『カンボジア近世史—カンボジア・シャム・ベトナム民族関係史（1775-1860年）—』（めこん、2019年）
- 許順福「中国における行政復議制度の考察」名古屋大学博士（法学）学位論文（2015年4月30日）、
<http://hdl.handle.net/2237/22855>（最終アクセス：2020年7月3日）
- 小森田秋夫『現代ロシア法』（東京大学出版会、2003年）
- 坂本徳松「資料 〔解説〕ベトナム民主共和国憲法について（附 ベトナム民主共和国憲法全文）」
愛知大学国際問題研究所紀要31号（1961年）51-60頁
- 坂本恭章『カンボジア語辞典（中）』（東京外国語大学アジア・アフリカ原語文化研究所、2001年）
_____『カンボジア語辞典（下）』（東京外国語大学アジア・アフリカ原語文化研究所、2001年）
- 桜井由躬雄＝石澤良昭『世界現代史7 東南アジア現代史III』（山川出版社、1977年）

- 笹川秀夫「20 世紀カンボジアにおける言語政策－正書法と新造語をめぐる議論を中心として－」
アジア太平洋討究 18 号 (2012 年) 143-166 頁
- 「第 8 章 カンボジア－内戦の傷痕、復興の明暗－」清水一史他編著『東南アジア現代政治入門』
(ミネルヴァ書房、改訂版、2018 年) 185-208 頁
- 塩野宏『行政法 II 行政救済法』(有斐閣、第 6 版、2019 年)
- 篠田陽一郎「カンボジアにおける判決等調査報告書 (2019 年) (1)」ICD NEWS79 号 (2019 年) 60-69 頁
- 芝池義一『行政法読本』(有斐閣、第 4 版、2016 年)
- 杉田憲治『中国憲法と若干の法制に関する研究－党政分離、村民委員会、行政訴訟について－』
(広島修道大学総合研究所、1992 年)
- 関哲夫『地方行政と争訟』(勁草書房、1982 年)
- 高橋宏明「近現代カンボジアにおける中央・地方行政制度の形成過程と政治主体」天川直子編著『カ
ンボジアの復興・開発』(日本貿易振興会アジア経済研究所、2001 年) 67-110 頁
- 滝沢正『フランス法』(三省堂、第 5 版、2018 年)
- 竹内美『中国を知るテキスト 1－中華人民共和国憲法集－』(蒼蒼社、1991 年)
- 張勇『中国行政法の生成と展開－日本法との比較の視点から見る－』(信山社、1996 年)
- 「中国の行政争訟制度 (1) －その歴史と現状－」名古屋大学法政論集 140 号 (1992 年) 113-150 頁
- 辻村みよ子＝糠塚康江『フランス憲法入門』(三省堂、2012 年)
- 独立行政法人国際協力機構 (JICA)「ベトナム不服申立ておよび告訴告発に関する法律 (旧法)【luà t
khiê u nai, tồ cáo】」、<http://www.moj.go.jp/content/000111000.pdf> (最終アクセス：
2017 年 6 月 6 日)
- ノーボスチ通信社編 (稲子恒夫訳)『ソ連憲法・資料集』(アリエス書房、1978 年)
- リム・スレイスロツ「カンボジアにおける不動産法制度の発展と課題－現地調査と具体的事案を踏
まえて－」早稲田法学会誌 70 巻 1 号 (2019 年) 75-200 頁
- リム・リーホン「カンボジアにおける司法の独立とアカウントビリティ－日・仏・英との比較を中
心に－」名古屋大学博士 (比較法学) 学位論文 (2018 年 5 月 31 日)、
<http://hdl.handle.net/2237/00028250>
- 平野義太郎『現代中国法令集』(日本評論新社、1955 年)
- 平野義太郎『国家の機構と民主的変革』(新日本出版社、1974 年)
- 長谷川正安『新版憲法学の方法』(日本評論社、1968 年)
- 社会主義法研究会編『社会主義法研究年報 No. 5) 社会主義における法と民主主義』(法律文化社、

1979年)

藤田勇「ロシア革命と基本的人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権』（東京大学出版会、1968年）301-347頁

藤田勇他『ソビエト法概論』（有斐閣、1983年）

松尾弘『カンボジア王国の司法アクセスの状況に関する調査研究』報告書（2013年3月8日）、
<http://www.moj.go.jp/content/000109914.pdf>（最終アクセス：2020年1月12日）

宮坂宏編訳『増補現代中国法令集』（専修大学出版局、1995年）

宮地芳範「草創期ソビエト憲法学における『国民主権』論批判と人民コントロール（3・完）」法學論叢
113巻6号（1983年）91-100頁

安田佳子「カンボジアにおける法整備と法の支配」法学新報112巻1・2号（2005年）849-885頁

山田裕史「開発下のカンボジアにおける人民党支配—国家と社会に浸透する党（特集 カンボジア
のドル化—政治・経済の実相）—」アジア研究65巻1号（2019年）79-95頁

____「パリ和平協定後のカンボジアにおける「民主化」の再検討—人民党支配の継続性を中心に—」岸
川毅＝中野晃一編『グローバルな規範／ローカルな政治—民主主義のゆくえ—』（上智大学出版、
2008年）127-159頁

山田洋一「『法と発展』とカンボジア」ジュリスコンサルタス10号（2001年）91-132頁

四本健二『カンボジア憲法論』（勁草書房、1999年）

J. リヴェロ著（兼子仁・磯部力・小早川光郎編訳）『フランス行政法』（東京大学出版会、1982年）
（フランス語）

Adhémard Leclère. *Recherches sur la Législation Criminelle et la Procédure des Cambodgiens.*
Paris: Augustin Challamel, 1894

____. *Recherches sur le Droit Public des Cambodgiens.* Paris: Augustin Challamel, 1894

____. *Les Codes Cambodgiens Tome I.* Paris : Ernest Leroux, 1898

____. *Les Codes Cambodgiens Tome II.* Paris : Ernest Leroux, 1898

Ang Bun Thai et Bernard Prunières. “1’ Organisation des Juridictions Administratives au
Cambodge.” *Revue Juridique et Politique, Indépendance et Coopération* 23 (4) (1969):
953-958

Béatrice Balivet, Avillaneda Loïc, Chaing Sinath, Kan Chanmeta, Koeut Rith et Theng Chan-
Sangvar. *Introduction au droit Cambodgien.* Phnom Penh : Funan, 2005

Bulletin Administratif du Cambodge 1911

- Claude-Gilles Gour. *Institutions Constitutionnelles et Politiques du Cambodge*. Paris : Dalloz, 1965
- Claude Gour. “Hierarchie des Textes et Respect de la Legalite en Droit Public Cambodgien.” *Annales de la Faculte de Droit et des Sciences Economiques de Phnom Penh* (1996) : 29-43
- Étienne Aymonier. *Le Cambodge : Le Royaume Actuel*. Paris : Ernest Leroux, 1900
- Étienne Cornut, Chhorn Sopheap, Ouch Channora, Sou Socheat et Yan Vandeluxe. *Droit Constitutionnel Cambodgien*. Phnom Penh: Funan, 2005
- Fourès. “Royaume du Cambodge :organisation politique.” *Excursions et Reconnaissances* 13, (1882): 168-211
- Jean Imbert. “Histoire des Institutions Khmères.” *Annales de la Faculté de Droit de Phnom-Penh* vol. 2 (1961): 1-203
- Jean-Marie Crouzatier. “Les aléas de la justice administrative au Cambodge.” in *Les Juridictions et la Protection des Libertés*, 141-149. Toulouse: Presses de l’ Univ. des Sciences Sociales, 1995
- Mum Chanserey. “Le Reglement du Contentieux Administratif au Cambodge.” *Annales de la Faculte de Droit et des Sciences Economiques de Phnom Penh* 1996 : 13-28
- Raoul M. Jennar. *Les Clés du Cambodge*. Maisonneuve & Larose, 1995
- Sachchidanand Sahai. *Les Institutions Politiques et l’ Organisation Administrative du Cambodge Ancien (VI^e-XII^e Siècles)*. Paris : École Française d’ Extrême-Orient, 1970 (英語)
- Alex Read. “Solving the Complaints of Citizens at Sub-National Levels.” in *The Development of Cambodian Administrative Law*, edited by Kai Hauerstein and Jörg Menzel, 173-199. Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014
- Basil Fernando. *Problems Facing the Cambodian Legal System*. Hong Kong: Asian Human Rights Commission, 1998
- Caroline Hughes. *An Investigation of Conflict Management in Cambodian Villages*. Phnom Penh: Cambodia Development Resource Institute, 2001
- Center for Advanced Studies and World Bank. *Justice for the Poor? An Exploratory Study of Collective Grievances over Land and Local Governance in Cambodia*. October 2006

- _____. *Towards Institutional Justice? A Review of the Work of Cambodia's Cadastral Commission in Relation to Land Dispute Resolution*. October 2006
- Council for Legal and Judicial Reform. "Searching for Implementing an Ombudsman System in Cambodia." Phnom Penh: October 2009
- David Chandler. *A History of Cambodia*. 3rd ed. Colorado: Westview Press, 2000
- Embassy of the Russian Federation in the Kingdom of Cambodia. "Cultural Cooperation." accessed January 22, 2020, <https://emrusscambodia.mid.ru/web/cambodia-en/cultural-cooperation>
- Hem Sras. "Political Economy of Institutional Reform to Restore Trust in Public Institutions in Cambodia: Design of a Specialized Court to End Land Disputes." LL.D Diss., Nagoya University, 2014
- Hor Peng. "The King of the Kingdom of Cambodia: A Brief Account of the Constitutional Roles of the King." in *Cambodian Constitutional Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel:105-110. Konrad-Adenauer-Stiftung, 2016
- _____. "The Reform of Parliament in Cambodia: Towards Effective Working Parliament in Term of Strong Representation." doctoral thesis, Nagoya University, n.d. (2004 or 2005)
- _____. "The Separation of Powers and Independence of Judicial Power in Cambodia." *Cambodian Yearbook of Comparative Legal Studies* vol. 2 (2011): 83-95
- Jean-Luc Gregorczyk. "The Influence of French Legal Concepts on The Cambodian Constitution of 1993." in *Cambodian Constitutional Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel:595-607. Konrad-Adenauer-Stiftung, 2016
- Jörg Menzel. "Cambodia from Civil War to Constitutionalism?." in *Constitutionalism in Southeast Asia*, vol. 2, edited by Claus Peter Hill and Jörg Menzel. Konrad-Adenauer-Stiftung, 2008
- _____. "Cambodian Law: Some Comparative and International Perspectives." in *Introduction to Cambodian Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel:477-496. Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2012
- _____. "Cambodia From Civil War to Constitutionalism?." in *Cambodian Constitutional Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel:5-40. Konrad-Adenauer-Stiftung,

2016, 31

- _____. “General Principles a Cambodian Context.” in *The Development of Cambodian Administrative Law*, edited by Kai Hauerstein and Jörg Menzel:57-102. Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014
- Joseph R. Povatchy. “Cambodian-Vietnamese Relations.” *Asian Survey* 26, no. 4 (1986): 449-50, accessed January 22, 2020, https://www.jstor.org/stable/2644157?seq=1#metadata_info_tab_contents
- Kai Hauerstein. “Aspects of Administrative Law and Its Reform in Cambodia.” in *The Development of Cambodian Administrative Law*, edited by Kai Hauerstein and Jörg Menzel: 9-56. Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014
- Kang Chandararot and Dannel Liv. *Multi-Level Citizen and Councilor Survey: An Index to Measure Sub-National Democratic Accountability in Cambodia*. EU SPACE Program Technical Report, 2011
- Khim Finan. post on Facebook. January 22, 2022, 5:05 p.m.. accessed February 25, 2022, <https://www.facebook.com/khimfinan>
- Khlok Dara. “Administrative Complaint Mechanisms in Cambodia.” in *The Development of Cambodian Administrative Law*, edited by Kai Hauerstein and Jörg Menzel, 143-171. Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014
- Kong Phallack. “Overview of the Cambodian Legal and Judicial System.” in *Introduction to Cambodian Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel:5-22. Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2012
- Kork Boren. “Cambodian Private Law: A Snapshot.” in *Introduction to Cambodian Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel, 71-96. Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2012
- Macalister Brown and Joseph J. Zasloff. *Cambodia: Confounds the Peacemakers 1979-1998*. Cornell University, 1998
- Marks P. Stephen. “The New Cambodian Constitution: From Civil War to a Fragile Democracy.” *Columbia Human Rights Law Review* vol. 26, no. 1 (1994): 45-110
- M. C. Ricklefs. “Land and the Law in the Epigraphy of Tenth-Century Cambodia.” *The Journal of Asian Studies* 26, no. 3 (1967): 411-420

- Milton E. Osborne. *The French Presence in Cochinchina and Cambodia: Rule and Response (1859–1905)*. Cornell University Press, 1969
- National Committee for Sub-National Democratic Development (NCDD). *Result of the IP3 2011 Local Governance Survey*. NCDD, 5 February, 2012
- National Committee for Sub-National Democratic Development (NCDD) and Japan International Cooperation Agency (JICA). *Situational Analysis 3: Capital/Provincial and District/Municipal/Khan Administration Management*. NCDD, November 2011
- Nop Kanharith. *A Comparative Study on Dismissal Rules in Cambodia and Japan: A Focus on the Rule of Justified Dismissal*. Nagoya: Center for Asian Legal Exchange & Graduate School of Law of Nagoya University, 2014
- Pham Hong Quang. “Administrative Division Court in Vietnam: Model, Jurisdiction and Lessons From Foreign Experiences.” CALE Discussion Paper No. 4, Nagoya University Center for Asian Legal Exchange, May, 2010
- Phann Vanrath. “The Basics of Substantial Cambodian Criminal Law.” in *Introduction to Cambodian Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel, 197–226. Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2012
- Siphana Sok and Denora Sarin. *Legal System of Cambodia*. Phnom Penh: Cambodian Legal Resources Development Center (CLRDC), 1998
- So Sovannarith et al. “Social Assessment of Land in Cambodia: A Field Study.” Cambodia Development Resource Institute Working Paper Series, Working Paper 20, November 2001
- Special Representative of the Secretary-General for Human Rights in Cambodia. “Economic Land Concessions in Cambodia: Human Rights Perspective.” Cambodia: United Nations, 2009, accessed December 15, 2014, http://cambodia.ohchr.org/WebDOCs/DocReports/2-Thematic-Reports/Thematic_CMB12062007E.pdf
- Steven Austermiller. “Cambodian Alternative Dispute Resolution.” in *Introduction to Cambodian Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel: 181–196. Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2012
- Sun Chhun Hieng. “Legal Problems of Local Administration System in Cambodia: Seeking for a Local Autonomy System by Decentralization Reform.” LL. D Diss., Nagoya University,

2021

Taing Ratana. "Pluralist Constitution in Cambodia." in *Pluralist Constitutions in Southeast Asia*, edited by Jaclyn L Neo and Bui Ngoc Son: 167–201. Oxford: Hart Publishing, 2019)

The Asia Foundation. "Democracy in Cambodia-2014: A survey of the Cambodian Electorate."
The Asia Foundation

Theng Chan-Sangvar. "Cambodian Administrative Law: The Inception under Globalization and Transition." (paper presented at International Symposium on Transformation of Administrative Law under Global and Transition: In Search of the Theory for Comparative Administrative Law-Models and Common Principles, Faculty of Humanities , Law & Economics of Mie University, Graduate School of Law of Nagoya University and Center for Asian Legal Exchange of Nagoya University, January 30-31, 2011): 28-45

_____. "Administration: The Constitution as a Guiding Framework for Administrative Law." in *Cambodian Constitutional Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel, 247-367. Konrad-Adenauer-Stiftung, 2016

The NGO Forum on Cambodia. *Statistical Analysis on Land Dispute Occurring in Cambodia 2008*. The NGO Forum on Cambodia, 2009

_____. *Statistical Analysis on Land Dispute Occurring in Cambodia 2009*. The NGO Forum on Cambodia, 2010

_____. *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2010*. Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, June 2011

_____. *Access to Land Title in Cambodia: A Study of Systematic Land Registration in Three Cambodian Provinces and the Capital*. The NGO Forum on Cambodia, November 2012

_____. *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2013*. Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, September 2014

_____. *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2014*. Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, September 2015

_____. *A study on Land Disputes in Four Provinces of Cambodia: Mapping, Impacts, and Possible Solution*. The NGO Forum on Cambodia, November 2015

_____. *Investigation Report: Impact of Development Project Benh Hoeurk Kratie Rubber 1*

Company Limited. Phnom Penh: December 2015

_____. *Statistical Analysis on Land Disputes in Cambodia 2015*. Phnom Penh: The NGO Forum on Cambodia, March 2016

Thion, Serge. “Chronology of Khmer Communism.” in *Revolution and Its Aftermath in Kampuchea: Eight Essays*, edited by David P. Chandler and Ben Kiernan. Connecticut: Yale University Southeast Asia Studies, 1983

Transparency International Cambodia. *Corruption and Cambodia Governance System: The Need for Reform*. Cambodia: National Integrity Assessment System 2014

Vickery Michael. *Kampuchea: Politics, Economics and Society*. London: Frances Pinter, 1986

William A. Collins. *Dynamics of Dispute Resolution and Administration of Justice for Cambodian Villagers*. n. p. : USAID, n. d.

Yan Vandeluxe. “Historical Development of Administrative Law in Cambodia.” in *The Development of Cambodian Administrative Law*, edited by Kai Hauerstein and Jörg Menzel, 103-114. Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014

_____. “State Liability and Rights of Citizens to Claim Damages.” in *The Development of Cambodian Administrative Law*, edited by Kai Hauerstein and Jörg Menzel, 201-216. Phnom Penh: Konrad-Adenauer-Stiftung, 2014

_____. “The Historical Development of Cambodia’s constitutions,” in *Cambodian Constitutional Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel, 55-67. Konrad-Adenauer-Stiftung, 2016

_____. “The Senate of the Kingdom of Cambodia.” in *Cambodian Constitutional Law*, edited by Hor Peng, Kong Phallack and Jörg Menzel, 137-156. Konrad-Adenauer-Stiftung, 2016

(原語)

កំណត់ហេតុនៃសម័យប្រជុំវិសាមញ្ញក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ. ២៩ កញ្ញា ១៩៨៨ [国家評議会特別会議期の議事録 (1988年9月29日)]

កំណត់ហេតុនៃសម័យប្រជុំក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ. ២០ មករា ១៩៩០ [国家評議会会議の議事録 (1990年1月20日)]

ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច. **របាយការណ៍ស្តីពីលទ្ធផលនៃការចុះអង្កេតស្រាវជ្រាវករណីពាក្យស្នើសុំជួយអន្តរាគមន៍ដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លីរបស់ប្រជាពលរដ្ឋ ចំនួន០៩គ្រួសារនៅភូមិតារពៅ សង្កាត់បារិត ក្រុងបារិត ខេត្តស្វាយរៀង. លេខ១២៣/១៥ ទរ**

ពអ-រ.ប.ក. ២៧ មករា ២០១៥ [スワイリアン州バヴェット市バヴェット町タパウ村落における 9 世帯市民の土地対立解決干渉申請の件の現地調査の結果に関する報告書 123/15MONASRI-R. B. K 号 (査察省、2015 年 1 月 27 日)]

____. របាយការណ៍បូកសរុបលទ្ធផលការងារឆ្នាំ២០១៩ និងទិសដៅឆ្នាំ២០២០របស់ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច. ២០២០ [国民議会-元老院との関係および査察省「国民議会-元老院との関係および査察省の2019年業務結果総計および2020年方向報告書」(2020年)]

ក្រសួងមហាផ្ទៃ. សៀវភៅណែនាំស្តីពីបែបបទ និងនីតិវិធីនៃការទទួល និងការសម្រុះសម្រួលដោះស្រាយបណ្តឹងរបស់ការិយាល័យប្រជាពលរដ្ឋរាជធានី ខេត្ត. អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាល, ២០១៨ [内務省『首都州市民課の申立て受理および調停解決の書式および手続に関する指導書』(事務総局、2018年)]

____. សៀវភៅណែនាំស្តីពីបែបបទ និងនីតិវិធីនៃការទទួល និងការសម្រុះសម្រួលដោះស្រាយបណ្តឹងរបស់ការិយាល័យប្រជាពលរដ្ឋក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ. អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាល, ២០១៩ [内務省『市郡区市民課の申立て受理および調停解決の書式および手続に関する指導書』(事務総局、2019年)]

ក្រសួងយុត្តិធម៌. សេចក្តីកំណត់ចំពោះមាត្រានីមួយៗនៃក្រមរដ្ឋប្បវេណី ភាគ១៖ គន្លឹះទី ១~ទី ៣. ភ្នំពេញ៖ ២០០៩ [司法省『カンボジア民法典逐条解説 1巻:1編~3編』(2009年)]

ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់. របាយការណ៍បូកសរុបលទ្ធផលការងារប្រចាំខែធ្នូ ឆ្នាំ២០១៩និងលើកទិសដៅការងារបន្តរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់. លេខ០០២ ជនស/អរប/នរប/រពា. ៣ មករា២០២០ [国土省の2019年12月業務結果総計および後続業務方向設定報告書002 MLMUPC/GDA/DA/Rep号 (国土省、2020年1月3日)]

____. របាយការណ៍បូកសរុបលទ្ធផលការងារប្រចាំខែធ្នូ ឆ្នាំ២០២០និងលើកទិសដៅការងារបន្តរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់. លេខ០០២ ជនស/អរប/នរប/រពា. ៦ មករា២០២១ [国土省の2020年12月業務結果総計および後続業務方向設定報告書002 MLMUPC/GDA/DA/Rep号 (国土省、2021年1月6日)]

____. របាយការណ៍បូកសរុបលទ្ធផលនៃការអនុវត្តការងារឆ្នាំ២០២០និងលើកទិសដៅការងារឆ្នាំ ២០២១របស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់. លេខ០០៨ ជនស/អរប/នរប/ រពា. ១១ មីនា ២០២១ [国土省の2020年業務執行の結果総計および2021年業務方向設定報告書008 MLMUPC/GDA/DA/Rep号 (国土省、2021年3月11日)]

ក្រុមប្រឹក្សាកំណែទម្រង់ច្បាប់ និងប្រព័ន្ធយុត្តិធម៌. ការសិក្សាបឋមស្តីពីប្រព័ន្ធអំប៊ូស្មាន់ និងការ

ទទួលពាក្យបណ្តឹងនៅកម្ពុជា. ២០០៩ [法律司法制度改革評議会『カンボジアにおけるオンブズマン制度および申立ての受理についての一考察』(2009年)]

“ក្រុមប្រឹក្សាខណ្ឌច្បារអំពៅ បើកកិច្ចប្រជុំជុំជុំជុំជុំជុំ និងពិគ្រោះយោបល់អាណត្តិទី៣ ជាមួយប្រជាពលរដ្ឋសង្កាត់ទាំង៨。” គណៈកម្មាធិការជាតិសម្រាប់ការអភិវឌ្ឍតាមបែបប្រជាធិបតេយ្យនៅ ថ្នាក់ក្រោមជាតិ (គជអប), ១៥ សីហា ២០១៩, <https://ncdd.gov.kh/news-kh/public-discussion-forum-of-chbar-ampov-council/> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ១ កក្កដា ២០២០)

[「チバー・オムパウ区評議会は、全8町の市民と第3任期の〔情報〕拡散および討論会議を開催する」 民主的地方開発国家委員会 (2019年8月15日)、<https://ncdd.gov.kh/news-kh/public-discussion-forum-of-chbar-ampov-council/> (最終アクセス:2020年7月1日)]

ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ, ៤ ភាគ. ២១០៦-២០២០ [経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法〔典〕集 1巻、2巻、3巻、4巻』(2016年-2020年)]

ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ. កំណត់ហេតុប្រជុំក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ. ២០ មិនា ១៩៨២ [国家評議会「国家評議会会議議事録」(1982年3月20日)]

____. របាយការណ៍ស្តីពីការងាររបស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋជូនរដ្ឋសភា. ១៥ សីហា ១៩៨២ [国家評議会「議事に提出する国家評議会の事務に関する報告書」(1982年8月15日)]

____. របាយការណ៍ស្តីពីសកម្មភាពការងារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋជូនរដ្ឋសភាសម័យប្រជុំលើកទី១០ នីតិកាលទី១.២ កុម្មៈ ១៩៨៦ [国家評議会「第1立法任期第10回会期の国民議会に提出する国家評議会の業務活動に関する報告書」(1986年2月2日)]

____. របាយការណ៍ស្តីពីសកម្មភាពការងារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋជូនរដ្ឋសភាសម័យប្រជុំលើកទី១១ នីតិកាលទី១. ១៨ កក្កដា ១៩៨៦ [国家評議会「第1立法任期第11回会期の国民議会に提出する国家評議会の業務活動に関する報告書」(1986年7月18日)]

____. របាយការណ៍ស្តីពីសកម្មភាពការងារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋជូនរដ្ឋសភាសម័យប្រជុំលើកទី១៦ នីតិកាលទី១.៣ កុម្មៈ ១៩៨៩ [国家評議会「第1立法任期第16回会期の国民議会に提出する国家評議会の業務活動に関する報告書」(1989年2月3日)]

____. របាយការណ៍ស្តីពីសកម្មភាពការងាររបស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋជូនរដ្ឋសភា សម័យប្រជុំលើកទី១៨ នីតិកាលទី១. មករា១៩៩០ [国家評議会「第1立法任期第18回会期の国民議会に提出する国家評議会の業務活動に関する報告書」(1990年1月)]

ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រី, របាយការណ៍ស្តីពីសកម្មភាពការងារក្នុងឆមាសទីIឆ្នាំ១៩៨៣ និងទិសដៅការកិច្ច ក្នុងឆមាសទីIIនៃឆ្នាំ១៩៨៣ របស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រី, ១៨ កក្កដា ១៩៨៣ [大臣評議会の

1983 年前半期活動業務および 1983 年の後半期における責務方向に関する報告書（大臣評議会、1983 年 7 月 18 日）]

គង់ ភីរុន. *នីតិវដ្តបាលៈអំពីរចនាសម្ព័ន្ធ*. គ្រឹះស្ថានបោះពុម្ពផ្សាយទេវតា, ១៩៩៧ [コン・ピールン『行政法—構造について—』(テヴァダー出版社、1997 年)]

គណៈកម្មាធិការជាតិសម្រាប់ការអភិវឌ្ឍតាមបែបប្រជាធិបតេយ្យនៅថ្នាក់ក្រោមជាតិ (គជអប). *លទ្ធផលនៃការអង្កេតថ្នាក់ជាតិស្តីពីអភិបាលកិច្ចមូលដ្ឋានរបស់ជ.អ.ព ឆ្នាំ២០១១*. គជអប, ឧសភា ២០១២ [民主的地方開発国家委員会『2011 年の IP3 の基層ガバナンスに関する国家級調査の結果』(民主的地方開発国家委員会、2012 年 5 月)]

គណៈកម្មាធិការបក្សក្រសួងមន្ទីរជុំវិញមជ្ឈឹមនៃបក្សកុម្មុយនីស្តកម្ពុជា. *សេចក្តីវាយការណ៍សង្ខេបអំពីសកម្មភាពក្រសួងមន្ទីរជុំវិញមជ្ឈឹមក្នុងឆ្នាំ១៩៨០*. ៣០ មករា ១៩៨១ (មាននៅក្នុង *បញ្ជីឯកសារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៃបណ្តាសារដ្ឋានជាតិ ភាគទី០២ ប្រអប់លេខ៨ សំណុំលិខិតលេខ១៦៤*) [カンボジア共産党の中央周辺省庁党委員会「1980 年度における中央周辺省庁の活動に関する省略報告」(1981 年 1 月 30 日) (国立文書館の国家評議会資料名簿 2 巻箱 8 号一式文書 164 号所蔵)]

គណៈកម្មាធិការសម្រាប់ការអភិវឌ្ឍតាមបែបប្រជាធិបតេយ្យនៅថ្នាក់ក្រោមជាតិ និង ទីភ្នាក់ងារសហប្រតិបត្តិការអន្តរជាតិ នៃប្រទេសជប៉ុន. “ការវិភាគលើស្ថានភាពបច្ចុប្បន្នលើកទី ៣ ស្តីពីការគ្រប់គ្រងរដ្ឋបាល រាជធានី ខេត្ត ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ.” ២០១១ [民主的地方開発国家委員会=日本国際協力機構「首都州、市郡区の行政管理の現状に関する第 3 回の分析」(2011)]

ជឿយ ជឿន. “វិវាទរដ្ឋបាល.” សាលាក្រឹមនៃរដ្ឋបាល, និងសាកលវិទ្យាល័យផ្សេងទៀត, ២០២១ [グウイ・テウウン行政訴訟 (王立行政校他、2021 年)]

ជា សុគន្ធា. *របាយការណ៍បូកសរុបស្តីពីការទទួលមតិ-យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជន ដែលបានឧបមិន និងធ្វើសារក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុករបស់សម្តេចក្រឡាហោម ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រីរដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងមហាផ្ទៃ និងដំណោះស្រាយពីខែកក្កដា ដល់ខែធ្នូ ប្រចាំឆ្នាំ២០២០*. លេខ០៧ របក. ភ្នំពេញ៖ ក្រុមការងារតាមដានអំពីការដោះស្រាយចំពោះមតិ យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជនក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុកសម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង នៃក្រសួងមហាផ្ទៃ, ១៨ មករា ២០២១ [チア・ソクンティア「2020 年度の 7 月から 12 月までのソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣の Facebook ページにコメントし、メッセージを送信した大衆の意見または要請の受理および解決に関する総計報告書 07Rep 号」(内務省ソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣の Facebook ページにおける大衆の意見または要請に対する解決について追跡する作業部会、2021 年 1 月 18 日)]

____. របាយការណ៍ប្រកួតប្រជែងការទទួលមតិ-យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជន ដែលបានខម
មិន និងធ្វើសារក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុករបស់សម្តេចក្រឡាហោម ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រី
ក្រសួងមហាផ្ទៃ និងដំណោះស្រាយប្រចាំឆមាសទី១ ឆ្នាំ២០២១. លេខ១៤រក. ភ្នំពេញ៖ ក្រុម
ការងារតាមដានអំពីការដោះស្រាយចំពោះមតិ យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជនក្នុងគេហ
ទំព័រហ្វេសប៊ុកសម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង នៃក្រសួងមហាផ្ទៃ, ១៣ កក្កដា ២០២១ [チア・ソ
クンティア 「2021 年度前半期のソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣
のFacebook ページにコメントし、メッセージを送信した大衆の意見または要請の受理および
解決に関する総計報告書 14Rep 号」(内務省ソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相
兼内務大臣の Facebook ページにおける大衆の意見または要請に対する解決について追跡す
る作業部会、2021 年 7 月 13 日)]

____. របាយការណ៍ប្រកួតប្រជែងការទទួលមតិ-យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជន ដែលបានខម
មិន និងធ្វើសារក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុករបស់សម្តេចក្រឡាហោម ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រី
ក្រសួងមហាផ្ទៃ និងដំណោះស្រាយប្រចាំខែវិច្ឆិកា ឆ្នាំ២០២១. លេខ១៩រក. ភ្នំពេញ៖ ក្រុម
ការងារតាមដានអំពីការដោះស្រាយចំពោះមតិ យោបល់ ឬសំណូមពររបស់មហាជនក្នុងគេហ
ទំព័រហ្វេសប៊ុកសម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង នៃក្រសួងមហាផ្ទៃ, ៨ ធ្នូ ២០២១ [チア・ソクンテ
ィア 「2021 年 11 月のソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣の Facebook
ページにコメントし、メッセージを送信した大衆の意見または要請の受理および解決に関す
る総計報告書 19Rep 号」(内務省ソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣
の Facebook ページにおける大衆の意見または要請に対する解決について追跡する作業部会、
2021 年 12 月 8 日)]

ជិន ជេដ្ឋា. “តំណាងអ្នកភូមិឡូពាងខេត្តកំពង់ឆ្នាំងគ្រោងប្តឹងមន្ត្រីសុរិយោដីពីរនាក់ចោទធ្វើប្លង់ដីមិន
ត្រឹមត្រូវ.” វិទ្យុអាស៊ីសេរី (RFA), ១១ កញ្ញា ២០១៦,
[https://www.rfa.org/khmer/news/land/Lor-Peang-Villager-to-sue-two-cadastral-
officials-09112016084715.html?searchterm:utf8:ustring=%20ឡូ-ង](https://www.rfa.org/khmer/news/land/Lor-Peang-Villager-to-sue-two-cadastral-officials-09112016084715.html?searchterm:utf8:ustring=%20ឡូ-ង) (បានចូលមើលចុង
ក្រោយ ១០ កក្កដា ២០២០) [チン・チェター 「ロー・ピアン村落民の代表は地籍官 2 名が不
適切に土地権利証 [の発行手続] をしたと告訴する申立てをする計画を立てる」自由アジア
ラジオ (RFA) (2016 年 9 月 11 日)、[https://www.rfa.org/khmer/news/land/Lor-Peang-
Villager-to-sue-two-cadastral-officials-
09112016084715.html?searchterm:utf8:ustring=%20ឡូ-ង](https://www.rfa.org/khmer/news/land/Lor-Peang-Villager-to-sue-two-cadastral-officials-09112016084715.html?searchterm:utf8:ustring=%20ឡូ-ង) (最終アクセス:2020 年 7 月 10 日)]

ជួន ណាត. វចនានុក្រមខ្មែរ. បោះពុម្ពលើកទី ៥. ពុទ្ធសាសនបណ្ឌិត្យ, ១៩៦៧ [チュオン・ナート 『ク

メール辞典』(仏教研究所、第5版、1967年)

ញឹម សុផល. “រុស្ស៊ីជាប្រទេសមហាអំណាចជួយបណ្តុះបណ្តាលធនធានមនុស្សខ្មែរច្រើនជាងគេ.”
វិទ្យុបារាំងអន្តរជាតិ (RFI), ២៥ វិច្ឆិកា ២០១៥, <http://www.rfi.fr/km/cambodia/dmitry-Medvedev-russia-25-11-2015> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២២ មករា ២០២០) [ニユム・ソパ
ル「ロシアがクメールの人材育成を最も多く養成する大国」フランス国際ラジオ (RFI) (2015
年 11 月 25 日)、<http://www.rfi.fr/km/cambodia/dmitry-Medvedev-russia-25-11-2015> (最
終アクセス : 2020 年 1 月 22 日)]

ដេវីឌ ធាណ្ណលីវ. *ប្រវត្តិសាស្ត្រខ្មែរ*. បោះពុម្ពលើកទី ២. បកប្រែដោយ ជិន ចន្ទា, ប្រាក់ សុវណ្ណវ៉ា, ម៉
ម វណ្ណារី និងសេង សោត. ភ្នំពេញ: JSRC, ២០០៥ [デーヴィッド・チャンドラー著 (チン・チ
ャンナー他訳) 『クメール歴史』(JSRC、第2版、2005年)]

ឡឿក ពិដោរ. *ទ្រឹស្តីរដ្ឋបាលសាធារណៈ*. ភ្នំពេញ: ដួង ឈីវ, ២០១០ [ドゥアク・ピダオ『行政の
理論』(ドゥオン・チウ、2010年)]

តុលាការប្រជាជនកំពូល. *របាយការណ៍ស្តីពីសកម្មភាពការងារតុលាការប្រជាជនកំពូលជូនសម័យ
ប្រជុំរដ្ឋសភាលើកទី១៥ នីតិកាលទី១, លេខ៤៦/៨៨ រ.ប.ក. ១៦ មិថុនា ១៩៨៨* [第1立法任期
国民議会第15回会期に提出する最高人民裁判所の事務活動に関する報告書] = (最高人民裁
判所、1988年6月16日)]

ត្រឹង ងា. *ប្រវត្តិសាស្ត្រខ្មែរ (សំរាប់មធ្យមនិង ឧត្តមសិក្សា)*. ភាគ១. ភ្នំពេញ: មហាលាភ, ១៩៧៣ [ト
ラング・ンギア『クメール歴史 (中等・高等教育用) 1巻』(モハーリアプ、1973年)]

ត្រឹង ងា. *ប្រវត្តិសាស្ត្រខ្មែរ (សំរាប់មធ្យមនិង ឧត្តមសិក្សា)*. ភាគ២. ភ្នំពេញ: មហាលាភ, ១៩៧៣ [ト
ラング・ンギア『クメール歴史 (中等・高等教育用) 2巻』(モハーリアプ、1973年)]

ថេង ច័ន្ទសង្វារ. “ប្រសិទ្ធិភាពតុលាការរដ្ឋបាលខ្មែរ?” *វិស្សប្រវត្តិសាស្ត្រវិទ្យាល័យភូមិន្ទនីតិសាស្ត្រ
និងវិទ្យាសាស្ត្រសេដ្ឋកិច្ច* ២០០២-២០០៣ (២០០៥): ៣៩ដល់៥២ [テン・チャンソンワー「カ
ンボジアにおいて行政裁判を強化すべきか?」王立法律経済大学紀要 2002-2003 号 (2005 年)
39-52 頁]

ថ្មីៗ. “៥ ឆ្នាំទំពកម្ពុជាជាង៥ពាន់នាក់ ទទួលបានការបណ្តុះបណ្តាលនៅវៀតណាម.” *ថ្មីៗ*, ១៩ កញ្ញា
២០១៩, <https://thmeythmey.com/?page=detail&id=83005> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២២
មករា ២០២០) [トメイ・トメイ「5年間、5千人を超えたカンボジア軍がベトナムで養成を受
けた」トメイ・トメイ (2019年9月19日)、<https://thmeythmey.com/?page=detail&id=83005>
(最終アクセス : 2020 年 1 月 22 日)]

____. “ស្នងការភ្នំពេញ បង្កើតក្រុមអន្តរាគមន៍ពិសេស ដោយសុំវៀតណាមជួយបណ្តុះបណ្តាល.”

ថ្ងៃ ២២ ឧសភា ២០១៩, <https://thmeythmey.com/?page=detail&id=78424> (បានចូលមើល ចុងក្រោយ ២២ មករា ២០២០) [トメイ・トメイ「プノンペン警察本部長が特別介入団を設置 し、ベトナムにこの養成を要請する」トメイ・トメイ (2019 年 5 月 22 日)、 <https://thmeythmey.com/?page=detail&id=78424> (最終アクセス: 2020 年 1 月 22 日)]

ទីស្តីការគណៈរដ្ឋមន្ត្រី. “សម្រង់សង្គកថា ឯកឧត្តមបណ្ឌិតសភាចារ្យ សុខ អាន ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋ មន្ត្រីទទួលបន្ទុកទីស្តីការគណៈរដ្ឋមន្ត្រី តំណាងដ៏ខ្ពង់ខ្ពស់របស់សម្តេចអគ្គមហាសេនាបតី តេជោ ហ៊ុន សែន នាយករដ្ឋមន្ត្រីនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជាថ្លែងក្នុងពិធី “ប្រកាសការអនុវត្ត ក្រមរដ្ឋប្បវេណី.” *ទីស្តីការគណៈរដ្ឋមន្ត្រី*, ៣០ ធ្នូ ២០១១,

<http://www.pressocm.gov.kh/site/detailDocshort/2034#.ViEEorx0Xq1> (ចូលមើលចុង ក្រោយ ១៦ តុលា ២០១៥) [大臣会議官房局『民法典適用宣言』式におけるカンボジア王国 の首相ソムダッチ・アケア・モハー・セナー・パディ・デッチョー・フン・サエンの高貴たる 代表大臣会議官房局担当大臣兼副首相アエクウドム・ボンデウット・サピアチャー・ソッ ク・アンの談話演説」大臣会議官房局 (2011 年 12 月 30 日)、 <http://www.pressocm.gov.kh/site/detailDocshort/2034#.ViEEorx0Xq1> (最終アクセス: 2015 年 10 月 16 日)]

“ទំនៀមទម្លាប់ខ្មែរ៖ ពិធីថ្វាយបង្គំងារ.” *ទស្សនាវដ្តីកម្ពុជសុរិយា*, ឆ្នាំតំរប់ ១១ ខ្សែ១, ២, ព្រមគ្នា, ១៩៣៩: ៨៦ ដល់៨៧ [「クメール慣習—合掌して王から職を授与される式典—」カンプチェ ア・ソリヤー11 卷1 号2 号3 号合併 (1939 年) 86-87 頁]

____. *សៀវភៅណែនាំស្តីពីនីតិវិធី និងវិធានការនៃតាក់តែងសេចក្តីព្រាងច្បាប់ និងលិខិតបទដ្ឋាន គតិយុត្តផ្សេងៗទៀត*. ២០១៣ [大臣会議官房局『大臣会議提出法律案その他法規範文書の作 成に関する手続および規範に関する指導書』(2013 年)]

នរោត្តម រណបូទិ៍. *នីតិសាធារណៈខ្មែរ*. ២០០០ [ノロドム・ラナリット『クメール公法』(2000 年)]
នាយកដ្ឋានពតិមាន. “ឯកឧត្តម មាស សំអុល ជួបស្នងការកម្មាភិបាល និងស្នងការការពារសន្តិសុខ វៀតណាម.” *ក្រសួងការពារជាតិ*, ១៨ កញ្ញា ២០១៩, <https://mod.gov.kh/posts/1252> (បាន ចូលមើលចុងក្រោយ ២២ មករា ២០២០) [情報局「ミアス・ソムオル閣下がベトナムの幹部当 局および安全保護当局と面会する」国防省 (2019 年 9 月 18 日)、 <https://mod.gov.kh/posts/1252> (最終アクセス: 2020 年 1 月 22 日)]

បញ្ហាជាមូលដ្ឋានទាំងឡាយអំពីការងារត្រួតពិនិត្យ. បញ្ជីឯកសារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៃបណ្តាសារដ្ឋាន ជាតិភាគទី០៣ ប្រអប់លេខ១៤ សំណុំលិខិតលេខ២៧៦ [「監督事務に関するあらゆる基本的 な問題」国立文書館の国家評議会資料名簿3 卷箱 14 号一式文書 276 号]

បញ្ហាទាំងឡាយស្តីពីការងាររបស់រដ្ឋសភានិងក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋ. នៅក្នុងបញ្ជីឯកសារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៃបណ្តាសភាជានជាតិភាគទី០៣ ប្រអប់លេខ១៤ សំណុំលិខិតលេខ២៦៣ [「国民議会および国家評議会の事務に関する諸問題」国立文書館の国家評議会資料名簿3巻箱14号一式文書276号]

“ប្រជាពលរដ្ឋ នៅសង្កាត់ត្រពាំងក្រសាំងវិះគន់ គណៈកម្មការផ្សារ និងអាជ្ញាធរភូមិ គិតតែពីប្រយោជន៍ខ្លួន.” គណៈកម្មាធិការជាតិសម្រាប់ការអភិវឌ្ឍតាមបែបប្រជាធិបតេយ្យនៅថ្នាក់ក្រោមជាតិ (គជអប), ២៦ មិថុនា ២០១៤, <https://ncdd.gov.kh/news-kh/citizens-criticize-viallge-authority/> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២ កក្កដា ២០២០) [「トロペアン・クロサン町の市民は、市場委員会および村落官庁が自分の利益しか考えていないと批判した」民主的的地方開発国家委員会 (2014年6月26日)、<https://ncdd.gov.kh/news-kh/citizens-criticize-viallge-authority/> (最終アクセス:2020年7月2日)]

ប៊ុនរិទ្ធ. “ឯកឧត្តម កើត រិទ្ធ៖ ពីអតីតនិស្សិតឆ្លើមអាហារូបករណ៍ផ្នែកច្បាប់នៅប្រទេសបារាំង និងជាសាស្ត្រចារ្យផ្នែកច្បាប់ជាង១០ឆ្នាំ ក្លាយជាជនរដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងយុត្តិធម៌.” ទីស្តីការគណៈរដ្ឋមន្ត្រី, ៣១ មិថុនា ២០២០, <https://pressocm.gov.kh/archives/65462> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ៩ មិថុនា ២០២២) [ブンロット「カウト・ロット閣下—フランスにおける法学奨学金優等生および約10年間の法学教授から司法大臣になった—」大臣会議官房局 (2020年3月31日)、<https://pressocm.gov.kh/archives/65462> (最終アクセス:2022年6月9日)]

ប៊ុន លាងហេង. “បទបង្ហាញស្តីពីការងារអធិការកិច្ច.” បទបង្ហាញសម្រាប់បណ្តុះបណ្តាលផ្ទៃក្នុងរបស់អគ្គាធិការដ្ឋាននៃក្រសួងកសិកម្ម រុក្ខាប្រមាញ់ និងនេសាទ, គ្មានកាលបរិច្ឆេទ [ブン・リアンヘン「査察事務に関する発表」(農業省の査察総所の内部訓練用発表用紙)]

ប៉ុល លីម. អំពីការរៀបចំគ្រប់គ្រងរដ្ឋបាលសាធារណៈ អំពីសមត្ថកិច្ចរបស់អាជ្ញាធរដែនដី និងនីតិវិធីផ្សះផ្សាសម្រុះសម្រួលដោះស្រាយទំនាស់ “ក្រៅប្រព័ន្ធតុលាការ”. ២០០៦ [ポル・ルム『行政管理制度の整備について、領域官庁の権限および『裁判外』紛争和解、調停、解決の手続について』(2006年)]

បេអាទ្រីស បាលីវេ, ឡូអ៊ីក អាវីឡាណីដា, ចាំង ស៊ីណាត, កាន ច័ន្ទមេត្តា, កើត រិទ្ធ និង ថេង ច័ន្ទសង្វារ. សេចក្តីផ្តើមនៃនីតិកម្មជា. ភ្នំពេញ៖ ហ្វូណាន, ២០០៥ [ベアトリス・バリヴェ他『カンボジア法の入門』(フーノン、2005年)]

ព្រឹទ្ធសភា. របាយការណ៍ស្តីពីលទ្ធផលការងាររបស់ព្រឹទ្ធសភាប្រចាំឆ្នាំ២០២០. ៥ មករា ២០២១ [元老院「2020年度元老院の業務結果に関する報告書」(2021年1月5日)]

ព្រឹទ្ធសភា. របាយការណ៍ស្តីពីលទ្ធផលការងាររបស់ព្រឹទ្ធសភាប្រចាំឆ្នាំ២០២១. ៣ មករា ២០២២ [元老院「2021年度元老院の業務結果に関する報告書」(2022年1月3日)]

៧ សារៀន, រៀបរៀង. *ប្រវត្តិសាស្ត្រខ្មែរ*. សាកលវិទ្យាល័យភូមិន្ទនីតិសាស្ត្រ និងវិទ្យាសាស្ត្រសេដ្ឋកិច្ច, ២០១១ [ポヴ・サルーン編『クメールの制度の歴史』(王立法律経済大学、2011年)]

មុនីវត្ត. “បន្ទាប់ពីខុទ្ទការលំយនាយករដ្ឋមន្ត្រីអន្តរាគមន៍៖ តុលាការរដ្ឋាការអន្តរក្រុងយកដីយោធិនពិការមាសសុផាត.” *ស្នឹកម្តុជា* (១៦ ឧសភា ២០១៩), <https://www.rasmeinews.com/archives/188365?fbclid=IwAROBvWaSx-EfjdbkkvtxFaUWQ7eGipB6R000hBpDFCbdL-44QLhRsvU> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ១០ កក្កដា ២០២០) [ムンロート「首相自房の干渉後—裁判所が障害軍人ミナス・ソパートの土地収用する(判決の)執行を中絶—」リアクスマイ・カンブチア (2019年5月16日)、<https://www.rasmeinews.com/archives/188365?fbclid=IwAROBvWaSx-EfjdbkkvtxFaUWQ7eGipB6R000hBpDFCbdL-44QLhRsvU> (最終アクセス:2020年7月10日)]

យិន គឹមរាណ, រៀបរៀង. *ប្រវត្តិសាស្ត្រអំពីស្ថាប័ននយោបាយ-រដ្ឋបាលប្រទេសកម្ពុជា និងបុព្វហេតុសង្គ្រាម (VI-XX)*. មូលនិធិព្រះត្រៃបិដក, ២០១២ [ユイン・クムヴィアン編『カンボジア国の政治—行政制度の歴史および戦争の原因 (VI -XX) —』(三蔵経基金、2012年)]

រដ្ឋសភា. *កំណត់ហេតុពិស្តារ៖ សម័យប្រជុំពេញអង្គលើកទី២នៃសភាធម្មនុញ្ញ*. ១៥ កញ្ញា ១៩៩៣ [国民議会『詳細議事録—憲法制定議会の第2回全体会議—』(1993年9月15日)]

រាជកិច្ចរាជ្យាលខ ១ (ឃុំឯវីយេរ-ម៉ារ្យ ១៩១៦) [官報1号 (1916年1-3月)]

វ៉ាន់ឌី កាអុន. *ប្រវត្តិសាស្ត្រនៃប្រទេសកម្ពុជា៖ ពីសម័យអាណានិគមបារាំងមកដល់បច្ចុប្បន្ន*. ភាគ ២. បោះពុម្ពលើកទី ២. ២០១០? [ヴァンディー・カーオン『カンボジア国の歴史—フランス植民地時代から現在まで—2巻』(第2版、2010年?)]

វេទិកានៃអង្គការមិនមែនរដ្ឋាភិបាលស្តីពីកម្ពុជា. *ការវិភាគស្ថិតិស្តីពីវិវាទដីធ្លីនៅកម្ពុជាឆ្នាំ២០១៦*. វេទិកានៃអង្គការមិនមែនរដ្ឋាភិបាលស្តីពីកម្ពុជា, មិថុនា ២០១៦ [カンボジアに関する非政府組織フォーラム『2016年のカンボジアにおける土地紛争に関する統計分析』(カンボジアに関する非政府組織フォーラム、2016年6月)]

“វេទិការដ្ឋប្បវេណី និងពិគ្រោះយោបល់ក្រុមប្រឹក្សាខេត្តព្រះសីហនុ.” *អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាលនៃក្រសួងមហាផ្ទៃ*, ២៣ ធ្នូ ២០១៤, <https://gda.interior.gov.kh/news-kh/public-forum-shv/> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២ កក្កដា ២០២០) [「セイハヌ州評議会 [情報] 拡散および討論フォーラム」内務省行政総局 (2014年12月23日)、<https://gda.interior.gov.kh/news-kh/public-forum-shv/> (最終アクセス:2020年7月2日)]

សន្ទានុក្រមនៃច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងរដ្ឋបាលរាជធានី ខេត្ត ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ (*រាជកិច្ចឆ្នាំទី៨លេខ ៤៥* (១៩ មិថុនា ២០០៨)៖៤៥១២) [首都州市郡区行政管理に関する法律の用語集 (官報8巻45号 (2008年6月19日)]

សមាគមអ្នកសារពត៌មានខ្មែរ. *រដ្ឋាភិបាលកម្ពុជាឆ្នាំ ១៩៤៥ ដល់ឆ្នាំ ១៩៩៣*. សមាគមអ្នកសារពត៌

មានខ្មែរ, <http://www.elibraryofcambodia.org/rot-tha-phi-bal-kompuchea-ebook/> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២៥ មករា ២០២០) [クメール記者協会『1945年から1993年までのカンボジア政府』(クメール記者協会)、<http://www.elibraryofcambodia.org/rot-tha-phi-bal-kompuchea-ebook/> (最終アクセス: 2020年1月25日)]

ស វិជ័យ. “ទីភ្នាក់ងារសារពត៌មានរៀនណាមសន្យាជួយបណ្តុះបណ្តាលមន្ត្រីបច្ចេកទេសដល់មន្ត្រីទីភ្នាក់ងារសារពត៌មានកម្ពុជា.” *ក្រសួងពត៌មាន*, ១១ ធ្នូ ២០១៩, <https://www.information.gov.kh/detail/370268> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២២ មករា ២០២០) [サ・ヴィチエイ「ベトナム情報機構は、カンボジア情報機構の官吏の養成を約束する」情報省 (2019年12月11日)、<https://www.information.gov.kh/detail/370268> (最終アクセス: 2020年1月22日)]

សាយ បូរី. *នីតិវិធីរដ្ឋបាលទូទៅ*. បោះពុម្ពលើកទី ៣. ភ្នំពេញ: ប្លុស្យូឡូទីស, ២០០២ [サーイ・ポーリー『行政法総論』(プロソムロティス、第3版、2002年)]

_____. “នីតិវិធីរដ្ឋបាល: សិក្ខាប័ណ្ណសំរាប់មើលតាមការពន្យល់ដោយបញ្ចាំងLCD.” សាកលវិទ្យាល័យភូមិន្ទនីតិសាស្ត្រ និងវិទ្យាសាស្ត្រសេដ្ឋកិច្ច, ២០០៥ [サーイ・ポーリー「行政訴訟法—LCD上映による説明に沿って読む教材—」(王立法律経済大学、2005年)]

_____. “ឧបាស្រ័យ និងនីតិវិធីក្នុងនីតិវិធីរដ្ឋបាល: កំណត់សង្ខេប.” មជ្ឈមណ្ឌលបណ្តុះបណ្តាល និងសុក្រឹតការវិជ្ជាជីវៈមេធាវី, ២០០២ [サーイ・ポーリー「行政法における争訟的申立ておよび手続—概説—」(弁護士職業訓練・最適化センター、2002年)]

សុខ មករា. “វេទិការដ្ឋបាល និងពិគ្រោះយោបល់របស់ក្រុមប្រឹក្សាស្រុកប្រចាំឆ្នាំ២០១៧នៅក្នុងឃុំឈើទាល.” រដ្ឋបាលខេត្តកំពង់ធំ, ២០ មិថុនា ២០១៧, <http://kampongthom.gov.kh/វេទិការដ្ឋបាល-និង-2/> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២ កក្កដា ២០២០) [ソック・マカラー「チュエ・ティアル村における2017年度の郡評議会の〔情報〕情報」拡散および討論フォーラム] コンポントム行政 (2017年6月20日)、<http://kampongthom.gov.kh/វេទិការដ្ឋបាល-និង-2/> (最終アクセス: 2020年7月2日)]

សុខ យ៉ាន និងសុខ ចិត្តា. *នីតិវិធីរដ្ឋបាល*. ២០១៥ [ソック・ヤーン=ソック・チェンダー『憲法』(2015年)]

សួន ឱសថ. *កិច្ចសន្យារដ្ឋបាលជាមួយនីតិវិធីរដ្ឋបាល (Administrative Contract and Administrative Procedure)*. សាកលវិទ្យាល័យអាស៊ីអឺរ៉ុប, ២០១១ [スオン・オソット『行政契約と行政訴訟・手続 (Administrative Contract and Administrative Procedure)』(アジアヨーロッパ大学、2011年)]

សៀមរាបប៉ុស្តិ៍. “ស្ត្រីម្នាក់ម្តង លោក យឹម ហ្វីណង់ ពីបទញុះញង់រំលោភលើកម្មសិទ្ធិឯកជន និងមិន
គោរពតាមសេចក្តីសម្រេចរបស់តុលាការ.” សៀមរាបប៉ុស្តិ៍, ១៦ កុម្ភៈ ២០២២,
[https://www.srpostnews.com/article/42748?fbclid=IwAR3d1M73v1E7E0YEcisB1-](https://www.srpostnews.com/article/42748?fbclid=IwAR3d1M73v1E7E0YEcisB1-k0VKit_HibqgUcGzyX-7xEf7kHy5eE81X-w8A)
[k0VKit_HibqgUcGzyX-7xEf7kHy5eE81X-w8A](https://www.srpostnews.com/article/42748?fbclid=IwAR3d1M73v1E7E0YEcisB1-k0VKit_HibqgUcGzyX-7xEf7kHy5eE81X-w8A) (បានចូលមើលចុងក្រោយ ៧ មីនា ២០២២) [シ
ムリアップポスト「一人の女性が、クム・フィンソン氏を私的所有権侵害扇動および裁判所の決
定不遵守の罪で訴え」 シアムリアップポスト (2022 年 2 月 16 日)、
[https://www.srpostnews.com/article/42748?fbclid=IwAR3d1M73v1E7E0YEcisB1-](https://www.srpostnews.com/article/42748?fbclid=IwAR3d1M73v1E7E0YEcisB1-k0VKit_HibqgUcGzyX-7xEf7kHy5eE81X-w8A)
[k0VKit_HibqgUcGzyX-7xEf7kHy5eE81X-w8A](https://www.srpostnews.com/article/42748?fbclid=IwAR3d1M73v1E7E0YEcisB1-k0VKit_HibqgUcGzyX-7xEf7kHy5eE81X-w8A) (最終アクセス : 2022 年 3 月 7 日)]

*សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី៣៧. ២៣ មីនា ១៩៤៨. នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់៤លេខ
១៣ស្ទួន (២៥ មីនា ១៩៤៨)៖ ៤១៥ ដល់៤៤០* [「国民議会議事録第 37 回会議 (1948 年 3 月 23
日)」官報 4 卷 13 (2) 号 (1948 年 3 月 25 日) 415-440 頁]

*សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី៨៣. ១២ កក្កដា ១៩៤៨. នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់ទី៨
លេខ២៩ស្ទួន(១៥ កក្កដា ១៩៤៨)៖ ១២៧ ដល់១៣៤* [「国民議会議事録第 83 回会議 (1948 年
7 月 12 日)」官報 4 卷 29 (2) 号 (1948 年 7 月 15 日) 127-134 頁]

*សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី២០. ៣០ តុលា ១៩៥១. នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់ទី៧
លេខ៩ស្ទួន(៣០ កញ្ញា ១៩៥១)៖ ៥៩២ ដល់៦០២* [「国民議会議事録第 20 回会議 (1951 年 10
月 30 日)」官報 7 卷 9 (2) 号 (1951 年 9 月 30 日) 592-602 頁] (1951 年 10 月に開催された
国民議会の議事録であったが、同年 9 月の官報に掲載された。)

*សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី២៨. ១១ មីនា ១៩៥២. នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំគំរប់ទី៨
លេខ១១(៣០ មិថុនា ១៩៥២)៖ ១០៧០ ដល់១០៩៣* [「国民議会議事録第 28 回会議 (1952 年
3 月 11 日)」官報 8 卷 11 号 (1952 年 6 月 30 日) 1070-1093 頁]

*សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភា ពេលប្រជុំទី ៨០ ពិភាក្សានូវសេចក្តីព្រាងច្បាប់ស្តីអំពីការ
បង្កើតឱ្យមានក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៅប្រទេសកម្ពុជា. ២០ មីនា ១៩៥៧. នៅក្នុងរាជកិច្ចលេខពិសេស
ទី៦ (៣១ ឧសភា ១៩៥៨)៖ ១៦៥៨ ដល់១៦៩២* [「カンボジア国におけるコンセイユ・デタの
設置に関する法律案を審議する国民議会第 80 会議の議事録 (1957 年 3 月 20 日)」官報特別
号第 6 号 (1958 年 5 月 31 日) 1658-1692 頁]

*សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី៥៧. ៤ ខែធ្នូ ឆ្នាំ១៩៦១. នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំទីដប់ប្រាំ
បី លេខ២៧ (៤ មេសា ១៩៦២)៖ ២០៦១ ដល់២០៧៣* [「国民議会の会議議事録 (1961 年 12
月 4 日)」官報 18 卷 27 号 (1962 年) 2061-2073 頁]

សេចក្តីកត់ហេតុពេលប្រជុំរដ្ឋសភាពេលប្រជុំទី៥២. ២៤ មិថុនា ១៩៥៣. នៅក្នុងរាជកិច្ចឆ្នាំ

គំរប់១០ លេខ២ ត្រីមាសទី១ ឆ្នាំ១៩៥៤៖ ១៣០ ដល់១៤១ [「1953年6月24日の国民評議会の
会議の議事録」官報10巻2号(1954年)130-141頁]

“សេចក្តីព្រាងសរុបរបាយការណ៍កម្ពុជាឆ្នាំ១៩៨១៖ សំងាត់បំផុត。” *បញ្ជីឯកសារក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៃប
ណ្តាសារដ្ឋានជាតិភាគទី០៣* ប្រអប់លេខ១១ សំណុំលិខិតលេខ២២៧ 「1981年度におけるカ
ンボジア状況の概要の草案」国立文書館の国家評議会資料名簿3巻箱11号一式文書227号
សេចក្តីសង្ខេបរួមកិច្ចប្រជុំពិគ្រោះយោបល់ចំនួន ៥ លើក ដើម្បីគាំទ្រដល់ការបង្កើតសេចក្តីព្រាង
ក្រុមរដ្ឋបាល ដែលជាឯកសារភ្ជាប់ក្នុងដីកាអមរបស់អគ្គលេខាធិការដ្ឋានក្រុមប្រឹក្សាកំណែ
ទម្រង់ច្បាប់ និងប្រព័ន្ធយុត្តិធម៌ជូនឯកឧត្តមទេសរដ្ឋមន្ត្រីរដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនី
យកម្ម និងសំណង់. លេខ០០៦/១២ ដអ.កកចយ. ២៨ ឧសភា ២០១២ [国土大臣県国務大臣名
宛法制度および司法制度改革評議会の事務総局の明細書 006/12D0. CLJR 号 (2012年5月28
日) に添付される「行政法典草案作成を支持するための5回の諮問会議の総括」]

សៅ សុខអេង. “រៀបចំការងារនិងបញ្ជូនគ្រូមកបណ្តុះបណ្តាលផ្នែកអធិការកិច្ចនៅកម្ពុជា.” *ថ្ងៃ*, ១៦ តុលា
២០១៩, <https://thmeythmey.com/?page=detail&id=83995> (បានចូលមើលចុងក្រោយ ២២ មករា
២០២០) [サウ・ソクエン「ベトナムがカンボジアにおける査察部門養成のために講師を派遣す
る」トメイ・トメイ (2019年10月16日)、<https://thmeythmey.com/?page=detail&id=83995> (最
終アクセス: 2020年1月22日)]

ហាប់ ផល្លី. *គុណធម៌នៃការសិក្សាស្រាវជ្រាវ*. ភ្នំពេញ៖ សាកលវិទ្យាល័យភូមិន្ទនីតិសាស្ត្រនិងវិទ្យា
សាស្ត្រសេដ្ឋកិច្ច, ២០១១ [ハップ・ポルティエ『学術研究の善徳』(王立法律経済大学、2011
年)]

ហ៊ីង ធីបូទ្វិ. *កម្រងឯកសារច្បាប់-សារាចររបស់តុលាការ-ក្រសួងយុត្តិធម៌៖ ១៩៨០-២០០៧*. ២០០៨
[ヒーン・ティールット『司法機関-司法省の制定法-通達の資料集-1980-2007年-』(2008
年)]

_____. *កម្រងឯកសារច្បាប់សង្គមនិយមសម័យសាធារណរដ្ឋប្រជាមានិតកម្ពុជា១៩៧៩-១៩៩៣*. បោះ
ពុម្ពលើកទី២. ២០១២ [ヒーン・ティールット『1979-1993年のカンボジア人民共和国時代の
社会主義法資料集』(第2版、2012年)]

ហ៊ុន សែន. *១៣ ទសវត្សរ៍នៃដំណើរកម្ពុជា*. កាសែតប្រជាជន, ១៩៩១ [フン・サエン『カンボジア歩
みの130年間』(人民新聞、1991年)]

ហៀង សាង. *នីតិវិធីបាលទូទៅ*. បោះពុម្ពលើកទី ៣. ២០១៥ [ヒアン・サーン『行政法総論』(第3
版、2015年)]

_____. *នីតិវិធីរដ្ឋបាល*. កម្ពុជា៖ ដួងឈើ, ២០១១ [ヒアン・サーン『行政訴訟・手続法』(ドゥオン・

チウ、2011年)]

____. *នីតិវិធីវេទនា*. រោងពុម្ពក្រសួងព័ត៌មាន, ២០១៧ [ヒアン・サーン『行政訴訟法』(情報省 出版社、2017年)]

ហើល ចំរើន. *មរតកយុត្តិធម៌ខ្មែរ*. បោះពុម្ពឡើងវិញ. ដាយអ៊ីម៉ុន ព្រីនធីង, ២០១៩ [ヘアル・チョムラ ウン『クメール裁判の遺産』(ダイヤモンド・プリンティング、再出版、2019年)]

អគ្គលេខាធិការដ្ឋានក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ. *រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា*. ២០១៥ [憲法院事務 総局『カンボジア王国憲法』(2015年)]

____. *រដ្ឋធម្មនុញ្ញ*. ក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, ២០២១ [憲法院事務総局『憲法』(憲法院、2021年)]

អគ្គលេខាធិការដ្ឋានសភាធម្មនុញ្ញ. *កំណត់ហេតុសង្ខេបស្តីពីកិច្ចប្រជុំលើកទី៨ នៃគណៈកម្មការ រៀបរៀងរដ្ឋធម្មនុញ្ញនៅថ្ងៃទី២១ ខែកក្កដា ឆ្នាំ១៩៩៣*. លេខ226CA/SEC/93 [憲法制定議会議事 務総局「1993年7月21日の憲法編集委員会の第8回会議に関する省略議事録 226CA/SEC/93 号」]

____. *កំណត់ហេតុស្តីពីការប្រជុំសេចក្តីព្រាងរដ្ឋធម្មនុញ្ញលើកទី៤៨នៃគណៈកម្មការអចិន្ត្រៃយ៍ រៀបរៀងរដ្ឋធម្មនុញ្ញថ្ងៃទី៩ ខែកញ្ញា ឆ្នាំ១៩៩៣*. លេខ៧៥/CA/SEC/93 [制憲議会議事務総局「1993 年9月9日憲法編集常任委員会の第48回憲法草案会議に関する議事録 75/CA/SEC/93号」]

អេចេន ករុយ, ឈន សុភាព, អ៊ូច ចាន់ណារ៉ូ, ស៊ូ សុជាតិ និងយ៉ាន់ វ៉ាន់ដីលុច. *នីតិវិធីរដ្ឋធម្មនុញ្ញកម្ពុជា . ភ្នំពេញ៖ ហ្វូណន, ២០០៥* [エジエン・コヌユ他『カンボジア憲法』(フーノン、2005年)]

ឥន យឿន. *វិវាទរដ្ឋបាល*. ២០១៦ [エン・ユウン『行政訴訟』(2016年)]

Admin. “រដ្ឋបាលខេត្តបាត់ដំបងរៀបចំវេទនាផ្សព្វផ្សាយ និងពិគ្រោះយោបល់របស់ក្រុមប្រឹក្សាខេត្ត បាត់ដំបងអាណត្តិទី៣ សម្រាប់ឆ្នាំ២០១៩ នៅតាមបណ្តាក្រុង ស្រុក ក្នុងខេត្តបាត់ដំបង.” *រដ្ឋបាល ខេត្តបាត់ដំបង*, ២៧ វិច្ឆិកា ២០១៩, <https://www.battambang.gov.kh/detail/6774> (បាន ចូលមើលចុងក្រោយ ១ កក្កដា ២០២០) [Admin 「バッドムボン州行政は、バッドムボン 州の各郡において、第3任期のバッドムボン州評議会の2019年度〔情報〕 拡散および討論 フォーラムを開催する」バッドムボン州行政 (2019年11月27日)、 <https://www.battambang.gov.kh/detail/6774> (最終アクセス: 2020年7月1日)]

Botumsakor. “រដ្ឋបាលស្រុកបូទុមសាគរ បានរៀបចំវេទនាផ្សព្វផ្សាយ និងពិគ្រោះយោបល់របស់ក្រុម ប្រឹក្សាស្រុកបូទុមសាគរ ស្ថិតក្រោមគណៈអធិបតីភាពលោកស្រី ត្រី សោភ័ណ ប្រធានក្រុម ប្រឹក្សាស្រុក និងលោក ហាក់ លេង អភិបាលនៃគណៈអភិបាលស្រុក ស្ថិតនៅវត្តថ្មស ឃុំថ្មស.” *រដ្ឋបាលខេត្តកោះកុង*, ២៥ មិថុនា ២០២០, <https://www.kohkong.gov.kh/2020/58976/> (បាន ចូលមើលចុងក្រោយ ១ កក្កដា ២០២០) [Botumsakor 「ボートウムサーコー郡行政は、トモー

ソー寺トモーソー村においてクリー・サオポアン氏評議会の議長およびハック・レイン氏郡の首長の主催団の下にポートルムサーコー郡評議会の〔情報〕拡散および討論フォーラムを開催した」コホコン州行政（2020年6月25日）、<https://www.kohkong.gov.kh/2020/58976/>（最終アクセス：2020年7月1日）]

Freshnews. “លោកស្រីឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី ម៉ែន សំអន ផ្តល់អនុសាសន៍៣ចំណុចសំខាន់ៗ នៅក្នុងពិធីបិទសិក្ខាសាលាស្តីពីសេចក្តីព្រាងច្បាប់អធិការកិច្ច。” *Freshnews*, ៣០ សីហា ២០១៧, <http://freshnewsasia.com/index.php/en/localnews/64150-2017-08-30-11-52-34.html> (ចូលមើលចុងក្រោយ ១០ មីនា ២០២២) [Freshnews 「副首相マエン・ソムオン氏が査察法案に関するセミナー閉会式において3つの重要な勧告を与える」Freshnews (2017年8月30日)、<http://freshnewsasia.com/index.php/en/localnews/64150-2017-08-30-11-52-34.html> (最終アクセス：2022年3月10日)]

<http://monasri.gov.kh/សាវតារ/> (ចូលមើលចុងក្រោយ ២០ ឧសភា ២០២២) [最終アクセス：2022年5月20日]

参照規范文書

(フランス語・英語)

Ordonnance Royale no. 33, 3 juillet 1905 (Bulletin administratif du Cambodge (1905) : 352)

Ordonnance Royale no. 28, 20 février 1912 (Bulletin administratif du Cambodge (1912) : 139-140)

Ordonnance Royale no. 112, 31 décembre 1928 (Bulletin administrative du Cambodge (1927) : 728)

Kram N° 1, 1^{er} Juin 1940

Kram no. 1, 1^{er} Juin 1940 (*Bulletin Administratif du Cambodge* Trente Neuvième Année no. 15 (5 Aout 1940) : 1609-1625)

KRAM no. 20-NS, 4 Avril 1945 (*Journal Officiel Du Cambodge* Deuxième année no. 16 (18 Avril 1946) : 50)

Kram no. 171-NS, 15 Avril 1946 (*Journal Officiel du Cambodge* Deuxième Année no. 16 (18 Avril 1946) : 412)

Kram no. 399-NS, 9 Janvier 1948

Kram no. 168-NS, 15 Avril 1948 (*Journal Officiel du Cambodge* Deuxième Année no. 16 (Jeudi 18 Avril 1946) : 384-385)

Kram no. 229-NS, 5 Octobre 1957 (Journal Officiel Du Cambodge Treizième Année no. 41 (10 Octobre 1957) :3511)

Kret No 218-CDR, 1^{er} Juin 1960

Provisions Relating to The Judiciary and Criminal Law and Procedure Applicable in Cambodia During the Transitional Period, 10 September 1992

(原語)

កម្ពីរជំនីតិសាត្ត (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ*. ភាគព្រះ ២៣ ដល់ ៣០. ២០២០) [クンピー・リアチ・ニテサート (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3 巻』(2020 年) 23-30 頁)]

ក្រឹមបៀវ, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ*. ភាគខ៖ ៩១១ ដល់ ៩៤៥. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [クロム・ピア (1853 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2 巻』(カンボジア-日本友情、2016 年) 911-945 頁)]

ក្រមប្រដៅចៅក្រម (I), ១៦៩១ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ*. ភាគព្រះ ៣១៧ ដល់ ៣៤៤. ២០២០) [クロム・プロダウ・チャウクロム (I) (1691 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3 巻』(2020 年) 317-344 頁)]

ក្រឹមសក្ខីនិងលក្ខណៈវិវាទគ្នា, ១៥៩៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ*. ភាគខ៖ ៩២១ ដល់ ៩៥៨) [クロム・サックおよびリアッカナ・ヴィヴィアア特にア (1593 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 4 巻』(2020 年) 921-958 頁)]

ក្រមព្រហ្មទណ្ឌ, នស/រកម/១១០៩/០២២, ៣០ វិច្ឆិកា ២០០៩ [刑法典 NS/RKM/1109/022 号 (2009 年 11 月 30 日)]

ក្រមនីតិវិធីព្រហ្មទណ្ឌ, លេខ នស/រកម/០៨០៧/០២៤, ១០ សីហា ២០០៧ [刑事訴訟法典 NS/RKM/0807/024 号(2007 年 8 月 10 日)]

ក្រមរដ្ឋប្បវេណី, លេខ នស/រកម/១២០៧/០៣០, ៨ ធ្នូ ២០០៧ [民法典 NS/RKM/1207/030 号 (2007 年 12 月 8 日)]

ទសមិត្តធម្មិ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ*. ភាគព្រះ ៨១ ដល់ ៨៤. ២០២០) [トウサ・ムット・トー (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3 巻』(2020 年) 81-84 頁)]

ច្បាប់ក្រឹមចក្រីយ, ១៨៧៦ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពី*

បុរាណ.ភាគ២៖ ១១០៩ ដល់១១២៤. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [チバップ・クロム・チャクレイ (1876年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2巻』(カンボジア-日本友情、2016年) 1109-1124頁)]

ច្បាប់ក្រមចៅហ្វាយស្រុក, ១៨២៨ (ញឹកថែម. “ព្រះរាជក្រឹត្យក្រមចៅហ្វាយស្រុក.” ទស្សនាវដ្តីកម្ពុជសុរិយា, ឆ្នាំទី ១៧ លេខ ១០, ឧកតូប្រី ១៩៤៥៖ ៦០៧ ដល់ ៦១៩, ញឹកថែម. “ព្រះរាជក្រឹត្យក្រមចៅហ្វាយស្រុក (តមក).” ទស្សនាវដ្តីកម្ពុជសុរិយា, ឆ្នាំទី ១៧ លេខ ១១, ល្ងាចប្រី ១៩៤៥៖ ៦៨៣ ដល់ ៦៩២, ញឹកថែម. “ព្រះរាជក្រឹត្យក្រមចៅហ្វាយស្រុក (តមកនឹងចប់).” ទស្សនាវដ្តីកម្ពុជសុរិយា, ឆ្នាំទី ១៨ លេខ ២, ហ្វេរីយេរ ១៩៤៦៖ ៧៦ ដល់ ៩៤) [チバップ・クロム・チャウワーイ・スロク (1828年) (ニョック・タエム「勅令ークロム・チャウワーイ・スロク」カンパチェア・ソリヤー17巻10号 (1945年) 607-619頁、ニョック・タエム「勅令ークロム・チャウワーイ・スロク (続)」カンパチェア・ソリヤー17巻11号 (1945年) 683-692頁、ニョック・タエム「勅令ークロム・チャウワーイ・スロク (完)」カンパチェア・ソリヤー18巻2号 (1946年) 76-94頁)]

ច្បាប់ក្រមស្នើចែកពល, ១៧០២ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. ក្រមច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ.ភាគ៤៖ ៦៨៧ ដល់៧៦២. ២០២០) [チバップ・クロム・スオスデイ・チャエク・プル (1702年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 4巻』(2020年) 687-762頁)]

ច្បាប់ក្រមស្រុក, ១៦៩៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. ក្រមច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ.ភាគ៣៖ ១៥៥ ដល់ ១៨២. ២០២០) [チバップ・クロム・スロク (1693年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3巻』(2020年) 155-182頁)]

ច្បាប់ក្រមស្រុក ៨ ប្រកា, ១៦១២ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. ក្រមច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ.ភាគ៣៖ ២៩៧ ដល់៣១៦. ២០២០) [チバップ・クロム・スロク・8・ブロカー (1612年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3巻』(2020年) 297-316頁)]

ច្បាប់យុនសាឡាវ, ១៧០៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. ក្រមច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ.ភាគ៤៖ ៥៦៣ ដល់៥៩០. ២០២០) [チバップ・クン・サラ (1703年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 4巻』(2020年) 563-590頁)]

ច្បាប់ត្រលាការ, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. ក្រមច្បាប់ខ្មែរព័បុរាណ.ភាគ១៖ ២៨៩ ដល់៣៣៦. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [チバップ・トロラーカー (1853年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボ

ジア-日本友情出版社、2016年) 289-336 頁]

ច្បាប់ទំទួលបន្តឹងកាត់បន្តឹង, ១៨៥៣, ១៨៧៤ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ. ភាគ១៖ ៣៨៥ ដល់៤៣០. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [チバップ・トトウオル・ボンダン・カット・ボンダン (1853年、1874年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボジア-日本友情、2016年) 385-430 頁)]

ច្បាប់ទុំនីមព្យប្រវាស, ១៦៩៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ. ភាគ២៖ ១០៥៧ ដល់១១០៨. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [チバップ・トウムヌム・ピー・ボラーン (1693年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2巻』(カンボジア-日本友情、2016年) 1057-1108 頁)]

ច្បាប់ព្រះធម្មនុញ្ញ, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ. ភាគ១៖ ២៥៧ ដល់២៨៨. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [チバップ・プレアハ・トアマヌニユ (1853年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボジア-日本友情、2016年) 257-288 頁)]

ច្បាប់ព្រះធមសាត្រ, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ. ភាគ១៖ ១ ដល់២០. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [チバップ・プレアハ・トマサート (1853年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボジア-日本友情、2016年) 1-20 頁)]

ច្បាប់ព្រះរាជខានូ, ១៨៥០ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ. ភាគ២៖ ១០៤៥ ដល់១០៥៦. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [チバップ・プレアハ・リアチ・カン (1850年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2巻』(カンボジア-日本友情、2016年) 1045-1056 頁)]

ច្បាប់លក្ខណៈសាក្សី, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ. ភាគ១៖ ៣៣៩ ដល់៣៧០. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [チバップ・リアツカナ・サークセイ (1853年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボジア-日本友情、2016年) 339-370 頁)]

ច្បាប់លក្ខណៈឧទ្ធរ, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ. ភាគ១៖ ៤៤៩ ដល់៤៦៨. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [チバップ・リアツカナ・ウトー (1853年) 3条 (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1巻』(カンボジア-日本友情出版社、2016年) 449-468 頁)]

ច្បាប់អាណាចក្រ, ១៦៩១ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពី

បុរាណ. ភាគ៣៖ ២២៣ ដល់២៥០. ២០២០) [チバップ・アーナー・チャク (1691 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3 巻』(2020 年) 223-250 頁)]

ច្បាប់ឥន្ទ្រាស, ១៨៥៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពី
បុរាណ. ភាគ១៖ ២១ ដល់៤៦. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [チバップ・エント・ピア
ス (1853 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1 巻』(カンボジ
ア-日本友情、2016 年) 21-46 頁)]

លក្ខណៈក្សេមសិក, ១៨៧៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពី
បុរាណ. ភាគ១៖ ៦១ ដល់៩៤. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [リアッカナ・クボット・
サク (1873 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1 巻』(カンボジ
ア-日本友情、2016 年) 61-94 頁)]

លក្ខណៈក្រំមទំរុងស័ក្ខត្ថី, ១៨៥២ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់
ខ្មែរពីបុរាណ. ភាគ១៖ ៤៧ ដល់៦០. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [リアッカナ・ク
ロム・トゥムルンサック (1852 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典]
集 1 巻』(カンボジア-日本友情、2016 年) 47-60 頁)]

លក្ខណៈទ័ទួលទិញបន្ទាមទ្រាំព្យ័, ១៨៧៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ.
កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ. ភាគ៤៖ ៧៩៣ ដល់ ៨៦២. ២០២០) [リアッカナ・トトウアル・テ
イニユ・バンチャム・トロアプ (1873 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール
法 [典] 集 4 巻』(2020 年) 793-862 頁)]

លក្ខណៈព្រះអាជ្ញាសូង, ១៨៧៥ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់
ខ្មែរពីបុរាណ. ភាគ១៖ ១៨១ ដល់២៥៦. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [リアッカナ・
プレアハ・アチニャー・ルオン (1875 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法
[典] 集 1 巻』(カンボジア-日本友情、2016 年) 181-256 頁)]

លក្ខណៈមរដក, ១៨៧៦ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរពី
បុរាណ. ភាគ២៖ ៦៧៩ ដល់៧០៨. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [リアッカナ・モロ
ドク (1876 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2 巻』(カンボジ
ア-日本友情、2016 年) 679-708 頁)]

លក្ខណៈមុន្និយបាល, ១៨៧៥ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ. កម្រងច្បាប់ខ្មែរ
ពីបុរាណ. ភាគ១៖ ៩៥ ដល់១៨០. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [リアッカナ・ムン
ティー・パール (1875 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 1 巻』
(カンボジア-日本友情、2016 年) 95-180 頁)]

លក្ខណសូត្រ, ១៦៩២ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ*. ភាគ២: ១០០៣ ដល់ ១០៤៤. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [リアッカナ・スオスデイ (1692 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2 巻』(カンボジア-日本友情、2016 年) 1003-1044 頁)]

លក្ខណសូត្របន្តជូនព្រៀង, ១៦៩៣ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ*. ភាគ២: ១០០៣ ដល់ ១០៤៤. រោងពុម្ពមិត្តភាពកម្ពុជា-ជប៉ុន, ២០១៦) [リアッカナ・スオスデイ・ボンチューン・プレイ (1693 年) (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 2 巻』(カンボジア-日本友情、2016 年) 1003-1044 頁)]

ព្រះរាជាក្រឹត្ត/ច្បាប់ប្រាប់ដារពីសៃតូ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ*. ភាគ៤: ១០៦៣ ដល់ ១០៧៤. ២០២០) [プレアハ・リアチ・クレット/チバップ・プラップダピサエク (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 4 巻』(2020 年) 1063-1075 頁)]

ព្រះរាជក្រឹត្តនៃព្រះមហាខ្យត្រាធិរាជ (ក្រុមប្រឹក្សានីតិកម្មនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, *កម្រងច្បាប់ខ្មែរពីបុរាណ*. ភាគ៣: ៣១ ដល់ ៣៨. ២០២០) [プレアハ・リアチ・クレット・ネイ・プレアハ・モハー・クサットラーティリアチ (経済財務省の立法評議会『古代からのクメール法 [典] 集 3 巻』(2020 年) 31-38 頁)]

ព្រះរាជប្រកាស, ឡេក៤៤, ១១ ស៊ុយេត ១៨៩៧ [王令 54 号 (1897 年 7 月 11 日)]

ព្រះរាជប្រកាសលេខ ២៨, ២០ ហ្វេរីយេរ ១៩១២ (*រាជកិច្ចរាជ្ជា* ឆ្នាំគំរំ ២ លេខ ១ (១៩១២): ១៩ ដល់ ២១) [王令 28 号 (1912 年 2 月 20 日) (官報 2 巻 1 号 (1912) 19-21 頁)]

ព្រះរាជប្រកាសលេខ ១១, ២២ យ៉ុងវីយេ ១៩១៦ [王令 11 号 (1916 年 1 月 22 日)]

ព្រះរាជប្រកាស គ្មានលេខ, ១១ ដេសម ១៩២១ [王令 (1921 年 12 月 11 日)]

ព្រះរាជប្រកាសលេខ ១១៨, ១៤ សេបតម ១៩២២ [王令 118 号 (1922 年 9 月 14 日)]

ព្រះរាជប្រកាសលេខ ១១២, ៣១ ដេសម ១៩២៦, ប្រការ ១ (*រាជកិច្ចរាជ្ជា* ឆ្នាំគំរំ ១៧ លេខ ២ (១៩២៦): ៦៥ ដល់ ៧១) [王令 112 号 (官報 17 巻 2 号 (1927 年) 65-71 頁)]

ព្រះរាជប្រកាសលេខ ៤៧ សួន, ១ អារីល ១៩៣៣ [王令 47 (2) 号 (1933 年 4 月 1 日)]

រដ្ឋធម្មនុញ្ញប្រទេសកម្ពុជា, ៦ ឧសភា ១៩៤៧ [カンボジア国憲法(1947 年 5 月 6 日)]

រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃសាធារណៈរដ្ឋខ្មែរ, ១០ ឧសភា ១៩៧២ [クメール共和国の憲法 (1972 年 5 月 10 日)]

រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃសាធារណៈរដ្ឋប្រជាមានិតកម្ពុជា, ២៧ មិថុនា ១៩៨១ [カンボジア人民共和国の憲法 (1981 年 6 月 27 日)]

រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃរដ្ឋកម្ពុជា, ៣០ មេសា ១៩៨៩ [カンボジア国家の憲法 (1989 年 4 月 30 日)]

- រដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, ២៤ កញ្ញា ១៩៩៣ [カンボジア王国の憲法 (1993年9月24日)]
- ព្រះរាជក្រមលេខ៦៦០ន.ស., ២០ មិថុនា ១៩៥១ [王令 660N. S. 号 (1951年6月20日)]
- ព្រះរាជក្រមលេខ ៧៦៥-ន.ស., ២៧ មករា ១៩៥៣ [王令 765-N. S. 号 (1953年1月27日)]
- ព្រះរាជក្រមលេខ៧៦៩-ន.ស., ៤ កុម្ភៈ ១៩៥៣ [王令 769NS 号 (1953年2月4日)]
- ព្រះរាជក្រមលេខ ៨២៥-ន.ស., ២៦ តុលា ១៩៥៣ [王令 825-NS 号 (1953年10月26日)]
- ព្រះរាជក្រមលេខ៨៧ន.ស., ២៣ មេសា ១៩៥៦ [王令 87N. S. 号 (1956年4月23日)]
- ព្រះរាជក្រមលេខ ២៦៣ ន.ស., ២១ មេសា ១៩៥៨ [王令 263 N. S 号 (1958年4月21日)]
- ច្បាប់ស្តីពីការកែប្រែ និងការបន្ថែមអត្ថបទនៃរដ្ឋធម្មនុញ្ញ, លេខ ៦៥ ន.ស., ១៤ មករា ១៩៥៦ [憲法の修正および文書追加に関する法律 65N. S. 号 (1956年1月14日)]
- ច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតមុខក្រសួងអនុរដ្ឋលេខាធិការ, លេខ ១៩៤-ន.ស., ២៨ ឧសភា ១៩៥៧ [国務次官職の設置に関する法律 194-N. S 号 (1957年5月28日)]
- ច្បាប់ស្តីពីការដាក់បញ្ចូលសមាជជាតិទៅក្នុងរដ្ឋធម្មនុញ្ញ, លេខ ២៤២ ន.ស., ៨ មករា ១៩៥៨ [国民大会の憲法への編入に関する法律 242N. S 号 (1958年1月8日)]
- ច្បាប់សង្គមនិយមការងារ, លេខ១៦២-ប.រ., ៣ មករា ១៩៦៤ [社会主義労働法 162-B. R. 号 (1964年1月3日)]
- ច្បាប់ស្តីពីការកែប្រែមាត្រាខ្លះ នៃរដ្ឋធម្មនុញ្ញប្រទេសកម្ពុជា, លេខ ១៦៦ ប.រ., ១៣ មករា ១៩៦៤ [カンボジア国憲法のいくつか条文の修正に関する法律 166B. R 号 (1964年1月13日)]
- ច្បាប់ស្តីពីការចាត់តាំងអង្គការតុលាការ និង អយ្យការ, លេខ០២ ក្រ, ១០ កុម្ភៈ ១៩៨២ [裁判所および検察庁組織設置に関する法律 02Kr 号 (1982年2月10日)]
- ច្បាប់ស្តីពីការរៀបចំរដ្ឋសភា និងក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋនៃសាធារណរដ្ឋប្រជាមានិតកម្ពុជា, លេខ ០៤ ក្រ, ១០ កុម្ភៈ ១៩៨២ [カンボジア人民共和国の国民議会および国家評議会の組織に関する法律 04 KR 号 (1982年2月10日)]
- ច្បាប់ស្តីពីការពិនិត្យ និងដោះស្រាយបណ្តឹងតវ៉ា និងបណ្តឹងបរិហាររបស់ពលរដ្ឋ, លេខ១១ ក្រ, ២៨ សីហា ១៩៨២ [市民の抗議申立ておよび批難申立ての審査ならびに解決に関する法律 11Kr 号 (1982年8月28日)]
- ច្បាប់ស្តីពីការកែប្រែការបែងចែកដែនដីអង្គភាពរដ្ឋបាលនៃសាធារណរដ្ឋប្រជាមានិតកម្ពុជា, ១០ កុម្ភៈ ១៩៨៤ [カンボジア人民共和国の行政部局領土区分の変更に関する法律 (1984年2月10日)]
- ច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតតុលាការប្រជាជនកំពូល និងមហាអយ្យការអមតុលាការប្រជាជនកំពូល, លេខ ២៨ ក្រ, ៣១ កក្កដា ១៩៨៥ [最高人民裁判所および最高人民裁判所検察総庁設置に関する法

律 28Kr 号 (1985 年 7 月 31 日)]

ច្បាប់ស្តីពីអាពាហ៍ពិពាហ៍ និង គ្រួសារ, លេខ ៥៦ ក្រ., ២៦ កក្កដា ១៩៨៨ [婚姻および家族に関する法律 56Kr. 号 (1988 年 7 月 26 日)]

ច្បាប់ស្តីពីនីតិវិធីព្រហ្មទណ្ឌ, លេខ ២១ ក្រ., ៨ មីនា ១៩៩៣ [刑事訴訟に関する法律 21. Kr. 号 (1993 年 3 月 8 日)]

ច្បាប់ស្តីពីសហលក្ខន្តិកៈមន្ត្រីរាជការស៊ីវិលនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខ ០៦ ន.ស.៩៤, ៣០ តុលា ១៩៩៤ [カンボジア王国の公務員共同規則に関する法律 06N. S. 94 号 (1994 年 10 月 30 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតក្រសួងធម្មការនិងសាសនា, លេខ នស/រកម/០១៩៦/១៩, ២៤ មករា ១៩៩៦ [祭典および宗教省の設置に関する法律 NS/RKM/0196/19 号 (1996 年 1 月 24 日)]

ច្បាប់ស្តីពីសារពើពន្ធ, លេខ នស/រកម/០២៩៧/០៣, ២៤ កុម្ភៈ ១៩៩៧ [租税に関する法律 NS/RKM/0297/03 (1997 年 2 月 24 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងគុណភាព សុវត្ថិភាពលើផលិតផល ទំនិញនិងសេវា, លេខ នស/រកម/០៦០០/០០១, ២១ មិថុនា ២០០០ [製品商品およびサービスの質安全管理に関する法律 NS/RKM/0600/001 号 (2000 年 6 月 21 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងរដ្ឋបាលឃុំសង្កាត់, លេខ នស/រកម/០៣០១/០៥, ១៩ មីនា ២០០១ [町村行政管理に関する法律 NS/RKM/0301/05 号 (2001 年 3 月 19 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតឱ្យមានអង្គជំនុំជម្រះវិសាមញ្ញក្នុងតុលាការកម្ពុជា ដើម្បីកាត់សេចក្តីឧក្រិដ្ឋកម្មដែលប្រព្រឹត្តឡើងនៅក្នុងរយៈកាលនៃកម្ពុជាប្រជាធិបតេយ្យ, លេខ នស/រកម/០៨០១/១២, ១០ សីហា ២០០១ [民主カンボジアの時期に行った重罪を裁断するためのカンボジア裁判所における特別法廷の設置に関する法律 NS/RKM/0801/12 号 (2001 年 8 月 10 日)]

ច្បាប់ភូមិបាល, លេខ នស/រកម/០៨០១/១៤, ៣០ សីហា ២០០១ [土地法 NS/RKM/0801/14 号 (2001 年 8 月 30 日)]

ច្បាប់ស្តីពីម៉ាក ពាណិជ្ជនាម និងអំពើនៃការប្រកួតប្រជែងមិនស្មោះត្រង់, លេខ នស/រកម/០២០២/០០៦, ៧ កុម្ភៈ ២០០២ [商標および不誠実競争行為に関する法律 NS/RKM/0202/006 号 (2002 年 2 月 7 日)]

ច្បាប់ស្តីពីព្រៃឈើ, លេខ/រកម/០៨០២/០១៦, ៣១ សីហា ២០០២ [森林に関する法律/RKM/0802/016 号 (2002 年 8 月 31 日)]

ច្បាប់ស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា ២ មាត្រា ៣ មាត្រា ៩ មាត្រា ១០ មាត្រា ១៤ មាត្រា ១៧ មាត្រា ១៨ មាត្រា ២០ មាត្រា ២១ មាត្រា ២២ មាត្រា ២៣ មាត្រា ២៤ មាត្រា ២៧ មាត្រា ២៩ មាត្រា ៣១

មាត្រា ៣៣ មាត្រា ៣៤ មាត្រា ៣៥ មាត្រា ៣៦ មាត្រា ៣៧ មាត្រា ៣៩ មាត្រា ៤០ មាត្រា ៤២
មាត្រា ៤៣ មាត្រា ៤៤ មាត្រា ៤៥ មាត្រា ៤៦ និងមាត្រា ៤៧ នៃច្បាប់ស្តីពី ការបង្កើតឱ្យមានអង្គ
ជំនុំជម្រះវិសាមញ្ញក្នុងតុលាការកម្ពុជា ដើម្បីកាត់សេចក្តីឧក្រិដ្ឋដែលប្រព្រឹត្តទៀងក្នុងរយៈ
កាលនៃកម្ពុជាប្រជាធិបតេយ្យ, លេខ នស/រកម/១០០៤/០០៦, ២៧ តុលា ២០០៤ [民主カンボ
ジアの時期に行った重罪を裁断するためのカンボジア裁判所における特別法廷の設置に關す
る法律2条、3条、9条、10条、14条、17条、18条、20条、21条、22条、23条、24条、27
条、29条、31条、33条、34条、35条、36条、37条、39条、40条、42条、43条、44条、
45条、46条および47条の改正に關する法律NS/RKM/1004/006号(2004年10月27日)]

ច្បាប់ស្តីពីផលផល, លេខនស/រកម/០៥០៦/០១១, ២១ ឧសភា ២០០៦ [水産に關する法律
NS/RKM/0506/011号(2006年5月21日)]

ច្បាប់ស្តីពីស្តង់ដារកម្ពុជា, លេខនស/រកម/០៦០៧/១៣, ២៤ មិថុនា ២០០៧ [カンボジア標準に關す
る法律NS/0607/13号(2007年6月24日)]

ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងធនធានទឹកនៅក្នុងព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខនស/រកម/០៦០៧/០១៦,
២៩ មិថុនា ២០០៧ [カンボジア王国における水資源管理に關する法律 NS/RKM/0607/016号
(2007年6月29日)]

ច្បាប់ស្តីពីគយ, លេខនស/រកម/០៧០៧/០១៧, ២០ កក្កដា ២០០៧ [關税に關する法律
NS/RKM/0707/017号(2007年7月20日)]

ច្បាប់ស្តីពីការអប់រំ, លេខ នស/រកម/១២០៧/០៣២, ៨ ធ្នូ ២០០៧ [教育に關する法律
NS/RKM/1207/032号(2007年12月8日)]

ច្បាប់ស្តីពីតំបន់ការពារធម្មជាតិ, លេខនស/រកម/០២០៨/០០៧, ១៥ កុម្ភៈ ២០០៨ [自然保護地域に
關する法律NS/RKM/0208/007号(2008年2月15日)]

ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងពូជដំណាំនិងសិទ្ធិអ្នកបង្កាត់ពូជដំណាំ, លេខនស/រកម/០៥០៨/០១៥, ១៣
ឧសភា ២០០៨ [種苗管理および育成者の權利に關する法律NS/RKM/0508/015号(2008年5月
13日)]

ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងរដ្ឋបាលរាជធានី ខេត្ត ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌ, លេខនស/រកម/០៥០៨/០១៧, ២៤
ឧសភា ២០០៨[首都州市郡区行政管理に關する法律NS/RKM/0508/017号(2008年5月24日)]

ច្បាប់ស្តីពីការបោះឆ្នោតជ្រើសរើសក្រុមប្រឹក្សារាជធានី ក្រុមប្រឹក្សាខេត្ត ក្រុមប្រឹក្សាក្រុង ក្រុមប្រឹក្សា
ស្រុកក្រុមប្រឹក្សាខណ្ឌ, លេខនស/រកម/០៥០៨/០១៨, ២៤ ឧសភា ២០០៨ [首都評議會州評議
會市評議會郡評議會区評議會選出選挙に關する法律NS/RKM/0508/018号(2008年5月24日)]

ច្បាប់ស្តីពីទេសចរណ៍, លេខនស/រកម/០៦០៩/០០៧, ១០ មិថុនា ២០០៩ [観光に關する法律

NS/0609/007 号(2009 年 6 月 10 日)]

ច្បាប់ស្តីពីអស្សាមិករណ៍, លេខនស/រកម/០២១០/០០៣, ២៦ កុម្ភៈ ២០១០ [土地収用に関する法律
NS/RKM/0210/003 号(2010 年 2 月 26 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការអនុវត្តក្រមរដ្ឋប្បវេណី, លេខ នស/រកម/០៥១១/០០៧, ៣១ ឧសភា ២០១១ [民法 [典]
の適用に関する法律 NS/RKM/0511/007 号 (2011 年 5 月 31 日)]

ច្បាប់ស្តីពីលទ្ធកម្មសាធារណៈ, លេខនស/រកម/០១១២/០០៤, ១៤ មករា ២០១២ [公共調達に關す
る法律 NS/RKM/0112/004 号(2012 年 1 月 14 日)]

ច្បាប់ស្តីពីសហគមន៍កសិកម្ម, លេខនស/រកម/០៦១៣/០០៨, ៩ មិថុនា ២០១៣ [農業共同体に關す
る法律 NS/RKM/0613/008 号 (2013 年 6 月 9 日)]

ច្បាប់ស្តីពីម៉ាកសម្គាល់ភូមិសាស្ត្រទំនិញ, លេខនស/រកម/០១១៤/០០៦, ២០ មករា ២០១៤ [商品地
理的表示商標に関する法律 NS/RKM/0114/006 号 (2014 年 1 月 20 日)]

ច្បាប់ស្តីពីផ្លូវថ្នល់, លេខនស/រកម/០៥១៤/០០៨, ៤ ឧសភា ២០១៤ [道路に関する法律
NS/RKM/0514/008 号 (2014 年 5 月 4 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការរៀបចំអង្គការតុលាការ, លេខ នស/រកម/០៧១៤/០១៥, ១៦ កក្កដា ២០១៤ [裁判所組
織に関する法律 NS/RKM/0714/015 号 (2014 年 7 月 16 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃឧត្តមក្រុមប្រឹក្សានៃអង្គចៅក្រម, លេខ នស/រកម/០៧១៤/
០១៧, ១៦ កក្កដា ២០១៤ [司法官職高等評議会の組織および運営に関する法律
NS/RKM/0714/017 号 (2014 年 7 月 16 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការធានារ៉ាប់រង, លេខនស/រកម/០៨១៤/០២១, ៤ សីហា ២០១៤ [保険に関する法律
NS/RKM/0814/021 号 (2014 年 8 月 4 日)]

ច្បាប់ស្តីពីចរាចរណ៍ផ្លូវគោក, លេខនស/រកម/០១១៥/០០១, ៩ មករា ២០១៥ [陸路交通に関する法
律 NS/RKM/0115/001 号(2015 年 1 月 9 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការត្រួតពិនិត្យផលិតផលថ្នាំជក់, លេខនស/រកម/០៥១៥/០០៤, ១៨ ឧសភា ២០១៥ [タバ
コ製品監督に関する法律 NS/RKM/0515/004 号 (2015 年 5 月 18 日)]

ច្បាប់ស្តីពីទូរគមនាគមន៍, លេខនស/១២១៥/០១៧, ១៧ ធ្នូ ២០១៥ [電信に関する法律 NS/1215/017
号(2015 年 12 月 17 日)]

ច្បាប់ស្តីពីសុខភាពសត្វ និងផលិតកម្មសត្វ, លេខនស/រកម/០១១៦/០០៣, ២៨ មករា ២០១៦ [家畜
の健康および生産に関する法律 NS/RKM/0116/003 号 (2016 年 1 月 28 日)]

ច្បាប់ស្តីពីសហជីព, លេខនស/រកម/០៥១៦/០០៧, ១៧ ឧសភា ២០១៦ [労働組合に関する法律
NS/RKM/0516/007 号(2016 年 5 月 17 日)]

ច្បាប់ស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា៣ មាត្រា៦ មាត្រា៧ មាត្រា៨ មាត្រា៩ មាត្រា១១ មាត្រា១២ ចំណង
 ជើងជំពូកទី៤ មាត្រា១៦ មាត្រា១៩ មាត្រា២៦ មាត្រា៥០ មាត្រា៥១ មាត្រា៥២ មាត្រា៥៣
 មាត្រា៥៤ មាត្រា៥៥ មាត្រា៥៦ មាត្រា៥៧ មាត្រា៥៨ មាត្រា៥៩ មាត្រា៦៥ មាត្រា៦៦ មាត្រា
 ៦៧ និងមាត្រា៦៨នៃច្បាប់ស្តីពីស្តង់ដារកម្ពុជាដែលត្រូវប្រកាសឱ្យប្រើដោយព្រះរាជក្រឹត្យ
 លេខ នស/រកម/០៦០៧/១៣ ចុះថ្ងៃទី២៤ ខែមិថុនា ឆ្នាំ២០០៧, លេខនស/រកម/០៦១៨/០១១,
 ២៦ មិថុនា ២០១៨ [2007 年 6 月 24 日付王令 NS/0607/13 号に公布されるカンボジア標準に關
 する法律 3 条、6 条、7 条、8 条、9 条、11 条、12 条、第 4 章のタイトル、16 条、19 条、26
 条、50 条、51 条、52 条、53 条、54 条、55 条、56 条、57 条、58 条、59 条、65 条、66 条、
 67 条および 68 条改正に関する法律 NS/RKM/0618/011 号(2018 年 6 月 26 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃគណៈរដ្ឋមន្ត្រី, លេខ នស/រកម/០៦១៨/០១២, ២៨ មិថុនា
 ២០១៨ [大臣會議の組織および運営に関する法律 NS/RKM/0618/012 号 (2018 年 6 月 28 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងប្រេងកាតនិងផលិតផលប្រេងកាត, លេខនស/រកម/០៧១៩/០០៦, ១២ ក
 ក្កដា ២០១៩ [石油および石油産物管理に関する法律 NS/RKM/0719/006 号(2019 年 7 月 12 日)]

ច្បាប់ស្តីពីកិច្ចការពារអ្នកប្រើប្រាស់, លេខនស/រកម/១១១៩/០១៦, ២ វិច្ឆិកា ២០១៩ [消費者保護に
 関する法律 NS/RKM/1119/016 号(2019 年 11 月 2 日)]

ច្បាប់ស្តីពីពាណិជ្ជកម្មតាមប្រព័ន្ធអេឡិចត្រូនិក, លេខនស/រកម/១១១៩/០១៧, ២ វិច្ឆិកា ២០១៩ [エ
 レクトロニクスシステムによる商業に関する法律 NS/RKM/1119/017 号(2019 年 11 月 2 日)]

ច្បាប់ស្តីពីរបបសន្តិសុខសង្គម, លេខនស/រកម/១១១៩/០១៨, ២ វិច្ឆិកា ២០១៩ [社会保障制度に關
 する法律 NS/RKM/1119/018 号 (2019 年 11 月 2 日)]

ច្បាប់ស្តីពីសំណង់, លេខនស/រកម/១១១៩/០១៩, ២ វិច្ឆិកា ២០១៩ [建設に関する法律
 NS/RKM/1119/019 号(2019 年 11 月 2 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតក្រសួងឧស្សាហកម្ម វិទ្យាសាស្ត្រ បច្ចេកវិទ្យា និងនវានុវត្តន៍, លេខ នស/រកម/
 ០៣២០/០០៩, ២៦ មីនា ២០២០ [工業、科学、技術および革新省の設置に関する法律
 NS/RKM/0320/009 号 (2020 年 3 月 26 日)]

ច្បាប់ស្តីពីការប្រកួតប្រជែង, លេខនស/រកម/១០២១/០១៣, ៥ តុលា ២០២១ [競争に関する法律
 NS/RKM/1021/013 号 (2021 年 10 月 5 日)]

ច្បាប់ធម្មនុញ្ញស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា១៩ថ្មី(មួយ) មាត្រា៨៩ មាត្រា៨៨ថ្មី មាត្រា១០២ថ្មី មាត្រា១១៩
 ថ្មី(មួយ) និងមាត្រា១២៥ថ្មី នៃរដ្ឋធម្មនុញ្ញនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា និងមាត្រា៣ ថ្មី និងមាត្រា
 ៤ ថ្មី នៃច្បាប់ធម្មនុញ្ញបន្ថែមសំដៅធានានូវដំណើរការជាប្រក្រតីនៃស្ថាប័នជាតិ, លេខនស/
 រកម/០៨២២/០០៧, ៦ សីហា ២០២២ [カンボジア王国の憲法の新 19 条 (一)、新 98 条、新

102 条、新 119 条（一） および新 125 条ならびに国民制度の正常運営を確保するための追加憲法的法律の新 3 条および新 4 条の改正に関する憲法的法律 NS/RKM/0822/007 号（2022 年 8 月 6 日）]

បទបញ្ញត្តិស្តីពីប្រព័ន្ធតុលាការ ច្បាប់ព្រហ្មទណ្ឌ និងនីតិវិធីព្រហ្មទណ្ឌសំរាប់អនុវត្តនៅប្រទេសកម្ពុជា ក្នុងសម័យអន្តរកាល, ១០ កញ្ញា ១៩៩២ [過渡期におけるカンボジアに適用される裁判制度ならびに刑法および刑事訴訟に関する規定（1992 年 9 月 10 日）]

បទបញ្ជាផ្ទៃក្នុងនៃរដ្ឋសភានៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, (អនុម័ត ២៧ តុលា ១៩៩៣, វិសោធនកម្មចុងក្រោយ ៣១ មករា ២០១៧) [カンボジア王国の国民議会の内部規則（1993 年 10 月 27 日可決、2017 年 1 月 31 日最新改正）]

បទបញ្ជាផ្ទៃក្នុងព្រឹទ្ធសភានៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, ១៨ កក្កដា ២០១២ [カンボジア王国の元老院内部規則（2012 年 7 月 18 日）]

ព្រះរាជក្រឹត្យស្តីពីការរំលាយរដ្ឋសភានឹងក្រុមប្រឹក្សាព្រះរាជអាណាចក្រ, លេខ ១៥ នស, ១៣ មករា ១៩៥៣ [国民議会および王国評議会の解散に関する勅令 15NS 号（1953 年 1 月 13 日）]

ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ ២៦៤ ន.ស., ២១ មេសា ១៩៥៨ [勅令 264 N.S. 号（1958 年 4 月 21 日）]

ក្រឹត្យលេខ ២១៨-ក-ប-វ-ន-, ១ មិថុនា ១៩៦០ [クレット（摂政評議会令） 218-CDR 号（1960 年 6 月 1 日）]

ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/០២០៦/០៩៧, ២៦ កុម្ភៈ ២០០៦ [勅令 NS/RTK/0206/097 号（2006 年 2 月 26 日）]

ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/១០០៧/៥០៦, ១២ តុលា ២០០៧ [勅令 NS/RKT/1007/506 号（2007 年 10 月 12 日）]

ព្រះក្រឹត្យស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា ១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/០២០៦/០៩៧ ចុះថ្ងៃទី ២៦ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០០៦ ស្តីពីការបង្កើតអាជ្ញាធរជាតិដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លី, លេខ នស/រកត/១០០៨/១១០៦, ០៩ តុលា ២០០៨ [2006 年 2 月 26 日付土地対立解決国家官庁の設置に関する勅令 NS/RKT/0206/0971 条の改正に関する勅令 NS/RKT/1008/1106 号（2008 年 10 月 9 日）]

ព្រះរាជក្រឹត្យស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា ១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/១០០៨/១១០៦ ចុះថ្ងៃទី ០៩ ខែ តុលា ឆ្នាំ ២០០៨ ស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា ១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/០២០៦/០៩៧ ចុះថ្ងៃទី ២៦ ខែ កុម្ភៈ ឆ្នាំ ២០០៦ ស្តីពីការបង្កើតអាជ្ញាធរជាតិដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លី, លេខ នស/រកត/១០១១/៩៤១, ២៨ តុលា ២០១១ [2006 年 2 月 26 日付土地対立解決国家官庁の設置に関する勅令 NS/RKT/0206/097 号 1 条の改正に関する 2008 年 10 月 9 日付勅令 NS/RKT/1008/1106 号 1 条の改正に関する勅令 NS/RKT/1011/941 号(2011 年 10 月 28 日)]

ព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/០៦១៥/៦៣៤, ១៤ មិថុនា ២០១៥ [勅令 NS/RKT/0615/634 号 (2015 年 6 月 14 日)]

ព្រះរាជក្រឹត្យស្តីពីលក្ខន្តិកៈគតិយុត្តនៃគ្រឹះស្ថានសាធារណៈរដ្ឋបាល, លេខ នស/រកត/០៨១៥/ ៨៧២, ៨ សីហា ២០១៥ [行政的公施設法人の地位に関する勅令 NS/RKT/0815/872 号 (2015 年 8 月 8 日)]

ព្រះរាជក្រឹត្យស្តីពីក្របខណ្ឌគោរមងារនៃរាជបណ្ឌិត្យសភាកម្ពុជា, លេខនស/រកត/០១១៨/០៩៧, ២៩ មករា ២០១៨ [カンボジア王立研究所の称号枠組みに関する勅令 NS/RKM/0118/097 号 (2018 年 1 月 29 日)]

ព្រះរាជក្រឹត្យស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/១០១១/៩៤១ ចុះថ្ងៃទី២៨ ខែតុលា ឆ្នាំ២០១១ ស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/១០០៨/១១០៦ ចុះថ្ងៃទី០៩ ខែតុលា ឆ្នាំ២០០៨ ស្តីពីវិសោធនកម្មមាត្រា១ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/ ០២០៦/០៩៧ ចុះថ្ងៃទី២៦ ខែកុម្ភៈ ឆ្នាំ២០០៦ ស្តីពីការបង្កើតអាជ្ញាធរជាតិដោះស្រាយទំនាស់ ដីធ្លី និងមាត្រា៦ នៃព្រះរាជក្រឹត្យលេខ នស/រកត/០២០៦/០៩៧ ចុះថ្ងៃទី២៦ ខែកុម្ភៈ ឆ្នាំ២០០៦ ស្តីពីការបង្កើតអាជ្ញាធរជាតិដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លី, លេខ នស/រកត/១១១៨/១២៣៥, ១២ វិច្ឆិកា ២០១៨ [2006 年 2 月 26 日付土地対立解決国家官庁の設置に関する勅令 NS/RKT/0206/097 号 1 条の改正に関する 2008 年 10 月 9 日付勅令 NS/RKT/1008/1106 号 1 条の改正に関する 2011 年 10 月 28 日付勅令 NS/RKT/1011/941 号 1 条および 2006 年 2 月 26 日付土地対立解決国家官 庁の設置に関する勅令 NS/RKT/0206/097 号 6 条の改正に関する勅令 NS/RKT/1118/1235 号 (2018 年 11 月 12 日)]

ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីការកំណត់អង្គការចាត់តាំងតុលាការប្រជាជនបដិវត្តគ្រប់ខេត្ត-ក្រុង, លេខ០១ ក្រ.ច, ១៥ ឧសភា ១៩៨០ [全州-市革命人民裁判所設置組織の設定に関するデクレ法 01Kr. Ch 号 (1980 年 5 月 15 日)]

ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីការផ្ដន្ទាទោសក្បត់បដិវត្តន៍និងបណ្ដាទោសប្រព្រឹត្តបទល្មើសផ្សេងៗទៀត, លេខ ០២ ក្រ.ច, ១៥ ឧសភា ១៩៨០ [反革命罪および他の罪の処罰に関するデクレ法 02Kr. Ch 号 (1980 年 5 月 15 日)]

ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីសមត្ថកិច្ច និង នីតិវិធីនៃ ការធ្វើច្បាប់ និងបទបញ្ជា, លេខ០៧ ក្រ.ច, ១៣ កក្កដា ១៩៨២ [法律および命令の組織および手続に関するデクレ法 07Kr. Ch 号 (1982 年 7 月 13 日)]

ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីពន្ធលើទំនិញនាំចូល, លេខ១៥ ក្រ.ច, ២៧ វិច្ឆិកា ១៩៨២ [輸入商品税に関するデクレ法 15Kr. Ch 号 (1982 年 11 月 27 日)]

ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីពន្ធប៉ាតង់, លេខ២២ ក្រ.ច, ១៤ មិថុនា ១៩៨៥ [特許税に関するデクレ法 22Kr. Ch 号

(1985 年 6 月 14 日)]

ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីពន្ធអាជីវកម្ម, លេខ២៣ ក្រ.ច, ១៤ មិថុនា ១៩៨៥ [事業税に関するデクレ法 23Kr. Ch 号 (1985 年 6 月 14 日)]

ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីពន្ធលើទំនិញក្នុងប្រទេស, លេខ២៤ ក្រ.ច , ១៤ មិថុនា ១៩៨៥ [国内商品税に関するデクレ法 24Kr. Ch 号 (1985 年 6 月 14 日)]

ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីការបង្កើតទីស្តីការដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងត្រួតពិនិត្យ, លេខ៣១ ក្រ.ច, ១៥ មករា ១៩៨៧ [監督大臣官房局設置に関するデクレ法 31Kr. Ch 号 (1987 年 1 月 15 日)]

ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីការគ្រប់គ្រងវិស័យជលផល, លេខ៣៣ ក្រ.ច, ៩ មីនា ១៩៨៧ [水産資源分野の管理に関するデクレ法 33Kr. Ch 号 (1987 年 3 月 9 日)]

ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីការចាត់តាំង និងសកម្មភាពរបស់តុលាការប្រជាជនកំពូល និងមហាអយ្យការអមតុលាការប្រជាជនកំពូល, លេខ៣៤ ក្រ.ច, ២៦ សីហា ១៩៨៧ [最高人民裁判所および最高人民裁判所付属検察総庁の設置および活動に関するデクレ法 34Kr. Ch 号 (1987 年 8 月 26 日)]

ក្រឹត្យច្បាប់ស្តីពីកិច្ចសន្យា និងការទទួលខុសត្រូវក្រៅកិច្ចសន្យា, លេខ៣៨ ក្រ.ច, ២៨ តុលា ១៩៨៨ [契約および契約外責任に関するデクレ法 38Kr. Ch 号 (1988 年 10 月 28 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការចាត់តាំងបណ្តាញត្រួតពិនិត្យតាមក្រសួង ខេត្ត ក្រុងជុំវិញមជ្ឈិម, លេខ៧៣អនក្រ, ១៣ កញ្ញា ១៩៨៣ [中央周辺の省ならびに州および市における監督ネットワークの組織に関する政令 73ANK 号 (1983 年 9 月 13 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការត្រួតពិនិត្យភូតតាមអនាម័យលើផលិតផលរុក្ខជាតិនាំចេញ និងនាំចូល, លេខ៩៨អនក្រ, ៨ តុលា ១៩៨៣ [輸出および輸入植物商品の植物衛生監督に関する政令 98ANK 号 (1983 年 10 月 8 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីចរាចរផ្លូវគោក, លេខ០៩ អនក្រ, ២១ មិថុនា ១៩៨៤ [道路交通に関する政令 09ANK 号 (1984 年 6 月 21 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីនាវាចរផ្លូវទន្លេ, លេខ០៦ អនក្រ, ១៨ មីនា ១៩៨៦ [河川路航行に関する政令 06ANK 号 (1986 年 3 月 18 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការគ្រប់គ្រងត្រួតពិនិត្យសំភារៈភាពយន្ត និងខ្សែភាពយន្ត សំភារៈវីដេអូនិងខ្សែវីដេអូ, ២១ មេសា ១៩៨៦ [映画道具および映画のフィルム、ビデオ道具およびビデオのフィルムの管理、監督に関する政令 (1986 年 4 月 21 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មាធិការត្រួតពិនិត្យគ្រប់ថ្នាក់, លេខ ១៥ អនក្រ, ៣០ ឧសភា ១៩៨៧ [全級監督委員会の設置に関する政令 15 ANK 号 (1987 年 5 月 30 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការចាត់តាំងគណៈកម្មាធិការត្រួតពិនិត្យរបស់ប្រជាជននៅមូលដ្ឋាន, លេខ១៦ អនក្រ.,

៣០ ឧសភា ១៩៨៧ [基層における人民の監督委員会の組織に関する政令 16 ANK. 号 (1987 年 5 月 30 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មាធិការសំរុះសំរួលទំនាស់ពាក់ព័ន្ធនិងកិច្ចការមុខងារសាធារណៈ, លេខ៤២ អនក្រ.បក, ១៧ ឧសភា ១៩៩៥ [公職事務関連対立調停委員会の設置に関する政令 42ANK. BK 号 (1995 年 5 月 17 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំនិងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងធម្មការនិងសាសនា, លេខ១៣/អនក្រ/បក, ១៩ កុម្ភៈ ១៩៩៨ [祭典および宗教省の組織および運営に関する政令 13/ANK/BK 号 (1998 年 2 月 19 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការធ្វើវិមជ្ឈការអំណាច តួនាទី និង ភារកិច្ចទៅឱ្យក្រុមប្រឹក្សាយុំ សង្កាត់, លេខ២២ អនក្រ.បក, ២៥ មីនា ២០០២ [町村の評議会への権限、役割および責務の地方分権に関する政令 22ANK. BK 号 (2002 年 3 月 25 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃគណៈកម្មការសុរិយោដី, លេខ៤៧អនក្រ.បក, ៣១ ឧសភា ២០០២ [地籍委員会の組織および運営に関する政令 47ANK. BK 号(2002 年 5 月 31 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំនិងការប្រព្រឹត្តទៅនៃគណៈកម្មាធិការដោះស្រាយវិវាទសារពើពន្ធ, លេខ ០៣ អនក្រ.បក, ៦ មករា ២០១៦ [租税紛争解決委員会の組織および運営に関する政令 03ANK. BK 号 (2016 年 1 月 6 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការអនុវត្តច្បាប់ស្តីពីម៉ាក ពាណិជ្ជនាម និងអំពើនៃការប្រកួតប្រជែងមិនស្មោះត្រង់, លេខ៦៤ អនក្រ.បក, ១២ កក្កដា ២០០៦ [商標および不誠実競争行為に関する法律の執行に関する政令 64ANK. BK 号 (2006 年 7 月 12 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតថេរសភានៃព្រះពុទ្ធសាសនានៅព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខ៥៧៦អនក្រ/បក, ២៥ សីហា ២០០៦ [カンボジア王国における仏教の長老僧会の設置に関する政令 576ANK/BK 号 (2006 年 8 月 24 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការកែសំរួលអនុក្រឹត្យលេខ៤២ អនក្រ.បក ចុះថ្ងៃទី១៧ ខែឧសភា ឆ្នាំ១៩៩៥ ស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មាធិការសំរុះសំរួលទំនាស់ពាក់ព័ន្ធនិងកិច្ចការមុខងារសាធារណៈ, លេខ១៥២ អនក្រ.បក, ២២ ធ្នូ ២០០៦ [公職事務関連対立調停委員会の設置に関する 1995 年 5 月 17 日付政令 42ANK. BK 号の修正に関する政令 152ANK. BK 号 (2006 年 12 月 22 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតថេរសភារាជធានី ខេត្ត ក្រុង ស្រុក ខណ្ឌនៃព្រះពុទ្ធសាសនាថេរវាទនៅព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខ៣៤អនក្រ/បក, ៦ កុម្ភៈ ២០០៩ [カンボジア王国における仏教の州・首都、市郡区長老僧会の設置に関する政令 34ANK/BK 号 (2009 年 2 月 6 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីតួនាទី ភារកិច្ច និងទំនាក់ទំនងការងាររបស់ក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលរាជធានីភ្នំពេញ

និងក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលខណ្ឌនៃរាជធានីភ្នំពេញ, លេខ២១៥.អនក្រ.បក, ១៤ ធ្នូ ២០០៩
[プノンペン首都評議会、理事会およびプノンペン首都の区評議会、理事会の役割、責務および事務関係に関する政令 215. ANK. BK 号 (2009 年 12 月 14 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីតួនាទី ភារកិច្ច និងទំនាក់ទំនងការងាររបស់ក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលខេត្ត ក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលក្រុង និងក្រុមប្រឹក្សា គណៈអភិបាលស្រុក, លេខ២១៦.អនក្រ.បក, ១៤ ធ្នូ ២០០៩ [州評議会、理事会、市評議会、理事会および郡評議会、理事会の役割、責務および事務関係に関する政令 216. ANK. BK 号 (2009 年 12 月 14 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងសង្គមកិច្ច និងយុវនីតិសម្បទា, លេខ ៥៤. អនក្រ.បក, ២៤ មីនា ២០១១ [社会事務退役軍人青年更生省の組織および運営に関する政令 54. ANK. BK 号 (2011 年 3 月 24 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំនិងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងធម្មការនិងសាសនា, លេខ១៥៤/អនក្រ/បក, ១១ កក្កដា ២០១១ [祭典および宗教省の組織および運営に関する政令 154/ANK/BK 号 (2011 年 7 月 11 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និងហិរញ្ញវត្ថុ, លេខ ៤៨៨ អនក្រ.បក, ១៦ តុលា ២០១៣ [経済および財務省の組織および運営に関する政令 488ANK. BK 号 (2013 年 10 月 16 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងប្រៃសណីយ៍ និងទូរគមនាគមន៍, លេខ ៣៩.អនក្រ.បក, ២៨ មករា ២០១៤ [郵便および電信省の組織および運営に関する政令 39. ANK. BK 号 (2014 年 1 月 28 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងមុខងារសាធារណៈ, លេខ ៦២.អនក្រ.បក, ១៣ កុម្ភៈ ២០១៤, មាត្រា ៩ [公職省の組織および運営に関する政令 62. ANK. BK 号 (2014 年 2 月 13 日) 9 条]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងពាណិជ្ជកម្ម, លេខ ១៣១.អនក្រ.បក, ១៩ មីនា ២០១៤ [商業省の組織および運営に関する政令 131. ANK. BK 号 (2014 年 3 月 19 日) 26 条]

អនុក្រឹត្យស្តីពីនគរបន្ថែមកម្ម រាជធានី ក្រុង និងទីប្រជុំជន, លេខ៤២ អនក្រ.បក, ៣ មេសា ២០១៥ [首都都市および都会都市化に関する政令 42ANK. BK 号 (2015 年 4 月 3 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌, លេខ ២៤០ អនក្រ.បក, ២៩ សីហា ២០១៤ [司法省の組織および運営に関する政令 240ANK. BK 号 (2014 年 8 月 29 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតថេរសភានៃព្រះពុទ្ធសាសនានៃគណៈធម្មយុត្តិកនិកាយនៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខ២៨០អនក្រ/បក, ៣១ តុលា ២០១៤ [カンボジア王国におけるトアマユット派の

仏教長老僧会の設置に関する政令 280ANK/BK 号 (2014 年 10 月 31 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងការងារ និងបណ្តុះបណ្តាលវិជ្ជាជីវៈ, លេខ ២៨៣ អនក្រ.បក, ១៤ វិច្ឆិកា ២០១៤ [労働および職業訓練省の組織および運営に関する政令 283ANK. BK 号 (2014 年 11 月 14 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីនីតិវិធីសម្រាប់ការរៀបចំ ការកែប្រែ និងការលុបចោលដីការរបស់ក្រុមប្រឹក្សារាជធានី ក្រុមប្រឹក្សាខេត្ត ក្រុមប្រឹក្សាក្រុង ក្រុមប្រឹក្សាស្រុក និងក្រុមប្រឹក្សាខណ្ឌ, លេខ ២៨៦.អនក្រ.បក , ១៨ វិច្ឆិកា ២០១៤ [首都評議会、州評議会、市評議会、郡評議会および区評議会の条例の整備、修正および取消しのための手続に関する政令 286. ANK. BK 号 (2014 年 11 月 18 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និង អធិការកិច្ច, លេខ ០៣ អនក្រ. បក, ១២ មករា ២០១៥ [国民議会-元老院との関係および査察省の組織および運営に関する政令 03ANK. BK 号 (2015 年 1 月 12 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីនគរបន្ថែម រាជធានី ក្រុង និងទីប្រជុំជន, លេខ ៤២ អនក្រ.បក, ៣ មេសា ២០១៥ [首都および都会都市化に関する政令 42ANK. BK 号 (2015 年 4 月 3 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងមហាផ្ទៃ, លេខ ១០៩ អនក្រ.បក, ១៩ សីហា ២០១៥ [内務省の組織および運営に関する政令 109ANK. BK 号 (2015 年 8 月 19 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំនិងការប្រព្រឹត្តទៅនៃគណៈកម្មាធិការដោះស្រាយវិវាទសារពើពន្ធ, លេខ ០៣ អនក្រ.បក, ៦ មករា ២០១៦ [租税紛争解決委員会の組織および運営に関する政令 03ANK. BK 号 (2016 年 1 月 6 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតអគ្គាធិការដ្ឋាន ចំណុះក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ ៧៣ អនក្រ.បក, ៥ ឧសភា ២០១៦ [国土省に属する査察総所の設置に関する政令 73ANK. BK 号 (2016 年 5 月 5 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងបរិស្ថាន, លេខ ១៣៥ អនក្រ.បក, ៥ កក្កដា ២០១៦ [環境省の組織および運営に関する政令 135 ANK. BK 号 (2016 年 7 月 5 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងសាធារណការ និងដឹកជញ្ជូន, លេខ ២១៦. អនក្រ.បក, ២៣ តុលា ២០១៦ [公共事業および運輸省の組織および運営に関する政令 216. ANK. BK 号 (2016 年 10 月 23 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងទេសចរណ៍, លេខ ៣៥៨ អនក្រ.បក, ១៦ ធ្នូ ២០១៦ [観光省の組織および運営に関する政令 358 ANK. BK 号 (2016 年 12 月 16 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងការបរទេស និងសហប្រតិបត្តិការអន្តរជាតិ, លេខ ២៧៤ អនក្រ.បក, ២៨ ធ្នូ ២០១៦ [外務および国際協力省の組織および運営に関する政

令 274 ANK. BK 号 (2016 年 12 月 28 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការបង្កើតការិយាល័យប្រជាពលរដ្ឋនៅរដ្ឋបាលថ្នាក់ក្រោមជាតិ, លេខ១៩ អនក្រ.បក,
៨ កុម្ភៈ: ២០១៧ [地方行政における市民課の設置に関する政令 19ANK. BK 号 (2017 年 2 月 8
日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីមុខងារ និងរចនាសម្ព័ន្ធរដ្ឋបាលក្រុង, លេខ១៨២ អនក្រ.បក, ២ ធ្នូ ២០១៩ [市行政機能
および構造に関する政令 182ANK. BK 号 (2019 年 12 月 2 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីមុខងារ និងរចនាសម្ព័ន្ធរដ្ឋបាលខណ្ឌនៃរាជធានីភ្នំពេញ, លេខ១៨៣ អនក្រ.បក, ២ ធ្នូ
២០១៩ [プノンペン首都の区行政機能および構造に関する政令 183ANK. BK 号 (2019 年 12 月
2 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីមុខងារ និងរចនាសម្ព័ន្ធរដ្ឋបាលស្រុក, លេខ១៨៤ អនក្រ.បក, ២ ធ្នូ ២០១៩ [郡行政機能
および構造に関する政令 184ANK. BK 号 (2019 年 12 月 2 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការកែសម្រួលចំណុចទី១ មាត្រា២ នៃអនុក្រឹត្យលេខ ១៥ អនក្រ ចុះថ្ងៃទី០៥ ខែមេសា
ឆ្នាំ១៩៩៤, លេខ ៤៣ អនក្រ. បក, ២០ មីនា ២០២០ [1994 年 4 月 5 日付政令 15ANK 号 2 条第 1
号の修正に関する政令 43ANK. BK 号 (2020 年 3 月 20 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំនិងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ក្រសួងឧស្សាហកម្ម វិទ្យាសាស្ត្រ បច្ចេកវិទ្យា និងនវា
នុវត្តន៍, លេខ ៤៨ អនក្រ.បក, ៦ មេសា ២០២០ [工業、科学、技術および革新省の組織および
運営に関する政令 48 ANK. BK 号 (2020 年 4 月 6 日)]

អនុក្រឹត្យស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅនៃក្រសួងយុត្តិធម៌, លេខ១៣០ អនក្រ.បក, ១ កក្កដា
២០២២ [司法省の組織および運営に関する政令 130ANK. BK 号 (2022 年 7 月 1 日)]

សេចក្តីសម្រេចចិត្តរបស់ក្រុមប្រឹក្សាប្រជាជនបដិវត្តន៍កម្ពុជាស្តីពីការតែងតាំង កម្មាភិបាល, លេខ៣៥,
២៤ តុលា ១៩៧៩ [幹部任命に関する決定 35 号 (カンボジア革命人民評議会、1979 年 10 月
24 日)]

សេចក្តីកំណត់របស់ទីស្តីការប្រធានក្រុមប្រឹក្សាប្រជាជនបដិវត្តន៍កម្ពុជា, លេខ៣១, ១៨ វិច្ឆិកា ១៩៧៩
[規定 31 号 (カンボジア革命人民評議会議長官房局、1979 年 11 月 18 日)]

លក្ខន្តិកៈស្តីពីការចាត់តាំង និងសកម្មភាពរបស់ក្រសួងត្រួតពិនិត្យកិច្ចការរដ្ឋ (អនុក្រឹត្យលេខ២២អន
ក្រ, ១៩ មីនា ១៩៨២) [国家事務監督省の設置および活動に関する規程 (政令 02ANK 号 (1982
年 3 月 19 日))]

សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រីស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មការត្រួតពិនិត្យការអនុវត្តសេចក្តី
សម្រេចរបស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រី, លេខ១២០ សសរ, ២៨ សីហា ១៩៩០ [大臣評議会の決定執
行監督委員会設置に関する決定 120SSR 号 (1990 年 8 月 28 日)]

សេចក្តីសម្រេចរបស់រាជរដ្ឋាភិបាលស្តីពីការបង្កើតគណៈកម្មការដោះស្រាយតុលាការបញ្ហាដីធ្លី
នៅតាមបណ្តាខេត្ត-ក្រុងទូទាំងប្រទេស, លេខ ៤៧ ស.ស.វ, ១០ មិថុនា ១៩៩៩ [全国の各州・市
における土地問題現象解決委員会の設置に関する決定 47 SSR 号 (王国政府、1999 年 6 月 10
日)]

សារាចររបស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រីស្តីពីការដោះស្រាយសំណូមពររបស់ប្រជាជន, លេខ ០២ ស.វ, ៣១
មករា ១៩៨៤ [人民の要請解決に関する通達第 02 S. R 号 (大臣評議会、1984 年 1 月 31 日)]

សារាចរណែនាំរបស់ក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រីអំពីការអនុវត្តន៍ច្បាប់ស្តីពីការពិនិត្យ និងដោះស្រាយបណ្តឹង
តវ៉ា និងបណ្តឹងបរិហាររបស់ពលរដ្ឋ, លេខ ០៣ ស.ណ.ន, ៣១ មករា ១៩៨៤ [市民の抗議申立
ておよび批難申立ての審査ならびに解決に関する法律の執行に関する指導通達 03SRNN 号 (大
臣評議会、1984 年 1 月 31 日)]

សារាចរណែនាំរបស់រាជរដ្ឋាភិបាលស្តីពីការអនុវត្តគោលការណ៍ណែនាំអំពីនីតិវិធីនិងវិធាននៃការ
តាក់តែងសេចក្តីព្រាងច្បាប់និងលិខិតបទដ្ឋានគតិយុត្តផ្សេងទៀត, លេខ ០៣. ស.វ, ២៩ ឧសភា
២០១៣ [大臣会議提出法律案その他法規範文書の作成に関する手続および規範に関する指導
原則の執行に関する指導通達第 03. SR 号 (王国政府、2013 年 5 月 29 日)]

ប្រកាសរបស់ក្រសួងកសិកម្ម រុក្ខាប្រមាញ់ និងនេសាទស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់
ការិយាល័យចំណុះអគ្គាធិការដ្ឋាន, លេខ ០៦៣ ប្រក.កសក.បុ, ៦ កុម្ភៈ ២០០៣ [査察総所に属
する課の組織および運営に関する省令 063 BK. MAFF. B 号 (農業省、2003 年 2 月 6 日)]

ប្រកាសអន្តរក្រសួងរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌ និងក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពី
ការកំណត់ភារកិច្ចរបស់តុលាការ និងគណៈកម្មការសុរិយោដីពាក់ព័ន្ធនឹងរឿងវិវាទដីធ្លី, លេខ
០២ ប្រក.រ.០៣, ២៦ វិច្ឆិកា ២០០៣ [土地紛争事案にかかわる裁判所と地籍委員会の責務の定
めに関する共同省令 02BKR. 03 号 (司法省および国土省、2003 年 11 月 26 日)]

ប្រកាសរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃស្តីពីការបង្កើតការិយាល័យចំណុះទីចាត់ការនៃសាលារាជធានីភ្នំពេញ
ការបង្កើតការិយាល័យនៃសាលាខណ្ឌ និងការកំណត់តួនាទី ភារកិច្ច របៀបរបបការងារនៃ
ការិយាល័យទាំងនោះ, លេខ ៤២៧៣ ប្រក, ៣០ ធ្នូ ២០០៩ [プノンペン首都役所の本部に属す
る課の設置、区役所の課の設置およびこれらの課の役割、責務、事務体系の定めに関する省
令 4273BK 号 (内務省、2009 年 12 月 30 日)]

ប្រកាសរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃស្តីពីការបង្កើតការិយាល័យចំណុះទីចាត់ការនៃសាលាខេត្ត ការបង្កើត
ការិយាល័យនៃសាលាក្រុង ការបង្កើតការិយាល័យនៃសាលាស្រុក និងការកំណត់តួនាទី ភារ
កិច្ច របៀបរបបការងារនៃការិយាល័យទាំងនោះ, លេខ ៤២៧៤ ប្រក, ៣០ ធ្នូ ២០០៩ [州役所の
本部に属する課の設置、市役所の課の設置、郡役所の課の設置およびこれらの課の役割、責

務、事務体系の定めに関する省令 4274BK 号 (内務省、2009 年 12 月 30 日)]

ប្រកាសរបស់ក្រសួងការងារ និងបណ្តុះបណ្តាលវិជ្ជាជីវៈស្តីពីសមាសភាព និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់គណៈកម្មការដោះស្រាយវិវាទ ឬបណ្តឹង នៃប.ស.ស, លេខ១៧៧ កប/ប្រ.ក, ១៨ សីហា ២០១០
[社会保障基金の紛争または申立て解決委員会の構成および運営に関する省令 177KB/B.K 号 (労働職業訓練省、2010 年 8 月 18 日)]

ប្រកាសរបស់ក្រសួងអប់រំយុវជននិងកីឡាស្តីពីនីតិវិធីនៃការស្នើ ឬការតវ៉ា ការប្តឹង និងដំណោះស្រាយសម្រាប់អ្នកសិក្សា មាតាបិតា ឬ អ្នកអាណាព្យាបាល និងបុគ្គលិកអប់រំ, លេខ២២៨០ អយក.ប្រក, ៦ មិថុនា ២០១២, ប្រការ ៥ [学习者、父母または後見人および教育職員のための提案または抗議 (申立て)、申立ておよび解決の手続に関する省令 2280 MOEYS.BK 号 (教育省、2012 年 6 月 6 日) 5 条]

ប្រកាសរបស់ក្រសួងឧស្សាហកម្ម និងសិប្បកម្មស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់អគ្គាធិការដ្ឋាន, លេខ ២២៧ MIH/2014, ២ មេសា ២០១៤ [査察総所の組織および運営に関する省令 227 MIH/2014 号 (工業省、2014 年 4 月 2 日)]

ប្រកាសរបស់ក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និង ហិរញ្ញវត្ថុស្តីពីវិធាននិងនីតិវិធីនៃការដោះស្រាយបណ្តឹងតវ៉ាពន្ធដារនៅអគ្គនាយកដ្ឋានពន្ធដារ នៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ចនិងហិរញ្ញវត្ថុ, លេខ១៤៧០ សហវ.ប្រក, ៦ វិច្ឆិកា ២០១៥ [経済財務省の租税総局における租税抗議申立て解決の規則および手続に関する省令 1470MEF.BK 号 (経済財務省、2015 年 11 月 6 日)]

ប្រកាសរបស់ក្រសួងទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ចស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់មន្ទីរទំនាក់ទំនងជាមួយរដ្ឋសភា-ព្រឹទ្ធសភា និងអធិការកិច្ច រាជធានី ខេត្ត, លេខ០៧៤/១៥ ទរពអប្រក, ១៨ វិច្ឆិកា ២០១៥ [首都州国民議会-元老院との関係および査察地方局の組織および運営に関する省令 074/15MONASRIBK 号 (査察省、2015 年 11 月 18 日)]

ប្រកាសរបស់ក្រសួងអប់រំ យុវជន និងកីឡាស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់អគ្គាធិការដ្ឋាន និងអង្គភាពក្រោមឱវាទអគ្គាធិការដ្ឋាន, លេខ ០៥ អយក.ប្រក, ៦ មករា ២០១៦ [査察総所および査察総所に属する部局の組織および運営に関する省令 05 MOEYS.BK 号 (教育省、2016 年 1 月 6 日)]

ប្រកាសរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពីការរៀបចំ និងការប្រព្រឹត្តទៅរបស់ការិយាល័យចំណុះនាយកដ្ឋាន នៃអគ្គាធិការដ្ឋានក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់, លេខ ១៥០ ជនស.ប្រក/បុ, ៣១ ឧសភា ២០១៦ [国土省査察総所の局に属する課の組織および運営に関する省令 150 MLMUPC.BK/B (国土省、2016 年 5 月 31 日)]

ប្រកាសរបស់ក្រសួងការងារ និងបណ្តុះបណ្តាលវិជ្ជាជីវៈស្តីពីនីតិវិធីនៃការធ្វើឧបាស្រ័យលើចំណាត់

ការរបស់មន្ត្រីដែលទទួលបានប្រតិភូកម្មមុខងារក្នុងការអនុវត្តច្បាប់ស្តីពីសហជីព, លេខ២៥១ ក.ប/ប្រ.ក, ២៧ មិថុនា ២០១៦ [労働組合に関する法律の執行の機能を受権した官吏の処理に 対する争訟的申立ての手續に関する省令 251K.B/Pr.K 号 (労働職業訓練省、2016 年 6 月 27 日)]

សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌ស្តីពីការបង្កើតក្រុមការងារតាមដាន និងប្រមូលព័ត៌មានពីគេ ហាទំព័រ Facebook របស់សម្តេចអគ្គមហាសេនាបតីតេជោ ហ៊ុន សែន នាយករដ្ឋមន្ត្រីនៃព្រះរាជា ណាចក្រកម្ពុជា, លេខ ០៣ កយ.សសរ/១៦, ១០ កុម្ភៈ ២០១៦ [ソムダッチ・アケア・モハー・ セナー・パディ・ダエチャー・フン・サエン、カンボジア王国の首相の Facebook のホームペ ージから情報を追跡し、収集する作業部会の設置に関する決定 03 MOJ. SSR/16 号 (司法省、 2016 年 2 月 10 日)]

សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងអប់រំ យុវជន និងកីឡាស្តីពីការបង្កើតក្រុមការងារតាមដាន ប្រមូលព័ត៌ មាន និងឆ្លើយតបនឹងសំណូមពរក្នុងបណ្តាញទំនាក់ទំនងសង្គមផ្លូវការរបស់សម្តេចអគ្គមហា សេនាបតីតេជោ ហ៊ុន សែន នាយករដ្ឋមន្ត្រី នៃព្រះរាជាណាចក្រកម្ពុជា, លេខ ០៥ អយក.សសរ , ១២ កុម្ភៈ ២០១៦ [ソムダッチ・アケア・モハー・セナー・パディ・ダエチャー・フン・サエ ン、カンボジア王国の首相の公式ソーシャルネットワークサイトにおける情報を追跡し、収 集し、要請に応答する作業部会の設置に関する決定 05 MOEYS. SSR 号 (教育・青年およびスポ ーツ省、2016 年 2 月 12 日)]

សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពីការបង្កើតក្រុមការងារចុះ ដោះស្រាយទំនាស់ដីធ្លី, លេខ ០៣៨ ជនស-សសរ, ៣ មិថុនា ២០១៦ [土地対立解決派遣作業 部会設置に関する決定 038MLMUPC-SSR 号 (国土省、2016 年 6 月 3 日)]

សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងរៀបចំដែនដី នគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពីការកែសម្រួលសមាស ភាពក្រុមការងារតាមដានស្រង់ព័ត៌មានប្រចាំថ្ងៃពីបណ្តាញទំនាក់ទំនងសង្គមផ្លូវការរបស់ស ម្តេចអគ្គមហាសេនាបតីតេជោនាយករដ្ឋមន្ត្រី, លេខ ០២៨ ជនស.សសរ, ៣ មេសា ២០១៧ [ソ ムダッチ・アケア・モハー・セナー・パディ・ダエチャー首相の公式ソーシャルネットワーク サイトから毎日情報を追跡し、抄録を作成する作業部会の構成員の再編成に関する決定 028 MLMUPC. SSR 号 (国土省、2017 年 4 月 3 日)] 等を参照。

សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃស្តីពីការបង្កើតក្រុមការងារតាមដានអំពីការដោះស្រាយចំពោះ មតិ យោបល់ ឬសំណូមពរ (comment) របស់មហាជនក្នុងគេហទំព័រហ្វេសប៊ុក (Facebook Page) របស់សម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងមហាផ្ទៃ, លេខ ២៧២៤ សសរ, ១៥ មិថុនា ២០២០ [ソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務

大臣の Facebook ページにおける大衆の意見または要請 (comment) に対する解決について追跡する作業部会の設置に関する決定 2724SSR 号 (内務省、2020 年 6 月 15 日)]

សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃស្តីពីការបង្កើតក្រុមការងារតាមដានការដោះស្រាយសំណើសំណូមពរ និងមតិយោបល់របស់មហាជនក្នុងទំព័រហ្វេសប៊ុក (Facebook Page)សម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង ឧបនាយករដ្ឋមន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងមហាផ្ទៃ, លេខ៤២៩២ សសរ, ១៩ កក្កដា ២០២២ [ソムダッチ・クロラーハオム・ソー・ケン副首相兼内務大臣の Facebook ページにおける大衆の提案、要請および意見解決追跡作業部会の設置に関する決定 4292SSR 号 (内務省、2022 年 7 月 19 日)]

សារាចរសេចក្តីណែនាំរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌អំពីនីតិវិធីរដ្ឋប្បវេណី, លេខ០៤ សរច ៨៤, ៨ កញ្ញា ១៩៨៤ [民事訴訟手続に関する指導通達 04SRCh84 号 (司法省、1984 年 9 月 8 日)]

សេចក្តីណែនាំរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌អំពីវិធានបច្ចេកទេសបង្កសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណី, លេខ៤៥ រវ.៦០.៨៤, ២៨ សីហា ១៩៨៤ [民事一件書類作成技術ルールに関する指導 45RV. 60. 84 号 (司法省、1984 年 8 月 28 日)]

សេចក្តីណែនាំរបស់អគ្គនាយកដ្ឋានពន្ធដារនៃក្រសួងសេដ្ឋកិច្ច និង ហិរញ្ញវត្ថុស្តីពីសិទ្ធិ និង កាតព្វកិច្ចរបស់អ្នកជាប់ពន្ធ ឬភ្នាក់ងារកាត់ទុកនៅក្នុងការដោះស្រាយបណ្តឹងតវ៉ាពន្ធដារ នៅអគ្គនាយកដ្ឋានពន្ធដារ, លេខ៧៣៧៤ អពដ, ៤ ឧសភា ២០១៧ [租税総局における租税抗議申立て解決における納税義務者または源泉徴収係の権利義務に関する指導書 7374 GDT 号 (経済財務省の租税総局、2017 年 5 月 4 日)]

លិខិតរបស់ប្រធានក្រុមប្រឹក្សារដ្ឋមន្ត្រីស្តីពីសំណើបំពេញបន្ថែមអោយមានរដ្ឋអំណាច៣ថ្នាក់នៅទីក្រុងចំណុះមជ្ឈឹមនៅក្នុងមាត្រា៧១នៃរដ្ឋធម្មនុញ្ញជូនស.មប្រធានរដ្ឋសភា, លេខ០៥លស, ២៨ មករា ១៩៨៣ [国民議会議長同志宛の憲法 71 条における中央に属する市における 3 階層の国家権力 (組織) の補充提案文書 05LS 号 (大臣評議会議長、1983 年 1 月 28 日)]

លិខិតរបស់ក្រសួងយុត្តិធម៌អំពីការដោះស្រាយវិវាទរដ្ឋបាល, លេខ២៤៧សច/តុលាការ/៩៤, ១ កុម្ភៈ ១៩៩៤ [行政訴訟解決に関する文書 247Sch/裁判所/94 号 (司法省、1994 年 2 月 1 日)]

លិខិតរបស់អគ្គនាយករដ្ឋបាលនៃក្រសួងរៀបចំដែនដីនគរូបនីយកម្ម និងសំណង់ស្តីពីកម្មវិធីចុះកម្មសិក្សាស្រាវជ្រាវរបស់និស្សិត CHINKET Matta^(sio) លើប្រធានបទ “យន្តការដោះស្រាយបណ្តឹងរដ្ឋបាល”, លេខ១១៧ជនស/អរប/នីក, ៩ កញ្ញា ២០១៥ [国土省の行政総局長の「行政申立て解決仕組み」と題材とする CHINKET Matta^(ママ) の調査見学プログラムに関する文書 117MLMUPC/ORB/NIK 号 (2015 年 9 月 9 日)]

លិខិតរបស់អគ្គនាយកដ្ឋានរដ្ឋបាលនៃក្រសួងមហាផ្ទៃជូនសម្តេចក្រឡាហោម ស ខេង ឧបនាយករដ្ឋ

មន្ត្រី រដ្ឋមន្ត្រីក្រសួងមហាផ្ទៃ, លេខ ០៩១/ន.ស.យ, ២១ មីនា ២០១៩ [ソー・ケン副首相兼内務大臣宛内務省の行政総局の文書091/N. S. Kh 号 (2019年3月21日)]

លិខិតរបស់ក្រសួងមហាផ្ទៃជូនឯកឧត្តមអភិបាលខេត្តរតនគិរី, លេខ ៧៧៦ សជណ, ៤ មេសា ២០១៩[ラタナキリー州理事会の首長閣下宛内務省の文書776 SchN 号 (2019年4月4日)]

សេចក្តីជូនដំណឹងរបស់សាលាស្រុកបន្ទាយស្រី, លេខ០០២/២១ស.ជ.ណ, ១១ មករា ២០២២ [ボンティアイスレイ郡の通知書002/21S. Ch. N 号 (2022年1月11日)]

(外国法令)

中華人民共和国憲法 (1954年9月20日)

中華人民共和国憲法 (1978年3月5日)

中華人民共和国憲法 (1982年12月4日)

中国人民政治協商會議共同綱領 (1949年9月29日)

政務院人民監察委員会試行組織條例 (1950年10月24日)

政府院の「監察部組織簡則」 (1955年11月)

ソビエト社会主義共和国連邦憲法 (1977年10月7日)

ベトナム民主共和国憲法 (1959年12月18日)

ベトナム社会主義共和国憲法 (1980年12月18日)

フランス1946年憲法 (1946年10月27日)

フランス1958年憲法 (1958年10月5日)

ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法 (基本法) (1918年7月10日)

参照判決・決定等

សេចក្តីជូនដំណឹងរបស់ក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, លេខ៤៤ កបធ, ២២ កក្កដា ១៩៩៨ [憲法院の通知44CCC 号 (1998年7月22日)]

សេចក្តីជូនដំណឹងរបស់ក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, លេខ០៥/២០០៥ កបធ.សជណ, ២៣ មីនា ២០០៥ [憲法院の通知05/2005CCC. SCHN 号 (2005年3月23日)]

លិខិតរបស់ក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, លេខ០៦/២០០៥. កបធ, ២៣ មីនា ២០០៥ [憲法院の文書06/2005CCC 号 (2005年3月23日)]

សេចក្តីជូនដំណឹងរបស់ក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, លេខ០០៣/០១/២០០៧ កបធ.សជណ, ១៤ វិច្ឆិកា ២០០៧ [憲法院の通知003/01/2007 CCC. SCHN 号 (2007年11月14日)]

សេចក្តីសម្រេចរបស់ក្រុមប្រឹក្សាធម្មនុញ្ញ, លេខ ១០៧/០០៣/២០០៩ កបធ.ច, ២៧ ធ្នូ ២០០៩ [憲法院の決定107/003/2009CCC. Ch 号 (2009年12月27日)]

- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ៧០, ៦ កក្កដា ១៩៩៥ [最高裁判所民事
判決 70 号 (1995 年 7 月 6 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១១៦, ២៨ កញ្ញា ១៩៩៥ [裁判裁判所民
事判決 116 号 (1995 年 9 月 28 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ៥១, ២៧ កុម្ភៈ ១៩៩៦ [最高裁判所民事
判決 51 号 (1996 年 2 月 27 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៣៩, ៣០ ឧសភា ១៩៩៦ [最高裁判所
民事判決 139 号 (1996 年 5 月 30 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងព្រហ្មទណ្ឌរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៩, ២៥ តុលា ១៩៩៦ [最高裁判所刑事
判決 19 号 (1996 年 10 月 25 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងព្រហ្មទណ្ឌរបស់តុលាការកំពូលលេខ០១, ១០ មករា ១៩៩៧ [最高裁判所刑事
判決 01 号 (1997 年 1 月 10 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៤១, ១៦ មិថុនា ១៩៩៨ [最高裁判所民
事判決 141 号 (1998 年 6 月 16 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៤៦, ២ កក្កដា ១៩៩៨ [最高裁判所民事
判決 146 号 (1998 年 7 月 2 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ២៣, ៩ កុម្ភៈ ១៩៩៩ [最高裁判所民事判
決 23 号 (1999 年 2 月 9 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ៣០, ២២ កុម្ភៈ ២០០០ [最高裁判所民事
判決 30 号 (2000 年 2 月 22 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៣០, ៣០ ឧសភា ២០០២ [最高裁判所
民事判決 130 号 (2002 年 5 月 30 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៣៥, ៤ មិថុនា ២០០២ [最高裁判所民
事判決 135 号 (2002 年 6 月 4 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៩៥, ១៩ សីហា ២០០២ [最高裁判所民
事判決 195 号 (2002 年 8 月 19 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ៦៥, ២៤ មីនា ២០០៣ [最高裁判所民事
判決 65 号 (2003 年 3 月 24 日)]
- សាលាដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ១៦១, ២៦ កក្កដា ២០០៤ [最高裁判所民
事判決 161 号 (2004 年 7 月 26 日)]

សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ២៦៧, ១៨ វិច្ឆិកា ២០០៤ 最高裁判所民事判決 267 号 (2004 年 11 月 18 日)

សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ៧៣, ១៦ មីនា ២០០៦ [最高裁判所民事判決 73 号 (2006 年 3 月 16 日)]

សាលដីកាសំណុំរឿងព្រហ្មទណ្ឌរបស់តុលាការកំពូលលេខ៤២, ១០ ឧសភា ២០០៦ [最高裁判所刑事判決 42 号 (2006 年 5 月 10 日)]

សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ៣៤៥, ២ វិច្ឆិកា ២០០៦ [最高裁判所民事判決 345 号 (2006 年 11 月 2 日)]

សាលដីកាសំណុំរឿងរដ្ឋប្បវេណីរបស់តុលាការកំពូលលេខ២៣៤, ១០ សីហា ២០០៦ [最高裁判所民事判決 234 号 (2006 年 8 月 10 日)]

ពាក្យបណ្តឹងព្រហ្មទណ្ឌជូនអាយ្យការអបសាលាដំបូងខេត្តសៀមរាប, លេខ២១២, ១៥ កុម្ភៈ ២០២២ [シアンリアプ州始審裁判所付属検察庁への告発書 212 号 (2022 年 2 月 15 日)]